

21世紀政策研究所 研究プロジェクト

日本の通商戦略のあり方

# 日本の通商戦略の 課題と将来展望

報告書

2012年7月

## 目 次

はじめに .....	iv
タスクフォース委員一覧 .....	v
序 章 日本の通商戦略の課題と将来展望 .....	1
(浦田秀次郎)	
1. 問題の所在とプロジェクトの目的 .....	1
2. グローバリゼーションとリージョナリゼーションが同時進行する世界経済 .....	2
3. 厳しい状況に置かれている日本経済 .....	14
4. 日本経済復活へ向けての提言：TPPへの参加とRCEPの推進 .....	18
第1章 日本のFTA戦略とTPP .....	21
(石川幸一)	
1. はじめに .....	21
2. 日本のFTA戦略とFTAの現状 .....	21
3. 日本の締結したFTAとその特徴 .....	24
4. 環太平洋経済連携協定（TPP） .....	27
5. TPPの交渉の概要と論点 .....	29
6. TPPで獲得・実現すべき事項と懸念事項 .....	37
7. おわりに：課題と提言 .....	43
第2章 日本の対東アジア通商戦略 .....	46
(木村福成)	
1. 東アジアの経済成長と新たな国際分業 .....	46
2. 東アジアと日本経済 .....	48
3. 新たな国際経済秩序の構築と地域主義 .....	49
4. 東アジア広域FTAに向けての動き .....	52
5. 東アジアの開発アジェンダ .....	56
6. 政策提言 .....	58

第3章 東アジア経済統合の新段階 .....	61
(深川由起子)	
1. はじめに .....	61
2. 東アジア経済統合の新段階と日中韓 FTA .....	61
3. 日中韓 FTA をめぐる環境変化 .....	68
4. 制度収斂への戦略的アジェンダ .....	70
5. 政策提言に代えて .....	73
第4章 日本の対外農業政策と今後の展開 .....	75
(本間正義)	
1. はじめに .....	75
2. 日本の農産物貿易と貿易政策の変遷 .....	76
3. FTA の進展と農業問題 .....	78
4. 今日のグローバル化の意義 .....	81
5. TPP と今後の展開 .....	83
6. 日本農業の対外政策のこれから—むすびにかえて— .....	85
第5章 サービス貿易等における日本の通商政策とその課題 .....	92
(石戸光)	
1. はじめに：サービス貿易拡大の重要性 .....	92
2. 個別サービス等分野の動向および通商政策課題 .....	93
3. 日本の GATS 約束表と FTA における WTO プラス .....	115
4. 総括および政策提言 .....	123
第6章 貿易自由化交渉と人の移動をめぐる政策課題 .....	126
(井口泰)	
1. 問題の所在—経済統合と国際的な人の移動の関係— .....	126
2. WTO 設立協定と国際的な人の移動 .....	128
3. アジア・太平洋地域における事実上の経済統合と人口変動 .....	130
4. 日本における外国人雇用・人口の変化と政策課題 .....	138
5. 結論—FTA・TPP を補完する人材交流を— .....	145

第7章 エネルギー問題と通商政策 .....	150
(石田博之)	
1. 序論 .....	150
2. 日本のエネルギー需給 .....	150
3. 日本のエネルギー安全保障政策 .....	154
4. 日本を取り巻く環境変化 .....	155
5. 日本の対応 .....	162
6. アジアにおけるエネルギー協力と政策強化の可能性 .....	164
第8章 TPP、FTAAPの経済効果分析 .....	170
(板倉健)	
1. はじめに .....	170
2. GTAPデータベースおよび分析モデルの概略 .....	170
3. 日本についてのシミュレーション結果 .....	174
4. まとめと今後の課題 .....	177
第9章 自由貿易をめぐる選好形成メカニズムとその国際比較 .....	188
(久野新)	
1. はじめに .....	188
2. 検定可能な仮説および実証分析のモデル .....	189
3. データ .....	191
4. 実証分析の結果 .....	193
5. 結語 .....	197
第10章 通商ルール定立の場としてのWTO—今後の可能性— .....	204
(小寺彰)	
1. はじめに .....	204
2. WTOの構造的变化 .....	206
3. WTOの今後の役割 .....	211
4. まとめ .....	218

## はじめに

日本経済は東日本大震災による大きな落ち込みからはほぼ回復したが、電力の安定供給への不安など、経済活動の本格的な復活には様々な障害がある。昨年は、大震災による生産低迷、原発事故に伴う原油輸入の拡大、円高による輸出減少などを背景として31年ぶりに貿易収支が赤字となり、日本経済の将来に対する懸念が高まっている。実際、日本経済は短期的な問題以外にも、人口減少、少子高齢化、深刻な財政状況、閉鎖的な経済といった中長期的な問題を抱えており、これらへの適切な対応がなければ、日本経済の将来は極めて悲観的なものにならざるをえない。

日本経済の置かれた環境は非常に厳しいが、日本を取り巻く世界および地域経済で生じている潮流—グローバリゼーションとリージョナリゼーションの同時進行—は、日本経済の再生への好機である。中国やインドなどのBRICsや東アジア諸国などでは、市場開放による貿易や直接投資の拡大を通じて経済成長を実現させている。市場の開放は競争圧力強化を通じて生産の効率性を向上させ、結果として輸出増加を可能にする。直接投資流出入の拡大も効率的生産を可能にすることから経済成長を推進する。さらに、人の国際間移動の活発化も経済成長に寄与するだろう。

こうした問題意識のもと、21世紀政策研究所は研究プロジェクトを立ち上げ、日本経済の復活および国民の経済厚生向上を実現させる通商戦略のあり方について、様々な視点から分析してきた。本報告書はその成果をとりまとめたものである。今後の日本の通商戦略を考える上で、本報告書が参考になれば幸いである。

21世紀政策研究所研究主幹  
浦田 秀次郎

※本報告書は21世紀政策研究所の研究成果であり経団連の見解を示すものではない。

## タスクフォース委員一覧

### 研究主幹

浦田秀次郎 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授

### 委 員 (五十音順)

井口 泰	関西学院大学経済学部教授
石川 幸一	亜細亜大学アジア研究所教授
石田 博之	青山学院大学社会情報学部教授
石戸 光	千葉大学法経学部准教授
板倉 健	名古屋市立大学大学院経済学研究科准教授
木村 福成	慶應義塾大学経済学部教授
久野 新	杏林大学総合政策学部講師
小寺 彰	東京大学大学院総合文化研究科教授
深川由起子	早稲田大学政治経済学部教授
本間 正義	東京大学大学院農学生命科学研究科教授

# 序 章

## 日本の通商戦略の課題と将来展望

早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授

浦田 秀次郎

### 1. 問題の所在とプロジェクトの目的

日本経済は東日本大震災から一年経過して、震災による大きな落ち込みから回復し、工業水準は、ほぼ震災前の水準まで戻った。ただし、震災により大きな被害を受けた東北地区の産業は依然として厳しい状況にある。また、原発再稼働が厳しい状況にあることから、電力の安定的供給に支障をきたす可能性もあり、順調な経済活動を復活させるには、様々な障害がある。昨年は、大震災による生産活動の低迷、原発に代わるエネルギーの供給源である原油の輸入拡大、円高による輸出低下などにより、31年ぶりに日本の貿易収支が赤字になり、日本経済の将来に対する不安が活発に議論されるようになった。実際、日本経済は上述したような短期的な問題を抱えているだけではなく、中長期的にみると、人口減少、少子高齢化、深刻な財政状況、閉鎖的な経済といった問題を抱えており、これらの問題に対して適切な対応ができなければ、日本経済の将来は極めて悲観的なものになってしまう。

日本経済の置かれている環境は非常に厳しいが、日本を取り巻く世界および地域経済の進展は日本経済の再生を可能にするような機会を提供している。具体的には、世界経済では、グローバリゼーションとリージョナリゼーションが同時に進行しており、それらによって与えられるビジネスチャンスをとらえることで日本経済の再生を実現させることは可能であろう。実際、近年継続的に高成長を記録している中国やインドなどの BRICs に属する国々や着実に成長を実現させている東アジア諸国など所謂新興国は、それらによって与えられたビジネスチャンスを的確にとらえている。これらの国々は市場を開放することで、貿易や直接投資の拡大を通じて経済成長を実現させている。市場の開放は輸入増加による競争圧力強化を通じて生産の効率性・競争力を向上させる。生産における効率性・競争力の向上は輸出増加を可能にする。他方、直接投資流出入の拡大も効率的生産を可能にすることから経済成長を推進する。さらに、人の国際間移動の活発化も経済成長に寄与する。

以上のような認識に基づいて、本プロジェクトでは日本経済の成長を復活させ、国民の

経済厚生を高めるような通商政策を、様々な視点から分析し、提言をまとめる。以下では、始めに各論文で議論される諸問題に対する本プロジェクトでの位置づけに関する理解を深めるために、上述した世界経済および日本経済における現状について、より詳しく議論を展開する。その後、各章で提示された政策提言をもとに、本プロジェクトとしての政策提言を纏める。

## 2. グローバリゼーションとリージョナリゼーションが同時進行する世界経済

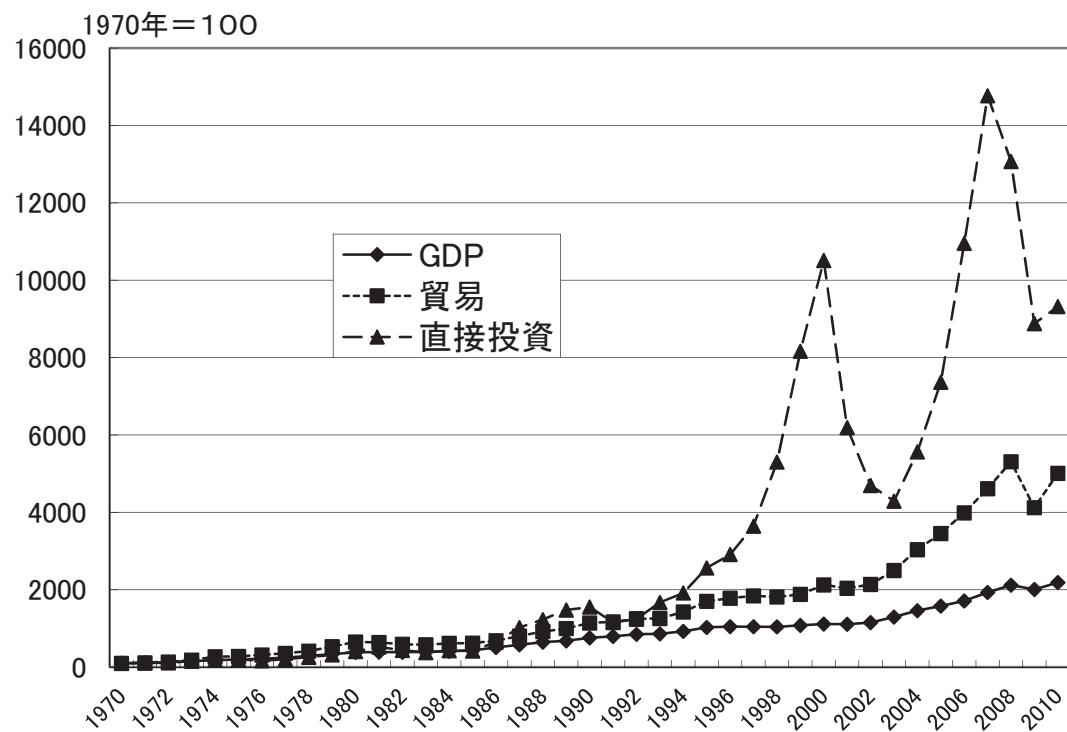
### (1) グローバリゼーションの進展

近年における世界経済では、世界化（グローバリゼーション）と地域化（リージョナリゼーション、地域統合）が同時進行している。ヒト、モノ、カネが国境を越えて、世界大で活発に移動するようになり、経済のグローバリゼーションが急速に進展している。図表1には、経常米ドルで計測した世界の国内総生産（GDP）、貿易、および直接投資について、1970年の数値を100として指数化された数値が示されている<sup>1</sup>。ここで貿易はモノの国際間移動を捉えているのに対し、直接投資はカネの国際間移動を捉えている。それらの数値によれば、世界のGDPは1970年から2010年の40年の間に、約22倍増加したが、一方、貿易と直接投資は、各々、50倍および93倍に増加した。国内経済活動（GDP）と比べて国際経済活動（貿易、直接投資）がより急速に拡大したというこの観察結果は、グローバリゼーションの進展を示している。但し、国際経済活動については、貿易の伸びは一貫しているのに対し、直接投資については、振幅が大きいという特徴を持つことを記しておきたい。

カネの面でのグローバリゼーションについては、直接投資の動きを見たが、カネ（資金）の形態としては、直接投資だけではなく、証券投資、銀行融資など様々なものがある。しかしながら、直接投資と比べて他の資金についての統計は未整備の部分が多いことから、一般に世界の金融の状況は推計値という形で捉えられている。例えば、Crafts (2000)によれば、世界の対外資産（ストック）・GDP比率は1960年には6.4%であったが、80年には17.7%、95年には56.8%と80年以降大きく拡大している。この数値は、上述した直接投資に関する観察結果と同じように、金融部門におけるグローバリゼーションが近年、急速に進展したことを見ている。

<sup>1</sup> ここでは直接投資をフローとして捉えている。直接投資の捉え方としてはある一定期間（多くの場合は一年）に行われた投資の額を示すフローとある一時点における投資の累積額を示すストックの二つがあるが、GDPと貿易はフローで捉えていることから、ここでは直接投資もフローで捉えている。

図表1 グローバリゼーションの進展：世界のGDP、貿易、直接投資



出所：World Bank、World Development Indicators on line および UNCTAD、UNCTADstat on line.

ヒトの移動に関しては信頼できる情報が乏しいが、世界銀行によると世界での移民規模（ストック）は、60年には、7000万人であったのが、30年後の90年には2倍以上の1億5500万人に増加し、2010年には2億1350万人に達している<sup>2</sup>。世界人口との比率で見ると、60年には2.64%であったが、90年には2.95%に上昇し、2010年には3.13%へとさらに上昇した。移民は長期的な人口移動を表わしているのに対して、グローバリゼーションにおけるヒトの移動といった場合には、より短期のヒトの移動を意味する場合が多いように思われる。そのようなヒトの移動に注目してグローバリゼーションを捉えた場合には、ビジネスマンの短期および中長期の国境移動の動向を検討することが望ましいが、そのような情報を入手するのは難しい。そこで、旅行者（観光客）の国境移動でヒトのグローバリゼーションを捉えてみる。世界銀行によると、世界の観光客の入国者数は95年には5億4千万人であったが、2000年には6億9千万人、2009年には8億9千万人へと急増している<sup>3</sup>。これらの観察結果は、ヒトのグローバリゼーションが進展していることを示している。

<sup>2</sup> World Bank, World Development Indicators, <http://databank.worldbank.org/ddp/home.do>

<sup>3</sup> 同上。

モノが貿易を通じて国境を超えるだけではなく、ヒトや資本などの生産要素が国境を越えて移動するようになったことで、各国間の繋がりはより緊密になった。例えば、直接投資を通して多国籍企業が海外に子会社を設立するようになったことで、子会社を経営する外国の経営陣と子会社で働く労働者が直接に接触するようになった。また、海外子会社と現地企業との間では競争の激化や協力関係の緊密化などが進んだ。

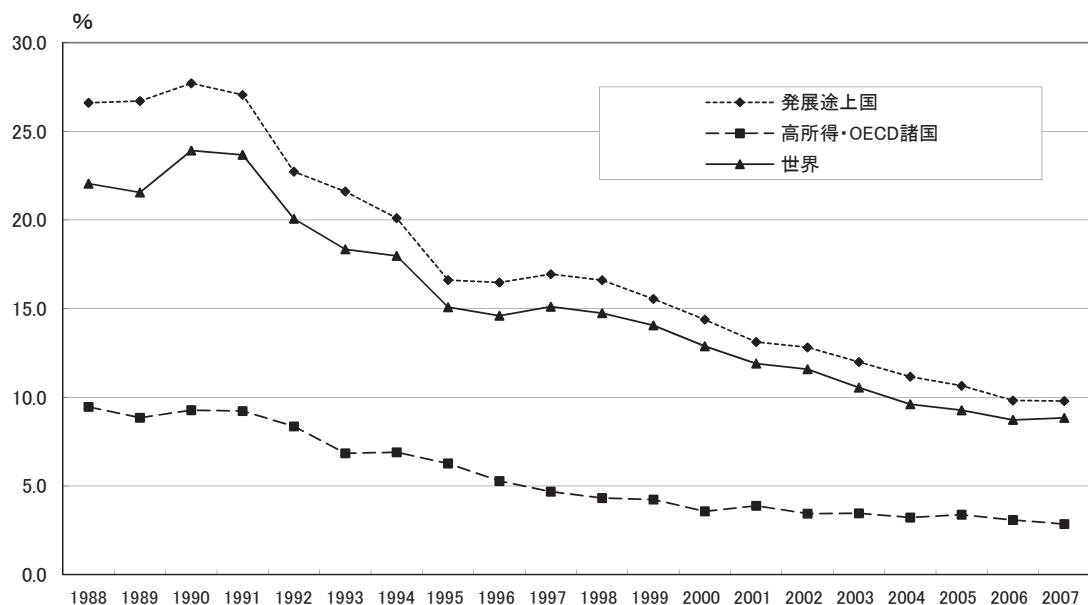
経済のグローバリゼーションは資源配分の効率性を向上させただけではなく、技術進歩を促進させたことにより、世界経済の成長に大いに貢献した。実際、グローバリゼーションが急速に進んだ 80 年代後半以降、世界経済は著しい成長を記録した。中国や東南アジア諸国連合（ASEAN）など東アジアの発展途上国はグローバリゼーションによって与えられたビジネス機会を活用することで高成長が達成できた。後述するように、日本はグローバリゼーションによって与えられたビジネス機会を活用できないでいることが、低成長の一つの要因である。

グローバリゼーションを推進している要因としては、制度面での自由化と取引コストを低下させるような技術進歩が特に重要である。貿易を推進した制度面での要因としては、関税および非関税障壁の削減が挙げられる。1948 年に「関税と貿易に関する一般協定（GATT）」が発効し、その後、GATT の下で多角的貿易自由化交渉が進められた。GATT は 1995 年に世界貿易機関（WTO）として発展的に継承されるが、それまでに 8 回の多角的貿易交渉が行われ、先進諸国の平均関税率は大きく引き下げられた（図表 2）。輸入数量規制や輸出自主規制などの非関税障壁も 60 年代から 90 年代にかけて大きく削減されたが<sup>4</sup>、21 世紀になってアンチダンピング税やセーフガードなど WTO で認められている非関税措置の乱用が目立ってきているようである。一方、発展途上国は GATT での多角的貿易交渉では貿易自由化をあまり進めてこなかったが、経済危機に直面した際に世界銀行や国際通貨基金からの資金の借り入れの条件などにより片務的に貿易自由化を進めてきた。80 年代以降において発展途上諸国で貿易自由化が急速に進められてきたことが図表 2 に示されている。特に、中国やインドなどのアジア NIEs 以外のアジアの発展途上国において自由化の速度が著しい。貿易の拡大にあたっては、通関業務の効率化や製品に関する規格・標準の各国間での相互承認や統一など、貿易円滑化の対象となる制度および制度の運用などの面での改善が必要である。

---

<sup>4</sup> Crafts (2000) Table 2.4 参照。

図表2 世界諸国の関税率



出所：World Bank, Database on Tariffs.

直接投資政策の自由化もグローバリゼーションを推進した。貿易政策の自由化は関税率で捉えられることができたが、直接投資政策の自由化を捉える適當な指標はなかなかない。ただし、東アジア諸国を始めとして世界の多くの国々で投資許可分野の拡大などにより直接投資政策が自由化してきたことは明らかである。ただし、まだまだ投資可能分野に関する制限や投資審査に係る手続きの煩雑さなどが残っており、自由化および円滑化の余地が多く残っている。

投資や労働などの生産要素が国境を越えて移動するような状況においては、各国間での制度の違いがグローバリゼーションの障害になってくる。既に貿易の円滑化に関する議論では製品の規格・標準などの各国間における違いが貿易障壁になることを指摘した。知的財産権の保護、競争政策、政府調達政策などの国内政策における各国間での制度の違いが生産要素の移動の障害になっている。グローバリゼーションの推進には、国内制度の相互承認や統一が重要な役割を担っている。

技術進歩や規制改革によって輸送コストや通信コストが低下したことも、貿易やヒトの移動の拡大に貢献した。旅行客一マイル当たりに対する航空サービス収入は1990年米ドルで測って1950年には0.30ドルであったが、90年には0.11ドルまで低下した<sup>5</sup>。通信コス

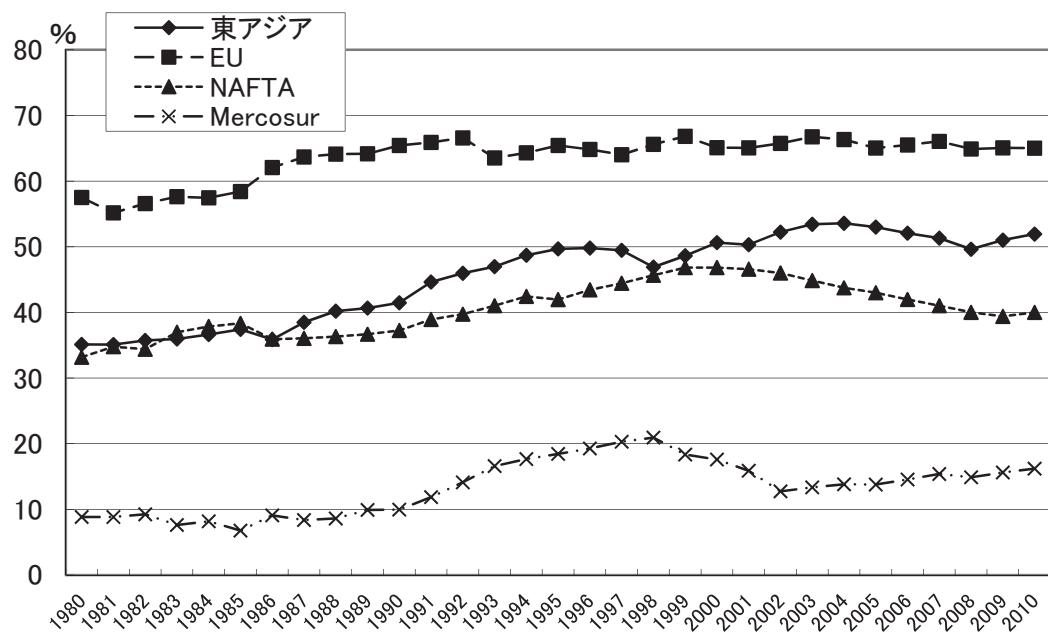
<sup>5</sup> Masson (2001), Table 1.

トの低下はより顕著である。ニューヨークからロンドンへの3分間の電話通話料は、2000年米ドルで測って、60年には60.42ドルであったが、80年には6.32ドル、2000年には0.40ドルまで低下した<sup>6</sup>。また、インターネットの普及によって、通信コストが飛躍的に低下したことは改めて指摘するまでもない。

## (2) リージョナリゼーション（地域統合）の進展

世界経済ではグローバリゼーションの急速な進展により世界各国における経済関係の緊密化が進む一方、特定地域における経済の緊密度が増大したことで、地域経済統合も進行した。図表3には、EU、東アジア、NAFTA、メルコスールにおける貿易に占める域内貿易の割合が示されているが、上昇トレンドが読み取れる。これらは貿易における地域統合が進展したことを物語っている。

図表3 世界各国の域内貿易依存度



出所：経済産業研究所、RIETI-TID on line

地域統合を促進する要因は大きく分けて二つある。一つは経済活動の活発化・拡大である。ある地域・国において貿易・投資政策の自由化などによって経済が開放されるとビジ

<sup>6</sup> Masson (2001), Table 2.

ネスチャンスが増え、それらを捕らえようとしてヒト、モノ、カネなどがその地域に集中することがある（市場誘導型地域統合）。経済活動が集中することにより発生するメリットは「集積の利益」と言われているが、具体的には、取引業者が近隣に立地することから生産や流通などの経済活動を円滑に行うことできることなどが挙げられる。特に、機械産業のように多くの部品を使用する産業においては、部品サプライヤーが近隣に位置することが効率的生産の実現には重要な要素となる。

地域統合を促すもう一つの要因は自由貿易協定（FTA）などのように地域内諸国を優遇する制度の設立である。地域制度が設立されたことにより経済活動がある地域に集中し、その結果として地域統合が促進される（制度誘導型地域統合）。欧州連合（EU）での地域統合は制度誘導型の性格が強い。EUにおける制度的地域統合の動きは第二次大戦後すぐに始まった。フランス、イタリア、旧西ドイツ、ベネルクス3国（オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ）の6カ国を加盟国として、1952年にはヨーロッパ石炭鉄鋼共同体（ECSC）、58年にヨーロッパ原子力共同体（EURATOM）とヨーロッパ経済共同体（EEC）が発足した。EECは関税同盟であり、工業製品に対する域内関税の撤廃、域外共通関税の設定および共通農業政策の実施を主な内容としていた。EECは初期の段階から関税同盟として設立されており、現在、東アジアや他の地域で形成されている域内関税の撤廃だけを含む自由貿易協定・自由貿易地域（FTA）よりも統合度の高い枠組として出発した<sup>7</sup>。EECは67年にECSC、EURATOM、EECを統合してヨーロッパ共同体（EC）を設立し、93年には労働や資本の自由な移動を認める単一市場を創設した。その後、加盟国の拡大や一部の国々による共通通貨の導入などを進めて統合の内容を深化させてきた。

北米での地域統合は市場誘導型から次第に制度誘導型の性格を強めている。北米では米国とカナダによって91年に発足した米加自由貿易協定を基礎に、94年にはメキシコを加えて北米自由貿易協定（NAFTA）が発足した。91年以前においては、米国とカナダとの自動車貿易において自由貿易制度が設立されていたが、それは例外であり、市場誘導型の地域統合が進んでいた。90年代に入ると、NAFTAが発足し、その後、94年に南北米州大陸を包含するような米州自由貿易地域（FTAA）構想が浮上した。同構想は米州地域34ヶ国（キューバを除く南北米大陸諸国）を加盟国とした自由貿易地域であり、交渉が開始されたが、中心となる米国とブラジルとの間で意見の違いがあったことから、交渉は2003年以来

<sup>7</sup> 関税と貿易に関する一般協定（GATT）、世界貿易機関（WTO）では加盟国間の貿易障壁を撤廃する自由貿易協定（FTA）と、さらに非加盟国からの輸入に対して共通関税を適用する関税同盟の二つの貿易政策を地域経済統合として認めている。詳しくは浦田他（2007）などを参照。

中断している。

東アジアにおける地域統合については、大まかに言って 20 世紀までは市場誘導型であったが、21 世紀に入り、制度誘導型の要素が現れてきている。東アジア諸国では、1980 年代後半から多国籍企業は生産工程を細分化し、細分化された工程をその工程が最も効率的に（低コストで）行える国・地域に配置する「フラグメンテーション戦略」を直接投資を用いて積極的に実施するようになった。そのように分散された工程の間で部品が貿易され、人件費の低い国に部品が集められ、そこで最終製品に組み立てられて、それらが世界に輸出されるという生産・貿易パターンが構築された。そのような地域生産ネットワークが構築されたことで東アジア域内における部品貿易が拡大したことが、東アジアにおける地域統合を推進した。そのような形での地域統合の進展を促した要因としては、貿易や投資政策の自由化が重要であることから、東アジアにおける地域統合は市場誘導型と言われている。

### （3）アジア太平洋における FTA の急増

世界の他の地域と比べると、東アジアは 1990 年代末になるまで FTA などの制度面での地域経済統合には消極的であった。実際、2002 年に日本・シンガポール FTA<sup>8</sup>（EPA）が発効するまでは、ASEAN 諸国による ASEAN 自由貿易地域（AFTA）が唯一の主要な FTA であった（図表 4）。ASEAN は 67 年に政治的目的で設立されたが、89 年の東西冷戦終結後に経済的枠組みとして活動を活発化させた。AFTA は当時の ASEAN 加盟国（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ）により設立され 1992 年に発効した。その後、ASEAN に加盟したベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジアが AFTA に加わった。AFTA では、関税が段階的に削減され、発足当初からの 6 原加盟国については自由化の例外とされている商品を除いて全ての商品に関する加盟国間の貿易に関する関税（域内関税）が 2010 年までに撤廃された。新規加盟 4 カ国については 2015 年までに域内関税撤廃が予定されている。ASEAN では AFTA の枠組みでの財（モノ）に関する自由貿易協定だけではなくサービス貿易に関する自由貿易協定（AFAS）および投資に関する協定（AIA）も発効させている<sup>9</sup>。これらの協定を完成させ 2015 年には ASEAN 域内において

<sup>8</sup> 日本・シンガポール FTA は正式には経済連携協定（EPA）となっており、貿易自由化だけではなく、投資の自由化や貿易および投資の円滑化など包括的な内容を含む枠組みになっている。但し、近年、締結されている FTA は包括的な内容を含んでいることから、実態としては FTA と EPA は違いがない。

<sup>9</sup> AFAS は 1995 年、AIA は 1998 年に設立された。AIA は 2009 年により包括的な内容を含む ACIA に発展した。

ヒト、モノ、カネが自由に移動できる ASEAN 経済共同体の設立を目指している<sup>10</sup>。

図表 4 アジア太平洋における FTA

バンコク協定(1976)	タイ・NZ(2005)	日本・ブルネイ(2008)
AFTA(1992)	シンガポール・インド(2005)	中国・NZ(2008)
シンガポール・NZ(2001)	韓国・シンガポール(2006)	台湾・ニカラグア(2008)
日本・シンガポール(2002)	日本・マレーシア(2006)	シンガポール・ペルー(2009)
シンガポール・豪州(2003)	韓国・EFTA(2006)	中国・シンガポール(2009)
シンガポール・EFTA(2003)	中国・チリ(2006)	日本・スイス(2009)
シンガポール・米国(2004)	韓国・ASEAN(2006)	日本・ベトナム(2009)
韓国・チリ(2004)	シンガポール・パナマ(2006)	インド・ASEAN(2010)
中国・香港(2004)	日本・チリ(2007)	ASEAN・豪州・NZ(2010)
中国・マカオ(2004)	日本・タイ(2007)	中国・ペルー(2010)
台湾・パナマ(2004)	中国・パキスタン(2007)	中国・台湾(2010)
シンガポール・ヨルダン(2004)	マレーシア・パキスタン(2007)	韓国・EU(2011)
日本・メキシコ(2005)	日本・フィリピン(2008)	日本・インド(2011)
中国・ASEAN(2005)	日本・ASEAN(2008)	中国・コスタリカ(2011)
タイ・豪州(2005)	日本・インドネシア(2008)	韓国・ペルー(2011)

出所：各国政府

ASEAN は 21 世紀に入り、積極的に FTA を締結してきた。2005 年に中国との FTA を発効させてから 2010 年までに韓国、日本、豪州・ニュージーランド、インドとの間に 5 つの ASEAN+1 と呼ばれている FTA を発効させており、ASEAN は東アジアにおける FTA のハブ（軸）的存在になっている。これらの FTA は ASEAN が働きかけたというよりは、相手から持ちかけられたという性格が強いようであるが、相手の国々にとって経済面および政治面において ASEAN の重要性を認識させることができたことは ASEAN の外交能力が高いことを示している。現在、ASEAN は EU と FTA 交渉を行っている。

ASEAN 加盟国の中には単独で ASEAN 加盟国以外の国々とも FTA を進めている国々も

<sup>10</sup> ASEAN の統合に関しては、Chia (2011) が詳細な分析を行っている。

ある。最も積極的なのはシンガポールである。シンガポールは現時点で日本や米国などと 18 の FTA を発効させている<sup>11</sup>。さらに現在交渉中や提案されている FTA を含めると 35 にも上る。その他の ASEAN 諸国では、タイとマレーシアが多くの FTA に関係している。これらの ASEAN 原加盟国と比べると、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム (CLMV) といった ASEAN 新規加盟国は FTA への動きが遅い。その背景には、ASEAN 原加盟国と比べて貿易自由化に遅れており、貿易自由化を要求される FTA への参加が容易ではないという事情がある。

東南アジアの ASEAN 諸国に比べ、中国、日本、韓国、台湾の北東アジア諸国・地域は FTA 交渉に積極的ではなかった。実際、これらの国々は WTO 加盟国の中で 21 世紀になるまで FTA や関税同盟などの地域経済統合に参加していない数少ない国々であった。しかし 21 世紀以降、中国、日本、韓国は積極的な FTA 政策を展開している。中国は ASEAN、香港、マカオ、台湾などと 11 の FTA を発効させており、多くの国々と交渉あるいは検討をしている。日本はシンガポール、マレーシア、タイなどの AFTA 原加盟国の他、ASEAN、インド、メキシコ、チリなどと 13 の FTA を発効させており、豪州、湾岸協力会議 (GCC)、韓国などと FTA を交渉中である。韓国は発効させている FTA の数は日本や中国よりも少ないが、ASEAN、米国や EU などの大きな貿易相手国との FTA を進めている。

近年における東アジアでの FTA 急増の背景にはさまざまな理由がある。第一は、世界の他の地域で FTA が急速に拡大していることを受け、東アジア諸国も輸出機会を維持、拡大するためには FTA を形成することが重要であると認識したことにある。実際、2000 年までに GATT・WTO に報告された FTA は 116 にも上った<sup>12</sup>。

東アジアにおいて FTA に対する関心が高まった第二の理由は、経済成長実現のために構造改革を推進することが重要であると考えている国が、構造改革に対する反対勢力への影響力を獲得する手段として FTA を利用しようとしたことがある。国内改革の推進にあたって外圧を利用する戦略は以前から頻繁に使われてきた。前述したように、WTO での貿易自由化が進まない状況においては FTA がそのための戦略として用いられるようになった。

第三の理由としては、東アジア諸国間でのライバル間競争が挙げられる。競争の動機としては輸出市場の獲得だけではなく、地域での指導的役割の獲得といった国際政治上の動機もある。東アジア諸国の中でも中国と日本の競争が顕著である。地域の「リーダー」

<sup>11</sup> アジア開発銀行のデータベースを参照。<http://aric.adb.org/10.php>

<sup>12</sup> 石川（2002）参照。

になることを狙って中国と日本は ASEAN を中心として東アジア諸国との関係強化に熱心である。日本と中国のライバル間競争を示している一つの例としては、日中による ASEAN との FTA への働きかけが挙げられる。中国は香港、マカオを除いて最初の FTA の相手国・地域として経済的および政治的重要性から ASEAN を選んだ。一方、ASEAN との FTA で出遅れた日本は中国と ASEAN が FTA 交渉開始に合意した翌日（2002 年 11 月 5 日）に EPA を ASEAN に提案した。日中以外でも ASEAN や韓国も FTA を東アジアでの影響力を維持、拡大する手段と見なしている。

#### （4）東アジア全体を包摂する FTA の可能性

東アジア諸国全体を包摂する FTA 構想も浮上している。1998 年の ASEAN+3（ASEAN 加盟国、中国、日本、韓国）首脳会議では、長期的な経済協力ビジョンを研究する東アジア・ビジョングループ（East Asia Vision Group）の設置が決定された。同グループは 2002 年に東アジア自由貿易協定（EAFTA）の形成を含む政策提言を首脳に提出した。2005 年には、専門家による EAFTA の実現可能性に係る民間研究者による研究会が開始され、第一および第二フェーズが終了し、2009 年に政府間での検討を開始すべきであるという提言をまとめた。その後、中国政府が中心となり原産地規則など地域レベルの FTA 設立にあたって重要なテーマを取り上げて、ワーキンググループを形成し、政府間で議論を進めている<sup>13</sup>。

日本は、ASEAN+3+3（ASEAN+3、インド、豪州、ニュージーランド）を加盟国とする FTA を含む経済連携協定である東アジア包括的経済連携（CEPEA）構想を 2006 年に提案した。ASEAN+3+3（ASEAN+6）は 2005 年に発足した東アジア首脳会議のメンバーでもある。日本と中国の対抗意識を考えれば、また EAFTA に関する議論でイニシアティブをとったのは中国だったことを考慮すれば、CEPEA 構想の背景には東アジアの地域制度構築において指導的役割を果たしたい日本の戦略が存在することが分かる。CEPEA の実現可能性を検討する民間研究者による研究会は 2007 年に開始され、第一および第二フェーズを経て 2009 年に政府間での検討を開始すべきであるという提言を行った。その提言を受け、政府では EAFTA 同様に、原産地規則など CEPEA 実現にあたって重要なテーマを抽出し、ワーキンググループの下で検討を進めている。

EAFTA と CEPEA が対立するような形で共存している状況において、後述する環太平洋連携協定（TPP）や日中韓 FTA の動きが出てきたことから、日本と中国は東アジアにおける

---

<sup>13</sup> 東アジアなどにおける FTA の動向については、経済産業省（2011）などを参照。

る地域統合の動きを加速させることを目指して、EAFTA と CEPEA を統合させるような行動をとるようになった。具体的には、2011 年 8 月の ASEAN+6 による経済大臣会合で日本と中国は貿易自由化に関する新たな 3 つの作業部会（財、投資、サービス）の立ち上げを提案した。EAFTA と CEPEA が統合されていく状況において、ASEAN は東アジアにおける地域統合の中心的役割を維持するために、国々を限定しない形の枠組み（ASEAN++、公式には地域包括的経済連携「RCEP」）を 2011 年 11 月の東アジアサミットで提案した。2012 年 4 月の ASEAN 首脳会議において 2012 年 11 月までに RCEP の交渉開始を目指すことが合意された。

EAFTA、CEPEA、RCEP 設立の一つの目的は、東アジアにおいて統一市場を形成することで経済活動をより活発化させることである。現時点では、上述したように ASEAN を軸として中国、韓国、日本、インド、豪州・ニュージーランドとの 5 つの FTA が設立されているが、中韓、日中、日韓などでは FTA が設立されていないことから、東アジア統一市場は設立されていない。東アジアにおいても欧州におけるような統一市場が設立されれば、ヒト、モノ、カネなど経済活動において重要な役割を担っている要素が活発に移動するようになり、経済成長・経済的繁栄が期待できる。より具体的には、東アジアに自由で開放的な統一市場の形成によって東アジアに張り巡らされた地域生産ネットワークの拡大と円滑な活用が可能になることである。地域生産ネットワークの拡大および活発化によって経済成長が促進され、その結果として東アジアに居住する人々の所得が上昇すれば、東アジアで生産される製品に対する需要が拡大し、東アジアと米国との間で深刻化している経常収支不均衡問題に対しても好ましい効果が期待される。

東アジア諸国を包摂するような EAFTA、CEPEA、RCEP は、既存の ASEAN+1FTA を束ねることで設立が可能であるという見方がある。理論的には間違ってはいないが、ASEAN+1FTA の内容がかなり異なっていることから、実際にはそう簡単ではない。さらに EAFTA や CEPEA の設立の障害になっているのは、日中韓三国による FTA の設立への動きが遅いことである。日韓 FTA は 2003 年に交渉が開始されたが、交渉の枠組みに関する合意が成立しないまま、2004 年には交渉が中断してしまった。農水産業での市場開放を回避したい日本、工業製品分野での市場開放による中小企業への悪影響を恐れる韓国の中には市場開放をめぐって意見が対立していることが障害になっている。日中 FTA に関しては、日本の産業界は極めて前向きであるが、農業は市場開放による被害を恐れて断固として反対の立場である。日韓と日中の FTA を難しくしている要因には、上述したような経済的要因だけ

ではなく、歴史や政治の問題もある。中韓 FTA は、実現可能性に関する研究会を経て、2012 年 5 月に交渉が開始された。

日中韓首脳の先導の下、三国間 FTA に関する産官学共同研究会が 2010 年に設立され、2011 年 12 月に報告書が取りまとめられ、日中韓 FTA の早期交渉開始を提言した。それを受け 2012 年 5 月に開催された日中韓首脳会議で日中韓 FTA 交渉開始宣言が期待されたが、韓国の反対で開始宣言はなされず、同年末までの開始が合意されたにとどまった。

東アジアにおける FTA の顕著な特徴は内容の包括性である。EAFTA、CEPEA、RCEP 共に貿易自由化に加え、貿易円滑化、直接投資の自由化／円滑化、さらには経済協力が含まれている。それらの中でも特に経済協力の重要性が強調されている。その理由としては、東アジア諸国の中には大きな発展段階の格差があることから、東アジア全体の持続的な発展・成長には発展格差の縮小が大きな課題であるという認識がある。

東アジアにおいて地域レベルの FTA 構想が検討される状況において、米国は APEC メンバーを加盟国としたアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）を 2006 年に提案した。米国による提案の一つの主な理由は米国の東アジア市場へのアクセスを確保・維持することである。FTAAP については 2010 年に横浜で開催された APEC 首脳会議において、アジア太平洋における地域経済統合の主要な手段であると捉え、FTAAP を実現するにあたっての道筋として EAFTA、CEPEA、および TPP があるとしている。TPP は 2006 年にシンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの 4 カ国を加盟国として設立された FTA であるが、原則として全ての商品にかかる関税を撤廃する自由化度の高い FTA である<sup>14</sup>。TPP は 2008 年に米国が関心を示したことから注目を集めようになった。2009 年に就任した米国のオバマ大統領は雇用拡大のために輸出拡大を約束したが、成長するアジアへの輸出拡大の機会として TPP に関心を示し、2010 年から豪州、ペルー、ベトナム、マレーシアと共に拡大 TPP 交渉に参加している。菅直人首相は横浜での APEC において TPP 参加への強い関心を表明したが、農産品自由化に反対する農業関係者からの強い政治的圧力に遭い、TPP 交渉参加についての結論は 2011 年 6 月まで延期した。その後、東北大震災が発生し、TPP 交渉参加への準備が十分には行われなかったことから、TPP 交渉参加への決定は再び延期された。2011 年 9 月になって野田佳彦首相が誕生し、同首相は同年 11 月のホノルルでの APEC 会議において TPP 交渉参加への関心を示し、その後、TPP 交渉参加へ向けて交渉国との事前協議

<sup>14</sup> 因みに、日本の設立した FTA では、全商品の中で自由化を行う商品の割合を示す自由化度は 90% 以下であり、他の先進諸国が設立した FTA と比べると自由化度は低い。浦田・安藤（2011）などを参照。

を進めている。他方、国内では TPP 交渉参加へ向けて国民の TPP に対する理解を深めることを目的として地方都市などで討論会を開催している。

TPP は東アジアの地域統合の推進にあたって踏み石になるのであろうか？ あるいは障害になるのであろうか？ 現段階では双方の見方があり、結論的な見解は出ていない。TPP は現在では APEC に属する 9 カ国で交渉が行われているが、交渉に参加する国が増えるならば東アジア地域の統合へ繋がる可能性もある。その場合、一つの重要な問題は貿易自由化水準である。TPP における貿易自由化は基本的には例外を設けないということであるが、この条件を緩和しなければ多くのアジア諸国は参加することが難しく、結果としてアジア地域の統合へは繋がらない。その場合、現状もそうであるが、東アジア諸国の中で TPP に参加する国としない国が出てくることから、東アジアでの経済の統合というよりは分裂を発生させる可能性もある。このような状況を回避するためには、RCEP を進めなければならない。

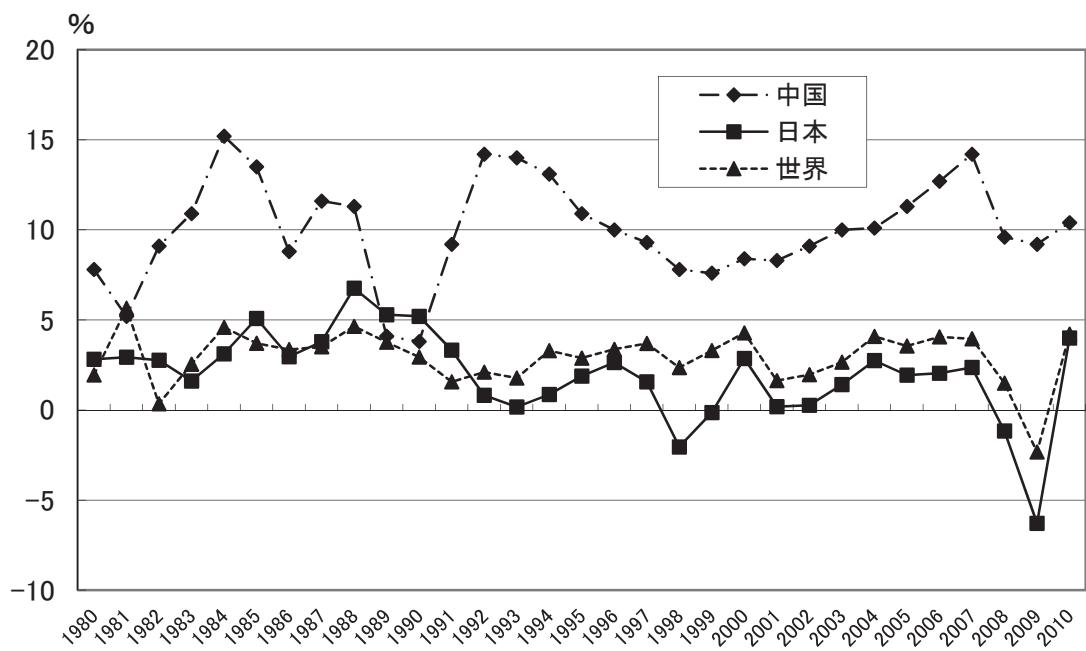
### 3. 厳しい状況に置かれている日本経済

日本経済は極めて厳しい状況に置かれている。2008 年のリーマンショックをきっかけに発生した世界金融危機からの回復が軌道に乗りかけた矢先の昨年 3 月に東日本大震災に見舞われ、二万人の人命が奪われただけではなく、農地の破壊やサプライチェーンの寸断などにより経済活動が大きく低下した。サプライチェーンは当初の予想よりも短期間で復旧したが、被害を受けた農地が再び使用できるようになるまでには、数年かかると見られている。また、地震と津波により発生した原発事故による放射能問題の影響で現在も数十万人が避難生活を強いられているだけではなく、農産物の生産・販売に深刻な影響をもたらしている。大震災からの復興が徐々に進み始めた昨年の春頃から、急激な円高や欧州の債務問題に端を発した世界経済の低迷などが追い打ちをかけるような形で日本経済の回復を遅らせている。

日本経済は構造的な問題を抱えていることから、中長期見通しも明るくない。実際、日本経済は 1990 年代初めのバブル崩壊以来、20 年以上に亘って低成長に喘いでいる（図表 5 および図表 6）。最も深刻な問題は人口の減少と高齢化である。経済成長は供給面と需要面の要因の相互関係により実現するが、これらの両面で厳しい状況にある。供給面でみると経済成長の実現には、労働投入の増加、資本投入の増加、あるいは生産性の上昇が必要であるが、人口減少と高齢化は労働投入と資本投入の増加を難しくしている。日本の人口は

2005 年に減少し、2006 年には一時的に増加するが、2007 年から継続的に減少している（図表 7）。国立社会保障・人口問題研究所による推計では、現在の一億二千万人強の人口が 2046 年には一億人を切り、2055 年には 9000 万人になるとしている<sup>15</sup>。他方、労働力人口はそれ以前の 1995 年から減少しており、今後も継続的に減少することが予測されている。人口減少を逆転させることができなければ、女性や高齢者の就労を促すか、外国人労働者を受け入れなくては、労働投入の増加は難しい。

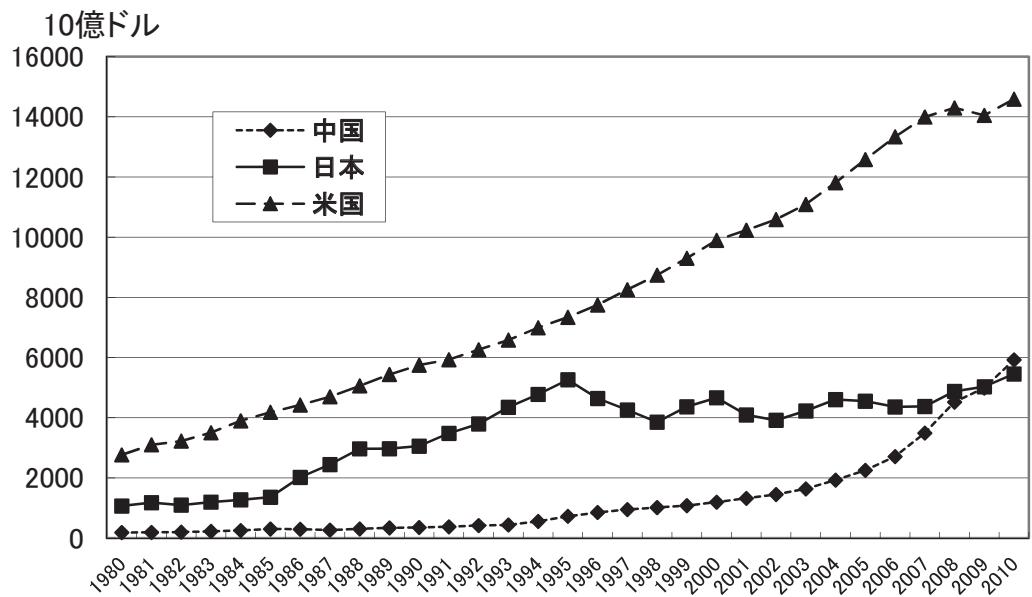
図表 5 日本、中国、世界の GDP 成長率



出所：World Bank, World Development Indicators on line

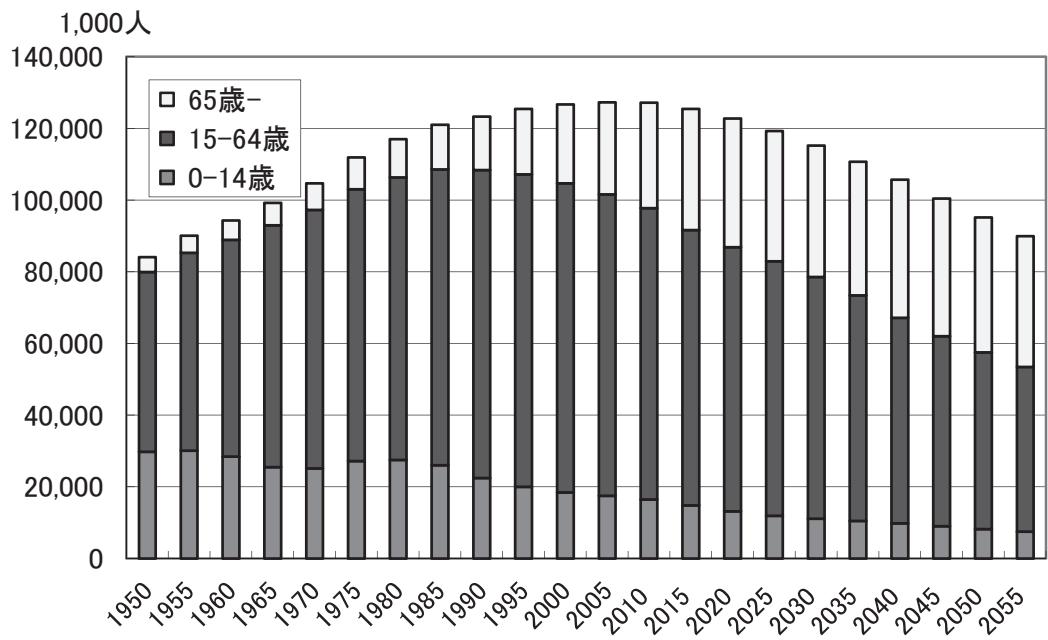
<sup>15</sup> 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 18 年 12 月推計）中位推計」  
<http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/suikei07/suikei.html#chapt1-1>

図表6 日米中のGDP



出所：World Bank, World Development Indicators on line

図表7 日本の人口

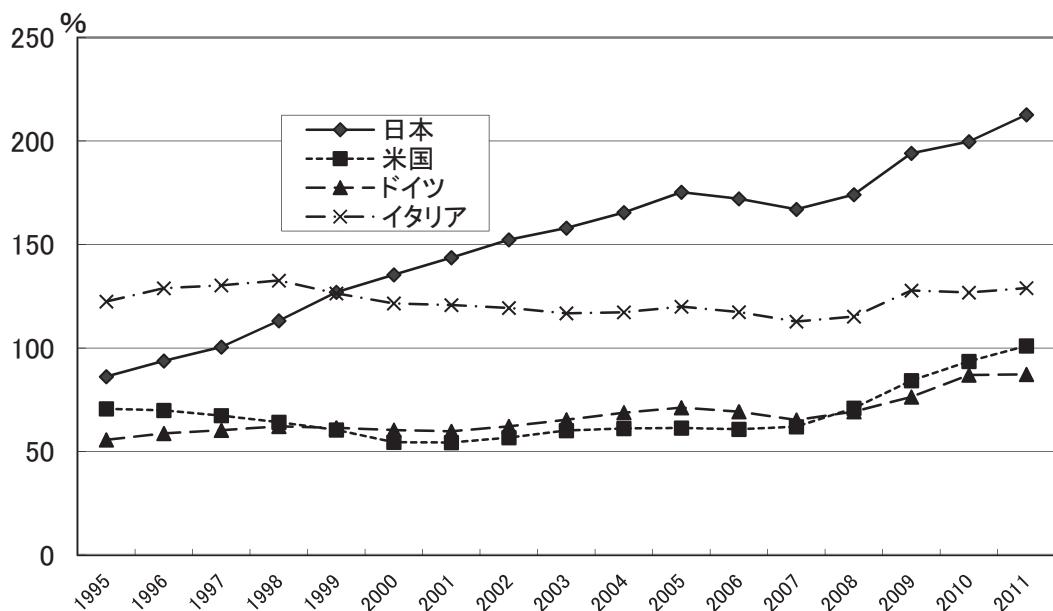


出所：総務省統計局統計調査部国勢統計課「国勢調査報告」「我が国の推計人口」「人口推計年報」および国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）中位推計」

資本投入の増加には国内貯蓄か海外からの投資が必要であるが、日本の国内貯蓄は高齢化の進展などにより減少しており、また、海外からの資本流入も日本経済の将来が不透明なことから低迷している。国内総貯蓄率は1990年には33.7%と先進諸国の中でも高い値を記録していたが、継続的に低下し2010年では21.4%になっている<sup>16</sup>。

需要面からみても経済成長は期待できない。人口減少と低成長率により消費は伸びず、将来の消費が伸びないことから、設備投資は低迷すると予想される。また、政府は国内総生産（GDP）の2倍以上にものぼる膨大な債務を抱えていることから実需につながるような支出の拡大は難しい（図表8）。高齢化の急速な進展により社会保障や医療に対する公的支出が拡大することが予想されることから、現在、議論されている社会保障と税の一体改革が実施されなければ、財政状況は悪化し、益々経済成長の可能性が小さくなってしまう。

図表8 債務残高・GDP比率



出所：OECD 資料

また、グローバリゼーションが急速に進展している状況において、日本は市場および社会の「閉鎖性」によってグローバリゼーションにより与えられた海外とのモノ、ヒト、カネ、情報など経済活動を活発化する重要な要素の相互移動の機会を活用できていない。このことは貿易や直接投資のGDPに占める割合が他の国々と比べて、日本において低いこ

<sup>16</sup> World Bank, *World Development Indicators on line*.

とから分かる。具体的には、2010年における日本の貿易（輸出入）・GDP比率と直接投資（対外対内直接投資フロー）・GDP比率は、各々、29.3%、1.0%で、中国の55.2%、4.1%、米国の28.8%、4.0%、世界平均の55.9%、4.4%と比べると低い<sup>17</sup>。

#### 4. 日本経済復活へ向けての提言：TPPへの参加とRCEPの推進

世界経済ではグローバリゼーションとリージョナリゼーションが同時に進行しているが、その背景には、モノ、カネ、ヒトなどが国境を自由かつ活発に超えるようになったことがある。モノ、カネ、ヒトの活発な移動は経済成長を推進しているが、それらの国境移動においては様々な障壁が残っており、さらなる経済成長の実現にあたっては、それらの障壁を削減・撤廃する必要がある。モノ（貿易）、カネ（投資）、ヒトの移動などに対する障壁の削減・撤廃にあたっては世界レベルでの政策が最も大きな効果を生むが、世界各国におけるそれらの障壁の削減・撤廃に対する考えが異なることから、世界レベルでの共通政策の実施は難しい。そのような状況において、同じような考えを持つ国々の間で自由貿易協定（FTA）のような枠組みを構築することで、貿易や投資政策の自由化が進められるようになった。アジア太平洋地域では、TPP交渉が進められており、また、東アジアではRCEP推進の動きが高まっている。

グローバリゼーションとリージョナリゼーションの進展は世界各国・企業にビジネスチャンスを提供してきたが、それらのチャンスを活用できた国・企業は発展・成長したのに対して、それらのチャンスを捉えられなかった国・企業は停滞している。前者の中心は中国やインドなどの東アジアに位置する途上国であるが、後者の代表的な国は市場開放に遅れた日本である。日本は、さらに人口減少、高齢化、厳しい政府財政などの問題を抱えており、状況を変えなければ、日本経済の将来は悲観的にならざるを得ない。

深刻な状況から脱し、将来において経済的繁栄を実現させるには、市場開放と構造改革を進めることで、経済活動を活発化させ、生産性を向上させなければならない。また、将来、高成長が予想されるアジアとの経済交流を活発化させることも日本の輸出や直背投資を拡大させることを通じて日本経済の復活および成長に寄与する。これらの目的を実現させる一つの重要な政策がTPPへの参加とRCEPの推進である。

TPPは自由化だけではなく知的財産権、政府調達などの国内制度の構築を含むハイレベルな内容になっており、アジア太平洋地域における自由で開放的で、透明性が高く、安定

---

<sup>17</sup> World Bank, *World Development Indicators on line*.

性の高い公正なビジネス環境の構築を実現する。そのようなビジネス環境は日本企業の活動を容易にする。例えば、急速に拡大する中国市場や中国企業の不透明性などの問題は、アジア太平洋地域における望ましいビジネス環境の構築には障害となっている。TPP はこのような問題に対して効果的な対応手段である。TPP に含まれると予想される労働や環境などの取り決めについては、中国は現時点では受け入れられないと思われるが、中国経済の成長に伴って、それらの条件を受け入れて TPP に参加する可能性は高い。特に、アジア太平洋地域の多くの国々が TPP に参加するようになれば、中国による参加の可能性も増大する。日本は、そのような制度に守られたビジネス環境作りに参加し、積極的な役割を担うべきである。

東アジアでは RCEP を推進すべきである。RCEP は貿易・投資の自由化、円滑化、さらには経済協力を含む包括的な枠組みである。東アジアにはカンボジア、ラオス、ミャンマーなどのように発展段階が遅れた国々も存在することから、発展格差が深刻な問題になっている。そのような問題に対処すると共に東アジア全体の経済成長を促進するためには経済協力が重要な役割を担う。東アジア諸国の成長は日本経済の成長に繋がることから、日本は RCEP を積極的に推進すべきである。

TPP および RCEP は上述したようなメリットを日本経済・企業にもたらすが、TPP は国境措置の自由化や制度構築が主となっているのに対して RCEP は円滑化や経済協力が大きな位置を占めており、それらは補完的な関係にあることから、同時に推進すべきである。また、TPP および RCEP を踏み石として FTAAP が構築されたならば、日本経済・企業にとって大きな発展・成長の機会が提供される。日本企業は、それらの枠組みから期待されるメリットを抽出し、TPP、RCEP、FTAAP 実現に向けての要望を政府に提出しなければならない。その際、ビジネス界の要望を政府に提出する制度を構築し、有効に機能させることが重要である。また、TPP、RCEP、FTAAP から低価格で多様な輸入品の拡大により利益を享受できる消費者の意見を集約し、日本政府に提出する制度の構築も必要である。

TPP、RCEP、FTAAP 設立にあたって最も大きな障害は保護されている農業分野からの強い反対である。農産品の自由化で最も抵抗の強いのがコメの自由化であるが、WTO で認められているように、自由化を 10 年かけて段階的に進めると共にコメ生産において構造改革を進めて規模の拡大、分散錯闇の解消、単収增加を実現することができれば、輸入保護が不要になるだけではなく、コメを有望な輸出品にすることが可能となる。そのような状況においては、輸出相手国における関税や検疫制度などの非関税障壁の削減・撤廃が日

本にとって重要な政策課題となるが、それへの対応として TPP、RCEP、FTAAP が極めて有効な枠組みとなる。

農産品の自由化による輸入の増大は生産および雇用の減少をもたらす可能性があるが、そのような被害への対応としては、一時的所得補填や再教育・再訓練などの貿易調整支援が不可欠である。また、TPP、RCEP、FTAAP などの実現には、本研究の分析で明らかになった貿易自由化への抵抗が比較的に強い女性や地域志向の強い人々に対して安心感を与えるような政策を構築・実施することが重要である。

アジア太平洋におけるヒトの国際移動は近年大きく拡大しているが、財、サービス、資本などと比べると、障壁が大きいことから、将来において拡大の余地が大きい。財・サービスの生産・貿易、資本移動などの経済活動においてはヒトが不可欠であることを認識するならば、経済統合の深化にはヒトの移動が不可欠であることが分かる。ただし、ヒトの国境移動は移入国において労働者の失業を発生させる可能性があるだけではなく、文化や習慣の違いなどにより摩擦が生じることもあることから、慎重に進めなければならない。具体的には、一国ではなく、地域レベルでの協力・協調を通してルールを構築することが重要である。日本に関しては、ヒトを円滑に受け入れるにあたって、国の出入国管理政策と、雇用、住宅、教育、社会保障、日本語学習などの社会統合政策を、両輪とする包括的な外国人政策を実現する必要がある。

新興国の高成長に伴いエネルギー需要が世界で大きく拡大している状況において、東日本大震災による原発事故の影響で原発が停止し、再開の目処がつかない状況にある日本では、エネルギー供給の確保が深刻な問題になっている。対応策としては、省エネルギー推進、国産エネルギー・代替エネルギー開発、海外自主開発、輸入源多様化、エネルギー生産国との関係強化、石油備蓄制度の整備などがある。日本は、これらの活動を独自で行うだけではなく、アジア太平洋諸国との協力を通じて推進しなければならない。その際には、協力の枠組み構築や内容の設定に関する議論を先導すると共に省エネ技術などに関する技術支援や人材育成など日本が果たすべき役割は大きい。

# 第1章

## 日本のFTA戦略とTPP

亜細亜大学アジア研究所教授

石川 幸一

### 1. はじめに

野田総理は2011年11月13日のAPECハワイ首脳会議でTPP交渉参加に向けて関係国と協議に入ることを表明した。2012年2月時点で、9カ国と協議を行い、米国、豪州、ニュージーランドを除く6カ国から交渉参加への同意を得ている。TPP交渉参加は、日本のFTA戦略において大きな意義を持っている。日本は13のEPAを締結しているが、米などの農産品を除外しているため自由化率は高くない。農産品の除外のため相手国にもセンシティブ品目の除外を認めざるを得なかった。TPP参加により日本のFTA交渉力は従来に比べ格段に強化される。次に、アジア太平洋地域の経済秩序作りに参加することである。日本と同時にカナダ、メキシコが交渉参加を表明し、TPP参加国は拡大して行く見通しである。米国を含めたアジア太平洋地域でのルール作りに参加していくことは日本の国益に不可欠である。

本論では、日本のFTA戦略におけるTPPの意義を論じると共に、大枠合意を含めたTPP交渉の論点を概観し、TPPにより日本が獲得すべき内容と懸念されている事項について検討している。

### 2. 日本のFTA戦略とFTAの現状

#### (1) 日本のFTA戦略

##### I. ASEAN各国とのFTAを優先

日本は21世紀を迎えるとともにFTA外交を活発化させた。最初のFTA交渉の相手国となったのはシンガポールであり、共同検討会合を経て2001年1月に交渉が開始され10月には実質合意に至った。署名は2002年1月、発効は同年11月である。日本シンガポール新時代経済連携協定(JSEPA)は日本の最初のFTAであり、その後のFTAの内容および交渉方式のモデルとなった。

日本は、当初は相手国からの提案によりFTA交渉を開始していたが、交渉を進めていく中でFTA戦略が形成されてきた。その最初のものに2002年10月に外務省が発表した「日

本の FTA 戦略」がある。「日本の FTA 戦略」では、相手国の優先順位の判断基準として、①経済的基準、②地理的基準、③政治外交的基準、④現実的可能性による基準、⑤時間的基準をあげている。具体的検討課題として、広い意味での政治的経済的安保の確保を考慮しながら、緊密な経済関係を有しつつも比較的高い貿易障壁の存在故に日本経済の拡大の障壁の残る国・地域との FTA 締結を優先すべきとして、東アジアを有力な交渉相手地域とし、韓国と ASEAN を最初の交渉相手と位置づけ、同時にメキシコについても早急な対応が必要としている<sup>18</sup>。

2004 年 12 月に日本政府全体として最初の FTA 戦略である「今後の経済連携についての基本方針」が経済連携促進関係会議で決定された。「基本方針」では、EPA の意義として、①WTOを中心とする多角的貿易体制の補完、②構造改革の推進、③外交戦略上日本に有利な国際環境の形成、の 3 点をあげ、当面東アジア諸国との交渉に傾注するとしている。交渉相手国の決定の基準は、①我が国にとり有利な国際環境の形成、②我が国全体としての経済的利益の確保、③EPA/FTA の実現可能性、をあげている。このうち、協定の不存在による不利益の是正はメキシコとチリとの FTA が該当し、資源および食糧の安定輸入はインドネシア、ブルネイとの FTA の目的となっている。

2006 年 5 月には、経済財政諮問会議が「グローバル戦略」を決定し、東アジアとの EPA の加速し、資源産出国・人口大国との交渉に積極的取組むとともに工程表によりスピード感をもって交渉を進めるとし、2010 年には EPA 締結国との貿易額の割合が全貿易額の 25% 以上となっていることを期待するとした。2007 年 3 月には、交渉のスピードアップのために、①協定の雛形の提示、②交渉メニューを絞るなど取り組みパターンの多様化、③事前準備の簡略化の 3 つの改善策に取組むことが確認されている。

EPA 交渉についての工程表は 2007 年 5 月に改定され、今後 2 年間に EPA 締結国が 12 カ国以上に増加していること、2010 年に EPA 締結国との貿易額を 25% 以上とすることを期待するとともに、東アジアでの ASEAN プラス日中韓印豪ニュージーランドの 16 カ国の経済連携を含めた広域経済連携の研究を行うこと、米国、EU を含む大市場国、投資先国との EPA を将来の課題として検討することが追加された。

## II. 課題となる主要国との高いレベルの FTA

2009 年 9 月に政権が交代し、民主党・国民新党連立政権下で 2010 年 6 月に「新成長戦

<sup>18</sup> <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/senryaku.html>

略」が閣議決定された。「新成長戦略」では、21世紀日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクトの一つとして、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の構築を通じた経済連携戦略が掲げられ、2010年秋までに包括的経済連携に関する基本方針を策定するとした。2010年10月には菅総理（当時）が施政方針演説で、環太平洋経済連携協定（TPP）参加を検討することを表明した。突然の表明であったため、与党政府内を含め交渉参加を巡って国論を2分する論争が起きた。2010年11月のAPEC横浜首脳会議ではTPP交渉参加の表明は出来なかった。

2010年11月9日に閣議決定された「包括的経済連携に関する基本方針」では、WTOのドーハ開発アジェンダ交渉が不透明な中で、主要貿易国間で高いレベルのEPA/FTA網が拡大しているが、日本の取り組みは遅れているとして、これまでの姿勢から大きく踏み込み、世界の主要貿易国との間で高いレベルの経済連携を進めるとともに競争力強化などの抜本的な国内改革を先行的に推進するとしている。具体的な取組みとしては、センシティブ品目に配慮しつつすべての品目を自由化交渉対象とし、高いレベルの経済連携を目指すとして、次のような方針を掲げている（図表1）。

図表1 包括的経済連携に関する基本方針の具体的取組み

1. アジア太平洋地域における取組み
  - ・ 交渉中のEPA交渉（ペルー、豪州）の妥結
  - ・ 中断中の日韓EPA交渉の加速
  - ・ 東アジア自由貿易圏（EAFTA）、東アジア包括的経済連携構想（CEPEA）などの研究段階の広域経済連携、共同研究実施中のモンゴルとのEPAの交渉開始の可及的速やかな実現
  - ・ TPPは情報収集を進めながら対応する必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに関係国との協議を開始
2. アジア太平洋地域以外の主要国・地域に対する取組み
  - ・ 共同検討作業中のEUと交渉に入るための調整を加速し、国内の非関税措置への対応を加速
  - ・ 交渉中の湾岸協力理事会（GCC）との交渉促進
3. その他の国・地域との取組み
  - ・ その他のアジア諸国、新興国、資源国について経済的観点、外交戦略上の観点から総合的に判断しEPA締結を含めた経済連携の強化を積極的に推進

（資料）包括的経済連携に関する基本方針により作成

経済連携交渉と国内対策の一体的実施として、農業、人の移動、規制制度改革の3分野で適切な国内改革を先行的に推進するとしている。農業については、農業構造改革推進本部（2010年11月に食と農林漁業の再生推進本部として設置）を設置し、2011年6月をめどに基本方針を決定し、中長期的な視点を踏まえた行動計画を2011年10月をめどに策定するとしている。そして、関税措置等の国境措置を見直し、納税者負担制度に移行することを検討するとしている。

2011年3月11日の東日本大震災という国難に直面して、政府は復旧・復興に全力で取組むことになり、5月17日閣議決定の「政策推進指針」で高いレベルの経済連携推進や経済安全保障の確立などの国と国の絆の強化に関する基本的な考え方は、震災や原子力災害により大きな被害を受けている農業者・漁業者的心情、国際交渉の進捗、産業空洞化の懸念などに配慮しつつ検討するとし、TPP交渉参加の判断時期は総合的に判断するとした。8月5日閣議決定の「日本再生のための戦略に向けて」では、日EU・EPAについて協定の対象と範囲を決める予備交渉であるスコーピング作業を開始し交渉の早期開始に努めるほか、日中韓FTAの共同研究を着実に終了させ、2012年の日中韓サミットでの合意開始を目指すとした。ほかに、日豪EPA交渉の推進、日韓EPA交渉の早期再開に向けて取組みを強化し、日加EPA共同研究の早期終了、日モンゴルEPA交渉の開始、CEPA、EAFTAの早期交渉に向けて積極的に取組むとし、TPP交渉参加の判断時期は総合的に判断ができるだけ早期に判断するとした。

2011年9月の野田内閣発足後に、TPPについては民主党の経済連携プロジェクトチームで20数回の議論を経て、野田総理が11月11日の記者会見で交渉参加に向けて関係国との協議に入ることを表明し、13日のAPEC首脳会議で同様の表明を行った。2010年10月のTPP交渉参加の検討の表明は唐突に出されたとの印象があるが、1年後の交渉参加の決定は従来の日本のFTA政策から大きく踏み出す重要な決定である。

### 3. 日本の締結したFTAとその特徴

#### （1）13のEPAを締結

日本の2012年4月時点でのEPAは発効が12、署名したものが1、交渉中が3（中断している韓国を含む）、研究・議論中が7となっている（図表2）。

韓国は、締結しているFTAは8と日本より少ないが、米国（署名済み）EU（発効）と先進国かつ巨大経済圏とのFTAが含まれる。そのため、FTA比率（輸出に占めるFTA締

結国のシェア)は36.2% (2010年6月)と日本の17.6%を上回っている。日本の工業品の主な競合相手国一つは韓国であり、韓国が米国、EUとFTAを結ぶことにより、日本の輸出工業品が劣位に置かれることが懸念されている。韓国は新興国とのFTAに積極的であり、インドとのFTAは日本より2010年1月に早く発効し、トルコとは2010年4月から交渉を開始した。中国とは2012年1月の首脳会談で交渉に向けた準備作業加速に合意し2012年の前半に交渉の見通しであり、メルコスール、ロシアなど11のFTAを交渉準備あるいは研究中である。

図表2 日本のEPA締結交渉状況

相手国	交渉開始	署名	発効	
シンガポール	2001年1月	2002年1月	2002年11月	2006年4月改正交渉、2007年7月署名、9月発効
メキシコ	2002年11月	2004年9月	2005年4月	2011年9月改正議定書署名
マレーシア	2004年1月	2005年12月	2006年7月	
フィリピン	2004年2月	2006年9月	2008年12月	
チリ	2006年2月	2007年3月	2007年9月	
タイ	2004年2月	2007年4月	2007年11月	
ブルネイ	2006年6月	2007年6月	2008年7月	
インドネシア	2005年7月	2007年8月	2008年7月	
ASEAN全体	2007年1月	2008年3月4月	2008年12月	日本、シンガポール、ラオス、ミャンマー、ベトナム2008年12月発効、ブルネイ2009年1月、マレーシア2月発効
ベトナム	2007年1月	2008年12月	2009年10月	
スイス	2007年5月	2009年2月	2009年9月	
インド	2007年1月	2011年2月	2011年8月	
ペルー	2009年5月	2011年5月	2012年3月	
韓国	2003年12月			2004年11月までに6回交渉し中断
GCC	2007年1月			交渉中
豪州	2007年4月			交渉中

(注) TPPは関係国と協議中、研究・議論中は、EAFTA(ASEAN+3)、CEPEA(ASEAN+6)、日中韓(研究終了)、モンゴル(研究終了)、EU、カナダ、コロンビア

(資料)外務省資料により作成

## （2）日本の FTA の特徴

### I. 包括的な協定

日本の FTA の特徴として、包括的であることがあげられ、日本政府は EPA（経済連携協定）という用語を使用している。EPA の内容は、貿易、サービス貿易の自由化、投資の自由化から、税関手続きと貿易円滑化、衛生植物検疫（SPS）、強制規格・任意規格・適合性評価手続き（TBT）、貿易取引文書の電子化、電子商取引、政府調達、知的財産権、競争、自然人の移動、エネルギー資源の安定供給、ビジネス環境整備、2 国間協力、紛争解決まで極めて広範囲であり、幅広い経済関係の強化を実現することが期待されている。自然人の移動では、ビジネス関係者の移動に加え、フィリピン、インドネシアとの EPA で看護師、介護福祉士の移動が規定されている。

2 国間協力は JSEPA から実施されており、マレーシアとの EPA では自動車産業への協力、インドネシアとの EPA では金型産業と自動車部品産業への協力、タイとの EPA では食品安全協力や地域間協力など農水産分野での協力をを行うなど相手国の産業の競争力強化に役立つ協力を実施している。エネルギー資源の安定供給は、ブルネイとインドネシアとの EPA で独立の章が設けられ、安定供給、投資環境整備、協力、政策対話などが規定されている。イスラエルとの EPA では、環境に関する物品およびサービスの貿易を促進する規定を入れるとともに初めて電子商取引章を設けた。TPP の交渉分野は日本の EPA の対象分野とほぼ共通している。日本の EPA でカバーしていないのは、環境、労働、分野別横断事項である。日本は、TPP で対象としている分野の自由化を WTO および EPA で進めてきており、TPP により全く新たに開国をするわけではない。

### II. 低い自由化率

日本は、包括的で質の高い（自由化レベルの高い）FTA を目指してきた。FTA を形成する WTO 上の要件は、GATT24 条に規定されている「実質的に全ての貿易上の障害を撤廃すること」である。通常は、輸入額の 90%以上を自由化（関税撤廃）すると解釈されている。輸入額ベースで見た日本の FTA の自由化率（無税化率）は、メキシコとの FTA を除き 90%を越えているが、相手国の自由化率と比較すると、半数の EPA で相手国よりも低くなっている（図表 3）。先進国と開発途上国の FTA では、先進国側の自由化率が高いのが普通であるが、日本の FTA の場合、逆となっている。自由化率をタリフライン（関税分類品目 HS8-9 衍）ベースでみると、日本の自由化率はさらに低くなる。

図表 3 日本の FTA における自由化率

	日本側自由化率	相手国側自由化率
日本シンガポール	94.7% (84.4%)	100.0%
日本メキシコ	86.8% (86.0%)	98.4%
日本マレーシア	94.1% (86.8%)	99.3%
日本タイ	91.6% (87.2%)	97.4%
日本フィリピン	91.6% (88.4%)	96.6%
日本チリ	90.5% (86.5%)	99.8%
日本ブルネイ	99.9% (84.6%)	99.9%
日本インドネシア	93.2% (86.8%)	89.7%
日本 ASEAN	93.0% (86.5%)	90.0%
日本ベトナム	94.9% (86.5%)	87.7%
日本スイス	99.3% (85.6%)	99.7%
日本インド	97.0% (86.4%)	90.0%
日本ペルー	99.0% (87%)	99.0%

(注) インドネシアの 96%は鉄鋼の特定用途免税を含めた場合の数値。

カッコ内は品目ベース（タリフライン）の自由化率（10 年以内に関税を撤廃する品目の比率）。

(資料) 外務省（2009）「日本の経済連携協定（EPA）交渉—現状と課題—」、タリフラインの自由化率は、内閣官房（2011）「包括的経済連携の現状について」

日本の場合、EPA で関税撤廃をしたことない品目は約 940 品目ある。そのうち、鉱工業品は 95 品目であり、自由化率の低い理由は農林水産品分野での例外品目である。米、小麦・大麦、指定乳製品、豚肉、牛肉などが除外・再協議としており、関税割当、段階的関税削減とする品目も多い。日本側が農林水産品を例外扱いにすることにより、相手国側は工業製品を例外とすることが可能となるため、これまで締結してきた EPA では相手国側も多くの例外品目を設けている。また、豪州との FTA や将来的に考えられるブラジルなど新興国との FTA の締結は極めて困難である。センシティブな農産品の自由化に踏み込むことが出来れば、TPP 締結によりレベルの高い FTA 締結への隘路を打破することができ、日本の FTA での交渉力は格段に強化される。

#### 4. 環太平洋経済連携協定（TPP）

##### （1）P4 から TPP へ

環太平洋経済連携協定（TPP）は、2006 年 5 月に発効した環太平洋戦略的経済連携協定（Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement）を拡大・発展する自由貿易協定（FTA）である。環太平洋戦略的経済連携協定は、ブルネイ、チリ、ニュージーランド、シ

ンガポールの 4 カ国が参加する FTA (P4) であり、2005 年 7 月 18 日にブルネイを除く 3 カ国が調印、ブルネイは 2 週間後に調印し、2006 年に発効した。

発効後は、チリの要請により 2 年延期された投資と金融サービス交渉が 2008 年 3 月から開始され、米国は投資、金融サービス分野の交渉に 2 月に参加を表明、交渉に参加し 9 月には、シュワブ USTR 代表が全分野の交渉への参加を表明した。2008 年 11 月の APEC 閣僚会議後に、豪州とペルーが参加を表明し、ベトナムは準メンバーとして参加を表明している<sup>19</sup>。この時点で 8 カ国が交渉参加を表明しており、以下は TPP と呼ぶことにする。オバマ大統領は 2009 年 11 月に、広範な加盟国と高いレベルの地域協定を作るために環太平洋経済連携に関与する (engage) と表明し、TPP は広く関心を集めた。12 月にロン・カーグ USTR 代表は議会に公式交渉に参加することを通告している。

TPP 交渉は 2010 年 3 月にメルボルンで 8 カ国により開始され、10 月にはマレーシアの交渉参加が認められ交渉参加国は 9 カ国になった。マレーシアは米国と 2 国間 FTA を交渉していたが、2009 年 11 月に米国から 2 国間 FTA よりも TPP 交渉を優先することを通告され、TPP 交渉参加を検討し 2010 年 7 月に参加を決定していた。11 月にはベトナムが準メンバーから正式交渉メンバーに格上げされた。その後、6 回の交渉が行われ、2011 年 11 月にハワイで行われた APEC 首脳会議の際に開催された TPP 交渉参加国首脳会議で大枠に達した。

## (2) TPP の意義

TPP は 21 世紀のアジア太平洋地域の経済秩序の形成という重要な意義を持っている。東アジアの広域 FTA 構想に参加していなかった米国を含むアジア太平洋地域の多数の国が参加し、高いレベルの貿易自由化を目指すとともに、新しいルールを含めた広範な分野のルールを交渉しており、TPP のルールがアジア太平洋の事実上（デファクト）のルールになる可能性が高い。これらの特徴は、米国の参加によるものであり、東アジアで検討されてきた広域 FTA 構想である EAFTA、CEPEA と対照的である。米国の参加は、ブッシュ政権時代の中東偏重からアジア太平洋を重視する米国の戦略の変更によるものであり、経済および軍事面でこの 10 年間に台頭してきた中国への牽制が意図されていることは間違いないだろう。知的財産権の保護、政府調達の透明性、国営企業と民間企業の対等な競争など巨大な市場を武器に独自のルールを作る傾向にある中国を想定したルール策定も TPP で

<sup>19</sup> 経済産業省通商政策局経済連携課「日本の通商政策と今後の経済連携のあり方」2010 年。

議論されている。なお、中国は、TPP 交渉参加 9 カ国のうち 7 カ国と FTA を締結、豪州と交渉している。

TPP は APEC の FTA (FTAAP) を目指しており、参加国が増加するのは確実である。2011 年 11 月には日本と同時にメキシコ、カナダが参加を表明した。FTA のドミノ効果 (FTA 参加国がドミノ倒しのように増加する現象) により、他の ASEAN や韓国などが参加する可能性は高く、アジア太平洋の広域 FTA になるであろう。

日本からみると、TPP は EPA に比べはるかに自由化レベルの高い国際水準の FTA であり、大幅な農業の自由化を行うことにより日本の FTA 交渉での制約要因が取り除かれ、FTA における日本の交渉力が大幅に強化できるという意義がある。そのことにより、従来の EPA で認めざるを得なかつた工業品を中心とする相手国側の例外品目を大幅に減少させることできるようになる。EU との EPA、日中韓 EPA、CEPEA などの交渉における日本の競争力強化の意味は非常に大きい。そして、アジア太平洋地域の FTA に発展する TPP に参加することによりアジア太平洋地域の経済との統合を進めこれら地域の経済活力を少子高齢化と人口減少が進み国内市場が縮小する日本に取り込むことができるようである。

## 5. TPP の交渉の概要と論点

### (1) TPP の概要と大枠合意

TPP は、2010 年 12 月から 24 の作業部会で交渉が行われている<sup>20</sup>。首席交渉官協議や制度的事項などを省き、自由化、ルール策定に関する分野を中心に交渉の内容、進展状況、大枠合意などについて日本政府が 2011 年 11 月に公表した「TPP 協定交渉の分野別状況」をベースに交渉参加国との協議の結果などのその他の資料を追加しましてみた<sup>21</sup>。

### I. 物品の貿易

高いレベルの自由化を目指しているが、二国間ベースの交渉が続いているが、関税撤廃や

<sup>20</sup> 首席交渉官協議、市場アクセス（工業）、市場アクセス（繊維・衣料品）、市場アクセス（農業）、原産地規則、貿易円滑化、衛生植物検疫（SPS）、強制規格・任意規格・適合性評価手続き（TBT）、貿易救済、政府調達、知的財産、競争政策、サービス（越境サービス）、サービス（金融）、サービス（電気通信）、サービス（商用関係者の移動）、電子商取引、投資、環境、労働、制度的条項、紛争解決、協力、分野横断的事項 である。

<sup>21</sup> 国家戦略室「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉の分野別状況」（2011 年 10 月）、大枠合意については、外務省仮訳「環太平洋パートナーシップ（TPP）の輪郭」2011 年 11 月。TPP 交渉参加に向けた関係国との協議の結果（米国）（2012 年 2 月）、TPP 交渉参加に向けた関係国との協議の結果（米国以外 8 カ国）（2012 年 3 月）、国家戦略室「TPP 協定交渉の分野別状況」（2012 年 3 月）。

削減方法について本格的な交渉を行う段階に至っていない。例外品目が認められるかどうかは未定であり、センシティブ品目の扱いは交渉全体のパッケージの中で決まるとされている。TPPでは既存FTAを残しFTA未締結国と2国間FTAを交渉する方式を米国が主張し、既存のFTAを含め統一交渉を行うという交渉方式を豪州などが主張している。TPP交渉参加国間のFTAには、米豪FTAや豪州ASEANのFTAのように例外品目があるFTAがある。2011年11月の大枠合意では、「協定文は各国がWTOでの義務を超える約束を含む関税撤廃と非関税障壁の撤廃を取り扱っている」となっており、例外なき関税撤廃との表現はない。繊維・衣料品については「税関協力、原産地規則、特別セーフガード」などを議論しているとしている。

## II. 原産地規則

TPP交渉参加国間で27のFTAがあり、統一的原産地規則を作るための交渉が行われている。原産品の基準の内容や原産地証明制度（自己証明あるいは第三者証明など）が論点になっており、自己証明制度を中心に議論が進んでいるが受け入れに難色を示す国があるといわれる。大枠合意では、「共通の原産地規則の策定に合意し、客観性、透明性、予見可能性を備えたものにすることと累積（TPP参加国の原材料を自国の原材料として認める）についても議論している」としている。繊維・衣料品の原産地規則では、米国がベトナムに提案したヤーンフォワード（使用される原糸がFTA参加国産でなければならないという繊維の原産地規則）が論点になっており、交渉が難航している。米国のFTAは繊維の原産地規則はヤーンフォワードを採用している。

## III. 貿易円滑化

P4に基づいて、貿易規則の透明性、手続簡素化、国際標準への調和化、電子証明、シングル・ウインドウなどの議論が行われており、大きな対立もなく交渉は進展している。P4では、通関手続きの円滑化、税関協力、関税評価、事前教示、ペーパーレス貿易の促進（電子化）、迅速貨物通関、リスク管理などを規定し物品の税關からの引渡しは到着から48時間以内に行うとしている。大枠合意では、「税關に関する条文案の重要な要素および予見可能で透明性があり、貿易を迅速化し促進する税關手続きを設けることが非常に重要であることに合意した」としている。

#### **IV. 衛生植物検疫（SPS）**

WTO の SPS 協定の権利義務の再確認を基本として、手続きの迅速化、透明性の向上などが議論されており、規制当局間の委員会を設置し、措置の同等、輸出証明、輸入検査など個別論点について協議・協力をを行うことと、リスク評価における科学的根拠の開示が議論されているといわれる。大枠合意は「条文案は WTO の SPS 協定の権利義務を強化発展させることに合意した」としている。また、「条文案には科学、透明性、地域主義、協力および同等性に関する一連の約束が含まれるであろう」としている。地域主義、措置の同等などについては、議論は収斂していないといわれる。

#### **V. 貿易の技術的障害（TBT）**

WTO の TBT 協定の権利義務の再確認を基本として、基準の策定過程に相手国の利害関係者の参加を認めることなどが議論されているといわれる。大枠合意では、「条文案は WTO の TBT 協定の権利義務を強化発展させるものであり、規制当局が健康、安全、環境を保護し、その他の正当な政策目的を達成することを助ける」としている。また、「遵守期間、適合性評価手続き、国際規格、制度的メカニズムおよび透明性に関する約束が含まれる」とし、「規制に関する協力、透明性、特定分野を対象とする提案などについても議論している」としている。各国の権限を認める一方で、特定分野についての提案が出されていることが注目される。なお、遺伝子組み換え作物と自動車についての提案は出されていない。

#### **VI. 貿易救済措置**

統合条文案に基づいた交渉が行われているが、物品貿易におけるセンシティブ品目の扱いと密接に関連するため、他の分野での交渉進展を待って議論をするといわれ、議論は進んでいない。P4 では、セーフガード協定、アンチ・ダンピング協定、補助金および相殺措置に関する協定による権利と義務を確認し、チリは特定品目（乳製品）について関税削減期間中に限り特別農業セーフガード措置を採用できる。大枠合意では、「WTO 協定上の権利と義務を確認することに合意し、透明性や適正手続きの分野で既存の権利・義務を発展させた義務などについての新提案の検討、暫定的な地域セーフガードメカニズムに関する提案も出されている」としている。新提案と地域的なセーフガードメカニズムが論点となる。

## VII. 政府調達

WTO の政府調達協定 (GPA) 並みの規定とするか、それを上回るレベルにするかを中心 に交渉が行われ、対象機関については、地方政府機関およびその他の機関を含めることを 目指している国もあるが、現時点では中央政府に集中して議論されている。TPP 参加国の うち GPA 締約国は、米国とシンガポールの 2 カ国である。GPA は、内国民待遇と最惠国 待遇、入札手続き、供給者の資格、調達の効果を減殺する措置（オフセット）、透明性、適 用除外などを規定している。適用範囲は、中央政府機関、地方政府機関、政府関係機関で あり、基準額は各締約国の付表で提示される。なお、2011 年 12 月の WTO 閣僚会議で GPA 交渉が大筋合意し、日本は物品調達の基準額を 1900 万円から 1500 万円に引下げ、政令指 定都市 7 市を国際調達の対象に加えるなど各加盟国が政府調達市場の開放範囲を拡大し、 約 800 億ドルの政府調達市場が新たに開放されることになった<sup>22</sup>。

大枠合意では、「基本原則と手続きに合意し、特定の義務について策定している」とし、 「途上国について経過措置により調達市場を開放する必要を認識しながら、全ての国が同等 のレベルの調達市場を開放することを目指している」としている。また、「相互のセンシティ ピティを認識しつつ相互の政府調達市場へのアクセスを最大にするように対象範囲の拡大 を追求しながら交渉が行われている」としている。

## VIII. 知的財産

WTO の TRIPS 協定（知的所有権の貿易的側面に関する協定）の保護水準、保護内容を どの程度上回る規定にするかを中心に議論が行われている。米国は米韓 FTA のような TRIPS 協定の保護の水準を上回る規定（TRIPS プラス）を主張し、ニュージーランドは WTO の TRIPS 協定の規定に準拠することを主張しているといわれる。豪州、シンガポー ル、チリ、ペルーは米国と FTA 締結済みであり TRIPS プラスは受け入れ可能、ニュージー ランド、ブルネイ、ベトナム、マレーシアは国内法制に TRIPS プラス規定と整合的でない 部分があり、議論は収斂していない。

大筋合意では、「TRIPS 協定の権利義務を強化発展させることで合意し、商標、地理的 表示、著作権と関連する権利、特許、営業秘密、一定の規制製品に必要なデータ、知的財産 の執行、遺伝資源と伝統的知識を含む多くの形態の知的財産に関する提案は議論され、 TRIPS 協定と公衆衛生に関するドーア宣言についての共有された約束を条約文に反映する

<sup>22</sup> 経済産業省、WTO 政府調達協定交渉の大筋合意、2011 年 12 月。

ことに合意した」としている TRIPS 協定と公衆衛生に関するドーハ宣言では、強制実施や並行輸入を TRIPS 協定の柔軟性に含まれるとし、加盟国（途上国）公衆衛生を保護するための措置をとることができるとしている。生産能力の不十分な国に対する強制実施（同宣言 6 項）については、2003 年の TRIPS 理事会で、強制実施権を利用して生産した医薬品をこうした国に輸出することが条件付きで認められた<sup>23</sup>。

## IX. 競争政策

P4、米国の締結した FTA など TPP 交渉参加国が締結した FTA に含まれる共通の要素（競争法の原則、競争法の執行と競争当局間の協力、公的企業および指定独占についての規律）を中心に議論がなされている。国有企業について米国が 2011 年 11 月に提案した条文案について検討議論がされているが、国有企業の規律について後ろ向きの国もあるといわれる。ベトナム、マレーシアを除く 7 カ国は上記 FTA を締結しており、共通の要素を TPP に含めることに抵抗はないとみられるが、ベトナム、マレーシアが受け入れるかは不明である。大枠合意では、「条文案は競争的なビジネス環境、消費者保護の促進、TPP 交渉参加国企業の対等な競争条件の確保を促進する」とし、「競争法と競争当局の創設・維持、競争法施行における手続きの公平、透明性、消費者保護、私的訴権、協力についての約束を含む条文案について進展をみている」としている。

## X. サービス貿易

### （越境サービス貿易）

GATS で規定されている最恵国待遇義務、内国民待遇義務、市場アクセス義務、透明性などが議論され、核となる要素のほとんどについて合意している。GATS の内容を超える資格・免許について検討はされているが、個別の資格の相互承認に関しては議論されていない。GATS では、政府の権限の行使として提供されるサービスは対象外であり、FTA でも同様である。

大枠合意では、「越境サービスの条文案の核となる要素のほとんどについて合意した。この合意は、公共の利益のために政府が規制する権利を維持しつつ、電子的に提供されるサービスや中小企業によるサービスを含む、サービス貿易の公正で開放的な透明性のある

---

<sup>23</sup> TRIPs 協定と公衆衛生に関するドーハ宣言は、  
[http://www.wto.org/english/thewto\\_e/minist\\_e/min\\_01/mindecl\\_trips\\_e.htm](http://www.wto.org/english/thewto_e/minist_e/min_01/mindecl_trips_e.htm)

市場を確保するための基礎となる」としている。また、「ネガティブ・リスト方式を基礎とする交渉を行っており、これはサービス貿易を包括的にカバーすることを前提としつつも、特定サービス分野の約束に関する特定の例外について交渉することを可能とする」としている。GATS の大半の規定に合意し、例外分野を明記するネガティブ・リスト方式を採用していることと例外を認めていることが示されている。

#### (金融サービス)

無差別原則（内国民待遇、最惠国待遇）などの基本ルール、信用秩序維持のための措置など金融サービスに特有のルール、GATS で各国の自主的な約束に委ねられている事項について共通のルールを設けるための議論を行っており、市場アクセスはネガティブ・リスト方式を採用するといわれる。FTA では一般に WTO で任意とされている金融了解のルールを規定し、高い水準のルールを締約国に課している。金融了解では、加盟国が任意で市場アクセス（公的機関が購入する金融サービス、国境を超える取引、業務上の拠点、新たな金融サービス、情報の移転および処理、人員の一時的な入国、差別的でない措置など）、内国民待遇などを約束している。金融了解を約束している TPP 交渉参加国は米国、豪州、ニュージーランドである。公的医療保険制度など国が実施するサービスは TPP 対象国の FTA でも GATS 同様適用対象外であり、議論の対象となっていないといわれる。郵便事業体や共済については議論がされていないといわれる。なお、医薬品および医療機器の償還（保険払い戻し）制度の透明性については制度的条項の作業部会で議論がされている。透明性などを担保する制度などを提案している国がある一方で、貿易交渉で議論する権限がないと主張している国があるといわれる。

大筋合意では、「透明性、無差別性、新しい金融サービスの公正な扱い、投資保護およびこれらの保護のための効果的な紛争解決救済措置が改善される。金融当局が金融市場の統合性と安定を確保するために行動をとる権利が確保される」としている。

#### (電気通信サービス)

GATS で各国の自主的な約束に委ねられている事項（主要な電気事業者による反競争的行為の禁止、相互接続の義務化）や TPP 交渉参加国の FTA で規定されている事項（通信インフラへの公平なアクセス、コロケーション（既存の電気通信設備への第 3 者による設備設置）、相互接続、周波数割当、透明性、競争）について共通ルールを作るため議論されているといわれる。大筋合意では、「相互接続や物理的な設備へのアクセスを通じて電気通信サービス提供者に対し合理的なネットワーク・アクセスを与えることが必要という幅広

い合意に加え、規制プロセスの透明性の強化や、不服申立ての権利を確保する広い範囲の規定についてほぼ合意しつつある。技術の選択や高価な国際携帯ローミング（区域外で他の接続業者に接続して使用すること）料金への対応に関する提案も出されている」としている。

## XI. 電子商取引

P4 では独立した章はない。TPP 交渉では、交渉参加国の 2 国間 FTA を参考として、デジタル・プロダクトに対する関税不賦課、無差別待遇、オンラインの消費者保護、電子署名・認証、貿易文書電子化などが議論されているといわれる。大枠合意では、「デジタル環境の下での関税の取組みに関する条項、電子的な取引における認証および消費者保護を含め交渉に進展があった」とし、「情報の流通およびデジタル製品の扱いについての追加的提案が議論されている」としている。

## XII. 商用者の一時的入国

出入国手続きの透明性の確保などの規律を設けた上で、「短期商用」「企業内転勤」「投資家」「サービス提供者」などのカテゴリー別に入国、一時的滞在について約束を行う形式になるとみられる。商用関係者の範疇は、短期商用、投資家、貿易業者、企業内転勤、サービス提供者などである。大枠合意では、「商用関係者の一時的入国の申請の処理の透明性と効率向上させるための一般規定について実質的に合意を終えており、商用関係者の個々の範疇について議論を行っている」としている。日本で言われているような単純労働者の受け入れや移民は対象外であり、2012 年の TPP 交渉参加に向けた米国との協議でも米国は「単純労働者の受け入れを要求したことではない」と発言している<sup>24</sup>。日本の一環の EPA で対象としている看護師、介護福祉士は議論の対象となっていない。

## XIII. 投資

P4 には投資の規定がなく 2008 年 3 月から交渉を行うことになっていた。TPP 交渉では、交渉参加国の投資関連協定をもとに規律の内容を比較・対照しながら、保護の範囲や内容、紛争手続きなどについて議論している。投資家対国の紛争解決（ISDS）の規定を入れたい米国と反対する豪州とニュージーランドが対立しており、米豪 FTA では、豪州の反対によ

<sup>24</sup> 内閣官房ほか「TPP 交渉参加に向けた関係国との協議の結果」（米国）2012 年 3 月。

り ISDS 規定は含まれていない。大枠合意では、「無差別、最低限の待遇、収用についてのルール、パフォーマンス要求の禁止などを確保する条項についての進行中の交渉を含む法的な保護が条文案に含まれる」とし、「適切なセーフガード（範囲と対象は議論中）の下で、迅速、公平で透明性のある ISDS 条項を含める」としている。また、「公共の利益のために規制を行う TPP 参加国の権利を保護する」としている。ISDS は条件付きで規定され、公共の目的のための政府の措置は ISDS の原則的に対象外とするものと考えられるが、ISDS 導入に反対している国もあり、議論が続いている。自由化については、「ネガティブ・リスト方式を基礎にする交渉を行っている」としている。

#### XIV. 環境と労働

P4 では、労働についての覚書と環境協力に関する補完協定を締結している。

##### （環境）

貿易投資促進のために環境基準を緩和しないこと、環境規制を貿易障壁として利用しないこと、多国間協定の遵守が主たる論点だが詳細な議論まで至っていない。大枠合意では、「環境に関する条文案が環境保護の強化に資する貿易関連課題についての効果的な規定を含むものであるべきという考え方を共有し、協定の実施を監督する効果的な制度的な枠組と能力構築のための協力枠組みについて議論している」とし、「海洋漁業、その他の環境保全についての課題、生物多様性、特定外来生物、気候変動、環境物品・サービスなどの新たな課題に関する提案についても議論している」と述べている。野生動物の違法取引、漁業補助金、違法伐採、サメの保護などに関する 2011 年 11 月の米国の提案などについて議論が行われているが、各国間で対立がある。

##### （労働）

貿易投資の促進を目的とした労働基準の緩和の禁止や国際的に認められた労働者の権利の保護などが主な目的である。米国が 2011 年 11 月に条文案を出したが、実質的な議論は行われていない。

環境と労働は米国が FTA で最も重視している分野の一つである。米国では、2007 年 5 月の行政府と議会民主党の合意（超党派合意：Bipartisan Deal）で、①ILO の基本的労働基準を貿易協定で義務付け違反は紛争処理規定に従う、②多国間環境協定を貿易協定に盛り込むなどが決められている。ILO の労働の基本原則と権利宣言では、基本的な権利として①団結の自由と団体交渉、②強制労働の廃止、③児童労働の廃止、④雇用と職業に関する

差別の撤廃、などが掲げられている。大枠合意では、「労働者の権利保護、労働に関する相互の関心事項についての協力など労働章に盛り込むべき要素について議論をしている」とし、「労働者に福利厚生、雇用可能性を高め、人的資源開発やパフォーマンスの高い職場を促進する職場慣行に関する 2 国間および地域的な協力を通じ、労働者が 21 世紀に直面する課題に対応する上での協調を行う」としている。

## XV. 分野横断的事項

従来の FTA にはない新たな交渉事項であり、米国が重視している分野である。規制の調和 (Regulatory Coherence)、中小企業、透明性、生きた協定 (living agreement)、開発、競争力 (サプライ・チェーン)、政策の統合、地域統合の 8 項目が含まれる。大枠合意では、「規制の調和、競争力とビジネスの円滑化、中小企業（の貿易と FTA 利用促進）、開発」の 4 つの新しい課題に取り組み APEC などの作業を発展させるとし、新たな貿易課題として、「デジタルエコノミー、グリーンテクノロジーを含む革新的な製品とサービスの貿易と投資の促進と競争的なビジネス環境の確保」をあげている。生きた協定については、「新たな課題や新規加盟国を含む協定の拡大により生じる新たな事項に取組み協定を更新することを可能にする」としている。

規制の調和について、米国議会の資料は、「非関税障壁を撤廃し規制制度をより互換的で透明なものにする試みであり、政府の規制を行う権利に介入するのではなく、現存および新たな規制について自国内の規制の整合性と協力を TPP 参加国間に拡大していくことが目標である」と説明している<sup>25</sup>。日本の EPA にもない全く新しい分野であり、議論の内容と方向、特に、規制の調和が拘束的な内容になるのかに注目すべきである。

## 6. TPP で獲得・実現すべき事項と懸念事項

### (1) TPP で何を獲得できるのか

日本では、TPP により日本市場が外国製品の流入や外国企業の進出により被害を受けるという内向きの議論が多いが、市場の開放や国際的なルールの導入を行うのは TPP 交渉参加国も同様であり、海外事業を行っている、あるいは海外に進出をしようとしている日本企業にメリットが大きい。ここでは、TPP がどのようなメリットをもたらすのか、また、

<sup>25</sup> Ian E. Fergusson, Bruce Vaughn (2010), *The Trans-Pacific Partnership Agreement*, Congress Research Service

交渉で何を獲得すべきかを、日本政府資料、経団連の提言などに基づき整理している<sup>26</sup>。

## I. 市場アクセス改善

### ①物品の貿易：

FTA を締結していない米国、豪州（交渉中）、ニュージーランドと FTA を締結することになり、これら 3 カ国の関税撤廃・削減により市場アクセスの改善が実現できる。米国は韓国が FTA を締結しており、自動車などの韓国に対する関税面での競争条件を対等にすることが出来る。すでに韓国の FTA を利用した輸出のために日本企業が韓国に進出する事例が出ており、空洞化を防ぐためにも TPP の締結が必要である。すでに EPA を締結しているマレーシア、ベトナム、ブルネイ、チリ、ペルーについても、例外となっている品目の関税の撤廃・削減が期待できる。また、米国、豪州を含めて、農産品は輸入障壁が設けられており、SPS における検疫条件の見直し、調和などと併せて農産品の輸出拡大を図ることが期待できる。

### ②政府調達：

WTO の政府調達協定に参加していない豪州、ニュージーランド、EPA で政府調達の規定がないマレーシア、十分な内容が約束されていないベトナム、ブルネイについて、政府調達市場の開放とアクセス改善が期待できる。

### ③サービス貿易：

シンガポール、マレーシア、ブルネイ、ベトナムとの EPA では、市場アクセスについてポジティブ・リスト方式を採用しており、ネガティブ・リスト方式の採用により自由化分野が拡大する可能性があるとともに規制の現状などが一覧できるため規制の透明性が向上する。

### ④投資：

TPP 交渉参加国の中には、外資規制、パフォーマンス要求などの投資障壁が残存している国があり、高いレベルの内国民待遇やパフォーマンス要求の禁止などにより投資環境の改善が期待できる。投資家対国の紛争解決手続き（ISDS）により、TPP 参加国で事業を開拓している日本企業が事業許可の取消し、代金支払いの拒否など損害を被った場合、相手国政府を相手に国際仲裁に付託することができる。マレーシア、ブルネイとの EPA の ISDS

---

<sup>26</sup> 内閣官房（2011）、日本経済団体連合会「わが国の通商戦略に関する提言 別添一 TPP を通じて実現すべき内容ー」2010 年 4 月。

規定は制約が多く TPP により改善が期待できる。また、BOT によるインフラ建設などで損害を被った場合にも ISDS は利用できると考えられる<sup>27</sup>。

## II. ルールの整備

ルールがアジア太平洋の経済連携のルールになる可能性が大きく早期に交渉に参加しルール作りに加わり、欠席裁判を避けるべきである

### ①物品貿易ルール：

尖閣列島沖における中国漁船による海上保安庁巡視艇への衝突事件と船長逮捕に対し、中国が対抗措置としてレアアースの対日輸出規制を行ったことは記憶に新しいが、輸出規制に関するルールが明確になれば資源などの安定的な確保に資する。

### ②原産地規則：

TPP 参加国間で 27 の FTA が締結されているが、簡素化され透明性が高く、自己証明制度など使いやすい統一原産地規則が出来れば、原産地証明に関するコストと時間を節減できるなど FTA を使う日本企業の利便性が高まる。TPP 参加国間の累積が認められれば、日本で基幹部品を製造し他の TPP 参加国で完成品を組立て米国に輸出するなどの生産ネットワークが形成できるとともに日本国内での基幹部品の製造技術と雇用を維持できる。

### ③貿易円滑化：

税関手続きの簡素化、電子化、シングル・ウインドウなど円滑化が TPP 各国で導入されればリードタイムの短縮と取引コストの低減に役立ち、特に中小企業の FTA 利用を促進する。

### ④TBT：

日本の締結している EPA では、TBT 章を置いていない EPA（シンガポール、ブルネイなど）があり、TBT 章を置いていても最小限の内容に留めている。規格策定についての透明性の向上や情報交換のメカニズムの規定などにより、具体的な問題の解決の加速化などが期待できる。スマートグリッド（ICT を活用した次世代電力網）を構成する要素のコンセプトモデルおよび評価基準について日本企業の優位性を活かした標準化の実現が期待できる。

### ⑤貿易救済措置：

アンチ・ダンピング（AD）措置の事前通報の手続きなどを規定できれば、AD の濫用の抑制となり、日本企業の輸出の円滑化に役立つ。米韓 FTA では、AD および相殺関税の事

---

<sup>27</sup> 井口直樹（2012）「ISD 条項は新興国投資で日本企業を守る武器になる」、『ビジネス法務』2012 年 4 月号、中央経済社。

前通知、事前協議制度、貿易救済委員会での点検が規定されており、韓国政府は米国の AD、相殺関税の濫用の抑制が期待できると高く評価している<sup>28</sup>。

⑥知的財産：

権利執行面で TRIPs 協定を上回る水準の規定を設けている「偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA：2011 年 10 月署名）」と同等の水準の規定が盛り込まれれば、ブルネイ、マレーシア、ベトナム、チリ、ペルーなど ACTA に参加していない国における模造品、海賊版対策が強化改善される<sup>29</sup>。ロイヤリティ料率規制など事業者間のライセンス契約への政府の介入や技術開示に関するルールについて規定が設けられれば、日本企業が技術を守り技術で稼ぐことに役立ち、国内での技術開発拠点と雇用を維持することに資する。

⑦電子商取引：

新たなサービスの実態に即した分類に基づいてインターネットを通じたサービス貿易の自由化を推進でき、特に現状は制限が大きいが成長が見込まれるマレーシアの市場開放が期待できる。新たなサービスの分類・定義や情報セキュリティ保護、プライバシー保護、消費者保護についてのルール整備に日本の主張を盛り込むことができる。

⑧環境と労働：

途上国では環境や労働に関する法制は整備されているものの実効性に問題があると言われている中で、環境技術に優れている日本企業は環境規制に対応しており、労働法制も一般に遵守していることから、高いレベルの環境保護と労働基準が規定されることにより競争力の確保に役立つ。

## （2）TPP で懸念されている分野と事項

日本では、主に次のような分野事項が産業や生活への影響が懸念され反対の理由となっている。これらの分野や事項には、日米国間の長期的な課題であるが TPP の交渉対象になるか現時点では判らない分野があり、混合診療、ISDS など立場により評価が全く異なる分野もある。産業別には農業への影響が最も懸念されているが、農業については第 4 章で詳細に論じているのでご参照いただきたい。

①薬品および国民健康保険制度：

日本医師会は、混合診療の解禁により患者負担が不当に広がり国民皆保険制度が崩壊す

<sup>28</sup> 長島忠之・林道郎「韓米 FTA を読む」日本貿易振興機構、2008 年、77～78 頁。

<sup>29</sup> ACTA については、経済産業省「不公正貿易白書 2010 年版」549～550 頁。

ると主張している。TPP 交渉での医薬品の問題は、物品の貿易、サービス貿易、競争政策などに関連している。公的医療保険は政府の提供するサービスであり、政府の提供するサービスは WTO の GATS では対象外であり FTA でも対象にしておらず、TPP でも議論の対象になっていない。2012 年 2 月に行われた TPP 参加に向けた日本と米国の協議で、米国は「公的医療保険制度を廃止し、私的な医療保険制度に移行する必要があるという要求はしていない」と明確にこうした情報を否定した<sup>30</sup>。一方で、米国は「医薬品へのアクセスの拡大のための TPP 貿易目標」でジェネリック医薬品および革新的医薬品双方について政府の健康保険払い戻し制度を運用において透明性と手続きの公平性の基本規範が尊重されることを求めている<sup>31</sup>。TPP 交渉での医薬品の問題は制度的条項で議論されている。保険払い戻し制度の提案が出されているが、貿易交渉で議論する権限がないと主張している国があるといわれる。

## ②郵政：

USTR の外国貿易障壁報告書では、①郵政民営化には中立だが競争への影響という観点で注意深くモニター、②日本郵政各社と民間の銀行、保険、急送便事業者との対等な競争条件の確保、③郵政改革の透明性と情報開示を求める、としている。米国の産業界は、国営企業、国の支援を受けている企業と民間企業の対等な競争条件の確保を強く求めており、TPP の競争の規定では米国 FTA の規定をベースにすることを政府に要望している。TPP の競争政策の交渉で米国は、国営企業に関する条文案案を提案すると発表しているが、郵政事業体の扱いは明らかになっておらず、これまで議論はないといわれている。

## ③かんぽ生命と共済：

日本政府は、金融サービスでは日本はすでに高いレベルの自由化を約束しており、追加的な約束を求められる余地は考えにくいとしている。一方、USTR の外国貿易障壁報告書では、民間セクターとの対等な競争条件（同等の監督、内部相互補助の禁止、業務範囲拡大を認めないなど）を求めており、共済については、金融庁の監督下におくことを含め、民間企業と同じ規制水準・監督におくことを求めている。TPP では、共済についてはこれまで議論がないといわれている。

<sup>30</sup> 内閣官房ほか（2012）「TPP 交渉参加に向けた関係国との協議の結果」（米国）。

<sup>31</sup> USTR, Trans-Pacific Partnership Trade Goals to Enhance Access to Medicines, ([http://www.ustr.gov/wbfm\\_send/3059](http://www.ustr.gov/wbfm_send/3059))、日本語は、外務省「医薬品へのアクセスの拡大のための TPP 貿易目標」（外務省仮訳）、2011 年 11 月

#### ④投資家対国家の紛争解決：

投資家と国の紛争解決 (ISDS) は、投資受入れ国の協定に違反する行為により損害を被った投資家が投資受入れ国を相手に紛争を国際仲裁に付託できるとう規定である。仲裁を行う機関は、ICSID（世界銀行グループの投資紛争解決国際センター）、UNCITRAL（国連国際商取引委員会）、ICC（国際商業会議所）などである。ISDS は、日本の EPA を含め、近年の多くの FTA の投資章や投資協定に含まれている。提訴された国はアルゼンチンが圧倒的に多く、メキシコ、チェコなどとなっている。日本政府が訴えられた例はないが、日本企業が訴えた例は 1 件ある。

ISDS で問題になるのは間接収用である。NAFTA 締結後米国が提訴される例が増加したことから、米国の 2004 年モデル投資協定 (2004 Model BIT) では間接収用について、「まれな場合を除き、公衆衛生、安全、環境などの正当な公共の福祉の保護のための無差別の規制行為は間接収用を構成しない」と規定されている (annex B)<sup>32</sup>。米国は近年締結した FTA では間接収用の範囲を明確にするようにしている。たとえば、米韓 FTA では、公衆衛生、公安、環境保護、不動産価格安定化など公共福祉を目的とした非差別的措置は、まれな場合を除いて間接収用を構成しないと規定され ISDS の対象とならないことを規定している。大枠合意では間接収用についての留保の規定を盛り込んで ISDS を盛り込むと思われる。こうした歯止め措置にも係らず、日本政府が訴えられた場合は、政策措置の正当性を仲裁で主張し争うべきである。

#### ⑤政府調達：

政府調達開放により地方の公共事業に外国企業が参入し地場企業が事業機会を奪われ、外国人単純労働者が流入し日本人が雇用機会を奪われると主張されている。日本は、すでに WTO の政府調達協定により都道府県と政令指定都市の政府調達を外国企業（政府調達協定加盟国）に開放している。日本とシンガポールの EPA では、地方政府の政府調達を除外しているように、政府調達の対象と金額をどの範囲にするかは交渉による。TPP 交渉は現時点では中央政府に集中して議論されている。米国とシンガポール以外の TPP 交渉参加国は政府調達協定に参加していないし、米国の地方政府調達は 50 州のうち 31 州のみと制限が大きく、日本が参加した場合交渉の余地は大きいと思われる。単純労働者の受け入れは TPP の対象となっていないが、実態的には製造業、サービスだけでなく、農水産業の現場には外国人単純労働者が就労しており、外国人労働者受け入れは日本の課題として議論すべ

<sup>32</sup> <http://www.state.gov/documents/organization/117601.pdf>

きである。

#### ⑥食の安全：

農薬に汚染されたなどの安全でない食品の輸入が増え、遺伝子組み換え食品の表示義務緩和などで食の安全が損なわれるという議論である。TPP では、WTO の SPS 協定の権利義務を再確認している。同協定では、国際機関が作成した危険性評価の方法を考慮しつつ、自国の SPS 措置をそれぞれの状況において適切なものに基づいてとることができる（第 5 条 1 項）となっており、国際的な基準より厳しい措置をとることができる。ただし、そうした措置は科学的証拠に基づいており、適切な保護の水準を達成するために必要以上に貿易制限的であってはならないと規定されている（第 5 条 2 項、6 項）。日本政府は、TPP で議論されている措置の同等と地域主義は日本の EPA には規定がないため慎重な対応が必要としている。措置の同等は、輸出国の措置が輸入国と異なるが、同レベルの保護水準を達成していることが証明される場合は同等の措置として輸入国が認めるという概念であり、地域主義は、病害虫発生国であっても清浄地域（病害虫の発生していない地域）において生産されたものであればその輸入を認める概念である<sup>33</sup>。前述のように、TPP 交渉では措置の同等、地域主義などの議論は収斂していない。また、遺伝子組み換え作物についての提案はされていない。

肉の輸入問題では、米国は日本に対し国際獣疫事務局（OIE）基準に基づく輸入条件への移行（緩和）を求めていた。日本では、2005 年以降 21 ヶ月齢以上の健康牛に BSE 全頭検査を求めていたが、2011 年 12 月に規制閾値を 20 ヶ月齢から 30 ヶ月齢とした場合のリスク比較について厚生労働省が食品安全委員会に諮問を行った<sup>34</sup>。これにより、日本の米国産牛肉輸入規制は国際基準に合致したものになる見通しである。

## 7. おわりに：課題と提言

21 世紀の初めに、FTA への取組みでは東アジアで最も進んでいた日本は、韓国に追い抜かれ、中国も日本に追いついてきている。特に先進国や巨大市場との FTA では韓国に先んじられており、価格や為替レートで不利な日本の製造業品の競争力を一段と劣後させる要因となっている。2006 年のグローバル戦略およびその後発表された工程表の EPA の目標の達成状況を 2012 年 1 月時点みると、EPA 締結国は 13 で目標の 12 を超えているが、

<sup>33</sup> 内閣官房ほか（2011）の説明による。

<sup>34</sup> 米国は健康牛は BSE 検査を行っておらず、EU は 30 ヶ月齢以上（2009 年 1 月から一定の条件を満たした EU 域内国は 48 ヶ月齢以上）となっている。

EPA 締結国との貿易額は 17.6%で目標の 25%以上を下回っている。ASEAN、ベトナム、イス、インドとの EPA は発効しているが、韓国との交渉は再開していないし、GCC との交渉も妥結していない。一方で、将来の課題として検討するとしていた米国との EPA は TPP 参加により実現する可能性が出ており、EU との EPA も 2011 年の定期首脳会議でスコピング作業を早期に開始することで合意するなど交渉に向けて動き始めた。TPP に参加できれば、FTA 率は 35.2%に上昇し現在の韓国に匹敵する。また、日本の TPP 参加検討以降、中国が日本との FTA に積極的な姿勢を示すようになってきている。TPP 交渉参加表明以降、日本の FTA 政策は新たな局面を迎えている。こうした状況を最大限利用して国益を実現するべく EPA 交渉を展開すべきである。

そのためには、①TPP 交渉参加を実現せねばならない<sup>35</sup>。TPP 交渉は、交渉参加国のコンセンサスにより参加が認められ、そのために各国との協議が必要である。マレーシアは、2010 年 7 月に政府が交渉参加を表明し、交渉参加を認められたのは 2010 年 10 月だった。交渉参加のためには、全分野を交渉の対象とすることを認める必要がある。これは交渉参加までに自由化をすることではないが、自由化への意思・意欲を厳しく問われるのではないかと思われる。特に注目されるのは米国との協議であり、米国のカーカ USTR 代表は、「米国の関心事項である農業、サービス、製造業の非関税障壁を含む障壁に取組む必要がある」と野田総理の発表にコメントをしている。具体的には、自動車、牛肉、簡保を指しているといわれる<sup>36</sup>。交渉参加に向けて高いレベルの自由化をどのように実現するのか、農業に代表される関連分野の国内改革の策定と併行して交渉方針を策定すべきである。

次に、②TPP での交渉改革で何を攻め何を守るのか、対象分野についての交渉方針を確立していく必要がある。製造業、サービス、農業など産業別に、また、交渉分野として特定されている中小企業や IT（電子商取引）、物流（サプライ・チェーン）、競争政策、知的財産権などについても企業や業界関係者などの要望、意見を聴取すべきである。米国では、TPP 産業連盟が組織され政府に対して分野別に要望を行っているほか、多くの業界や個別企業が TPP について意見・要望を明らかにしている。こうした政府への要望を公的に受け付けるメカニズムを早急に作るべきであろう。あわせて、国民の理解を得るために説明会などの開催を幅広く地域別、業界別に実施するべきである。TPP 反対派の著作が数多く流

<sup>35</sup> 2012 年 3 月末時点では、ベトナム、ブルネイ、チリ、ペルー、シンガポール、マレーシアの同意を得ている。

<sup>36</sup> 「米 牛肉・簡保・車議題に」日本経済新聞 2011 年 11 月 13 日付け、同 2012 年 1 月 4 日付け、「TPP 日本への要望は 車や牛肉譲歩が前提」

布しているだけに正確な情報の提供は急務である。

TPP 参加表明により、前述のように日本の FTA を巡る状況が変化している。TPP 参加表明により 2 つの意味で日本の FTA での交渉力は強化される。1 つは多くの農産品を除外する必要がなくなり相手国側への要求で譲歩する必要性が減じることであり、もう 1 つは米国を含めた FTA が出来ることにより米国に市場を奪われることを相手国が懸念するためである。こうした状況を利用して、③EU との EPA と日中韓 EPA の交渉を進めるべきである。特に、中国との交渉は知的財産権や政府調達、競争政策などの TPP での高いレベルでのルールの策定が交渉での日本の立場を強くすることが期待される。韓国については、日中韓あるいは 2 国間交渉以外に韓国の TPP 参加という形での締結も考えられる。

新興国との FTA では、インドとの FTA が発効しているが、韓国が交渉あるいは研究しているトルコ、メルコスール、ロシアとの FTA は検討も行われていない。④モンゴルとの FTA の次にはこうした新興国との FTA の研究を行うことが望まれる。

日本政府は、TPP とともに EAFTA と CEPEA を推進する方針である。今まで EAFTA を主導していた中国は CEPEA を受け入れる姿勢を示すようになったといわれる。一方で、東アジアの地域統合での主導権を維持したい ASEAN は ASEAN プラス 1FTA、EAFTA、CEPEA を統合すると位置づけられる包括的な経済連携協定 RCEP（地域包括的経済連携）を提唱した。⑤TPP とこれらの東アジアの経済連携構想の双方に参加する日本は、アジア太平洋自由貿易地域（FTAAP）の実現に向けて、これらの構想の統合にイニシアチブを發揮すべきである。

農業分野での対応策については、第 4 章で論じるので言及しないが、⑥FTA により被害を受ける人々への就労など支援を行うシステムが必要である。こうした制度の例として米国の貿易調整支援（TAA）制度がある。米国では、製造業とサービス産業を対象として失業手当の拡大、職業訓練補助、企業向け技術支援などを TAA により行っている。1962 年に創設された TAA は、拡大や縮小などの数次にわたる変更を経て存続していたが、2011 年 2 月に連邦政府予算の支出増加につながるとする共和党の反対により 2011 年 2 月の期限切れにより終了した。しかし、韓国、コロンビア、パナマの 3 つの FTA 法案の審議を求める共和党に対し、民主党は TAA の延長を審議の条件とし、最終的に TAA 予算を縮小することで合意し、FTA 実施法案とともに TAA 法案は 2011 年 10 月に上下両院で可決された。こうした貿易自由化による被害に対するセーフティネットの構築の検討を行うべきである。

## 第2章 日本の対東アジア通商戦略

慶應義塾大学経済学部教授

東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）

チーフエコノミスト 木村 福成

### 1. 東アジアの経済成長と新たな国際分業

中国のみならず東南アジアまで含めた東アジア地域は、長期にわたって世界の成長地域であり続けてきた<sup>37</sup>。同地域における国・地域間、都市・農村間、社会階層間の相対的所得格差はまだまだ大きい。しかし、力強い経済成長の下、貧困層は順調に縮小し、中間層以上の人口が急増していることも確かである。この背景には、堅実な生産部門の成長に基づく雇用創出がある。図表1は、東アジア諸国の2020年時点での所得水準の大雑把な推計値を示したものである。これから10年、多くの国が、中進国から先進国への階段を上っていくことになる。また、後発のCLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）も、決して停滞しているわけではなく、順調な経済発展を遂げていくものと考えられる。

東アジアの持続的な経済発展を支えているのが、新しい国際分業形態、「第2のアンバンドリング（Baldwin (2011)）」である。これは、産業単位ではなく、生産工程・タスクを単位とする国際分業のことで、1980年代以降、IT革命とコンテナ輸送・航空輸送等のロジスティックスの発達を背景に、急速に重要度を増してきた。東アジアは、少なくとも製造業に関しては、第2のアンバンドリングが世界で最も進んでいる地域である。アメリカとメキシコの間や西欧と中東欧の間にも製造業の第2のアンバンドリングは存在するが、それらのほとんどは企業内の単純な越境生産共有（cross-border production sharing）に過ぎない。東アジアでは、地理的距離（ディスタンス）と企業間分業（ディスインテグレーション）という2次元の生産のフラグメンテーションが発達し、それが単なる生産工程・タスクの分散立地にとどまらず、新興国・発展途上国側における産業集積の形成をも促している。産業集積の中では、地場系企業・企業家による国際的生産ネットワークへの参加も本格化し、技術移転を通じてイノヴェーションも起こってきている。東アジアはこれまでに

<sup>37</sup> 本章では、「東アジア」を、文脈によって、ASEAN+3、ASEAN+6、あるいはその周辺を含む国・地域あるいは地理的概念として用いている。一方、「アジア・太平洋」は、アジア太平洋経済協力（APEC）参加国・地域あるいはその周辺を含む地理的概念とする。

なかつた新しい開発モデルを提示しつつある<sup>38</sup>。

図表1 拡大東アジア諸国の所得水準

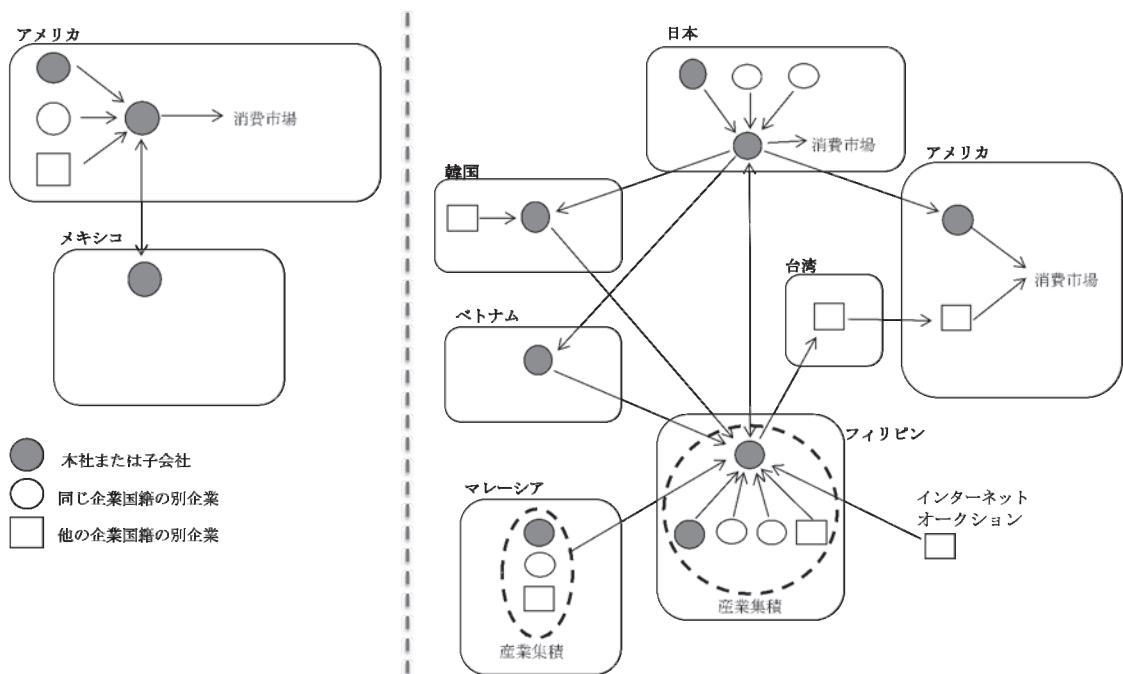
一人当たりGDP(USドル・名目)	1995	2000	2008	2020（推計値）
オーストラリア	19,915	19,508	45,062	66,073
シンガポール	24,220	23,073	39,422	58,006
ブルネイ	16,050	17,996	35,626	57,858
日本	41,833	36,835	38,581	49,164
ニュージーランド	16,640	13,613	29,860	42,080
韓国	11,581	11,488	19,295	33,648
マレーシア	4,314	4,030	8,197	14,454
タイ	2,794	1,968	4,055	10,531
中国	601	946	3,235	8,671
インドネシア	1,056	804	2,247	6,859
フィリピン	1,059	977	1,847	6,675
ベトナム	284	396	1,041	3,800
インド	350	411	960	3,584
カンボジア	303	287	754	2,336
ラオス	370	303	852	1,948
ミャンマー	125	191	529	1,172
拡大東アジア平均	2,847	2,660	4,277	8,579

出所：Fujimoto, Hara, and Kimura (2010)

日本企業はこの新しい国際分業の生成に大きく貢献してきた。そしてまた同時に、東アジアの第2のアンバンドリングは日本企業の競争力の源泉でもある。新しい国際分業は新しい国際政策環境を求める。新たな国際経済秩序への貢献は、日本の歴史的責務である。東アジア全体で地域としてのアイデンティティを確立し、中国をはじめとする新興国・途上国にも責任あるプレーヤーとしてそこに参画してもらう、そのことを日本の対東アジア外交戦略の根幹に据えねばならない。

<sup>38</sup> フラグメンテーション理論およびその2次元への拡張については、Jones and Kierzkowski (1990) と Kimura and Ando (2005) を参照してほしい。

図表2 生産ネットワークの構造：アメリカ＝メキシコと東アジア



出所：Ando and Kimura (2009)

## 2. 東アジアと日本経済

昨今よく主張される「アジアの成長を取り込む」というのはどういうことだろうか。これは単に、海外で収益を上げて日本に送り返してもらうということだけではない。それだけでは、十分に日本経済全体の所得成長率を押し上げるには至らない。ここで求められるのは、新興国・途上国の投資環境を改善して日本企業の積極的な海外展開を支援するのと同時に、国内の雇用・経済活動をも創出することである。新興国・発展途上国への企業進出というと、日本国内の工場を閉鎖し労働者をレイオフして外に出て行くといった状況を想像するかも知れない。しかし、第2のアンバンドリングをうまく活用すれば、むしろ逆に、国内雇用を増加させるということも可能である。

Ando and Kimura (2011a) は、1998–2006年の日本の製造業企業の個票データ (『企業活動基本調査』) を用い、東アジアにおける海外子会社数を増加させている企業とそうでない企業との間で、日本国内の雇用等にどのような違いが生じているのかを分析した。回帰分析の結果、東アジアのオペレーションを拡大している企業の方がそうでない企業より 1998–2002 年の 4 年間では 4.5%、2002–2006 年の 4 年間では 6.7%だけ、追加的に日本国内の雇用を増加させていることがわかった。

このことは、フラグメンテーションのメカニズムを有効に用いて国際間で分業できれば、先進国側に置かれる経済活動も拡大させることができることを証明している。第1のアンバンドリングすなわち産業単位の国際分業を行っていた時代より、第2のアンバンドリングすなわち生産工程・タスク単位の国際分業が可能となった現代の方が、企業活動のグローバル化を通じて先進国側の経済活動を活性化して空洞化を回避しやすい環境にあるとも言える。ただし、そのためには、先進国側に相応の立地の優位性が確保されていなければならない。こういう生産工程、こういうタスクは、世界のどこよりも日本に立地させておくのが一番いい、そういったことがないと、中長期的には日本に立地する生産ブロックも失われてしまう。現に、日本国内の製造業活動は長期的にはゆっくりと縮小する傾向にある。そしてその縮小速度は、大きなマクロ・ショック等をきっかけとして加速される。

Ando and Kimura (2011b) では、日本の細品目の輸出データを用い、世界金融危機と東日本大震災という2つのショックが日本の輸出、とりわけ国際的生産ネットワークに与えた影響について、分析した。そこで得られた結果のうち特に注意すべきは、2008–2009年の世界金融危機の際、いったん落ち込んだ日本の輸出額はドルベースでは約1年で元の水準に戻ったが、輸出品目の種類と輸出仕向国数で見た外延的マージン (extensive margin) は縮小したまま元に戻っていないことである。世界金融危機からの回復過程において、日本に立地している経済活動の幅が恒久的に狭まってしまった可能性がある。なお、2011年の東日本大震災の際には、やはり輸出額はいったん落ち込んでまた回復したが、外延的マージンの恒久的な縮小は見られなかった。アジアの成長を取り込むためには、企業活動のさらなるグローバル化を進めるとともに、日本国内の立地の優位性を高める努力をしなければならない。

### 3. 新たな国際経済秩序の構築と地域主義

第2のアンバンドリングをさらに生かしていくためには、新たな国際的政策秩序の構築が求められる。19世紀末から始まった生産と消費の分離、すなわち第1のアンバンドリングでは、大量輸送手段による金銭的輸送費の低下が鍵となり、またそれを支える国際政策秩序についても、狭い意味での貿易自由化、なかんずく関税撤廃がもっとも重要なものであった。それに対し、第2のアンバンドリングでは、生産工程・タスク単位で国際分業が行われることから、金銭的輸送費用にとどまらず時間費用や信頼性に重きを置いたロジス

ティックス・リンクが求められるようになり、さらに各国国内、特に新興国・途上国のビジネス環境の改善も必要となってくる。関税撤廃は引き続き重要だが、それをはるかに超える範囲の政策モードが国際的政策秩序の枠組みに組み込まれてくる。

かつて地域主義は、参加国と非参加国との間に差別待遇を設定するため、負の貿易転換効果を生み出す危険性のあるものとして、非難の対象となってきた。しかし、ここ数年間に蓄積されてきた実証研究により、自由貿易協定（FTAs）の負の貿易転換効果はそれほど大きくはなく、むしろ貿易自由化促進による正の効果の方が大きいことが明らかになってきた。また、差別待遇が設けられるのは主として関税の世界であり、FTAsに含まれるその他の政策については、差別待遇を設けること自体が技術的に難しかったり、また仮に設けられてもそれほど大きな弊害を生まないケースが多いこともわかつてきた。

経済学の論理に従えば、貿易自由化は、自由化を進める国自身の社会的厚生を高めるものであるので、自ら進んで1国のみであっても進めるべき、ということになる。しかし、経済学者は、この論理を現実の政策に反映させることにはほとんど常に失敗してきた。その理由は、貿易政策が、貿易保護継続を望む経済主体と自由貿易を望む経済主体との間の政治経済学的相互作用の中で決まってくるからである。したがって、通常の政治経済学的メカニズムを考えれば、貿易保護がある程度残存するのはむしろ当然であって、現代のように世界各国が地域主義の下で先を争って自由貿易を志向することこそが解明されるべき謎ということになる。このような問題意識から、Baldwin（2006）は、近年の貿易自由化の政治経済学的メカニズムを解きほぐそうとしている。

ボールドウィンの論理を用いて ASEAN の貿易・投資の自由化を解釈してみよう。まずアジア通貨危機以前は、直接投資誘致を工業化戦略の中心に据えた ASEAN 諸国が、中国の台頭に刺激されながら、競争で貿易・投資の自由化・円滑化を進めた時期である。ここでは、各国が争って関税その他の貿易障壁を引き下げていったわけで、ボールドウィンの言うところの「底に向けての競争（race to the bottom）」が起きたものと考えられる。それに対し、アジア通貨危機以後の ASEAN では、地域主義を用いて、自動車・鉄鋼等残存していた輸入代替産業についての貿易・投資の自由化・円滑化が促進されていった。ASEAN 先行 6 カ国との間でのほとんど例外のない関税撤廃は、自由化を志向する勢力が各国内の保護支持派を説得して自由化を推進し、それによってさらに自由化支持派の政治力が強化されていくという「ジャガーノート効果」によって実現された。さらに、ASEAN をハブとする FTAs 綱の形成も、経済のみならず政治的動機をも含む一種の「ドミノ効果」によっ

て加速してきた。

東アジアにおける世界貿易機関（WTO）主導の貿易自由化は、1990年代後半の情報技術協定（Information Technology Agreement）による半導体部品等についての関税撤廃と、中国のWTO加盟に伴う政策改革を除けば、ごく小さなものにとどまった。今後、第2のアンバンドリングに対応する国際的政策環境を構築していく際には、関税撤廃を超えて広範な政策をその視野に入れていかねばならない。WTOの現状を考えれば、多角主義の下での国際的政策規律の守備範囲の拡張は、少なくとも短期的には極めて困難である。新たな国際経済秩序構築が、地域主義が先鞭をつける形で進んでいくであろうことは、ほぼ確実だろう。

第2のアンバンドリングを支える政策体系とはどのようなものだろうか。ディスタンスとディスインテグレーションの2次元に拡張したフラグメンテーション理論に基づけば、生産ネットワークの活性化のためには、2つの次元それぞれにつき、3種のコスト軽減、すなわち1) 生産ネットワーク構築のための固定費用の軽減、2) 生産ブロックを結ぶサービス・リンク・コストの軽減、3) 生産ブロック内の生産コストの軽減が必要である。2次元のフラグメンテーションにおける3種のコスト軽減のための政策例をまとめたのが図表3である。

図表3 2次元のフラグメンテーションと3つのコスト軽減

列1	生産ネットワーク構築のための固定費用の軽減	生産ブロックを結ぶサービス・リンク・コストの軽減	生産ブロック内の生産コストの軽減
	投資コスト軽減のための諸政策	地理的距離、国境効果を克服する諸政策	立地の優位性を強化する諸政策
ディスタンスの次元のフラグメンテーション	政策例：(i) 投資関連政策の安定性・透明性・予測可能性の向上、(ii) 投資受入機関、工業団地などにおける投資円滑化、(iii) 投資資金調達に関する金融サービスの自由化・充実	政策例：(i) 関税等貿易障壁の削減・撤廃、(ii) 間接手続の簡素化・効率化等を含む貿易円滑化、(iii) 輸送インフラ整備と輸送・流通サービスの効率化、(iv) 電気通信・インフラ整備、(v) オペレーションおよび資本移動に関連する金融サービスの効率化、(vi) 人の移動の円滑化等による離れた拠点間のコーディネーション・コストの節減	政策例：(i) 多様な人材確保を可能とする教育・職業訓練制度の整備、(ii) 安定的かつ弾力的な労働法制・制度の整備、(iii) 効率的な国際・国内金融サービスの整備・育成、(iv) 電力その他エネルギー、工業団地等のインフラサービス投入コストの軽減、(v) 垂直的分業を可能とする集積の形成、(vi) 投資ルール、知財保護等の制度整備、(vii) きめ細かな貿易・投資円滑化措置
ディスインテグレーションの次元のフラグメンテーション	企業間取引のセットアップ・コストを軽減する経済環境整備 政策例：(i) 多様なビジネス・パートナーの共存と弾力的な契約形態を許容する経済システムの構築、(ii) 潜在的ビジネス・パートナーに関する情報収集コストを節減するための諸政策、(iii) 契約の公正性・安定性・効率性の確保、(iv) 安定的でかつ有効な知財保護体制の確立	企業間取引の履行に伴うコストを軽減する制度整備 政策例：(i) 取引相手に対するモニタリング・コストを節減するための諸政策、(ii) 紛争解決メカニズムの整備のための法制・経済制度の改善、(iii) アウトソーシングを容易にする方向のモジュール化等の技術革新を促進する政策	潜在的ビジネス・パートナーの競争力強化のための諸政策 政策例：(i) 外資系・地場系企業を含む多様な潜在的ビジネス・パートナーの誘致・育成、(ii) サポートセンターの強化、(iii) 集積の形成を促す諸政策

第2のアンバンドリングにおいても関税撤廃は引き続き重要である。それはディスタンスの次元のサービス・リンク・コストの軽減のために求められる政策として位置付けられ

る。しかし、表に見る通り、関税撤廃は必要となる政策のごく一部でしかなく、ここでははるかに広範な政策モードが関係してくる。広義の国際通商政策をカバーするハイレベルFTAsであれば、下線を施した部分、すなわち貿易円滑化、サービス、投資、知財保護、人の移動などの分野について、ある程度の政策改革がなされることとなる。しかし、それでもまだカバーされないもの、すなわち通常の国際通商政策では手当てできない政策もあり、これは広範な開発アジェンダに属するものとなる。

現在の東アジアにおける地域主義の動向に照らして考えると、環太平洋経済連携協定（TPP）に期待できそうな部分は、クリーンな関税撤廃、知財保護、サービス、投資であろう。それ以外の広範な開発アジェンダに属するものは TPP には含まれない。東アジアにおける広義の経済統合が新しい国際的政策秩序の基本仕様を確立する上で果たすべき役割は大きい。

#### 4. 東アジア広域 FTA に向けての動き

2010 年、東アジアでは、ASEAN+1 FTAs ハブ＝スپーク・システム、すなわち ASEAN と 6 つのダイアローグ・パートナー（日本・韓国・中国・オーストラリア・ニュージーランド・インド）の間の ASEAN+1 FTAs が完成した。次のステップは、当然のこととして、ダイアローグ・パートナー同士も含めて 1 つの FTA を形成するいわゆる ASEAN++FTA である。ここでは、まず ASEAN+3（日中韓）の FTA を目指すべきとする中国、韓国などと、ASEAN+6（上記にさらにオーストラリア、ニュージーランド、インドを含む）を進めようとする日本その他の国との間で意見の対立があるが、ASEAN としてはどちらかに強くコミットするのではなく両方を同じ速度で進めていくとの試みがなされてきている。ASEAN++FTA は、2011 年 11 月の東アジアサミット以降、RCEP（Regional Comprehensive Economic Partnership）とも呼ばれるようになっている。

2010 年の初めの時点での ASEAN++FTA に向けての動きは、公式見解はともかくとして、各国とも早く正式交渉に入ろうとするインセンティブが欠落していて、ややスローダウンした。その一方で、2010 年 3 月、アメリカを含めた TPP 交渉が始まった。その後 2010 年 9 月には尖閣問題が発生し、また南シナ海における領土問題も深刻化し、それまで中国が進めてきた善隣外交が大きく後退した。これらを踏まえ、2011 年初頭以降、中国外交部は、TPP を中国はずしの枠組みであるとして強い危機感を表明し、日中韓および ASEAN++FTA のプロセスを加速したいとの意向を明確に打ち出すようになった。この動きは、

富国強兵路線があからさまになりつつある中国国内政治の中で、中国外交部および中国国内の改革派が巻き返しを試みているものとも解釈できる。ASEAN は、すでにダイアローグ・パートナー6カ国と FTAs を締結していて広域 FTA の利点を感じにくいこともあり、いつものようにややのんびりと構えている。しかし、ASEAN の中も TPP 交渉参加国と非参加国に分かれてしまっており、さらに日中韓 FTA の交渉入りも現実のものとなりつつある以上、ASEAN は、自らの統合深化に加え、ASEAN++FTA の構築にも積極的にならざるを得ないはずである。このように、TPP 交渉が前に進んでいれば、東アジアの経済統合も加速される。最短シナリオでは、2012 年央にも日中韓 FTA の交渉が開始され、2012 年中に ASEAN++FTA が交渉入りすることも考えられる。

ASEAN++FTA の準備は、EAFTA (ASEAN+3)、CEPEA (ASEAN+6) の民間研究が 2009 年に終了したのを受け、2010 年に EAFTA、CEPEA 双方にに関する 4 つの作業部会 (① 関税品目表、② 原産地規則、③ 税関手続、④ 協力) が ASEAN の下に設けられ、議論が進められてきた。しかし、これらは多分に、モメンタムを失わないためのつなぎ役であって、交渉開始を加速するものではなかった。2011 年 8 月、ASEAN 関連経済大臣会合において、日中は、EAFTA と CEPEA に関し、新たに物品貿易、サービス、投資に関する 3 作業部会を設置することを、共同で提案した。それを受け、同 11 月、まず ASEAN 内部で議論を開始し、その後域外も含めて議論を行う形で検討を進めることが、合意された。ASEAN は、ASEAN++FTA の交渉において一定の主導権を握る ASEAN centrality を確保するため、交渉の大枠、「テンプレート」を作成しようと試みている。これは、日中韓の交渉に大きな影響を与えるところまでは行かないかも知れないが、ASEAN++FTA へと拡大していくとする際には一定の役割を果たすものになるだろう。

ASEAN++FTA はどのような内容のものとなりうるだろうか。中国には、自ら主体的に国内改革を促進するようなハイレベルの FTA を作りたいとのインセンティブはない。韓国も、地域のアイデンティティ形成にはそれほど関心がない。インドは顕著に自由化度の低い FTAs しか実現できていない。したがって、オーストラリアとニュージーランドがある程度がんばるにせよ、日本が本格的に TPP 交渉に参加して農業の国境措置撤廃の見通しが立つかどうかで、ASEAN++FTA の方も自由化の度合いや政策モードの範囲が大きく変わってくる。

関税撤廃については、ASEAN は、既存の ASEAN+1 FTAs よりも若干高いレベルの自由化度を目指すであろう。品目分類ベースで FTAs 完成時に関税がゼロとなっている品目の

割合を自由化度と名付けるとすれば、95%あたりが相場観と考えられる。TPPにおける自由化度は98%以上となることが予想されるので、それと同レベルとまでは行かないだろう。しかし95%レベルの自由化であっても、日本は、農業の国境措置を残したままだと、ついていけない。逆に、それを克服する目途が立っていれば、さらに高いものを目指して積極的な交渉を展開できる。図表4は、各ASEAN+1 FTAsにおいて、各国のもっとも細かい品目分類ベースで、各国が何%の品目について関税をゼロにすることを約束しているかを示したものである。日=ASEAN FTAを見ると、インドネシアを除くASEAN先進6カ国が92%以上の自由化度を達成しているのに対し、日本は86.2%と顕著に低い。これは、韓=ASEAN FTAや中=ASEAN FTAにおける韓国、中国の自由化度にも劣る。各国共通の品目分類であるHS6桁ベースで見ると、日=ASEAN FTAにおける日本の自由化度は91.9%へと上昇する。しかし、いずれにせよ日本は、95%と言われてもなかなか厳しいことがわかる。農業保護の重しをはずすことができるかどうかが、日本の経済外交の自由度を大きく規定てしまっているのである。

図表4 ASEAN+1 FTAsの貿易自由化度（HS8-10桁品目数ベース）

	ASEAN=韓国	ASEAN=中国	ASEAN=オーストラリア=ニュージーランド	ASEAN=インド	ASEAN=日本	平均	平均(ASEAN=インドを除く)
シンガポール	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
ブルネイ	97.9%	97.8%	98.5%	82.6%	96.4%	94.6%	97.7%
マレーシア	93.5%	93.7%	95.5%	79.6%	92.1%	90.9%	93.7%
タイ	93.7%	88.3%	98.8%	74.3%	96.9%	90.4%	94.4%
インドネシア	90.3%	89.0%	93.4%	50.4%	88.7%	82.4%	90.4%
フィリピン	97.7%	86.5%	94.8%	75.8%	96.0%	90.2%	93.8%
ベトナム	84.3%	na	90.9%	69.7%	84.7%	82.4%	86.6%
カンボジア	85.5%	86.7%	86.2%	84.1%	76.0%	83.7%	83.6%
ラオス	85.4%	96.4%	90.7%	77.5%	84.2%	86.8%	89.2%
ミャンマー	87.5%	86.9%	86.1%	73.6%	79.4%	82.7%	85.0%
韓国	92.2%						
中国		94.6%					
オーストラリア			100.0%				
ニュージーランド			100.0%				
インド				74.3%			
日本					86.2%		
平均	91.6%	92.0%	94.6%	76.5%	89.1%		

注：ASEAN=中国 FTA のベトナムの数字は得られなかった。また、ASEAN=中国 FTA のミャンマーの数字はHS01-HS08が欠落している。

出所：ERIA FTA Stocktaking Study Team、久野新氏。

図表 5 ASEAN+1 FTAs の貿易自由化度 (HS6 術品目数ベース)

	ASEAN=韓国	ASEAN=中国	ASEAN=オーストラリア=ニュージーランド	ASEAN=インド	ASEAN=日本	平均	平均(ASEAN=インドを除く)
シンガポール	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
ブルネイ	99.2%	98.3%	99.2%	85.3%	97.7%	95.9%	98.6%
マレーシア	95.5%	93.4%	97.4%	79.8%	94.1%	92.0%	95.1%
タイ	95.6%	93.5%	98.9%	78.1%	96.8%	92.6%	96.2%
インドネシア	91.2%	92.3%	93.7%	48.7%	91.2%	83.4%	92.1%
フィリピン	99.0%	93.0%	95.1%	80.9%	97.4%	93.1%	96.1%
ベトナム	89.4%	na	94.8%	79.5%	94.4%	89.5%	92.9%
カンボジア	97.1%	89.9%	89.1%	88.4%	85.7%	90.0%	90.5%
ラオス	90.0%	97.6%	91.9%	80.1%	86.9%	89.3%	91.6%
ミャンマー	92.2%	94.5%	88.1%	76.6%	85.2%	87.3%	90.0%
韓国	90.5%						
中国		94.1%					
オーストラリア			100.0%				
ニュージーランド			100.0%				
インド				78.8%			
日本					91.9%		
平均	94.5%	94.7%	95.7%	79.7%	92.8%		

注：ASEAN=中国 FTA のベトナムの数字は得られなかった。また、ASEAN=中国 FTA のミャンマーの数字は HS01-HS08 が欠落している。

出所：ERIA FTA Stocktaking Study Team、久野新氏。

原産地規則に関しては、ASEAN=中国 FTA と ASEAN=インド FTA を除けば、どの ASEAN+1 FTAs も多くの品目についてビジネスフレンドリーな co-equal system (付加価値基準と関税品目変更基準のいずれか一方を満たしていればよいという方式) を採用している。したがって、ほとんどの品目について、地域全体で比較的使い勝手の良い原産地規則を確立しうる。原産地証明取得手続についても、すでに細かい検討が行われており、それなりの成果をあげうるものと期待できる。

サービスについては、あまり楽観視できない。ASEAN サービス枠組み協定 (AFAS) と ASEAN=オーストラリア=ニュージーランド FTA はそこそこの自由化水準に達しているが、ASEAN=中国 FTA、ASEAN=韓国 FTA、ASEAN=インド FTA における自由化水準は極めて低い。これが ASEAN++FTA の相場となってしまったのでは、かなり見劣りのするものとならざるを得ない。ここでは、むしろ居直って、全般的なサービス貿易自由化ばかりを標榜するのではなく、第 2 のアンバンドリングを展開あるいは支援するサービスに明確なプライオリティを置いてはどうか。また、内外差別の除去よりも内外共通の障害を取り除くことの方が重要なサービス・サブセクターもある。域内各国の発展段階を考えれば、それらに重点を置いた戦略的な取り組みもよいかも知れない。日本、オーストラリア、ニュージーランドがどこまで積極的に関与できるかが鍵である。

投資についても、ASEAN の取り組み、ASEAN+1 FTAs での取り上げ方ともに、自由化

水準は決して高いとは言えない。その他、政府調達、知財保護、競争政策なども追加して盛り込む余地はあるが、そこでも日本その他の積極的な関与が不可欠である。少なくともこれまでの日本の腰の引けた交渉姿勢が直らない限り、これらの分野で進んだ協定を作つていくことはできない。

TPP 交渉が前に進んでいくとすれば、ASEAN++FTA も、内容的にもタイミング的にもそれなりに見栄えのするものにしていかないと、東アジアの統合感そのものが失われてしまうかも知れない。質へのこだわりが必要である。日本が果たすべき役割は大きい<sup>39</sup>。

## 5. 東アジアの開発アジェンダ

東アジアの経済統合は、国際通商政策で TPP と同レベルの自由化度に達するのは難しいかも知れないが、各種の開発アジェンダとの有機的な協働という点においてはるかに優れた面を有している。東アジアでは、より深い統合とともに、開発格差の是正が、常に目標の 1 つとして掲げられる。アジア＝太平洋の枠組みでは、開発アジェンダに対する関心は基本的に希薄であり、製造業の第 2 のアンバンドリングについての明示的な配慮もほとんどない。東アジアは、こと開発アジェンダに関しては、新たな地平を切り開いていく可能性を秘めている。

ASEAN および東アジアにはすでに、第 2 のアンバンドリングを手当てるためのいくつかのイニシアティヴが存在している。まず挙げるべきなのが『アジア総合開発計画』(ERIA (2010)) である。この計画は、筆者がチーフエコノミストを務める東アジア・ASEAN 経済研究センター (ERIA) が作成して 2010 年 11 月の東アジアサミットに提出したもので、工業化戦略とインフラ開発の空間設計を示した点に特徴がある<sup>40</sup>。国・地域を生産ネットワークへの参加の度合いによって第 1 層、第 2 層、第 3 層に分け、それぞれ、産業集積の形成、精緻な生産ネットワークへの参加、信頼性のあるロジスティックス・リンクに基づく産業育成を目標に設定した。第 2 のアンバンドリングにどの程度関与しているかによつ

<sup>39</sup> 2012 年 2 月 26 日付けの共同通信の記事は、同日ミャンマーのネピトーで開催された ASEAN 非公式経済大臣会合において、TPP に遅れをとらぬよう、また見劣りのするものとならぬよう、RCEP について話し合いが持たれたと報じている。その主要な内容は次の通り。(i) 関税撤廃のカヴァレッジは 95% をを目指す、(ii) 物品貿易、原産地規則、税関手続、技術的貿易障壁 (TBT)、サービス貿易、投資、経済・技術協力、知財保護、紛争解決を含むものとする、(iii) “sequential approach”ではなく“comprehensive single undertaking”的な交渉を行う、(iv) 2015 年までに交渉妥結に至る。

<sup>40</sup> ERIA は、第 3 回東アジアサミット (2007 年 11 月) の合意に基づき設立された国際機関で、ASEAN および東アジアの経済統合を進めるための政策研究を行っている。研究活動は、経済統合の深化、開発格差の是正、持続的経済発展の 3 つの柱からなる。詳しくはホームページ (<http://www.eria.org>) を参照されたい。

て、当然、工業化戦略も異なってくるし、インフラ需要も違ってくる。また同時に、3層の間の相互作用も重要となってくる。この計画では、生産ネットワークのメカニズムを有効に利用することによって、経済統合の深化と開発格差の是正を同時に追求できることを示している。前出の表2に照らしてみれば、ディスタンスの次元のフラグメンテーションについてのサービス・リンク・コストの部分でのロジスティックス・インフラ整備や、生産ブロック内の生産コストの軽減に含まれるその他経済インフラ(特に電力供給、経済特区)整備、ディスインテグレーションの次元のフラグメンテーションの生産コスト軽減に資する集積形成のための都市・首都圏インフラ整備などが、この計画のスコープとなっている。

また、ディスタンスの次元のフラグメンテーションについてのサービス・リンク・コストの部分は、しばしば生産ネットワーク拡張のボトルネックとなっている。ここを ASEAN の文脈で手当てしようとしているのが『ASEAN 連結性マスターplan』(ASEAN Secretariat (2010)) である。このマスターplanも、ERIA が主要部分の執筆を補助したため、ERIA (2010) と概念枠組みを共有している。ここでは、制度的連結性 (institutional connectivity) と物理的連結性 (physical connectivity) という概念が導入され、国際通商政策とロジスティックス・インフラ開発によってカバーされるサービス・リンク・コスト削減を有機的に体系化している。

さらに ASEAN は、包括的経済成長の実現のために、特に中小企業振興を重視している。これは、ディスインテグレーションの次元のフラグメンテーションの生産ブロック内生産コスト軽減を手当てるものと解釈することもできる。現在 ERIA は、ASEAN 事務局の依頼を受けて、ASEAN10カ国の官学協働の下、中小企業関連政策インデックス (SME Policy Index) を作成中である。そこでは特に、大企業と中小企業、多国籍企業と地場系企業の間の企業間分業と、それによってもたらされる技術移転促進と生産性向上が強調されている。

第2のアンバンドリングを支えるために今後さらに力を入れていくべき開発アジェンダとしては、集積の利益を享受するための人的資源育成やイノヴェーションの強化が挙げられるだろう。また、貿易円滑化や知財保護などの国際通商政策上の課題についても、その実効性を確保するために、キャパシティ・ビルディングや技術協力などのきめ細かい手当てが必要である。さらに、経済活動における取引費用を軽減するための経済制度の調和・収束、法制整備も重要である。これらの開発アジェンダを国際通商政策としての広域FTA形成と並行して進めていけば、新たな国際経済秩序の根幹を形成していくことにつながるはずである。

## 6. 政策提言

日本の対広域東アジア通商戦略は、日本がアジアの経済活力をいかに取り込むか、日本企業および日本がどのように国際競争力を維持するか、ひいては同地域における将来の日本のポジショニングはどうなるか、といった極めて重要な問題と直結する。日本が経済力にものを言わせて物量で圧倒できた時代は終わった。これからは、拠って立つべき理念を前面に押し出して、ソフトパワーで勝負しなければならない。戦略的な通商政策はその先兵ともなるべきものである。

本章の主張点を踏まえ、日本の対東アジア通商戦略について政策提言をまとめると、次の 5 点となる。

第 1 に、日本は、農業に対する国境措置撤廃に道筋をつけ、TPP 交渉に参加し、経済外交における自由度を確保すべきである。現在の日本の通商政策は、前世紀からの宿題である農業の国境措置撤廃をやり残しているために、積極的、戦略的に展開することができないでいる。そもそも農業保護は効率性の観点から大幅な整理が必要であり、かりに政治的に保護撤廃が難しい場合にも保護の方法を国境措置から各種国内補助金に切り替えることが求められている。この積年の宿題を片付けていないがゆえに、それが今となって FTAs 戰略の足かせとなってしまっている。TPP 交渉参加を契機に国境措置撤廃の具体的な工程を示し、積極的な経済外交を展開するための資格要件を満たさなければならない。

第 2 に、日本は、TPP によって実現可能なものと、東アジア経済統合で手当てすべきものを、明示的に意識し、双方の交渉において積極的な役割を果たすべきである。TPP は、新興国・途上国における関税撤廃、サービス・投資の自由化、知財保護などの分野では、大いに成果を上げる潜在力がある。しかし、製造業の第 2 のアンバンドリングに対する配慮は不十分であり、また各種の開発アジェンダについても手当てがなされない可能性が高い。TPP と並行して東アジア地域全体の経済統合も進め、TPP に不足している部分を補完していくべきである。

第 3 に、東アジア経済統合においては、国際通商政策と開発アジェンダの枠組み作りに積極的に関与し、第 2 のアンバンドリングをさらに活性化するための国際経済秩序の形成に貢献していくべきである。生産工程・タスクについての国際分業をさらに活性化していくためには、2 次元のフラグメンテーションと 3 種のコスト軽減に配慮した国際政策体系が必要である。FTAs で手当てできるものと開発アジェンダとして取り上げるべきものを適切に組み合わせ、体系化していくのが、日本の役割である。

第4に、東アジアあるいはアジア・太平洋という地域のアイデンティティを確立し、それを新しい国際経済秩序の核とし、中国をはじめとする新興国・途上国にもそこに責任ある構成員として参加してもらうよう促すべきである。東アジアは第2のアンバンドリングを通じて経済的には1つの一体感のある地域となってきている。さらに、多少の政治・軍事面の対立が表面化しようと、それを相対化してしまうくらい、強固な経済関係を構築することが求められている。新興国・途上国に国際ルールの中にはいってもらおうためにも、経済面が先行した地域のアイデンティティを醸成していくべきである。

第5に、アジアの成長を取り込むため、東アジアとの効率的な国際分業体制を構築し、日本国内の雇用および経済活動を確保すべきである。第2のアンバンドリングのメカニズムを有効に用いれば、東アジアにおける企業展開をさらに強化するのと同時に、日本国内でも雇用を創出し、経済活動を活性化することが可能である。製造業の空洞化を押しとどめるべく、政府は同時に立地の優位性の充実を図っていくべきである。

## 【参考文献】

- 安藤光代、スヴェン・W・アーネト、木村福成 (2008) 「東アジアにおける生産ネットワーク：日本企業と米国企業の戦略的行動」。深尾京司、日本経済研究センター編『日本企業の東アジア戦略：米欧アジア企業との国際比較』、日本経済新聞出版社、15-54 ページ。
- Ando, Mitsuyo and Kimura, Fukunari. (2009) "Fragmentation in East Asia: Further Evidence." ERIA Discussion paper Series No.2009-20  
(<http://www.eria.org/publications/discussion.html>).
- Ando, Mitsuyo and Kimura, Fukunari. (2011a) "Globalizing Corporate Activities in East Asia and Impact on Domestic Operations: Further Evidence from Japanese Manufacturing Firms." RIETI Discussion Paper Series 11-E-034 (March), 2011  
([http://www.rieti.go.jp/jp/publications/act\\_dp2010.html](http://www.rieti.go.jp/jp/publications/act_dp2010.html)).
- Ando, Mitsuyo and Kimura, Fukunari. (2011b) "How Did the Japanese Exports Respond to Two Crises in the International Production Networks?: The Global Financial Crisis and the East Japan Earthquake." ERIA Discussion paper Series No.2012-01  
(<http://www.eria.org/publications/discussion.html>). Forthcoming in *Asian Economic Journal*.
- ASEAN Secretariat. (2010) *Master Plan on ASEAN Connectivity*. December. Jakarta: The ASEAN Secretariat (<http://www.aseansec.org/>).
- Baldwin, Richard. (2006) "Multilateralizing Regionalism: Spaghetti Bowls as Building Blocs on the Path to Global Free Trade." *The World Economy*, 29, No. 11 (November): 1451-1518.
- Baldwin, Richard. (2011) "21<sup>st</sup> Century Regionalism: Filling the Gap between 21<sup>st</sup> Century Trade and 20<sup>th</sup> Century Trade Rules." Centre for Economic Policy Research Policy Insight No. 56 (May)  
(<http://www.cepr.org>).
- Economic Research Institute for ASEAN and East Asia (ERIA). (2010) *Comprehensive Asia Development Plan* (<http://www.eria.org/research/y2009-no7-1.html>).
- Fujimoto, Takashi; Hara, Shoichiro; and Kimura, Fukunari (2010) "Comprehensive Asia Development Plan and Beyond: Growth Strategies for More Prosperous and Equitable East Asia." ERIA Policy Brief ERIA-PB-2010-02 (<http://www.eria.org/pdf/ERIA-PB-2010-02.pdf>).
- Jones, Ronald W. and Kierzkowski, Henryk. (1990) "The Role of Services in Production and International Trade: A Theoretical Framework." In Ronald W. Jones and Anne O. Krueger, eds., *The Political Economy of International Trade: Essays in Honor of Robert E. Baldwin*, Oxford: Basil Blackwell: 31-48.
- Kimura, Fukunari and Ando, Mitsuyo. (2005) "Two-dimensional Fragmentation in East Asia: Conceptual Framework and Empirics." *International Review of Economics and Finance (special issue on "Outsourcing and Fragmentation: Blessing or Threat" edited by Henryk Kierzkowski)*, 14, Issue 3: 317-348.

# 第3章

## 東アジア経済統合の新段階： 日中韓経済連携の制度的収斂を求めて

早稲田大学政治経済学部教授

深川 由起子

### 1. はじめに

東アジアの経済統合は2010年にいわゆる ASEAN+1（日韓中印および豪州・ニュージーランド）の自由貿易協定(FTA)が成立し、ASEAN自由貿易地域(AFTA)が2015年の「ASEAN共同体」に向けて踏み出したことで新たな段階を迎えた。しかしながら、圧倒的な経済プレゼンスを持つ日韓中は大きく出遅れ、3カ国間FTAの成否は新段階そのものとなっている。日中韓では2000年代に入ってからは市場主導での実質的統合は進んだが、領土問題や歴史認識などをめぐって政治外交摩擦はむしろ増大した。このため、統合の深化が進めば進むほど、実態を反映した制度化が困難となるといった矛盾が次第に大きくなっている。さらに3カ国のFTA不在の間に、様々な経済関係の変化やFTA環境の変化が起きたことも制度化に向けた交渉入りを複雑化させている。3国内のFTAのためには今一度、何が本当のアジェンダなのか、を見極めてコンセンサスを固める必要があるように見える。そこで小稿では以下の手順によってそのアジェンダを検討し、地域の特性にあった接近について考察してみたい。まず、1章では日中韓で何が問題となってきたか、を簡単に整理し、2章では環境変化と日中韓FTAへの影響に言及する。続いて3章では新しいアジェンダを検討し、最後にアジェンダへの段階的接近を提示して政策提言に代えることとする。

### 2. 東アジア経済統合の新段階と日中韓FTA

#### (1) 東アジアの経済統合と日中韓FTA

通貨危機後の東アジアは金融協力と共にFTA締結による域内市場の拡大を目指し、2000年代に入って一斉に交渉を開始した。その中心となったのはASEAN自由貿易地域(AFTA)を前倒しで実現するなど、市場統合に先行したASEANであった。ASEANはAFTAの推進と平行して2010年までに+1（中国、韓国、日本、インド、豪州・ニュージーランド（以下、ANZUS））とのFTA交渉を終え、その内容はともかくとして、東アジアの経済統合を牽引

する役割を果たしてきた。図表 1 が示す通り、ASEAN+1 の FTA が成立したことで、地域の経済統合は大きく前進し、アジア太平洋国家を任じる米国が P4（シンガポール、チリ、ニュージーランド、ブルネイ）がイニシアチブをとる環太平洋戦略的経済連携（TPP）への参加を決めるなど、従来「域外」と考えられていた国をも引きつけるようになった。一方、日中韓間では 2003 年に始まった日韓 FTA<sup>41</sup>の交渉が 1 年ばかりで頓挫し<sup>42</sup>、以降、日中はもちろん、韓中も交渉に入れなかった。3 国政府は研究会を組織して日中韓 FTA を研究することに合意したが、そもそも二カ国間を中心に統合するのか、最初から日中韓で交渉するのかについてさえ、実際には曖昧なまま論議が進んだ。ただ、いずれにせよ、日中韓 FTA はその圧倒的な経済規模や貿易量からみて日中韓市場への輸出が多い ASEAN や ANZUS にはもちろん、欧米の域外国にとっても影響が大きい。また、その制度化水準も日韓が入る以上、AFTA や ACFTA の水準で終わるわけにはいかなかった。

さらに日中韓の産業構造は ASEAN+1 に比べて次第に補完的というより競合的になりつつあり、FTA の進展次第では産業調整が必要となる可能性もある。これらはいずれも図表 1 の空白地帯となってしまった日中韓 FTA が東アジア経済統合の新段階に他ならないことを示していた。

## （2）日中韓 FTA 研究会の成果と限界

ではこれまでの日中韓研究は新段階のアジェンダをあまねく取り上げて交渉入りを準備してきたといえるであろうか。必ずしもそうとはいえないさそうだ。研究会のテーマは 3 カ国の話合いによって選出されており、当然のことながら、1 カ国でもそれに強く反対すれば、そのテーマを追求することは困難となる<sup>43</sup>。実際、研究会は極めてオーソドックスな話題から入り、その範囲の中では十分な成果をあげた。

日中韓は 1999 年の非公式首脳会議で合意して以来、2001 年から 2010 年まで FTA 共同研究会を実施した<sup>44</sup>。2001 年から 02 年までは貿易・投資の自由化、円滑化といった FTA の基本事項が取り上げられ、03 年からは「長期的経済ビジョンと中期的政策方向」に関する課題がテーマとなった。主たるテーマおよび結果は図表 1 が示す通りである。

<sup>41</sup> 他の協定同様、日本側の正式名称は日韓経済連携協定（EPA）だが、ここでは他の国に一般的な FTA を統一して使用する。

<sup>42</sup> 日韓 FTA の挫折要因の詳細については深川（2006）など。

<sup>43</sup> 中国は人民元切り上げの影響を取り上げることに強く反対したことがある。

<sup>44</sup> 代表機関は日本総合研究開発機構（NIRA）、中国国務院発展研究中心（DRC）、韓国対外経済政策研究院（KIEP）。

図表 1 日中韓 FTA 共同研究会の成果

Table 1. Studies on CJK FTA		
	Theme	Topics
2003	"Strengthening Economic Cooperation among China, Japan and Korea"	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Macro impact by CGE model simulation</li> <li>• Business society survey</li> </ul>
2004	"Sectoral Implications of a China-Japan-Korea FTA"	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Sectoral competitiveness</li> <li>• Agriculture, Automobile, Electronics sector</li> </ul>
2005	"Towards a CJK FTA: Vision and Tasks"	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Continued Sectoral competitiveness</li> <li>• Fishery, Textile, Steel and Service sector</li> </ul>
2006	"Important Issues of a CJK FTA"	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Continued Sectoral competitiveness, Sensitive sector</li> <li>• Logistics, Wholesale industry</li> <li>• Rule of origin</li> </ul>
2007	"Possibility and Prospects for a CJK FTA"	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Macroeconomic Effects of a CJK FTA (updated)</li> <li>• Impact of concluded FTA on CJK</li> </ul>
2008	"Possible Roadmaps of a CJK FTA: Obstacles and Expectations"	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Revisit the obstacles and expectations of a CJK FTA</li> <li>• Role of a CJK FTA for regional economic integration</li> </ul>
2009	"Road to Recovery of Regional Trade and Trade Facilitation in a CJK FTA"	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Implications of the global financial crisis</li> <li>• Trade facilitation (TF) measures in a CJK FTA</li> </ul>
	Results	
2003	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Economic welfare effect large: Korea&gt;China&gt;Japan</li> <li>• Approval: China&gt;Japan&gt;Korea</li> </ul>	
2004	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Sensitive sector: Agriculture (J, K), Textile (J, K), Automobile (C, K), Petrochemical ©</li> </ul>	
2005	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Impact: Agriculture (C+, J-K-), Fishery (C+, J, K-)</li> <li>Textile (C+, J, K+), Electronics (C+, J, K+), Machinery (C-, J+, K-), Steel (C, J+, K), Auto (C-, J+, K), Chemical (C-, J+, K+)</li> </ul>	
2006	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Significant impact of logistics</li> <li>• Wholesale industry having a entry barriers in CJK</li> <li>• Different ROO in China with Value added only from Japan and Korea</li> </ul>	
2007	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Impact: Textile (C-, J+, K+), Apparel (C+, J-K-), Electronics( C+, J, K+)</li> <li>Machinery (C-, J+, K-), Steel (C, J+, K+), Auto (C-, J+, K-), Chemical (C-, J+, K+)</li> </ul>	
2008	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Different FTA strategies with different priorities</li> <li>• Positive by CJK</li> <li>• No difference of FTA sequence in the end</li> </ul>	
2009	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Larger role of CJK market to compensate US and EU</li> <li>• TF as an effective, practical measures for integration</li> </ul>	

まず、FTA のマクロ的な影響については一般均衡モデルを使い、データベース（GTAP）の更新前でも後でも 3 カ国 FTA は各国の経済成長にも経済的厚生改善にも肯定的な影響があること、また日韓、日中、中韓など 2 カ国間の FTA の積み上げよりも日中韓 FTA の同時成立の方が経済厚生改善効果も大きいことが確認された。同時に日中韓 FTA が東アジア全体に及ぼす影響が大きく、かつ概ね肯定的であることが確認された。反面、産業レベルで見ると、日本は農業部門で、中国は自動車、機械、鉄鋼、石油化学部門で、韓国は農業、自動車、機械部門などの脆弱部門を抱えており、FTA 締結に対する反対部門となる可能性が指摘された。

2008 年以降には日中韓交渉がないまま、3 カ国が FTA 交渉を進めたことで次第にその戦略や優先順位に違いが生まれ、原産地規制など実際のルール設定についても違いがあることが新たに浮き彫りにされた。他方でリーマンショック後の欧米市場が大きく萎縮したことから、経済規模の大きな日中韓市場が統合されることの意義は再発見された。経済連携の深化を領土、歴史問題など政治摩擦から遮断して推進する試みとして貿易円滑化などを中心とした容易なところからの協力を推進することが提起された。以上により、日中韓にとっても、また東アジア域内にとっても 3 カ国間の FTA の意義が大きいことは様々な角度から確認された。しかしながら、脆弱部門の反対に対する補完措置や調整は内政によるところが大きく、政局という可変性の下にあり、しかも政治体制そのものが全く異なる日中韓については政治経済的分析にまで踏み込むことはできなかった。それは多分に政府が関わる公式研究会方式の限界でもあった。

また、中国や韓国にはまだ物品関税引き下げの余地が大きいため、どうしても FTA をめぐる特質は製造業を主体に議論された。研究会では後半になってサービスリンクコストを支える物流や、卸売りが取り上げられたが、サービス分野全体の開放という視点ではなかった。他の産業に比して規制の少ない製造業は比較的生産性も高く、日中韓の共通した関心となっている比較的高学歴な若年層の雇用という意味ではもはやそれほど大きな期待ができない。製造業にリンクしたサービスのみならず、成長セクターとなるべきサービス市場を開拓する議論は文化的親近性の高い北東アジアでは大きな意味を持つがここにはそう大きく踏み込めなかった。投資についてはさらに中国の消極姿勢もあり、踏み込むことができなかった。

### （3）乖離する日中韓の FTA 制度

研究会の取りこぼしはそのまま、日中韓それぞれが結んだ FTA の制度的乖離となって表

面化した。大きく分けると、①原産地規制、②投資、③サービスにおける制度はかなり違ったものとなっており、これらを一定水準に収斂させる対話が急がれるようになった。①の原産地ルールは当初、異なる FTA の混在が現場で貿易ルールの混乱をもたらし、コストを加重する、いわゆるスパゲティ・ボウル現象を引き起こすとして懸念されたものであった。一般に中国や ASEAN は付加価値 40%といった、比較的簡素な原産地ルールをとり、累積などでも寛容なのに対し、日本や韓国などでは細かなレベルでの関税分類番号変更や累積の厳格運用などが指摘されてきた。図表 3～5 は日中韓が共通に FTA を締結しているチリ、ASEAN、そして OECD 加盟国に対する原産地ルールを分類したものである。チリはどの国にとっても比較的初期の交渉であったため、中国は ASEAN と同様、殆どが付加価値ベースだけのルールであり、関税分類番号変更や関税分類とその他を組み合わせた日本や韓国のように複雑なルールにはなっていない。しかし、中国の唯一の対先進国 FTA であるニュージーランドでは関税番号変更が主体となって日本や韓国とそう大きく変わることろはない。対先進国では中国も高い水準の市場開放を約束せねばならず、原産地ルールによって迂回輸入を防止するインセンティブは同じであり、原産地証明の点ではそれほど変わることろがなくなる可能性は高いだろう。今後は累積の拡大や、细分変更分類基準の統一、繊維などルール差の大きな品目の調整などを図れば一定の収斂は可能と思われる。

より困難なのはサービスや投資の自由化水準の調和である。FTA におけるサービスの自由化率は日本はポジティブリスト方式ではあるものの、留保率はタイなどで 26.9%程度と低く、自由化が進んでいる。逆に韓国は先進国に対してはネガティブ方式、途上国にはポジティブ方式を使い分けており、米韓では留保率は 36.4%程度である。これらに対し、中国は対 ASEAN でも留保率がまだ 80.6%と高く、とりわけ貿易やビジネス・サービスへの規制がまだ多く残存しており、収斂に努力が必要である。

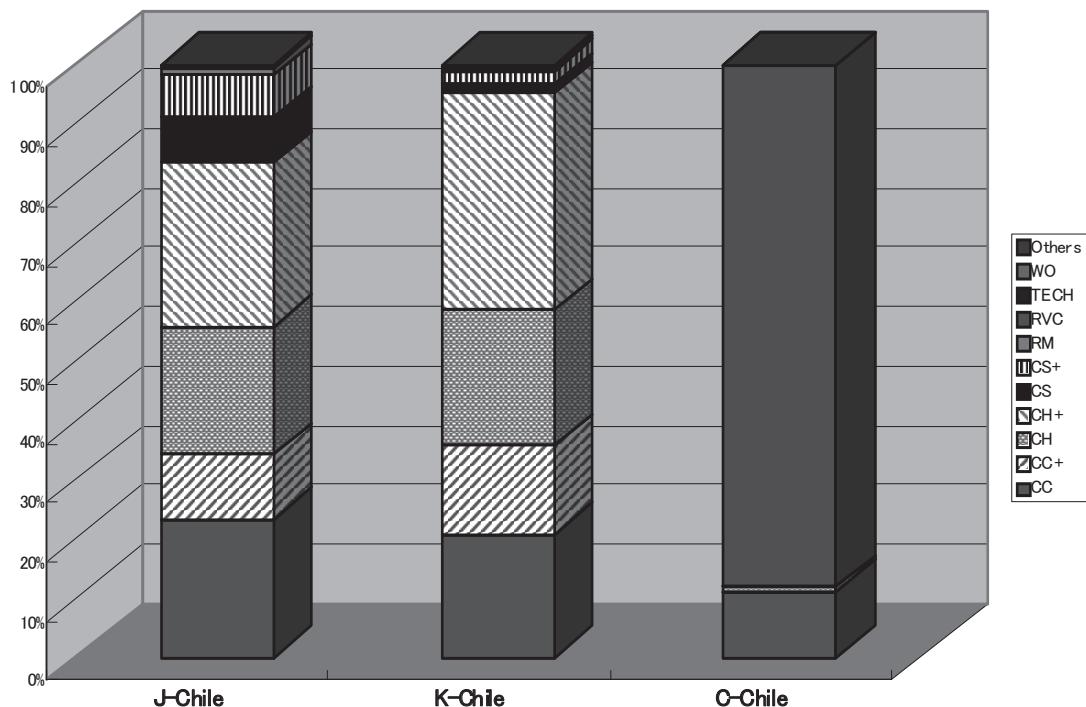
投資ではさらに中国の水準はコミットメントは低下し、やっと WTO 水準の設立前最惠国待遇と透明性を約束しているに過ぎない（図表 2）。これに対して日本は設立前内国民待遇や、限定的ではあるが、投資家国家間紛争の公開など比較的高いレベルでの協定を結んでおり、韓国がその中間にいる程度となっている。こうした制度上の乖離はまだ産業政策上のツールとしてさまざまな政府介入の余地を残しておきたい中国と、日韓の立場の差をよく表しており、長期的なトラックで歩み寄りを考えていくことが必要となっている。

図表2 東アジアのFTA締結状況

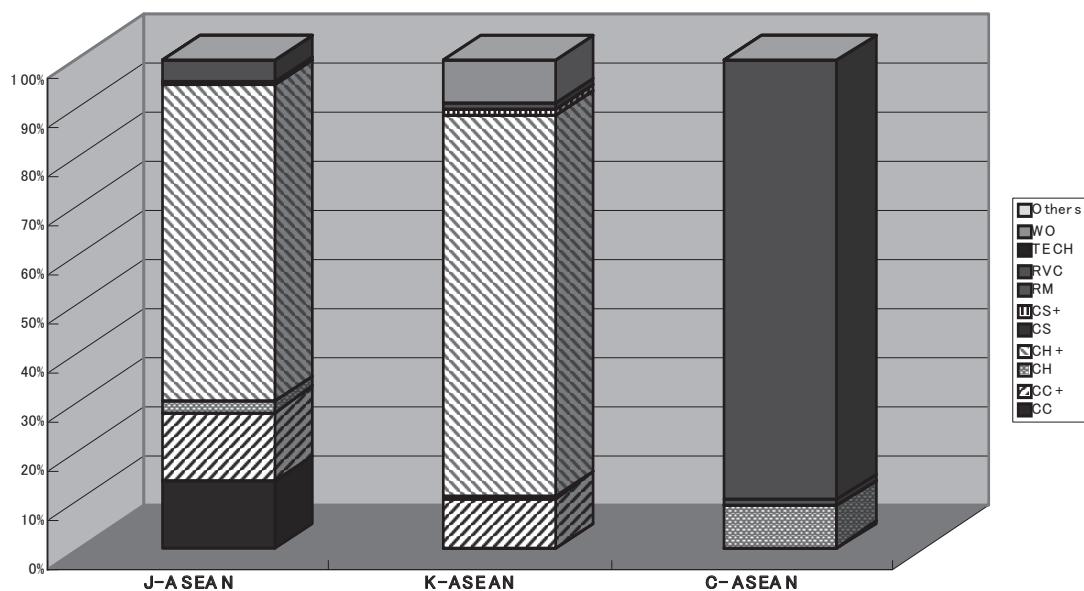
	日本	韓国	中国	ASEAN	ブルネイ	インドネシア	マレーシア	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム	CLM	インド	臺州	NZ	米国	カナダ	メキシコ	ペルー	チリ	EU	EFTA
日本		○	△	◎2008	◎2008	◎2008	◎2008	◎2008	◎2008	◎2008	◎2009		◎2011	○		△	◎2005	○	◎2007			
韓国	○		△	◎2007		△			◎2006	△			◎2010	○	○	◎2011	○	○	◎2011	◎2011	◎2006	
中国	△	△		◎2005				◎2009				△	○	◎2008					◎2010	◎2005		
ASEAN	◎2008	◎2007	◎2005	◎1993	◎1992	◎1992	◎1992	◎1992	◎1992	◎1992	◎1995	◎1997	◎2010	◎2010	◎2010							
ブルネイ	◎2008			◎1992		◎1992	◎1992	◎1992	◎1992	◎1992	◎1995	◎1997		○	◎2006	○		○	◎2005			
インドネシア	◎2008	△		◎1992	◎1992		◎1992	◎1992	◎1992	◎1992	◎1995	◎1997	△	○					△	○		
マレーシア	◎2006			◎1992	◎1992	◎1992		◎1992	◎1992	◎1992	◎1995	◎1997	○	○	◎2011	○		○	○	○		
フィリピン	◎2008			◎1992	◎1992	◎1992	◎1992		◎1992	◎1992	◎1995	◎1997			◎2005	△						
シンガポール	◎2002	◎2006	◎2009	◎1992	◎1992	◎1992	◎1992	◎1992		◎1992	◎1995	◎1997	◎2005	◎2003	○	◎2004			◎2009	◎2006	○	◎2003
タイ	◎2007			◎1992	◎1992	◎1992	◎1992	◎1992		◎1992	◎1995	◎1997	△	◎2005	○	○	○	○	△	○		
ベトナム	◎2009	△	△	◎1995	◎1995	◎1995	◎1995	◎1995	◎1995	◎1995	◎1995	◎1997	○	○		○	○	○	○	△		
CLM				◎1997	◎1997	◎1997	◎1997	◎1997	◎1997	◎1997	◎1997	◎1997										
インド	◎2011	◎2010	△	◎2010		△	○		◎2005	△			○	○	○				◎2007	○	△	
臺州	○	○	○	◎2010	○	○	○		◎2003	◎2005	○		○		◎1993	◎2005			○	◎2009		
NZ		○	◎2008	◎2010	◎2006		◎2010		◎2001	◎2005	○		○	◎1993	○			○	◎2006			
米国		◎2011			○		○	△	◎2004	○	○		◎2005	○				◎2009	◎2004	○		
カナダ	△	○						○			○				◎1989	◎1994	◎1994	◎2009	◎1997	◎2000	◎2009	
メキシコ	◎2005	○						○							◎1994	◎1994	◎1994	○	◎1999	○	◎2001	
ペルー	◎2010	◎2011	◎2010		○		○		◎2009	○	○		◎2007	○	○	◎2011	◎2009			◎2000	○	◎2011
チリ	◎2007	◎2004	◎2006		◎2006		○		◎2006	△	○		○	◎2009	◎2006	◎2008	◎1997	◎1995	◎2009		◎2003	◎2011
EU		◎2010				△	○		○			△			◎2004	○	◎2000	○	◎2003	◎1959	◎2004	
EFTA		◎2006			○			◎2003	○	△					◎2009	◎2000	◎2011	◎2004	◎1994	◎1994		

出所 : Kimura (2011) および報道により作成

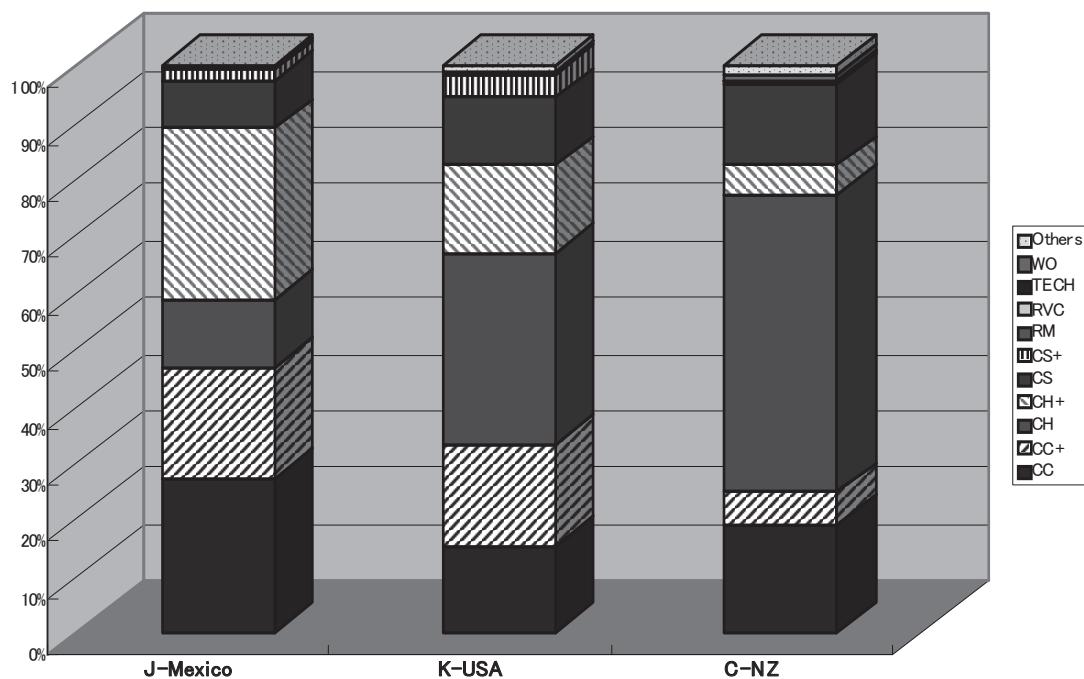
図表3 原産地規制の違い（1）(日本、韓国、中国の対チリFTA)



図表4 原産地規制の違い（2）（日本、韓国、中国の対 ASEAN FTA）



図表5 原産地規制の違い（3）（日本、韓国、中国の対 OECD メンバー FTA）



### 3. 日中韓 FTA をめぐる環境変化

日中韓 FTA が議論に終始するうち、内外の経済環境は 2000 年代初めに比べ大きく変化した。韓国、中国のみならず新興経済全般の台頭で資源価格は高騰が続き、世界金融危機によって経済基盤を毀損した欧米市場は消費余力を失った。他方、韓国、中国の産業技術水準はグローバル化の進展と共に急速に日本にキャッチアップしてきている。

日中韓が自由貿易圏となり、協力すればその経済規模や産業集積の大きさから世界的な経済プレゼンスを持てる、といった単純な議論は相変わらず多い<sup>45</sup>。しかしながら、ASEAN のような小規模経済の集まりではないが故に、日中韓はもともと、統合市場を直接投資誘致の材料にする、といった対外協力インセンティブを欠いている。むしろ韓国や中国のキャッチアップと共に対外的にはグローバルな市場獲得や資源獲得で競合面が強まっているといえよう。さらに域内でも中国への有償協力停止（2007 年）や韓国の開発援助委員会（DAC）入り（2010 年）で南北型の経済協力は終焉しており、政府が関与する経済協力の余地は縮小した。

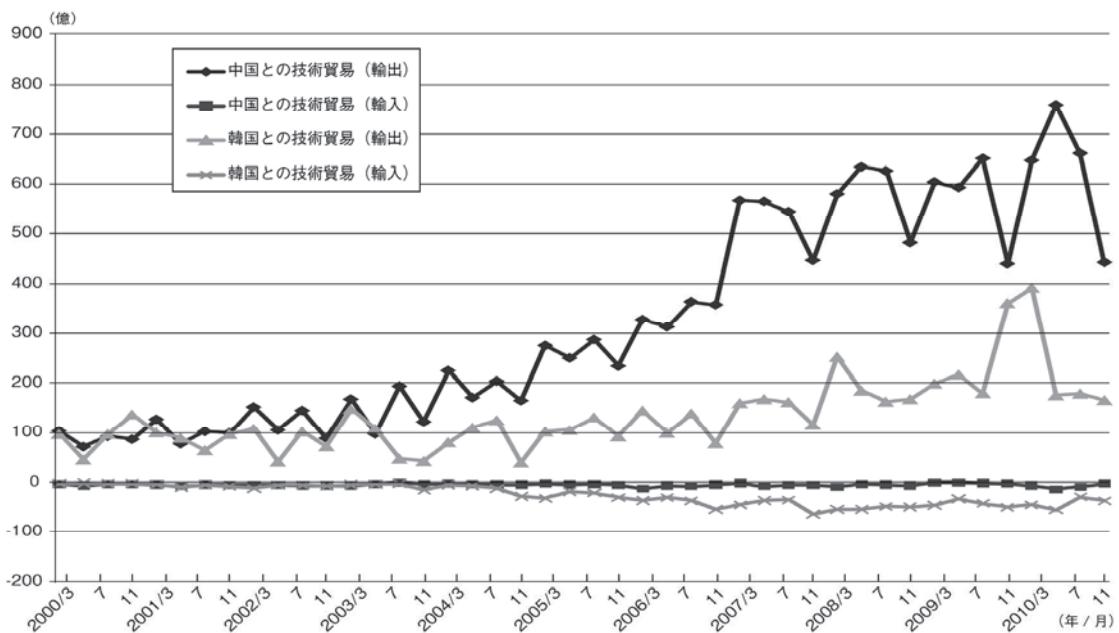
まず、グローバルな競争の進展と共に FTA を含めた経済協力の対象は日中韓ともそれぞれ、域内から域外が優先されるようになった。2000 年代前半はまだ通貨危機の記憶が濃く、3 カ国とも為替や金融面での協力を含めて地域の経済協力に共通関心があった。しかしながら ASEAN+1（中国、韓国、日本）の形での FTA が締結されると、グローバルな経済関係に軸足が移った。特に輸出依存度が強く、常に日中との競合を意識する韓国は日本との FTA 交渉が挫折した後は、輸出市場確保を全面に押し出し、米国や EU との交渉で先進国市場を確保しつつ、インドやメルコスールなど新興市場進出を図る「同時多発 FTA」交渉を推進した。一方、中国にとっては世界的な資源価格高騰が成長制約要因として急速に浮上し、東アジア地域というより、中南米やアフリカ、豪州といった資源国との FTA 締結優先が大きな意味を持つようになった。さらに急速な韓国の FTA 推進に脅威感を持った日本は多国間交渉で速度を上げようとし、米国が参加している環太平洋経済連携（TPP）協議への参加を検討や EU との予備交渉開始を始めた。日本はもとより韓国に比べ、直接投資のポートフォリオでも中国、ASEAN 間でバランスをとってきた。TPP 参加国には既に ASEAN メンバーが複数含まれており、TPP と日中韓の優先順位は経済性のみならず政治性によるところが大きく、微妙なものとなっている。

<sup>45</sup> 韓国では日中の相互依存や協力関係より対立、摩擦の方が大きく報道されるためか、日中間の架け橋としての役割を果たせるという思い込みが強く、とりわけこの発想が強い。

図表 6 日中韓の対 ASEAN 投資協定

	中国	韓国	日本(2カ国間)
サービス貿易への適用	×	×	○
設立前内国民待遇	×	○	○
適用外部門設定	×	×	△
設立前最恵国待遇	○	○	○
適用外部門設定	×	×	△
非合致措置への例外条項	NT, MFN	NT, MFN + $\alpha$	NT, MFN + $\alpha$
透明性	○	○	○
投資家・国家間紛争公開	×	×	△

図表 7 日本と対韓国、中国の技術貿易



出所：日本銀行「国際収支統計月報」、総務省統計局「科学技術研究調査」より作成

第二に、日中韓では経済連携が緊密さを増し、競合度が高まるにつれて産業調整のあり方を含む広い意味での競争条件の調和が貿易自由化の前提条件となりつつある。FTA の本質は関税や非関税障壁の撤廃で競争を促進することにあり、特に日本や韓国は WTO 整合性の点から中国－ASEAN 間のように良いところ取り型の FTA で産業調整を回避するような設

計ができない。韓国は中国を WTO が定める市場経済国として認定したが、日本はまだそこにも到達しておらず、政治決断の一つとなっている。また、中国に対しては日韓が直接投資の主要国でもあり、日韓間で締結されているような高い投資家の権利保護や、政策の透明性向上を約束する投資協定（BIT）の締結が対中 FTA の前段階として長年にわたって協議されてきた。しかしながら、近年の中国では外国企業の IT 製品に全技術情報開示義務を課すなど、市場性をテコに強制的な技術移転で産業高度化を図る試みが一部で見られる。高いレベルの BIT 締結を主権制限と見る限り、大きな進展は望めない。さらに知財をめぐる係争は日本と中国のみならず、日韓、韓中でも頻発するようになっており、BIT 締結と共に知財保護の進展が信頼構築の上でも重要となっている。

第三に、近年では FTA を何らかの「経済協力」と組み合わせるのが一般化し、ASEAN+1 の FTA では日中韓とも ASEAN に対してインフラ整備やキャパシティ・ビルディングなどの「経済協力」を行っている。しかしながら韓国、中国はこうした発展段階にはなく、かといって技術ストックを土台とした公共財的な基礎研究や、民間企業有志の共同プロジェクトなど、先進国型の「産業協力」の環境が整ったとは言えない。図表 7 は日本側の国際収支統計から見た対中国、韓国の特許支払いや受け取りを示すが、近年も日本側の受け取り超過が圧倒的に大きく、支払いは日系の企業内技術移転を含めても大きくなっている。日本は米国とは「日米クリーン・エネルギー技術協力」、欧州とは「日 EU エネルギー技術開発協力」をそれぞれ 2009 年に発足させた。日米プロジェクトにはスマートグリッド技術の国際標準化に向けた協力が含まれ、民間企業が参画しているが、アジア向け協力はせいぜい省エネのフォーラムが存在する程度に過ぎない。先進国型の「産業協力」に切り替えるためには研究ストック以外にも環境保護水準や知財保護インフラで足並みを揃える必要があり、現状では南北型も北北型でもない「経済協力」を模索せねばならなくなっている。

#### 4. 制度収斂への戦略的アジェンダ

##### （1）共通課題の発見と取り組み

対外共通目標に乏しく、対域内では経済統合と主権意識との間にジレンマ<sup>46</sup>が存在し、経済協力にも展望が開けない中では FTA は容易ではなかった。しかしながら、実際には FTA や経済協力パッケージを欠いたままでも日中韓の経済関係は市場主導で順調に拡大してき

<sup>46</sup> 中国のみならず、主権意識は経済学の枠組みでは殆ど意味のない、韓国の対日貿易赤字不安（不満）にも濃厚に見られる。

た。政府が「上から」政治的な経済統合像を描き、行政が成長よりも FTA 締結それ自体を目的とするような矛盾は避けられるべきであろう。膠着状態の突破には日中韓市場が持つ共同の方向性や、これまでの構造変化を踏まえた新しい「協力」の枠組み ( $FTA + \alpha$ ) 或いは包括的経済連携 (EPA) の大枠でまず合意し、容易かつ経済統合効果の高い協力からスピードを持って協力を実施することが現実的に見える。

まず、今後の日中韓の共通した方向性とは社会の急速な高齢化と資源制約の強まりにある。日本や韓国は既に超高齢化もしくは高齢化社会に入り、中国も人口ボーナス期が 2015 年で終焉する。高齢化社会の負担は日本の社会保障費の急激な増大が示すように極めて重い。急激に寿命が伸びた韓国では社会保障が追い付かず、65 歳以上の高齢者の貧困者比率は 45% と、OECD 平均の 3 倍以上にも達する。働く余力のある高齢者の経済的自立と彼らを支える若年層の雇用確保は最優先の課題である。これまでの韓国、中国の FTA 交渉の主体は専ら関税の引き下げにあったが、雇用という意味ではグローバル競争の中で製造業の雇用貢献には限界が見えており、サービス業の生産性を引き上げ、雇用吸収を図ることが一層の重要性を増している。共同研究会でも改革や近代化の遅れが強く指摘された流通業や物流、雇用吸収力が期待される医療や介護など個人サービス業については適切な規制緩和と国境を越えた調和、専門資格の共通化などで技術革新を促し、市場のパイを拡大することが戦略的重要性を増すとみられる。

資源制約の点では再生不能資源の獲得や、原発などエネルギー関連プロジェクトの受注、太陽光発電など環境関連機器の輸出といったグローバル競争ばかりが注目されてきた。しかしながら、安価なエネルギー料金体系と低い環境保護水準で国際競争力を維持する途上国型生産体系には限界があり、韓国や中国もいざれば国内で先進国基準を目指さねばならない。環境ビジネスは北東アジアが内需主導型に転換するよい機会でもある。省エネ技術の普及や資源再生に向けた技術開発、シームレスなグリーン物流の実現など、競合があり、世界的な産業集積が存在しているからこそ、潜在的な機会が存在するともいえる。既に豊富な外貨準備を使って共通のファンドを創生し、市場補完的な投資を推進しようとするアイデアもある。制約を機会に変える試みを市場から拾い上げることが重要といえる。

最後に東日本大震災によるサプライ・チェーンの分断は中国や韓国にも生産の蹉跌をもたらし、さらには原発事故をめぐる日本の農水産物輸入措置でも多くの摩擦が発生した。同時に日本で発生した危機重要、復興需要は両国の輸出急増につながり、これまでの対日非関税障壁批判が市場の力の前にはあまり意味のないものであったことを実感させた。震災後の貿

易状況は既に日中韓市場が既に強く結び付いており、科学的知見に基づく透明性の高い検疫制度や検査手続き、電子交換システム（EDI）の連結による物流情報の一元化、AOE（Authorized Economic Operator）制度等を使った物流システムなどが実施されればさらに効率性を増すことを示唆している。この点でも共同研究会の結果を裏打ちするものとなった。貿易円滑化は行政が関与しながらも専門性が高く、比較的政治性が低い分野が多く存在する。この点でも市場のニーズを政府が支援する新しいタイプの経済協力の中核になり得るであろう。

## （2）FTA構成の再検討

### I. 「プレFTA」による信頼構築

WTO整合性を満たすという意味でFTAには一定の基本パッケージがあり、日中韓がその独自性を織り込むといつても、その基本を逸脱できるわけではない。ただし、膠着状態を開き、既に市場主導で実現しつつある「深い統合」を制度化するためにはそれぞれに「宿題」があることを認識し、定期的に点検し合いつつ、構造変化に対応した協力を推進することは少なからぬ意味があるだろう。

例えば日韓FTA交渉に先立ってもしばしば提起された「プレFTA」として物流や貿易円滑化に集中し、「シームレス」な貿易システムを構築することには極めて大きな意味が存在するだろう。研究会でもとりあげられた物流のみならず、検疫、検疫情報の開示、決済手続きなどに向けて総合的に取り組みつつ、FTAという外圧を使って自国の「宿題」を取り組んで行くアプローチが可能なのではないか。物流は日本の場合は単に規制のみならず、港湾労働者の問題など、いわゆるレガシーコストによってなかなか改革が進まなかつた。中国はこうしたコストはないものの、まだ3PLなど物流を付加価値サービスとみるまでに時間がかかっており、規制緩和・対外開放と共に人材育成が課題となっている。物流立国を目指す韓国はインフラは整ったが、パレットの標準化やグリーン物流への対応などシステムという点ではまだ課題が残っている。互いに外圧を使って規制を緩和しつつ、他方では資格の共通化（通関士や検疫専門家、物流関係者等）を推進すれば日中韓の物流効率は大きく改善でき、中小企業への波及効果も期待できる。

### II. ハイレベル投資協定と市場経済認定のセット交渉

また、原産地規制や投資・サービスの点では日中韓のみならず、ASEAN+1のレベルで

の制度調和に向けて日中韓がイニシアチブを取って行くことにも意味が大きいだろう。この過程で日中は長年の懸案となっている投資協定（BIT）を早く締結すべく、努力して行く必要がある。日中間では日本が投資前の内国民待遇など、高いレベルでの投資家保護を求めているのに対し、中国はこれを政府介入の手足をしばるものとして拒否してきた。他方、中国が強く求めている WTO の市場経済ステータスについては殆どの OECD メンバー同様、日本側がダンピング輸出の可能性などを理由に慎重な姿勢を崩していない。ただし、中国は香港企業には投資前の内国民待遇を認めており、中国進出企業のみに内国民待遇を認めない理由はそれほど意味がなくなっている。むしろサービス業の活性化という点では競争力ある外国企業の参入は製造業以上重要ともいえ、投資協定と投資前内国民待遇を相互に認めるための改革マップを用意することにも意味があるであろう。特に中国は既に海外直接投資（M&A を含む）の出し手として、2010 年には日本を上回る規模にまでなっており、投資家保護は自分の側にとっても意味のある条項となっている。

他方、日本側から見れば中国から日本への輸入は日本企業が関わる企業内貿易や開発輸入が圧倒的に多く、中国国営企業との競争はそれほど多くないことを考慮すれば、中国側の投資前内国民待遇などの認定と、市場経済ステータスの認定をセットで時間をかけて考えて行くことにも意味があるようと思われる。既に韓国は中国との FTA 交渉入りの条件として市場経済ステータスを認定しており、中韓貿易の進捗や、中国の国営企業改革進展などを見極めながら交渉していく余地はあるのではないか。中国からすれば日本の認定をきっかけに欧米に働きかけることもでき、相互に戦略的意義は大きいと考えられる。

## 5. 政策提言に代えて

日中韓は FTA さえ存在しないことが象徴するように経済協力の制度化が困難で、そのインセンティブに乏しい地域である。反面、市場はダイナミックなアイデアに溢れ、既に世界で最も大規模かつ洗練された産業集積を形成している。制度と市場の極端な乖離を調和させるためには FTA といった既存の協力枠組みだけでは意味がない。①市場のパイを広げ、雇用を拡大する、②高齢化、資源制約など共通課題解決につながるアジェンダを優先する、③意図的に政治性を排し、専門性が高く市場のニーズの高い協力を実施する、などの大枠で合意し、新しい発想で包括的な経済連携枠組みを再構築する必要があるといえよう。

## 【参考文献】

- ヴィニヨード・K・アガワル・浦田秀次郎編（2010）「FTA の政治経済分析」、文眞堂
- 河合正弘（2003）「東アジアにおける経済統合の制度化」、『財務省委嘱東アジア研究会報告』、財務省・国際通貨研究所、2003 年 2 月
- 黒岩郁雄『東アジアの国際産業連関と生産ネットワーク』、平塚大佑編「東アジアの挑戦—経済統合・構造改革・制度構築—」、アジア経済研究所研究双書 No.551、2006 年 2 月
- 木村福成「国際貿易理論の新たな潮流と東アジア」、『開発金融研究所報』No.14、国際協力銀行（JBIC）、2003 年
- 深川由起子（2009）「日韓の地域主義（リージョナリズム）と「東アジア共同体」の形成」、小此木政夫・文正仁編『東アジア地域秩序と共同体構想』、慶應大学出版会
- （2007）「東アジア自由貿易協定（FTA）と機能的協力課題」、藪下史郎・清水和巳編『地域統合の政治経済学』、東洋経済新報社に所収
- （2007）浦田秀次郎・深川由起子編（2007）『経済共同体への展望』、岩波書店
- （2006）『日韓自由貿易協定（FTA）交渉再出発への課題』、伊藤隆敏編「日本の対外経済戦略」、フィナンシャル・レビュー、平成 18 年（2006 年）第 2 号（通巻第 81 号）
- Baldwin, Richard (2003) “East Asian Regionalism: A Comparison with Europe.” A paper presented to the “Study Group on China”, Japanese Ministry of Finance, Tokyo.
- Ahn, C.Y., Cheong, I. K., Ito, Takatoshi, and Fukagawa, Yukiko (eds.). 2005, Korea-Japan FTA: Toward a Model Case for East Asian Economic Integration, Korea Institute for International Economic Policy (KIEP).

## 第4章 日本の対外農業政策と今後の展開

東京大学大学院農学生命科学研究科教授

本間 正義

### 1. はじめに

日本の通商政策において、農産物の貿易交渉は守勢に立たされることが多く、日本の農家は国境措置の削減や撤廃による国内市場開放の犠牲者とされてきた。野田総理が 2011 年 11 月に TPP（環太平洋連携協定：Trans-Pacific Partnership）への交渉参加に向けて関係国との協議に入ることを表明したが、農業問題は TPP 参加のために解決すべき大きな課題となっている。また、TPP の本質はグローバル化が国境措置の削減・撤廃にとどまらず、経済活動の競争条件の共通化を目指すところにある。参加にあたっては農業のみならず、日本経済のあり方そのものが問われている。

農業はガット（GATT：関税貿易一般協定）のウルグアイ・ラウンド以来、国際化を余儀なくされ、世界各国は農業保護水準の削減に取組んできた。日本も輸入数量制限などの非関税障壁を関税化し、かつ多くの品目における関税削減や国内助成の削減に努めてきた。しかし、重要品目の保護削減はあまり進んでいない。食料自給率が 40%を切る中、我々の食生活は確かにグローバル化しているとみることもできるが、重要品目の高関税をそのままにし、国内農業のグローバル化対応を遅らせてきたのである。

TPP 参加への方向付けはグローバル化への新たな一歩を踏み出すものであるが、それは TPP に限ったことではない。東アジアを中心に FTA を推進する日中韓 FTA やこれに ASEAN（東南アジア諸国連合）を加えた ASEAN+3、豪州、ニュージーランド、インドを含む ASEAN+6 にしても、その枠組みでとどまるものではない。それらはルートが違うだけで、いずれもより広範なグローバル化という共通のゴールに向かうものである。

したがって、TPP 参加を今回回避したところで、グローバル化への圧力の波は繰り返しやってくる。対処療法ではなく、根本的な問題解決に向けた対策を早急に議論しなければならない。本稿では、これまでの日本の対外農業政策を振りかえり、グローバル化の今日的意義を考察してから、今後の日本農業の対外政策のあり方について考察してみたい。

## 2. 日本の農産物貿易と貿易政策の変遷

日本は 1955 年にガットに加盟し、1960 年に策定された「貿易為替自由化大綱」の下で多くの農産物の自由化を行い、今日では世界でも有数の農産物輸入国である。図表 1 に示されているように、日本の農林水産物の輸入額は 7 兆円から 8 兆円に達しており、そのうち農産物だけでも、5 兆円規模になっている。日本の国内農業産出額は約 8 兆円であるが、その 6 割を超える金額に匹敵する農産物が海外から輸入されている。農林水産物輸入が日本の総輸入額に占める割合は、1960 年代の 4 割には及ばないが現在でも 1 割程度にのぼる。

一方、農林水産物の輸出額は、図表 2 にその推移が示されているが、近年で 5 千億円程度であり 1980 年代の水準を回復していない。そのうち農産物の輸出額も 2 千億円程度にすぎず、近年上昇傾向にあるものの、以前に政府が目標とした 1 兆円の輸出額には遠く及ばない。また、農産物輸出額の太半を占めるのは加工食品であり、その原材料の大部分は輸入農産物である。日本農業がネットで寄与している輸出品は 1 千億円に満たない。近年の農林水産物の輸出額は輸入額の 6~7 パーセントに過ぎず、日本の農林水産物貿易は大幅な輸入超過となっている。

農林水産物貿易の総額でみれば日本は輸入大国であるが、一方で、国内農業にとって重要な基幹作物であるコメ、麦、乳製品、でん粉などについては長い間国家貿易や輸入数量割当によって国内生産者を保護してきた。ガット自体が農産物については例外条項を設け、一定の条件の下で輸入数量制限や輸出補助金を認めてきたのである。

日本も非自由化品目を「残存輸入制限品目」としてガットに通報していた。それで違反行為が容認されていたわけではなく、通報は関係国の間の紛争処理をガット体制下で行うための手続きであったが、ガット違反であっても関係国が被害の訴えを起こすなどして問題が表面化しない限り、「残存輸入制限品目」は放置されてきたのである。しかし、世界の農産物貿易が拡大すると、日本の違反行為が自国の利益を損なうと訴える国が出てくるようになる。おりしも国際経済摩擦が頻発していた時期であった。日本がガット加盟を果たして以来の農産物貿易交渉等と自由化の推移は図表 3 に示されている。

貿易が拡大し、輸入数量制限が加盟国の輸出機会を奪っていることが顕在化すると、国際貿易摩擦が頻発するようになり、また、輸出補助金による農産物輸出国間の紛争も激化した。こうした「混迷の世界農業」<sup>47</sup>から脱出すべく、GATT ウルグアイ・ラウンド交渉を経て、農業の例外措置を撤廃したのが WTO（世界貿易機関）農業協定であった。交渉のさ

<sup>47</sup> Johnson (1973) を参照。

なかに日本が米国から GATT 提訴された、いわゆる農産物 12 品目問題の決着が農業協定を導くのに大きな影響を与えたといわれる<sup>48</sup>。

ただし、WTO 農業協定は妥協の産物であった。関税化は果たしたが、実質的な国境保護は削減されず、国境措置の形を変えたに過ぎなかった。それゆえに、実際の関税削減交渉は 6 年後に新たな農業交渉を行うこととし、農業協定の中にその旨が織り込まれた。かくして 2000 年から農業交渉が始まり、2001 年に立ち上がったドーハ開発アジェンダの多角的貿易交渉に組み込まれ、今日に至っている。

WTO には 150 を越える国と地域が加盟するに至り、交渉は難航している。途上国が大半を占めており、加盟各国の利害の対立が複雑化し合意を困難にしている。一方、貿易の拡大は FTA（自由貿易協定）を通じて行われる傾向が鮮明になってきた。

欧米ではこれより前に、EEC（欧州経済共同体）から EC（欧州共同体）を経て EU（欧州連合）に進化し、EFTA（欧州自由貿易連合）、NAFTA（北米自由貿易協定）などを含め、既に積極的な展開を見せていました。しかし、日本政府は GATT・WTO 体制の下での多国間主義をとり、地域自由貿易協定には批判的であった。

その理由は 2 つ挙げられる。一つには、1980 年代から 90 年代にかけて頻発していた日米通商摩擦への対処であった。米国は貿易問題を超えて、日米構造協議で見られたように、日本の商慣行や規制制度といった国内構造に立ち入って変化を要求していた。米国の要求が当時の GATT の枠組みを超え 2 国間での経済構造の共通化を狙ったものであるのに対し、日本は GATT を後ろ盾とし、GATT の規律を遵守することで米国からの要求をはねつけようとしたのである<sup>49</sup>。特に、WTO 設立によって、米国が通商法 301 条やスーパー 301 条で行ってきたような一方的措置を禁止し、WTO 紛争処理手続きにおいてのみ有効とされたことなどから、日本は多国間主義を取り続けた。

日本が多国間主義を探ってきたもう一つの理由は農業問題である。FTA は GATT・WTO 上認められているが、それは「実質的にすべての貿易」において自由化が必要とされる（GATT 第 24 条）。この条文をどう解釈するかにより、FTA で自由化の対象となる品目数が異なるが、農産物についても相当程度の自由化・関税撤廃が求められるとみられていた。日本の農産物は既にかなりの品目が関税化され関税率も低くなっていたが、残された残存

<sup>48</sup> 本間（2010）、第 5 章を参照。また、GATT ウルグアイ・ラウンドにおける農業交渉の展開については、本間（1994）、佐伯（1990）、食料・農業政策研究センター編（1994）、朝倉（2002）、服部（2000）、塩飽（2002）などを参照。

<sup>49</sup> 関沢（2008）、24-27 頁。

輸入制限品目や高関税品目は重要品目であり、自由化・関税撤廃は困難な品目であった。WTO 農業協定で全ての非関税障壁は関税化されたが、高関税が認められ、実質的な国境保護水準は従来と同じ水準に維持された。当初は関税化猶予措置をとったコメについても高関税を適用できることから 1999 年に関税化に切り替えた。日本の高関税品目の関税率と国内生産の状況については図表 4 に示してある。

日本はこのようにして WTO を中心に多国間主義を通商政策の基本としてきたのであるが、では、なぜ FTA の推進に変わっていったのであろうか。一つには日米通商摩擦の沈静化である。日本経済がバブル崩壊後停滞し、一方、米国経済に好調の兆しが見え、米国からの圧力は減少した。したがって、日本は WTO のみに固執する必要はなくなり、WTO が容認している FTA を通じた貿易政策の展開が期待できるようになった。また、WTO が求める自由化の程度も、貿易額で 90%程度という解釈が広まるにつれ、農産物の除外が可能であるとの認識が FTA の推進に切り替わる要因にもなった。

より重要なことは、国際貿易と投資の展開において、欧州であれ北米であれ、そしてアジアにおいても、それぞれ地域内活動の重要性が高まってきたことである。域内貿易や域内投資が拡大し、各国経済にとって域内他国依存の割合が上昇した。国境を越えた分業が拡大し、産業内貿易、工程間分業、企業内貿易、中間財貿易などの分業構造では距離が大きな意味をもつようになる<sup>50</sup>。こうした経済・ビジネス展開を支えるために FTA のような地域連携が求められるようになったのである。

### 3. FTA の進展と農業問題<sup>51</sup>

FTA に対する従来の否定的姿勢に転換の兆しが見えたのは、メキシコおよび韓国からのアプローチに対して積極的な反応を示した 1998 年であった。非公式な打診の後メキシコのセディージョ大統領から FTA 締結の提案があり、両国間で共同研究が立ち上がり、さらに韓国との間にも FTA についての共同研究が行われることになった。

しかし、日本が最初に FTA（実際は EPA：経済連携協定）を締結したのはシンガポールであった。これは日本の FTA に対するポジションが変わりつつあることを認識したシンガポールが非公式に日本の政治家、経済界、官僚への打診を経て、ゴーチョクトン首相が日

<sup>50</sup> 伊藤・下井（2009）を参照。

<sup>51</sup> 本節は本間（2011）に多くを拠っている。

本に提案してきたものである<sup>52</sup>。この提案には政府内でも賛否両論があった。シンガポールが既に市場開放されており日本にとってメリットがほとんどなかったからである。にもかかわらず、シンガポールとの FTA 締結に踏み切ったのは、農業問題を回避することができたため<sup>53</sup>、国内および政府内の反対派の抵抗が少なく、以後の FTA の呼び水としての意味合いが大きかった。

韓国との FTA は韓国内での否定的意見が支配的になるにつれ、推進が困難になったが、メキシコとの FTA は日本の産業界からの要望が強くなっていた。当時メキシコはNAFTA だけでなく、EU 諸国など 32 カ国と FTA を締結しており、この経済圏の経済力は世界の GDP 総額の 60%に達していた。メキシコは政府調達の入札資格を FTA 締結国に限定しており、日本は参加資格がなかった。また、同国への輸出には、例えば自動車で 20~30%の関税が課され、無税で入ってくる FTA 締結諸国に日本はシェアを奪われていた。折角日本企業がメキシコに進出しても日本から基幹部品などを輸入すれば関税により生産コストがあわないという問題を抱えていたのである<sup>54</sup>。

日墨 FTA ではシンガポールとの場合と異なり、農産物が問題となった。見方を変えれば、その後の農産物を含む FTA 締結へ道筋を引くことを課題としたのである。まず、メキシコは自国の全商品の関税を撤廃する条件として、日本側に農林水産物全品目の関税の 10 年以内の撤廃を求めてきた。日本政府はこれに対し、豚肉を除くメキシコからの農産物輸入額の 9 割以上を無税とする思い切った関税撤廃案を提示した。しかし、メキシコ側は豚肉の取扱いに満足せず、またオレンジジュースや輸出実績のない、牛肉や豚肉、オレンジの無税輸入枠を求めたりして、交渉は一旦決裂した。

その後両国政府で交渉は再開され 2004 年に EPA に合意したが、日本はこの日墨 EPA で本格的な FTA に乗り出すことになった。日墨 EPA の展開は現在の TPP 参加問題を考える上で、興味深い共通点がいくつかある。第一に、日本が FTA に参加しないことによるデメリットを数値で示したことである。日墨 FTA が締結されなければ米国や EU との競争で不利となり、輸出額で 3,951 億円、国内総生産で 6,210 億円が減少し、国内雇用が 31,824 人

<sup>52</sup> 宗像直子（2001）を参照。

<sup>53</sup> シンガポールとの EPA では農林水産品 2,277 品目のうち WTO ベースで無税譲許している 428 品目と実行税率（実際の適用税率）がゼロとなっている 58 品目を加えた 486 品目を対象とした。このように形の上では農業も例外とはせず FTA に組み入れられたが、実質的には農産物は除外された。

<sup>54</sup> ただし、産業界でも一枚岩で日墨 FTA を推進したわけではない。既にメキシコに進出していた自動車メーカーには、当地での生産台数に応じて無税輸入枠が設置されていたため、むしろメキシコに生産拠点を持たないメーカーにとってより重要な問題であったとの指摘もある。関沢（2008）49 頁を参照。

喪失すると試算された。こうした試算は TPP でも引き継がれ、経産省は日本が TPP に参加しない場合、2020 年で自動車、電機電子、機械産業で合わせて輸出額が 8 兆 6 千億円減少し、国内総生産では 10 兆 5 千億円の損失になると試算している。一方、農水省は農産物主要 19 品目について関税を撤廃し何の対策も講じなければ、農業生産は 4 兆 1 千億円減少すると試算した。

こうした試算はその前提が異なれば違う結果になるのは当然であるが、いずれの場合もそれぞれの主張に世論を誘導する目的で行われることは明らかである。日墨 FTA の議論において、締結しないと国益が損なわれるという試算を伴った説明は、経団連やマスコミ、有識者や経済人に広く共有されることになり、これに批判的な主張は困難になっていったとされる<sup>55</sup>。このように影響試算を世論形成の手段とする戦略は日墨 FTA に始まったといえよう。

もう一つの共通点は日本の世論形成に影響を与える近隣諸国の動向である。当時の世論形成に影響を与えたのは中国の変化であった。日本同様に東アジア各国は欧米に比べ当初 FTA の推進に消極的であった。特に中国は WTO 加盟問題を抱えており、FTA を視野に入れる以前の段階にあった。その中国が 2001 年に WTO 加盟を果たし、実質的に最初に選んだ相手は 2002 年に FTA を締結した ASEAN であった<sup>56</sup>。そもそも、ASEAN は中国の影響力に対して東南アジア諸国が一体となって抗するために組織された連合体である。その ASEAN に最初に手を差し伸べた意義は大きい。中国の迅速かつ戦略的な FTA の展開が日本の対メキシコ FTA 交渉を後押ししたことは間違いない。

今日の TPP 問題でいえば韓国の FTA 戦略である。かつては日本と同様に世界の FTA 締結の流れから取り残されたかに見えていた韓国は、2004 年に発効したチリとの FTA を皮切りに積極的な FTA 交渉を展開し、米国、EU との FTA にも合意にこぎつけた。米韓 FTA や EU 韓 FTA が発効すれば、日本の製造業は韓国に対してこれらの市場で大きなハンディを背負うことになる。米国で課しているトラック（25%）やベアリング（9%）などの関税は韓国からの輸入には撤廃される。EU でも日本の乗用車（10%）や薄型テレビ（14%）などに関税が課されるが韓国製品は無税となる。

こうして経済的ライバル国の FTA の進展が日本の FTA 政策に影響を与えてきたことは明らかである。さらに、FTA は経済的効果を超えて、政治的プレゼンスにおいて外交的効

<sup>55</sup> 関沢（2008）57 頁。

<sup>56</sup> 中国が最初に FTA を締結した相手は香港とマカオであった。これらは正確には経済緊密化協定（CEPA : Closer Economic Partnership Agreement）と呼ばれる。

果を持つ<sup>57</sup>。国際政治の場では地域を代表する発言が 1 国の発言より政治的重みを増す。それが政治的利害を共有する地域の総意であればなおさらである。EU にみられるように経済的連帯と政治的連帯は表裏一体の関係にあり、FTA の成功は政治・経済両面での関係強化をもたらすのである。したがって、隣国ライバル国の FTA 戦略は複雑にからみあうことになる。

#### 4. 今日のグローバル化の意義

日本はもともと WTO（世界貿易機関）で多国間での自由化を推進してきた。しかし、EU（欧州連合）の拡大や NAFTA（北米自由貿易協定）に見られるように、いまや世界の流れは FTA による貿易の拡大となっている。アジアでも日中韓の FTA、ASEAN+3（日中韓）、ASEAN+6（日中韓印豪ニュージーランド）などの FTA 構想が展開されているが、その過程で FTA による地域自由貿易協定の重要性とメリットがより強く認識され、日本も多国間主義から舵を切った経緯がある。

それは地域主義という形で閉じた世界を作るのではなく、むしろ WTO 的グローバル化へのワンステップになるということである。周知のように WTO での貿易自由化交渉が手詰まりでなかなか進みそうにない。WTO に代わる貿易拡大のためのエンジンが必要とされ、FTA は従来の 2 国間中心の協定から多国間協定へとシフトしつつある。FTA か WTO かの二律背反ではなく、WTO も FTA も違うルートでグローバル化を達成するものだと言える<sup>58</sup>。

TPP には反対であるが、ASEAN+3 なら賛成とする論者もいるが、それは ASEAN+3 であれば、自由化度の低い FTA で合意できるといった間違った見方に基づいている。TPP を進める一方で、同時に ASEAN+3 も ASEAN+6 も同時に手掛けて行くべきである。今回の TPP がうまく行かなくとも、グローバル化の波がなくなるわけでは決してない。

問題は FTA のネットワークから外れるデメリットである。日本の FTA では関税の引き下げが議論になっているが、すでに製造業や非農産物の関税は低くなってしまい、関税撤廃の影響は少ない。様々な試算を見ても TPP は GDP をゼロ・コンマ数%押し上げる程度で

<sup>57</sup> FTA には経済的因素に基づく FTA と、政治的因素に基づく FTA があるとされるが（小寺・木村（2001））、いずれの FTA も多かれ少なかれ双方の側面を持ち合わせている。

<sup>58</sup> FTA の考え方と日本の初期の対応については、浦田・日本経済研究センター（2002）を参照。また、WTO との関連で FTA を理解するためには、馬田・浦田・木村（2011）を参照。

ある<sup>59</sup>。それよりも重要なのが経済的競争の基盤の共通化である。TPP 反対派はそのことを問題視し、TPP に入ると全てアメリカン・スタンダードを押し付けられてしまうと恐れている。しかし、アメリカ・スタンダードで良いと思う部分は共通化すべきで、そうでないところ議論していけば良い。共通化していくことが、まさに TPP、FTA のメリット、大前提であり、関税削減や関税撤廃は、その第一歩でしかない。

特に TPP では、日米間の関税削減効果はさほど大きくはなく、競争基盤を共通化するとのメリットの方が大きい。加盟国全体の生産性を上げるためにどのような制度が望ましいか、締結交渉の中で議論することが、特に日米のような大国を含む FTA にとっては重要な課題となる。

日本は独自の価値観を保持し、TPP などには入らなくても良いとする意見もあるが、これは日本がガラパゴス化するかどうかという問題をはらんでいる。すなわち日本の制度やシステムが日本国内でしか通用せず、世界標準から取り残されてしまうというリスクである。TPP への不参加はそのリスクを決定的にする要素を含んでいることを認識する必要がある。

もちろん、ここで日本が TPP を拒否しても、各国が交渉で合意した条件を満たせば後からでも参加できるが、その時には条件交渉は出来ず、ハードルは相当高くなっているはずである。そのときに世論を説得して政策転換が果たしてできるのか。日本のガラパゴス化の危険は相当高くなると見てよい。

TPP を議論する際、このように FTA ネットワークから外れるデメリット・リスクが高くなっているという認識が重要である。経済競争の基盤や制度・インフラを共通化することと、日本のアイデンティティを保つことを区別して議論しなければならない。日本的な文化が破壊されるといった情緒的議論に押し流されて、何もしない、TPP にも入らないと決断するのは大きなリスクを伴う。その決断に伴うリスクをマクロ的長期的視点から吟味することなしに結論を出すべきではない。TPP 反対の意見の中には、TPP に入る覚悟がまだ我々にはできていないとするものもあるが、同じ事を裏返して論じることが出来る。日本は TPP に入らない覚悟があるのかが問われているのである。

<sup>59</sup> 例えば、ある推計によれば、日中韓、ASEAN+3、ASEAN+6 および APEC での関税撤廃とサービス貿易障壁の 50% 削減で、日本の GDP はそれぞれ、0.43%、0.48%、0.53% および 0.81% 増加するだけである。浦田・日本経済研究センター（2009）第 5 章を参照。

## 5. TPP と今後の展開

TPP は 2006 年に発効したチリ、ニュージーランド、シンガポール、ブルネイの 4 カ国による P4（環太平洋戦略経済連携協定：Trans-Pacific Strategic Economic Partnership）が母体となっている。P4 は、原則として 2015 年までに 100% の関税を撤廃するという高いレベルの自由化を指向した FTA であり、また、サービス、知的財産制度、協力等の幅広い項目を備えている。

この P4 で積み残されていた投資ルールと金融サービス交渉に 2008 年に参加した米国は、その後全分野での交渉に拡大することを表明した。さらに豪州、ペルー、ベトナムが参加の意向を表明し、2009 年にオバマ大統領は交渉開始を議会に通知した。2010 年にもとの 4 カ国に米国、豪州、ペルー、ベトナムを加えた 8 カ国で交渉が始まり、後にマレーシアが加わった。

TPP はもとの P4 が「締約国は、APEC の自由で開かれた貿易・投資というその目的と調和した広範な自由化プロセスを指示する」(P4 協定 1.1.3) と規定しているように、APEC (アジア太平洋経済協力) 諸国を対象とした広域的自由貿易圏である FTAAP (アジア太平洋自由貿易協定) にむけた取組みである。原則例外なしの関税撤廃だけでなく、サービスや政府調達等での高いレベルでの合意を目指すとともに、環境、労働、税関協力、中小企業向け措置、透明性向上、食品安全等の新分野についてもルール形成を志向し、現在 24 の作業部会が設置され議論が進められている<sup>60</sup>。

農業分野での大きな懸念は、原則例外なき関税の撤廃であるが、果たして原則はどの程度貫かれ、例外措置はありえないのか。そこはまさに進行しているルール作りの交渉の行方を見守らなければならないが、母体となった P4 や TPP 参加国がこれまでに締結した FTA の内容から推察することで検討してみよう。

まず、P4 では原則全ての品目について即時撤廃としながら、柔軟な対応が見られる。約 90% の品目の関税は即時撤廃したが、農産品や繊維などセンシティブな品目については 10 年ないし 12 年以内の段階的撤廃が適用されている。具体的にはチリの乳製品 (34 品目) は 12 年かけて撤廃することになっており、小麦 (2 品目)、砂糖 (17 品目)、ただし一部は一定の条件を満たした場合のみ)、油脂 (29 品目) は 10 年で撤廃とされている。ニュージー

<sup>60</sup> 作業部会は、主席交渉官協議、市場アクセス（工業）、市場アクセス（繊維・衣料品）、市場アクセス（農業）、原産地規則、貿易円滑化、SPS、TBT、貿易保険、政府調達、知的財産権、競争政策、サービス（クロスボーダー）、サービス（電気通信）、サービス（一時入国）、サービス（金融）、サービス（e-commerce）、投資、環境、労働、制度的事項、紛争解決、協力、横断的事項特別部会（中小企業、競争、開発、規制関連協力）である。

ランドでも、革製の衣類附属品（12 品目）繊維類（羊毛、化学繊維等 228 品目）、衣類・履物（60～64 類）の殆どは発効後 10 年以内の関税撤廃とされている。

また、TPP のメンバーになった米豪間の FTA においては、砂糖と乳製品（枠外税率）は関税撤廃の対象から除外され、牛肉の関税は 18 年かけて撤廃、ネギ、セロリ、ほうれん草、葉たばこ、アボガドは 10 年かけて撤廃することになっている。また、米国の牛肉や園芸作物の輸入に対してはセーフガード措置が用意されている。

こうした例外措置や長い期間にわたるステージングがどの程度可能か、予断は許さないが、早期に TPP 参加を果たせばこうしたルール作りに参加し、日本の要求を主張することができる。参加が遅れば既存のルールに従うことになり、農産物の扱いを含め、参加のハードルがより高くなる。

TPP が APEC 諸国を包含する FTAAP を目指すものであるとするならば、今後の APEC の変質にも触れておく必要があろう。APEC は、1980 年代後半の欧米の FTA を通じた地域ブロック化に対する日本と豪州の懸念に端を発している。APEC は貿易・投資の自由化、円滑化および経済技術協力を推進することを目標としているが、WTO や多国間 FTA のように法的拘束力を伴う協定や条約によるのではなく、各メンバーの自主性に委ねる 21 の国と地域で構成されるフォーラムである。また、APEC で得た自由化の成果を域内にとどまらず域外の国・地域にも適用する無差別最恵国待遇を採用している。これは「開かれた地域主義」と呼ばれている<sup>61</sup>。

TPP は差別的であり、かつ拘束力を伴う協定であるゆえ、APEC の無差別、非拘束、自主性といった行動規範とは整合的ではない。もちろん APEC メンバーは TPP に限らず多くの FTA を形成し、APEC とは異なる枠組みの中で貿易の自由化を進めてきた。様々な FTA が混在する結果、貿易制度が複雑、煩雑になり貿易を抑制する（スパゲティ・ボウル効果）可能性が高くなり、それを回避するために APEC 諸国・地域を包括する FTA を必要としているという背景がある。

TPP への参加は実質日米 FTA の締結であるといわれ、一方、ASEAN+3 は中国のアジア戦略であり、日本は中国の影響力を薄めるためにプラス 6 を提案しているといわれるが、いずれの場合も FTAAP への道への異なるルートであると見ることができる。皮肉にも、FTAAP に近づけば近づくほど、それは自主性を重んじる開かれた地域主義である APEC の理念から乖離することになる。

---

<sup>61</sup> APEC の歴史、目的、課題などについては、浦田・日本経済研究センター（2009）を参照。

## 6. 日本農業の対外政策のこれから—むすびにかえて—

日本農業の対外政策はこれまで文字通り受身の対策でしかなかった。いつも市場開放を迫られ、国内の農業団体をはじめとする保護派の主張にあわせて開放絶対阻止の方針しか出してこなかつた。結果、外圧におされて自由化を余儀なくされ、その言い訳は「努力したが守れなかつた」で済まされてきた。一方、農産物の貿易交渉において取引の材料がないのも事実である。日本の農業貿易は圧倒的に輸入超過であり、輸出増加のために相手につきつけるカードを持っていない。

今日どの分野でも産業内貿易が拡大している。自動車も電機製品も輸入もすれば輸出もする。それらの部品もまた同様である。多くの商品が差別化やブランドの確立を図ることで生き残る道をさぐっている。農産物もまたしかりである。国内の消費者だけをターゲットにしていたのでは成長は望めない。コストダウンと差別化戦略で世界市場に打って出る必要がある。

今でも、野菜や果樹など日本の農産物の品質は高く海外でも多く需要されている。一部の高品質のコメも輸出に成功している。しかし、これらの農産物は市場的にニッチであり、少量の供給であるからこそ希少価値で付加価値を生み出しているのである。本格的な輸出農産物を育成する戦略を立てなければならない。世界のマーケット規模と日本の技術の優位性を考えれば、その本命はコメである。

コメを輸出産業にまで育成していくためには、コメ生産のコストダウンに早急に取組まなければならない。TPPのあるなしにかかわらず日本農業は改革が必要であり、2011年10月に政府の食と農林漁業の再生推進本部は今後の農業改革に向けた基本方針・行動計画を示した。そこでは、土地利用型農業の規模拡大を図り、平地で20～30ha、中山間地で10～20haの規模の経営体が太宗を占める構造を目指すとしている。

これを受けた農水省は、土地利用型作物の農地の8割（約300万ha）を基幹的農業従事者（主として自営農業に従事する15歳以上の世帯員）が担い、1人が10ha耕作するとして約30万人、野菜・果樹等で約60万人、計90万人の基幹的農業従事者が必要であり、年間2万人程度の青年新規就農者を確保したいとしている。そのため、青年就農者等に年間150万円を最長7年間（研修期間を含む）給付するなどの予算措置を講じるとした。

また、20～30haの経営が農地の8割を占めるためには、この規模を実現している経営体の面積を除いた170万haの農地を5年間で流動化（年間34万ha）したいとしている。このため農地集積協力金として農地の出し手に対し面積に応じて、一戸あたり最大30万円～

70万円を交付する。

しかし、こうした施策に受け皿として想定されているのは農業内部の後継者である。農外からの新規参入を想定していないわけではないが、1人10haの経営を農外青年に期待することはできない。既存の農家を核とする経営発展はもちろん重要であるが、今求められているのは多用な担い手の登場であり、農外部門からの企業や人材の参入を促進することが望ましい。

ところで、平地で20～30haの規模はTPP対応として十分であろうか。今の稻作構造は耕作地が分散しており、効率的な生産が行われていない。こうした分散錯囲を解消することが、日本の稻作の国際競争力をつけるための必要条件である。農水省はこれを解消するため、小規模農家が隣接する大規模経営体に農地を貸付けた場合に補助金を交付する制度を導入することにしているが、より根本的な解決策は農地流動化に民間のノウハウを活用することである。農水省や農業会議所等の農地情報を開示し、農地の需給マッチングに民間の業者を導入することなどを考えるべきであろう。

さらに、日本のコメは単位面積当たり収量増加の可能性がある。これまで、国内のコメは過剰で単収を上げるインセンティブは殺がれてきたが、今後、輸出に向けた増産を考える場合、収量の高い品種の導入と增收への取組みが求められる。規模拡大、分散錯囲の解消、そして単収増加の相乗効果で日本のコメは十分国際的競争力を形成することができる。

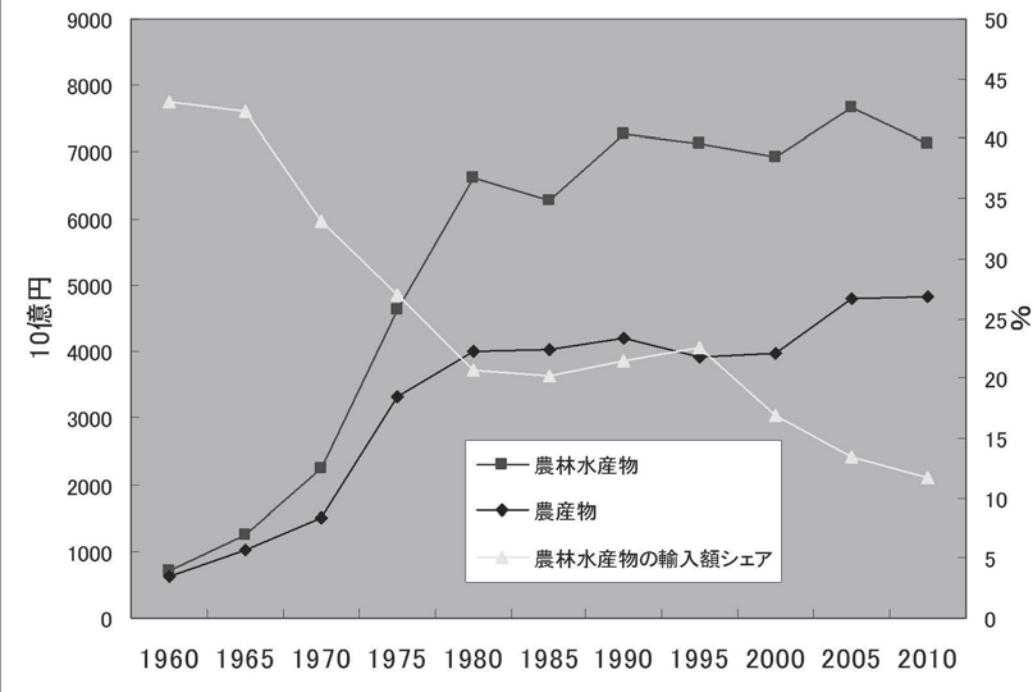
TPPに参加した場合、交渉すべきは例外措置の獲得ではなく、WTO規定の最大限の活用である。すなわち、GATT24条にあるFTA完成までの「妥当な期間」として10年がWTOで解釈了解されており、これを確保しその間に構造改革を実施する。コメでいえば、5年後でも関税は現在の341円/kgの半分の170円/kgである。この水準では民間の輸入はない。今後交渉から発効までの時間を考えれば、7～8年かけて日本農業の抜本改革をめざせばいい。

これから農業の対外政策は輸出拡大を求めて、相手国の関税削減・撤廃を求めるだけでなく、検疫制度など非関税障壁で輸出が制限されている諸国に対し制度の共通化に向けてリーダーシップを發揮することである。日本は受身から攻めの農業に転じてこそ、それにあわせて、対外政策も多様に展開することが可能になるのである。

## 【参考文献】

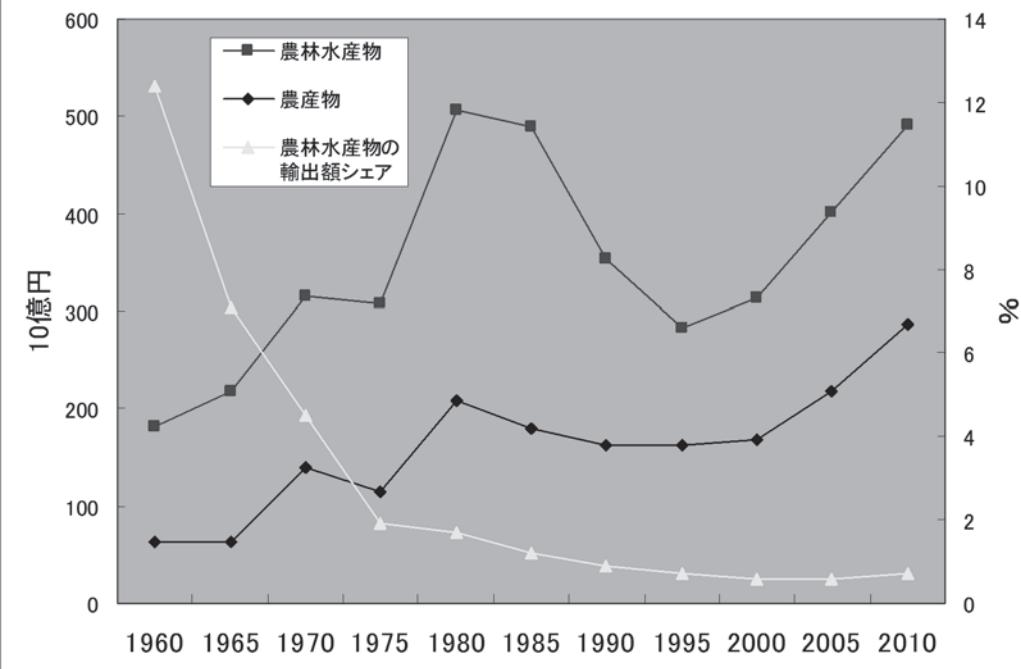
- 朝倉弘教 (2002) 「WTO 農業交渉と農産物関税問題（上）（下）」『貿易と関税』第 50 卷第 11 号および第 12 号。
- 服部信司 (2000) 『WTO 農業交渉—主要国・日本の農政改革と WTO 提案一』農林統計協会。
- 本間正義 (1994) 『農業問題の政治経済学』日本経済新聞社。
- 本間正義 (2010) 『現代日本農業の政策過程』慶應義塾大学出版会。
- 本間正義 (2011) 「日本の対外農業政策のベースライン」『農業経済研究』第 83 卷第 3 号、121-126 頁。
- 伊藤元重・下井直毅 (2009) 「バブル・デフレ期における日本の通商政策」伊藤元重編著『国際環境の変化と日本経済』慶應義塾大学出版会。
- Johnson, D. Gale (1973), *World Agriculture in Disarray*, New York: St. Martin's Press. (沼田鞆雄訳 (1975) 『混迷の世界農業』大明堂)。
- 小寺彰・木村福成 (2001) 『東アジア自由貿易地域形成の課題と戦略』日本機械輸出組合。
- 宗像直子 (2001) 「日本の地域経済統合政策の生成」宗像直子編『日中関係の転機 東アジア 経済統合への挑戦』東洋経済新報社。
- 佐伯尚美 (1990) 『ガットと日本農業』東京大学出版会。
- 塩飽二郎「ガット/WTO 農業交渉の回顧と展望—国際規律と日本農業—」『農業経済研究』第 74 卷第 2 号 (2002 年)、69-80 頁。
- 食料・農業政策研究センター編 (1994) 『食料白書・ガット農業合意と食料・農業問題』食料・農業政策研究センター。
- 関沢洋一 (2008) 「日本の FTA 政策：その政治過程の分析」東京大学社会科学研究所研究シリーズ No.26。
- 馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成編著 (2011) 『日本通商政策論』文眞堂。
- 浦田秀次郎・日本経済研究センター編著 (2002) 『日本の FTA 戦略』日本経済新聞社。
- 浦田秀次郎・日本経済研究センター編著 (2009) 『アジア太平洋巨大市場戦略』日本経済新聞社。

図表1 農林水産物の輸入額の推移



出所：財務省「貿易統計」

図表2 農林水産物の輸出額の推移



出所：財務省「貿易統計」

図表3 農林水産物の自由化の推移

年	輸入数量制限品目	主な出来事	主な輸入数量制限撤廃品目
1955	—	ガット加入	
1960	—	121品目輸入自由化	ライ麦、コーヒー豆、ココア豆
1961	—	貿易為替自由化の基本方針決定	大豆、しょうが
1962	103* 81		羊毛、たまねぎ、鶏卵、鶏肉、にんにく
1963	76	ガット11条国へ移行	落花生、バナナ、粗糖
1966	73		ココア粉
1967	73	ガット・ケネディ・ラウンド決着(1964~)	
1970	58		豚の脂身、マーガリン、レモン果汁
1971	28		ぶどう、りんご、グレープフルーツ、植物性油脂、チョコレート、ビスケット類、生きている牛、豚肉、紅茶、なたね
1972	24		配合飼料、ハム・ベーコン、精製糖
1974	22		麦芽
1978	22	日米農産物交渉決着(牛肉・かんきつ)	ハム・ベーコン缶詰
1979	22	ガット・東京ラウンド決着(1973~)	
1984	22	日米農産物交渉決着(牛肉・かんきつ)	
1985	22		豚肉調製品(一部)
1986	22		グレープフルーツ果汁
1988	22 [39]	日米農産物交渉決着(牛肉・かんきつ、12品目)	ひよこ豆
1989	20 [37]		プロセスチーズ、トマトジュース、トマトケチャップ・ソース、豚肉調製品
1990	17 [31]		フルーツピューレ・ペースト、パイナップル缶詰、非かんきつ果汁、牛肉調製品
1991	14 [26]		牛肉、オレンジ
1992	12 [22]		オレンジ果汁
1993	12 [22]	ウルグアイ・ラウンド決着(1986~)	
1995	5 [8]		小麦、大麦、乳製品(バター、脱脂粉乳等)、でん粉、雑豆、落花生、こんにゃく芋、生糸・繭
1999	5 [8]		コメ
2000	5 [8]	WTO 農業交渉開始	

- 注 1) 輸入数量制限品目数は、各年末現在の数である（CCCN（関税協力理事会品目表）4 枝分類。〔 〕内は HS（国際統一商品分類）の 4 枝分類）。
- 2) 1962 年 4 月、輸入管理方式がネガディブリスト方式となった。\* は 1962 年 4 月の輸入数量制限品目数。
- 3) 品目名については、商品の分類に関する国際条約で定められた名称によらず、一般的な名称により表記したものを含む。
- 4) 日米農産物交渉における 12 品目とは、①プロセスチーズ、②フルーツピューレ・ペースト、③フルーツパルプ・パインナップル缶詰、④非かんきつ果汁、⑤トマト加工品（トマトジュースおよびトマトケチャップ・ソース）、⑥ぶどう糖・乳糖等、⑦砂糖を主成分とする調製食料品、⑧粉乳・れん乳等乳製品、⑨でん粉、⑩雑豆、⑪落花生、⑫牛肉および豚肉調製品。
- 5) 現在の輸入数量制限品目は、水産物輸入割当対象品目（HS4 枝分類の 0301、0302、0303、0304、0305、0307、1212、2106 の一部）。

出所：農林水産省

図表4 日本の高関税品目

	関税率	従価税換算 (%)	生産額 (100億円)	農業生産額シェア (%)	生産戸数 (千戸)	一戸当たり生産額 (万円)	主な産地
コメ	341 円/kg	778	200	20.1	1,400	140	全国各地
小麦	55 円/kg	252	13	1.3	86	150	北海道、福岡、佐賀、群馬
大麦	39 円/kg	256	2	2.0	35	60	栃木、佐賀、茨城福岡
乳製品	396 円/kg+21.3%	218	67	6.8	27	2,500	北海道、栃木、千葉、群馬、熊本
でん粉	119 円/kg	583	3	0.3	46	70	北海道、鹿児島
雑豆	354 円/kg	403	2	0.2	67	40	北海道
落花生	617 円/kg	737	1	0.1	13	60	千葉、茨城
こんにゃく芋	2,796 円/kg	1,706	1	0.1	4	270	群馬、栃木
生糸	6,978 円/kg	245	0.2	0.0	2	110	群馬、福島、埼玉
砂糖	103.1 円/kg	379	13	1.3	39	330	北海道、沖縄、鹿児島
牛肉	50%	50%	47	4.7	86	550	北海道、鹿児島、宮崎、熊本、岩手
豚肉	差額関税制度 (482 円/kg)	120~380	52	5.3	8	6,720	鹿児島、宮崎、茨城、群馬、千葉

注 1) 砂糖、でん粉の生産額は、加工業者のもので、生産戸数は加工業者を含む。生糸の生産額は繭を含む。

2) 生産額は2004年または2005年の数値。生産戸数は2000年または2004~2006年のいずれかの数値。

3) 従価税の換算値は一定の条件の下に試算したもの。

出所：外務省、農水省、内閣府

## 第5章

### サービス貿易等における日本の通商政策とその課題

千葉大学法経学部准教授

石戸 光

#### 1. はじめに：サービス貿易拡大の重要性

サービス貿易の規制改革はかなり自由化の進捗してきた物品貿易のそれ以上に日本経済への刺激効果を有するといえる。日本における国内サービス産業の重要性は改めて強調するまでもなく、図表1に見られるとおり、GDPの73.6パーセントを占めている。サービス貿易に関しては、依然として赤字が続いている。受取（輸出）額の拡大が課題であるが、それ以上に、サービス分野の市場開放を進めることができが支払（輸入）も拡大するが、サービス分野は需要者と供給者が国をまたいで絶えず双方向的な取引を行うことが不可欠な産業分野のため、日本としての市場開放が結果的に受け取りの拡大にもつながると思われる。受取額、支払額とも輸出入金額の4分の1前後であり、サービス産業の国内的プレゼンスの高さが国際的な取引規模に反映されている状況ではない<sup>62</sup>。本章においては、いくつかの個別サービス分野を概観することを通して日本の通商政策の課題につき提起する。具体的には、流通サービス、輸送サービス、サプライチェーン、知的財産権および観光サービスを取り上げることとした。これらの分野では、国内政策の域を超えて、対外的な通商政策としての課題抽出をすることが不可欠となっている。またこれらサービスを中心とした個別分野は日本経済におけるシェアが非常に高い。2010年の国民経済計算（内閣府公表）を見ると、同年における日本の名目GDP全体（479.2兆円）を100とした場合、サービス産業は上述の通り73.6パーセントであったが、このうち「卸売・小売業」（上記のうち流通サービスに該当）のシェアは13.5パーセント、「輸送サービス」は4.9パーセントとなっている。本稿では扱わないものの主要な個別分野として認知されている「金融・保険業」の名目GDP全体に占めるシェアが同年に4.9パーセントであったことを考えると、本稿で着目するサービス産業のシェアはかなり高い。また知的財産権はほぼすべての産業にまたがる分野であり、日本経済の生産性を底上げするための源泉として不可欠である。観

---

<sup>62</sup> もっとも、周知のとおり国際収支統計においては、第一モードのみに依拠したデータ計測が行われているため、サービス貿易額は実態の一部分のみを示す点には留意が必要である。

光サービスに関しても、後述のようにいわゆる「国際化」の最もベーシックな側面としてその重要性は言うまでもない。

本章の構成は以下の通りである。次の第2節では、上記の通り、流通サービス、輸送サービス、サプライチェーン、知的財産権および観光サービスという個別分野の実態と日本国内の法制度および通商政策の課題につき記述し、第3節ではWTO体制下のGATSおよび主要FTAにおける各分野での約束状況を取り上げ、最後の第4節においては政策提言を行う。

図表1 日本の主要マクロ指標

	2006a	2007a	2008a	2009a	2010a
<b>GDP</b>					
名目 GDP (10 億ドル)	4364	4377.1	4879.7	5031.6	5460.3
名目 GDP (兆円)	508	515	504	471	479
実質 GDP 成長率 (%)	2	2.3	-1.2	-6.3	4
<b>GDP の構成 (%)</b>					
農業	1.5	1.4	1.4	1.4	1.2
工業	26.4	26.4	5.7	24.5	22.2
サービス	2.2	72.1	72.9	74.1	73.6
<b>貿易収支 (10 億ドル)</b>					
輸出	81	105	38	44	91
輸入	616	678	746	545	730
<b>サービス収支 (10 億ドル)</b>					
受取	-19	-21	-20	-20	-16
支払	117	129	149	128	—
<b>所得収支 (10 億ドル)</b>					
	136	150	169	148	—
	118	139	152	131	133

注 : 一データなし a 実測値、b Economist Intelligence Unit 予測値、c Economist Intelligence Unit 推定値。

出所 : IMF, International Financial Statistics.

## 2. 個別サービス等分野の動向および通商政策課題

### (1) 流通サービス

流通サービス分野は、卸売りおよび小売に大別されるが、業態としては多岐に渡る。日本の流通サービス市場は、規模の割には外国からのサービス提供者への市場開放が進んでおらず、卸売および百貨店、チェーンストア、コンビニエンスストアなど小売の大部分が日系の企業で占められているが、人口減および東日本大震災の影響で国内市場は低調が続いている。図表2に流通サービス業界の国内販売額を示す。この表には外資系サービス提供者も含まれているが、統計的に切り分けられてはいないため、日本国内における全体としての流通サービス業界のうち最終消費者に一番近い小売の代表的な業態をしたものだ

が、全体としての販売額は横ばいかやや縮小傾向である。また2009年にはコンビニエンスストアの販売額が百貨店の販売額をはじめて上回ったことは特記すべき事項である。景気低迷によって国内消費者の節約志向が百貨店離れの背景にあると考えられる。

図表2 流通サービス業界の国内販売額および事業所数

	単位：億円				
	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
<販売額>					
大型小売店計	211,450	211,988	209,511	197,758	195,791
うち百貨店	86,440	84,652	80,787	71,772	68,418
うちスーパー	125,010	127,336	128,724	125,986	127,373
コンビニエンスストア	73,990	74,895	79,427	79,809	81,136
総 計	285,440	286,883	288,938	277,567	276,927
<調査対象事業所数>					
百貨店	335	323	312	290	274
スーパー	3,989	4,125	4,264	4,391	4,683
コンビニエンスストア	40,183	40,405	40,745	41,724	42,347

注：大型小売店とは、従業者50人以上の百貨店・総合スーパーを指す。百貨店は日本標準産業分類の百貨店・総合スーパーのうち、スーパーに該当しない商店で、かつ売場面積が政令都市で3000m<sup>2</sup>以上、その他の地域で1500m<sup>2</sup>以上。スーパーは売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用している商店。コンビニエンスストアは500店舗以上を有するチェーン企業本部の数。

出所：経済産業省「商業販売統計月報」に基づいて日本国勢団会（矢野恒太記念会編集・発行、2011/12版）に掲載されたもの。

日本の流通サービス関連国内法制としては、1998年に公布されたまちづくり三法の見直しの一環で、2007年11月より試行された改正都市計画法により、郊外での1万m<sup>2</sup>超の大規模商業施設の出店禁止などが規定され、大型ショッピングセンターの出店計画の見直しが迫られ、都市部や徒歩圏内での中小規模店舗の競争激化に拍車がかかっている。またパートタイマーの労働条件・待遇などに関する改正パートタイム労働法が2008年4月1日に施行されたことにより、正社員と同等の業務を行うパートタイマーを賃金などの待遇面で正社員と差別することが禁止されたため、国内においてはパートタイマーから正社員への登用が進められ、良質な人材を確保する小売企業が増加傾向にある。しかしこのことは企業サイドへ労賃関連の負担増と裏腹でなされるため、国内の流通サービスでは、東日本大震災後の消費低迷の中でより一層のコスト削減努力が必要になっている。

流通サービス業者の海外進出については、2010年に百貨店のニューヨーク高島屋、パリ

三越が撤退した一方、阪神阪急が台北へ、三越伊勢丹がシンガポールに出店しており、国内市場の停滞の現状から、今後はアジア市場の拡大を見込んだ小売・流通業の海外進出がさらに活発化させていくことが不可避であろう。そのため、流通サービスの貿易という側面が現状よりさらに重要となっていくであろう。

流通サービスは、その国内経済への影響の大きさゆえに、一般に国内規制の厳しい分野の1つとなっている。WTOにおける多国間交渉では、アジアの新興国も多くが流通サービスに関するコミットをしていない状況にある。WTOドーハ開発アジェンダの機能不全が明らかな現在、二国間あるいは複数国間の経済連携協定交渉では「WTOプラス」の約束として流通分野でもいくつかのコミットがなされている。

日本・タイ EPAでは、流通分野（4B. Wholesale Trade Services すなわち卸売分野のサービス貿易、および4C. Retailing Services すなわち小売分野のサービス貿易）に関してタイ側のサービス貿易約束表の第3モード（商業拠点の設立によるサービス提供）の欄に以下の掲載がなされている<sup>63</sup>。

Except for distilled liquor distribution services, no limitation on the number of foreign shareholders and foreign equity participation not exceeding 75 per cent is allowed as long as a loan to capital ratio of 3:1 or lower is maintained. (和訳：蒸留酒の流通サービス以外は外国株主に関する数量制限をせず、負債対資本の比率が3対1かそれ以下で維持される限り75パーセントを超えない範囲での外国からの資本参加が認められる。)

このように、2007年発効の日タイ EPAでは、タイによる卸売・小売サービスでの外資規制緩和が実現されている。流通分野はサービス提供者および消費者の双方にとり非常に大きな影響を持つ分野であるが、GATSにおいてタイは約束がない（つまり対外開放を法的に宣言していない）。したがって、流通サービス貿易の自由化に関して、日本とタイの間における二国間協定交渉が果たしている実質的な役割がGATS以上に大きいといえる。

タイと同様にシンガポール、インドネシアおよびフィリピンは日本のEPAにおいて、流通サービスの「WTOプラス」としての市場開放を約束している。（これについては第6節において触れている。）

流通サービスのアジア域への展開に関連する国際的な施策として、2011年11月19日に

---

<sup>63</sup> これは市場アクセスおよび内国民待遇に共通の規定内容である。

インドネシア・バリにおいて東アジアサミット（East Asian Summit : EAS）<sup>64</sup>参加国の国家元首および行政の長により採択された「ASEAN 連結性に関する東アジア首脳会議宣言」では、ASEAN 連結性（ASEAN Connectivity）を協力分野の一つに含めることが掲げられた<sup>65</sup>。特に資源や専門知識の動員、情報共有、物理的連結性・制度的連結性・人的連結性の3分野で EAS 参加国が参加し得る協力プロジェクトの特定について、連結性に関するイニシアティブにおける ASEAN と EAS 参加国との協力を支援し、促進することが謳われている。また「ASEAN 連結性マスターplan」を効果的に実施することで ASEAN 連結性の優先性を維持しつつも、「アジア総合開発計画」等のイニシアティブを適切に関連して、ASEAN を越えた連結性を拡大し、ASEAN と EAS 参加国との間のより一層の結びつきを発展させる「ASEAN 連結性マスターplanプラス」の将来的な可能性を検討することになった。これは既存の FTA におけるサービス貿易の連結性を高めることとも直接関連する政策決定である。流通サービスには物品およびサービスの輸出入が不可欠であり、日本はこのようなアジア大の連結性拡大のイニシアティブを国内のサービス規制に反映させていく必要があろう。

## （2）輸送サービス

日本の輸送サービス貿易額を示した図表3を見ると、輸送サービス合計は2000年以降、年により増減はあるが、ほぼ水平的に推移している。また海上輸送サービスが輸送サービスの大半を占めていることが分かる。実体経済面からは国際的な「複合一貫輸送」すなわち陸海空の複数の輸送形態（陸ではトラックおよび鉄道輸送、海では船舶、空では航空機）を1業者の責任の下に統合的に提供する必要性がますます高まっている。複合一貫輸送により、国際的な輸送に伴う不確実性が大きく低減できるためである。

<sup>64</sup> ASEAN 加盟の十カ国、オーストラリア、中国、インド、日本、韓国、ニュージーランド、ロシア、アメリカが参加した第6回東アジア首脳会議。

<sup>65</sup> 本段落は外務省サイト（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eas/>）に依拠している。

図表 3 日本の輸送サービス貿易額

単位：10 億ドル

	輸送サービス合計			海上輸送サービス			航空輸送サービス		
	受取	支払	収支	受取	支払	収支	受取	支払	収支
2000 年	25.5	24.0	1.5	16.8	21.0	-4.2	8.8	13.9	-5.1
2001 年	24.0	32.4	-8.4	16.4	20.4	-4.0	7.6	11.9	-4.3
2002 年	24.1	31.5	-7.4	16.2	20.2	-4.0	7.9	11.2	-3.3
2003 年	26.5	34.2	-7.7	18.3	23.4	-5.1	8.1	10.6	-2.5
2004 年	32.2	39.1	-6.9	22.2	25.6	-3.4	10.0	13.4	-3.4
2005 年	35.9	40.4	-4.5	25.6	26.1	-0.5	10.3	14.3	-4.0
2006 年	37.7	42.9	-5.2	27.7	28.4	-0.7	10.0	14.4	-4.4
2007 年	42.0	49.1	-7.1	31.9	34.7	-2.8	10.1	14.2	-4.1
2008 年	47.0	54.0	-7.0	37.0	39.5	-2.5	9.9	14.3	-4.4
2009 年	31.6	40.5	-8.9	23.7	28.8	-5.1	7.9	11.7	-3.8

出所：UN Service Trade Database (<http://unstats.un.org/unsd/servicetrade/ce/ceSearch.aspx>)。

図表 4 には世界の港湾別コンテナ取扱個数ランキングを示す。取扱量においてアジアの港湾の躍進振りが顕著である。日本の港を発着するコンテナ貨物のうち、他国の港で積み替えられて後に欧州および北米の基幹航路で輸送される割合が増加している<sup>66</sup>。このような「海外トランシップ率」は年々高くなっている。日本は港湾は基幹航路からはずれ始めている。そして日本に代わってアジアの港湾が欧米向け基幹航路と地域の港湾を結ぶハブとなっている。いわば「特急通過」により日本の港湾は取扱量において大きく遅れをとっている。表を見ると、2010 年においてコンテナ取扱量のトップは上海であり、続いてシンガポール、香港深圳、釜山など上位 8 位までアジアの港湾が並ぶ。一方、日本を見ると最大規模の東京港は 2010 年に 27 位であり、1977 年には世界で 2 位にランクされていた神戸港は、すでに 50 位以下になっている。

日本がバブル経済の崩壊、阪神大震災等による経済の停滞を続ける間に、中国は港湾インフラを整備拡充し、韓国およびシンガポールは政府主導で港湾を戦略的に整備してきている。例として釜山港においては、政府が公的資金を投入してインフラを整備し、港湾周辺に自由貿易地域を設立して法人税および所得税を減免し、土地の賃貸料も周辺相場の 3 分の 1 程度に抑えるなど、物流拠点としての計画実施に余念がない。またシンガポールでは荷役サービスを 365 日 24 時間体制で行い、太平洋とインド洋を結ぶマラッカ海峡に面す

<sup>66</sup> 本節は The Asahi Shimbun Globe, September 18-October 1, 2011 版の特集「海運大競争時代」に依拠している。

る地理的な優位性を大きく活用している<sup>67</sup>。

日本政府も2010年に「国際コンテナ戦略港湾」として京浜港（東京、川崎および横浜）と阪神港（大阪および神戸）を選定し、現在日本にはない水深18メートル以上の岸壁を2020年までに整備する計画である。これにより次世代の超大型コンテナ船の寄港に対応できるとのことで、本施策による経済効果は年間で4000億円、1.6万人の雇用創出にもつながる目算がある。しかし関係者の間では、このような施策により現状維持はできても、日本の港湾が巻き返すのは難しいのでは、というコメントもなされている。

図表4 世界の港湾別コンテナ取扱個数ランキング（1980年および2010年）

1980年			2010年		
順位	港湾名	取扱量 (万TEU)	順位	港湾名	取扱量 (万TEU)
1	ニューヨーク／ニュー ジャージー（米国）	195	1	上海（中国）	2,907
2	ロッテルダム（オランダ）	190	2	シンガポール	2,843
3	香港（中国）	146	3	香港（中国）	2,353
4	神戸（日本）	146	4	深圳（中国）	2,251
5	高雄（中国）	98	5	釜山（韓国）	1,416
6	シンガポール	92	6	寧波（中国）	1,314
7	サンファン（ボリビア）	85	7	広州（中国）	1,255
8	ロングビーチ（米国）	82	8	青島（中国）	1,201
9	ハンブルク（ドイツ）	78	9	ドバイ（アラブ首長国連邦）	1,160
10	オークランド（ニュージー ランド）	78	10	ロッテルダム（オランダ）	1,115
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
13	横浜（日本）	72			
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
18	東京（日本）	63			
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
			27	東京（日本）	420
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
			36	横浜（日本）	328

注：TEU（Twenty-foot Equivalent Unit）とは、大型コンテナを2、小型コンテナを1としたコンテナ取扱量の単位。

出所：財団法人日本統計協会「統計でみる日本 2011」。

<sup>67</sup> 日本郵船はコンテナ事業の本社機能をシンガポールへ移している。また商船三井は営業拠点を香港へ移している。

大量輸送に適した海運は、他の交通機関に比べて二酸化炭素の排出量が少なく、輸送のエネルギー効率に優れている。そして外航海運が日本を含めた多くの国々で貨物の輸出入の大部分を担っている。しかし外航海運では、近年、人件費および税金・船舶登録料の高さもあって日本船籍と日本人船員が減り続けている。日本は、船の登録料や固定資産税など船舶関係費が著しく高く、また日本人船員の人件費も高い。そのため、1970年代以降、国内の海運会社はパナマやリベリアなどの便宜置籍国に船籍を移して人件費の安い外国人船員を雇うようになった（図表5）。

近年、欧米諸国や韓国などでは自国海運の国際競争力強化のため、海運業への法人税について運航船舶のトン数から“みなし利益”<sup>68</sup>を算出して課税するトン数標準税制（トンネージタックス）を導入した。この税制はすでに世界標準ともいえるものであり、導入国の商船隊船腹量は世界の約7割を占めている<sup>69</sup>。国際競争力確保のために、日本にもトン数標準税制の導入が2008年になされたが、現在は自国籍船のみに適用が限られている。今後は同制度の外国籍船への拡大が公平な競争基盤の確保のために必要であると日本の海運業界では指摘されている<sup>70</sup>。

IT時代の現在、海運サービスに対する企業のニーズは、原料および部品の調達から生産、販売、さらに在庫管理、デリバリーまで物と情報の流れを高度にシステム化してコストを最適化することである。海運業界はこの企業ニーズに応えるべく努力しており、倉庫などの周辺分野までを統合して、必要な物を必要なだけ、必要なときに必要な場所へ運ぶ、「総合物流システム」を構築してきている。ITの導入により長距離大量輸送という海運本来のメリットをさらに活かし、無駄のない輸送サービスが国際的にみてもシームレスな物流ルート構築の観点からも望まれる<sup>71</sup>。日本は特にIT技術において国際的にも優れており、このIT化の面からの技術革新が後述の航空輸送サービスを含めたいわゆる国際的複合一貫輸送をさらに推進していくものと見込まれる。

<sup>68</sup> この「みなし利益」が通常の法人税率に比べて低く設定されているため、赤字の際にも税負担が発生する一方、全体として企業にとっては減税効果となる。

<sup>69</sup> （財）日本海事広報協会、日本の海運2007、p.8より。

<sup>70</sup> 日本船主協会へのヒアリングによる。

<sup>71</sup> （財）日本海事広報協会、日本の海運2007、pp.12-13より。

図表 5 世界の商船船腹量（100 総トン以上の鋼船）

(単位：千総トン)

	1980 年央	1990 年央	2000 年央	2009 年央
日本	40,960	27,078	15,257	14,725
参照国（以下） (2009 年上位順)				
パナマ	24,191	39,298	114,382	190,663
リベリア	80,285	54,700	51,451	91,696
マーシャル諸島	...	1,551	9,745	49,088
バハマ	87	13,626	31,445	48,119
香港	1,717	6,565	10,242	45,338
シンガポール	7,664	7,928	21,491	41,047
ギリシャ	39,472	20,522	26,402	38,911
マルタ	133	4,519	28,170	35,037
中国（香港を除く）	6,874	13,899	16,499	30,077
イギリス	27,135	6,742	11,093	27,222
キプロス	2,091	18,336	23,206	20,169
ノルウェー	22,007	23,429	22,604	16,614
イタリア	11,096	7,991	9,049	15,531
ドイツ	9,888	5,738	6,552	15,157
韓国	4,344	7,783	6,200	12,893

原出所：ロイド統計による。

出所：日本国勢図絵 2011/2012

航空輸送サービスについては、図表 6 に主要国の民間航空輸送量（定期輸送）を示す。同図表にあるとおり、世界的に見て旅客および貨物双方の 1.5 倍程度の増大が 2000 年から 2008 年の間に見られる中で、中国の伸張が著しく、旅客および貨物ともに 3 倍程度にまで増大している。その反面、日本では旅客および貨物ともにむしろ減少となっている。今後はさらにオープンスカイ協定の利用拡大およびローコスト・キャリアー（LCC）のビジネス拡大が見込まれる。2009 年 12 月 30 日閣議決定の新成長戦略（基本方針）においては、項目 11. に「総合特区制度」の創設と徹底したオープンスカイの推進等地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かす「総合特区制度」の創設が盛り込まれているため、総合特区制度の創設により、アジア・世界からのヒト・モノ・カネの流れ倍増を目指し、羽田の「24 時間国際拠点空港化」、首都圏空港を含めた徹底したオープンスカイを進めるとしている。日本の航空輸送サービス業者も LCC へ参入している<sup>72</sup>が、今後は価格面ではなく需要量の大幅な拡大を通じた利益の確保が大きな課題となるであろう。

<sup>72</sup> たとえば全日本空輸（ANA）系列の Peach Aviation は、格安航空ブランド「peach」を立ち上げ、長距離バスなどの代替サービスを目指して 2012 年の運航開始を予定している。

図表 6 主要国の民間航空輸送量（定期輸送）

航空会社の所属国	旅客（10 億人キロ）		貨物（10 億トンキロ）	
	2000 年	2008 年	2000 年	2008 年
アメリカ	1,111	1,275	30	39
中国	91	285	4	11
イギリス	171	233	5	6
ドイツ	114	221	7	8
フランス	113	160	5	6
日本	174	144	9	8
湾岸三国	—	118	—	7
カナダ	70	111	2	1
オーストラリア	82	109	2	2
シンガポール	72	97	6	7
オランダ	74	95	4	5
スペイン	52	93	1	1
世界計	3,017	4,362	118	156

注：— 不明。湾岸三国とは、バーレーン、オマーンおよびアラブ首長国連邦を指す。

出所：航空振興財団「数字でみる航空 2010 年」。

図表 7 マクロの物流コスト比較（GDP に対する比率、パーセント）

	1991 年	2000 年	2008 年
日本 総物流コスト	10.5	8.7	8.9
輸送コスト	6.5	5.8	5.4
在庫コスト	3.5	2.5	3.1
管理コスト	0.5	0.4	0.4
アメリカ 総物流コスト	10.6	10.2	9.4
輸送コスト	5.9	6.0	6.1
在庫コスト	4.3	3.8	2.9
管理コスト	0.4	0.4	0.4
中国 総物流コスト	—	—	17.4
輸送コスト	—	—	9.1
在庫コスト	—	—	6.0
管理コスト	—	—	2.2
韓国 総物流コスト	—	—	12.5
輸送コスト	—	—	—
在庫コスト	—	—	—
管理コスト	—	—	—

注：— データなし。

出所：帝国データバンク『TDB 業界動向 2012-I』、2011.8 VOL.111 を元に計算。

マクロ的な総物流コストの GDP 比（図表 7）を見ると、日本および米国の比較において、大きな差はなく、それぞれ 8.9 パーセント、9.4 パーセントとなっている。経年的には、1991 年から 2008 年にかけて若干低下傾向があり、マクロ的にみて物流の効率化が行われてきた

ことを示している。また中国のマクロ的な総物流コスト（輸送コスト、在庫コスト、管理コストの合計）は2008年にGDP比で17.4パーセント、韓国のは同年に12.5パーセントと日本およびアメリカに比してともに高い。したがって日本においては、今後とも物流コストを低下させる努力も必要であるが、それ以上に実需の拡大、すなわち物流を用いて国際的な展開を行う企業の日本における生産規模の活性化が欠かせないであろう。

池上寛・大西康雄編（2007）も政策課題として指摘するとおり、日本政府の「アジア・ゲートウェイ構想（2007年5月）」では重点7分野の冒頭で「人流・物流ビッグバン」が掲げられた。

「日系企業が抱える通関・物流面での問題点」に関する在外日系企業へのアンケート結果<sup>73</sup>としては、複数回答で多い順に通関等手続きの煩雑さ、通関手続きに時間要する、物流インフラの整備状況が不十分、通達・規則内容の周知徹底が不十分、関税の課税評価の査定が不明瞭、検査システムが不明瞭、迂回輸入に対する規則が不十分、という順であった。この回答結果をふまえると、FTAの利用率の促進のための周知徹底と並んで、既存のFTA間の一元化が重要であろう。具体的には、2011年11月の東アジアサミットにおいて議題とされた「ASEAN++」（ASEAN+1、ASEAN+3、ASEAN+6をすべて含めた自由貿易圏構想で、昨今はRegional Comprehensive Economic Partnershipとも称される）によるシームレスな国際物流圏の構築は、「++」の一員としての日本にとり、TPP参加に向けた協議と並んで重要な課題である。他の国際的フォーラムを含めると、ASEAN++、TPPなど並存する自由貿易構想の収斂が2012年以降の大きな課題となろう。政府サイドでは関税の引き下げ、通関手続きの簡素化、原産地規則および基準認証の統一が具体的な政策課題であることにこれまでと変わりはないが、流通サービスの「線から面へ」の統合に関して、米国がTPPを主唱する中、ASEANもこの動きをけん制すべくASEAN++を加速させる動き、さらに日中韓のFTA交渉開始の動きが出てきている。日本の輸送サービス業界としてもこれら広域FTAの構想が自身の業務拡大につながるだけでなく、サポートイングインダストリーとして国内製造業の生産活動の再活性化を促す点を意識した企業展開が必要である。同時に政府に対してもFTAを中心とした輸送サービスの自由化（具体的には第6節を参照）といったソフト面の取り組みをハードの面から支える港湾などインフラ整備の国際標準化を要望していく必要があろう。

---

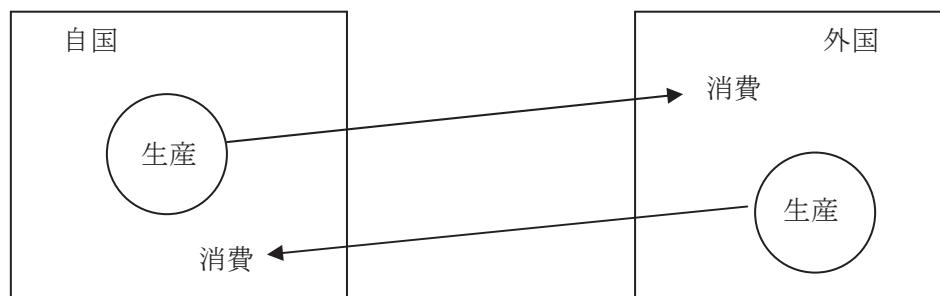
<sup>73</sup> 平成17年度ジェトロ日系製造業活動実態調査の結果。

### (3) サプライチェーン

企業の国際化に伴う近年の傾向として、付加価値（value-added）の一拠点・一括生産から多拠点・多段階生産への移行が潮流となりつつある。「最終消費財」に対する、いわゆる「サプライ・チェーン」（supply chain）という考え方とは、この後者の多拠点・多段階生産という概念を念頭に置いたビジネス形態で、流通や輸送を含めた概念である。流通および輸送サービスは上述のとおりであるため、本節では東日本大震災の経験を主軸とした考察を行う。

サプライ・チェーンにおいては、最終財の一箇所生産というよりは、常に付加価値が追加的に供給され、全体としてかつ時間を通じて「商品」もしくは「利益」（benefit）を消費者に提供している。図表8および図表9がそれぞれ一拠点・一括生産的な従来型の貿易財の生産・販売と、近年比重を増大させつつある多拠点・多段階生産的な貿易財についての概念図である。サプライチェーンという概念は物流や流通サービスにとどまらず、企業間の長短様々な部品供給の契約の組み合わせと捉えるべきで、そのような複合的なサービスの絶えざる生産と即時的な消費がある意味において予測不能な形で行われるため、統計的な把握をすることが非常に困難である。したがって古典的な物品貿易一般の生産と販売の形態のようではなく、生産と消費が漠然といえる形で国際的な広がりを持つ。<sup>74</sup>

図表8 古典的な物品貿易一般の国際取引

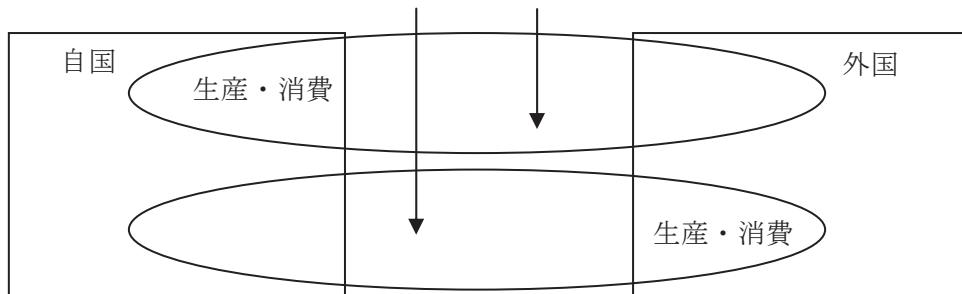


出所：伊藤（1989）、図4を修正。

<sup>74</sup> このことと関連して、例えばかつてはすべて製造業の付加価値として計上されていたものの一部が独立した企業活動になればサービス貿易として分類されることとなり、国境を越えたサービス貿易統計がやはり不完全となりうる。

図表9 多拠点・多段階生産的な貿易財の概念図

企業活動の国際的拡大・  
拡大商品化



出所：伊藤（1989）、図4を修正。

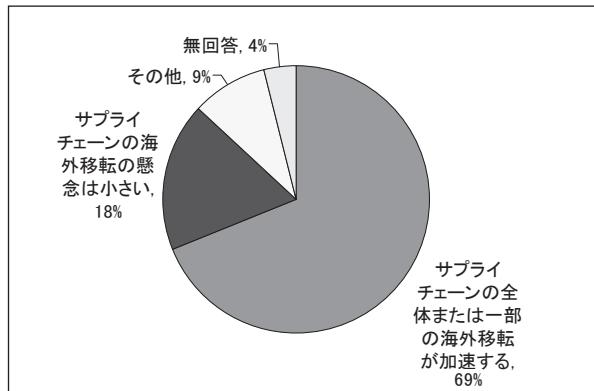
サプライチェーンに関して目下重要な具体的論点として、2011年3月11日に発生した東日本大震災により、国内においてサプライチェーンが物理的に寸断され、自動車を中心に生産関連貨物で荷動きが減少した事実がある。大震災に伴い、国際物流では、海上輸送から航空便に代えて海外生産拠点へ緊急輸送する動きが見られた<sup>75</sup>。阪神・淡路大震災時に神戸港から貨物がアジア諸国の港に移ったことを考えると、東日本大震災後においても同様の取り扱い貨物の継続的な縮小が今後も懸念される（図表10を参照）。

特に自動車産業においては、東日本大震災により部品取引構造の弱みが顕在化した。全国の出荷額に比して小さいものの（図表11）、東北においては自動車部分品・付属品が大きなシェアを占めている。自動車製造の技術進歩の中で、デジタル化が進行し、カスタム性すなわち代替不可能性が強い電子部品が増加し、結果として2次下請け会社が複数の1次下請け会社と受注契約結ぶようになったため、自動車製造の下請け構造が「ピラミッド構造」から「ダイヤモンド構造」へ転換してきた。代替不可能な部品等を製造する2次下請け会社がそのような構造下において被災したため、サプライチェーンが滞ることになった。代替可能な部品等を生産していた下請け企業に関しては、あるアンケート調査によると、被災した企業へのかつての発注先は代替調達先を探し、被災地域外にて代替調達先を確保していた。そして今後、その代替調達先から同社に発注が戻ることは困難であると考えられている。しかし新規の発注案件については、発注を出すことが可能と言われている<sup>76</sup>。

<sup>75</sup> 『TDB 業界動向 2012-I』、2011.8 VOL.111、p.355 より。

<sup>76</sup> 「機械情報産業カレント分析レポート」（No.88、2011年7月）より。

図表 10 東日本大震災後のサプライチェーン復旧復興および空洞化実態緊急アンケート結果



出所：機械振興協会経済研究所（2011）。

図表 11 被災地域における出荷金額上位 5 品目

順位	品目名	被災地域の出荷額（百億円）	全国の出荷額（百億円）	構成比（%）
1	自動車部分品・附属品	67	2,654	2.5
2	その他の電子部品・デバイス・電子回路	33	405	8.1
3	集積回路	31	431	7.1
4	洋紙・機械すき和紙	30	208	14.4
5	自動車（二輪自動車を含む）	27	969	2.8
全品目		1,165	30,525	3.8

資料：経済産業省「平成 20 年工業統計表」再編加工

注) 1. 被災地域は、青森県、岩手県、宮城県、福島県における災害救助法を適用した市町村（2011 年 3 月 24 日時点）を集計。

2. 工業統計表の商品分類表の製造品番号に基づいた品目単位での集計値である。

出所：経済産業省『中小企業白書 2011 年版』

震災後 4 ヶ月が経過した 2011 年 7 月、経済産業省・東北経済産業局は「産業復興アクションプラン東北」を策定した<sup>77</sup>。同アクションプランでは、(1)国際競争力のある「地域産業」の再生、(2)地域資源活用の「東北らしい社会」の再生、(3)未来につながる「新産業基盤」の再生、の 3 点が主要課題となっている。国際競争力のある「地域産業」とは、次世代自動車、医療機器、環境エネルギー産業等の成長分野を指し、中でも地域産業復興の牽引役として自動車産業の拠点化推進に大きな期待が寄せられている。周知のとおり、自動車産業は 1 次下請けからはじまり数次の下請け構造が国際的にも広がりをみせているのが現状であり、東北だけで自己完結できる類のサプライチェーンは想定できない。

<sup>77</sup> 本段落の記述は「平成 23 年 7-9 月期地域経済産業調査結果」に依拠している。

東北経済産業局によると、2011年7—9月期において、輸送機械は、サプライチェーンの修復により、震災後から回復基調が続き、生産は増加しているという。

日本の大企業はすでに対アジアをはじめとした海外直接投資が盛んであり、今後もその傾向は実質的な経済統合としてさらに高まることになろう。一方、中小企業にとっては、東日本大震災後のクライシス・マネジメントとしての国際化が今後最も重要な政策課題であろう。機械振興協会経済研究所（2011）によると、従業員数120名の家電企業で、日立地域に所在するある企業は、取引企業の部品調達先が海外に流れていく中、新たに日本国内で設備投資を行うよりも上海の工場設備を増強することを志向している。同様に、従業員数80名の半導体関連産業（茨城県日立市に所在）は震災後に韓国、台湾その他アジア諸国の装置企業との取引関係の構築を進め、従業員数80名の金型産業（東京都郊外に所在）は国内において赤字のため、震災後に国際化をさらに進めている。もっとも、このようなサプライチェーンの日本国外化の動きは震災に始まったことではなく、震災を契機としているにすぎない<sup>78</sup>。すなわちグローバル・サプライチェーンの動きは震災によって鮮明化したに過ぎない。また有事における柔軟性と通常時における低コスト調達がトレード・オフの関係にある点もあわせて指摘されている。

米国において自動車業界の専門家として知られるマイケル・スマツカ氏（Prof. Michael Smitka、Washington and Lee University 教授）からグローバル・サプライチェーンについてコメントをもらったところ、以下のようなメール回答であった。「かつて日本はサプライチェーンがいわば『アルプス構造』の広い供給者数で象徴されていたのに比して、昨今の『ダイヤモンド構造』には隔世の感がある。米国の自動車業界はワシントンにおける国際経済政策動向として、二国間FTAの乱立によるいわゆるスパゲティーボール現象を懸念している。しかし他方で中国が自動車部品のサプライヤーとしても伸長しており、私が審査委員を務めた Automotive News PACE innovation competition というイベントでもファイナリスト3社のうち2社は、サプライチェーンの産業集積が進む上海に所在する企業であった。また私が訪問するドイツ、フランス、イタリア、アメリカおよびカナダといった欧米系の自動車企業では、例外なく多国籍のエンジニアおよび経営管理層の人々と接触する機会が多くなっているが、日系自動車企業についてはそのような印象がない。日本で理工系の卒者が数において頭打ちとなれば、国際化しない限り部品サプライの技術水準が低下して

<sup>78</sup> 多くの日系製造企業は部品の国内調達を取りやめ、中国、東南アジアおよびラテンアメリカなどからの調達に切り替えており、その背景としてはやはり低賃金、高成長市場の存在が大きい（Economist's Intelligence Unit、オンラインデータベース Country Report September 2011 より）。

いくこともありえるのではないか。また例えば Ford や GM などでは国際的に複数拠点で OEM 関連の技術サポートがなされるため、日系サプライヤーも国際的な意味で複数拠点を確保しなければ劣後してしまいかねない。さらに Cummins、John Deere や Caterpillar その他のトラックおよび重機関連部品サプライヤーも同様にしてグローバルな展開を行っている。自動車業界の OEM で付加価値のほんの一部のスライスしか担えないことになろう。現在ホンダやトヨタなど日系自動車企業は米国において活発に生産活動を行ってはいるが、部品については現地ではなく日本製造のものを使う『自律的』な動きを志向しているように見受けられる（トヨタはパリにエンジニアリングセンターを有しているが、多国籍な形で技術展開している印象はあまり受けていない）。つなるところ、多国籍な部品調達が自社の技術ベースを維持拡大することになる。また自動車業界における電子化や新素材、IT 技術の進展は特許数の増大を意味するため、1 つの部品に関して多くのサプライヤーを望むことができなくなっている。」

スマツカ氏による上記のコメントを踏まえると、日本に所在する日系製造企業も、たとえば自動車製造においてみられる、米国の対外的な関税要求を回避するという意味での海外生産を超えた形で海外展開することこそが、日本に所在する関連企業の業績をも拡大させることにつながるのであり、「企業の海外移転による国内空洞化」の議論は、ダイナミックな観点がより比重を高める現在では可能性として意味をなさないどころか、むしろ長期的に空洞化を進めることにつながるであろう。

今後の自由貿易協定（経済連携協定）の締結においては、国ごとの政策ビジョンの提示ではなく、複数の国・地域にまたがった形でのサプライチェーンの政策運営がこの分野ではまさに不可欠である。サプライチェーンに関する国際的な取り組み例として、拡大 TPP 構想の母体ともいえる APEC における「サプライチェーン・コネクティビティ・イニシアティブ」の下で①～⑧までの課題分野に対して下記のような行動計画が 2011 年に策定された<sup>79</sup>。

- ① 規制の透明性、関係機関間の調整不足、ワンストップサービスの欠如
  - ・APEC 事前教示ガイドラインの作成、実施
  - ・全国的な物流団体の成功事例調査（政府、利害関係者の役割など）等
- ② 輸送インフラの不足
  - ・域内インフラの現状把握調査（地図作成など）

---

<sup>79</sup> APEC に関する日本政府作成資料による。

- ・インフラ整備の手法としての官民連携（PPP）のベストプラクティスの特定や輸送インフラの効率的利用に向けたモデルの検討等
- ③ 地方の物流サービス事業者の能力の不足
- ・ニーズ評価および能力開発等
- ④ 通関の非効率、規制当局間での調整不足
- ・各国・地域のシングル・ウインドウ実施
  - ・通関所要時間の調査および調査実施に向けた能力構築等
- ⑤ 税関文書・手続の負担
- ・原産地証明に係る税関文書・手続簡素化、電子原産地証明の採用検討
  - ・税率、原産地規則情報のホームページ掲載等
- ⑥ 複合輸送能力の未開発、空、陸、複合輸送の非効率
- ・電子タグを活用した貨物動静情報可視化の推進等
- ⑦ 国境通過に係る基準および規制の差異
- ・道路の安全措置・基準の整合性に係る検討
  - ・サイバーセキュリティーの強化等
- ⑧ 地域における国際税関輸送協定の不足
- ・国境をまたぐ輸送手続の調査研究等

これらの行動計画は包括的なものであり、APEC 域内のサプライチェーン・コネクティビティを時間・費用・確実性の観点から 2015 年までに 10% 改善することが目標とされている。TPP の動きがあくまで個別国の貿易自由化を主軸としたものであるのに対し、APECにおいては自由化措置に起因する課題解決を見据えた協力措置が今後も盛り込まれるため、日本としても APEC の上記活動および後継の活動を主導していくべきであろう。

#### （4）知的財産権

知的財産権には特許権、実用新案権、意匠権および商標権などが存在し、実用新案権を除いてパリ条約（Convention de Paris pour la protection de la propriété industrielle）<sup>80</sup>および TRIPS 協定（Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights）で規定されている。後者の TRIPS 協定は 1995 年に発効し、特許、商標、意匠、地理的表示、著作権な

<sup>80</sup> 1883 年に工業所有権の国際的な保護のために作成された条約。

ど知的財産権保護の最低水準や権利行使の手続き、紛争解決手続きについて規定している。

日本においては、2003年6月に日本の知的財産権政策に関する基本的な戦略を示した「知的財産戦略大綱」が取りまとめられ、「知的財産立国」に向けた流れが明確化されている。また2009年12月30日閣議決定の新成長戦略（基本方針）によると、「9. 知的財産・標準化戦略とクール・ジャパンの海外展開」の一環で以下の言及があり、この動きはさらに加速しつつある。

知的財産の積極的な取得・活用、特定戦略分野の国際標準獲得に向けたロードマップの策定、今後創設される「科学・技術・イノベーション戦略本部（仮称）」（総合科学技術会議の改組、知的財産戦略本部の見直し）の活用を進める。

図表12を見ると、日本のロイヤルティーおよびライセンシング取引額2000年代後半には黒字化していることが分かる。図表13にはさらに幅広い技術貿易について示しているが、日本は大きな黒字を記録している。ただし特許等の産業財産権出願の上流に位置づけられる研究開発に関しては、アンケート調査による研究開発水準の比較において、アジア諸国と日本との差は縮小している。また、国際的な特許出願件数や米国での特許登録件数などで見ると国際的な競争は激化しており、必ずしも日本がシェアを伸ばす状況にはない。さらに、我が国の技術貿易収支は全体では好転しているものの、情報通信等先端産業分野の多くで技術貿易収支は赤字のままであり、楽観を許さない状況である<sup>81</sup>。

日本は特許取得数で世界一であるが、特許侵害を未然に防ぐための防衛的なものが多い。また技術貿易では、黒字額の多くが企業の海外進出に伴う子会社からの還流分で、対外取引に伴う黒字額が少ない<sup>82</sup>。知的財産権取得の背景としては、企業の研究開発という科学技術的な側面のみならず、社会経済的な要因が大きく影響しているといえる。

---

<sup>81</sup> 科学技術白書、平成23年度版より。

<sup>82</sup> 日本国勢図会、2011/2012より。

図表 12 日本のロイヤルティーおよびライセンシング取引額（10 億ドル）

	受取	支払	収支
2000 年	10.2	11.0	-0.8
2001 年	10.5	11.1	-0.6
2002 年	10.5	11.0	-0.5
2003 年	12.3	11.0	1.3
2004 年	15.7	13.6	2.1
2005 年	17.6	14.6	3.0
2006 年	20.1	15.5	4.6
2007 年	23.3	16.7	6.6
2008 年	25.7	18.3	7.4
2009 年	21.7	16.8	4.9

出所：UN Service Trade Database  
(<http://unstats.un.org/unsd/servicetrade/ce/ceSearch.aspx>)。

図表 13 日本の技術貿易額

単位：億円

	1980 年	1990 年	2000 年	2009 年
技術輸出額	1,596	3,394	10,579	20,153
技術輸入額	2,395	3,719	4,433	5,349

注：技術貿易とは、研究・開発により得られた技術等（特許権、商標権、意匠権、ノウハウ、技術指導）の提供・受入れに関する国際商取引を指す。

出所：総務省『科学技術研究調査報告』。

図表 14-16 によると、日本の知的財産権関連の経済活動が非常に活発であることがわかる。特に特許については、国内法として特許法があるが、同法の目的は「発明の保護および利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与すること」（第 1 条）である。すなわち特許の内実としての技術等の供給サイドの利益確保（保護）と需要サイドの対価を払った上で活用の利便性向上の双方が目的となっている。元橋（2010）の指摘するとおり、近年「プロパテント制度改革」の概念の下で供給サイドの保有する特許権の強化の方向で制度改正が国内外で行われてきたものの、このことは需要サイドの活用の利便性を阻害する傾向にもつながっているという（元橋、2010）。企業アライアンスによるオープンイノベーションが世界的なトレンドとなりつつある現在、FTA 等において知的財産権の供給者サイドへの利益確保を法的に担保する現状の動きを修正して生み出された知的財産権の適切な形での共同活用による経済利益を重視し、知的財産権のますます陳腐化期間の短くなってきた産業技術動向を考えると、むしろ技術開示による利益確保のためのインセンティブを供与する政策は、産業技術を取り巻く大きな潮流の中で適切であると思われる。

2011年8月19日に閣議決定された「第4期科学技術基本計画」では、知的財産権の保護強化の重要性を指摘する一方で、「近年、イノベーションのオープン化、技術の高度化・複雑化が進んでいることにより、自社の技術のみによって1つの製品を開発・製造することは、現実的ではなくなってきている」点に言及している。そのため、企業の事業活動の安定性、継続性を確保する上で、通常実施権を保護する重要性が高まり、2011年になされた特許法の改正では、通常実施権を適切に保護し、企業活動の安定性、継続性を確保するため、通常実施権を登録なくして第三者に対抗できるとする制度（当然対抗制度）を導入することとなった。

図表14 日本における知的財産権の出願・登録状況

	1970年	1980年	1990年	2000年	2009年	単位：件
特許出願数	130,831	191,020	367,590	436,865	348,596	
特許登録数	30,878	46,106	59,401	125,880	193,349	
うち外国人	9,488	8,074	9,031	13,611	28,890	
国際出願 <sup>a</sup> 件数	n.a.	334	1,742	9,447	29,291	
実用新案 <sup>b</sup> 出願数	142,066	191,785	138,294	9,587	9,507	
実用新案登録数	27,718	50,001	43,300	12,613	9,019	
うち外国人	741	533	367	1,731	1,658	
意匠出願数	46,860	55,631	44,290	38,496	30,875	
意匠登録数	21,785	31,289	33,773	40,037	28,812	
うち外国人	297	593	905	2,098	2,993	
商標出願数	139,414	127,151	171,726	145,668	110,841	
商標登録数	49,098	65,739	117,219	94,493	10,8717	
うち外国人	3,092	5,290	9,867	15,031	20,268	

注：<sup>a</sup> 国際出願は個々の特許協力条約加盟国の国内出願としての効果を持つもの（別途当該国への出願が必要）。2003年以前は対象国を指定していたが、2004年からは全加盟国が対象となった。

<sup>b</sup> 旧実用新案と新実用新案（1994年施行）の合計。

出所：特許庁『特許行政年次報告書』。

図表15 日本人の主要国・地域別特許出願件数

	1995年	2000年	2005年	2009年
アメリカ	39,872	52,883	71,994	81,982
中国	3,772	8,300	30,976	...
欧州特許庁	8,790	17,124	21,470	19,937
韓国	7,585	12,261	16,468	14,168
ドイツ	2,474	3,632	3,449	3,157
カナダ	1,597	1,432	2,547	2,102
オーストラリア	1,210	1,722	1,687	—

出所：WIPO 資料。

図表 16 メーカー別国際特許出願件数（上位 10 社）

会社名	国籍	国際特許出願件数
パナソニック	日本	2,154
ZTE (中興通迅)	中国	1,863
クアラコム	米国	1,677
ファーウェイ (華為技術)	中国	1,528
フィリップス	オランダ	1,435
ロベルト・ボッシュ	ドイツ	1,301
LG エレクトロニクス	韓国	1,298
シャープ	日本	1,286
エリクソン	スウェーデン	1,149
NEC	日本	1,106

原出所：WIPO 資料。

出所：日本国勢団会 2011/12。

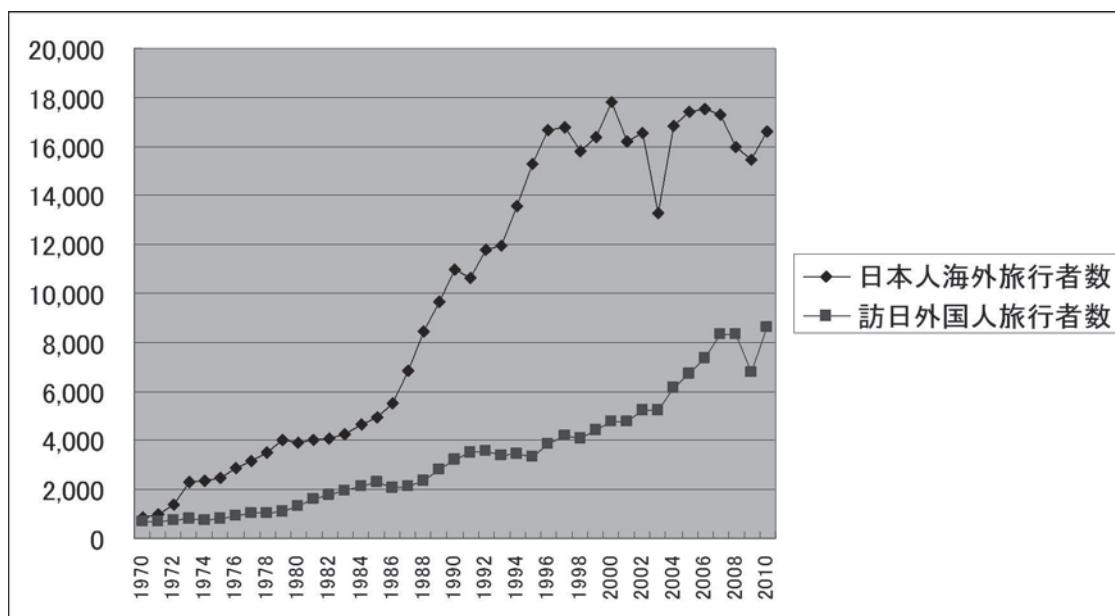
米国における先発明主義から先願主義への移行（2011 年 9 月に米国の上院に続き下院においても特許法改革法案が可決）に伴い、ますます知的財産権関連の政策が国際的な収斂の方向に向かいつつあるが、プロパテントの方向性は米国を持つ基本的なスタンスである。しかしこの基本的スタンスに対しては、情報の経済の視点からインセンティブを重視し国際経済を考察する Stiglitz (2006) が批判しており、行き着く先として消費者の厚生水準低下や経済格差拡大を指摘しているが、格差問題などは現実にアメリカの抱える大きな政策課題になっている。同氏は知的財産権の供給者へのインセンティブを担保しながら技術開示を進める方策として、グローバルな資金プールと新規技術開発者への「賞金」的な活用を挙げている。この視点を踏まえるならば、FTA ワイドでの資金プール（域内の国際金融取引のトービン税を原資）による域内の新技術開発者に賞金の形で利益を供与することは 1 つの重要な政策的試みになろう。

この「賞金化」によるイノベーション振興の観点は 2011 年に米国 APEC において創設された “APEC Science Prize for Innovation, Research and Education (ASPIRE Prize)” が挙げられるが、2011 年の米国における APEC と同様、2012 年のロシアにおける APEC はイノベーションが大きなテーマとなることが関係者より伝わってきてている。APEC 域におけるこのような先進的な取り組みに日本はコミットしていくべきであろう。また APEC 以外のフォーラムにおいて今後予想される ASEAN++などの枠組みにおいても、アジア・太平洋諸国とプロパテントと技術開示の双方向性を見据えながら知的財産制度に関する相互理解・協力を新規提案型で進めていくことが肝要である。

## (5) 観光サービス

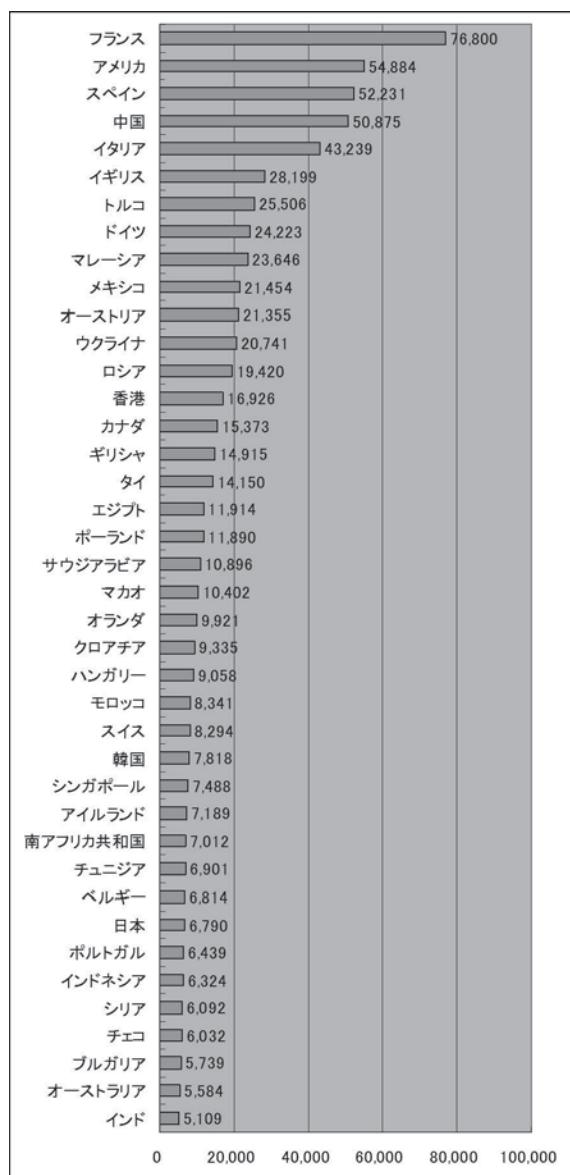
観光サービスの貿易は GATS 分類では第四モード（人の移動）にあたり、図表 17 のとおり、訪日外国人旅行者数は増加傾向ではあるものの、日本人海外旅行者数を下回っている。外国人旅行者の拡大は、2011 年版の観光白書が指摘するとおり、日本人と外国人の交流の機会を通じた相互理解の増進により、国家間の外交を補完し、安全保障に貢献するとともに、我が国の少子高齢化に伴う人口減少といった課題の中、経済成長著しい周辺諸国からの人の流入の拡大によって、地域経済の活性化、雇用機会創出の効果がある。図表 18 は外国人旅行者受入数の国際ランキングを見たものであるが、日本の 679 万人は世界で 33 位、アジアの中で 8 位であり、世界・アジアとも、前年より順位を落としており、アジアでは中国のほか経済規模が日本より小さいマレーシア、香港、タイ、マカオ、韓国・シンガポールよりも下回っている。観光をサービス産業として見た場合の日本の課題は、いかにしてより訪日の需要を高めるかにつき官民が可能な施策を複数積み重ねていくことに尽きるといつてよかろう。

図表 17 日本人の海外旅行者数の推移



出所：法務省および（独）国際観光振興機構（JNTO）資料に基づき観光庁作成。

図表 18 諸外国の外国人旅行者受入れ数の国際ランキング（2009 年）



出所：世界観光機関（UNWTO）、各國政府観光局政  
府資料に基づき、（独）国際観光振興機構  
(JNTO) 作成。

このため、平成 15 年度から海外における日本の観光魅力の発信や訪日旅行商品の造成支援等を行うビジット・ジャパン事業の取組を官民一体で推進してきている。平成 15 年に 521 万人であった訪日外国人旅行者は順調に増加してきていたが、平成 21 年に世界経済の低迷、新型インフルエンザの流行等の影響により 679 万人まで減少し、平成 22 年は当初目標としてきた 1,000 万人には届かなかったものの、大阪万博以降の最高の伸び率で回復して

861万人となり、過去最高の訪日外国人旅行者数を記録した（観光白書、平成23年版より）。

日本政府の取り組みとして、2009年12月30日閣議決定の新成長戦略（基本方針）の項目の1つに「観光立国・地域活性化戦略」が掲げられており、2020年までの目標として「訪日外国人を2020年初めまでに2,500万人（将来的には3,000万人）、それら2,500万人による経済波及効果を約10兆円、関連する新規雇用56万人の創出」を目指すこととなっている。

また政府は知的財産推進計画との連携、海外拠点における情報発信、地域の魅力の海外発信、駐日各国大使の地方視察、地域レベルの国際交流・国際協力の推進、日本文化の発信、日本食・日本食材等の海外への情報発信、ポップカルチャーの発信、和のコンテンツの情報発信およびネットワーク化、国際放送による情報発信の強化などを重要事項として挙げている。

観光サービスにおいては、消費者保護のprudential規制と供給者保護の規制とを峻別し、前者は残すものの後者は撤廃し、その上で官民を挙げた訪日拡大のための対外PR活動が必要である。またより広く日本の国際化に向けた課題（観光地その他での多言語表示の拡大や英語教育のさらなる充実）にはよりいっそう取り組むべきである。

### 3. 日本のGATS約束表とFTAにおけるWTOプラス

WTOのサービス貿易一般協定(General Agreement on Trade in Services: GATS)へのコメントはサービス貿易に関する国内法規制の上限を拘束させることを通して市場開放の透明度を高める。(ただし実際の法規制はこの上限よりも緩い規制であることもあり、この点は特に留意すべきである。)

図表19はWTOによるサービス分類を示す。この表を見ると、サービス一般が大きく11の産業分野に分けられており、それらは実務サービス、通信サービス、建設サービスおよび関連のエンジニアリングサービス、流通サービス、教育サービス、環境サービス、金融サービス、健康に関連するサービスおよび社会事業サービス、娯楽、文化およびスポーツのサービス、運送サービスとなっている。まず日本のGATS約束表全体を対象として各サービス分野の規制の度合いを0-1点の間で指数化し、図表20の結果を得た（指標の定義については表下の注を参照）。

本章で取り上げた5つの考察分野のうち、GATSでサービス貿易としてカバーされている分野は「4. 流通サービス」、「9. 観光サービスおよび旅行に関連するサービス」、「11. 運送サービス」の3分野であるため、これらの分野に絞って日本のGATSでの市場開放の

度合いを表から抽出してみると、まず「4. 流通サービス」については、4A（問屋サービス）、4B（卸売サービス）、4C（小売サービス）、4D（フランチャイズ・サービス）とも指數の値が 0.75 であり、いずれのセクターにおいても第 4 モード（人の移動）が「約束せず」である以外、第 1 モード（越境取引）、第 2 モード（国外消費）、第 3 モード（商業拠点の設立）がすべて「規制なし」である。全体としてはアジア太平洋の他の国・地域と比較してコミットの水準が高い。

「9. 観光サービスおよび旅行に関するサービス」では、9D（その他）を除外すると 9A（ホテルおよび飲食店（仕出しを含む））が 0.5、9B（旅行業サービス）が 0.75、9C（観光客の案内サービス）が 0.5 である。モード別には指數が 0.5 のセクター（9A および 9C）では第 1 モード（越境取引）と第 4 モード（人の移動）において「約束せず」で残りのモードでは「規制なし」、指數が 0.75 のセクター（9B）では第 4 モード（人の移動）のみが「約束せず」で他の 3 つのモードは「規制なし」である。APEC の平均がそれぞれ 9A では 0.51、9B では 0.54、9C では 0.18 であり、観光客の案内サービスの得点が平均を大きく超えている。

また「11. 運送サービス」においては、やはり「その他」にあたる 11I を除外してみると、11A（海上運送サービス）が 0.21（APEC の平均は 0.14）、11B（内陸水路における運送）が 0.21（APEC の平均は 0.02）、11C（航空運送サービス）が 0.24（APEC の平均は 0.09）、11D（宇宙運送）が 0.00（APEC の平均は 0.00）<sup>83</sup>、11E（鉄道運送サービス）が 0.10（APEC の平均は 0.12）、11F（道路運送サービス）が 0.19（APEC の平均は 0.17）、11G（パイプライン輸送）が 0.38（APEC の平均は 0.09）、11H（全ての形態の運送の補助的なサービス）が 0.19（APEC の平均は 0.24）となっている。日本としても、また APEC 全体としてもコミットレベルが低く、満点の 1 を大きく下回っている。同サービスセクター内の日本の規制の内容は、第 1 モードおよび第 4 モードを「約束せず」としている分野が多く、第 3 モードについても緊急セーフガードとしてサービス供給者数の制限をする旨が 11F 内の道路貨物輸送サービスに関して記載されており、一層の規制改革が必要と思われる。

このように、「4. 流通サービス」、「9. 観光サービスおよび旅行に関するサービス」、「11. 運送サービス」の 3 分野に関しては、現状においては GATS では未だ低いレベルのコミットにとどまっている。そしてドーハ開発アジェンダが近い将来に妥結される可能性が低くなった現状に鑑みると、いわば「第二 WTO」としての広域 FTA、具体的にはアジア太平洋域における ASEAN++、TPP 構想などが競争的な形でサービス貿易のコミットレ

<sup>83</sup> 11D の宇宙運送は未だに商業ベースの話となっていないため、コミットが低いものと考えられる。

ベルを引き上げ、それらが可能な限り収斂していくことを日本政府はぜひ目指していくべきであろう。

図表 19 WTO によるサービス分類

1. 実務サービス	7. 金融サービス
A. 自由職業サービス	A. 全ての保険および保険関連のサービス
B. 電子計算機および関連のサービス	B. 銀行およびその他の金融サービス(保険を除く)
C. 研究および開発のサービス	C. その他
D. 不動産に係るサービス	
E. 運転者を伴わない賃貸サービス	8. 健康に関連するサービスおよび社会事業サービス
F. その他の実務サービス	A. 病院サービス
	B. その他の人に係る健康サービス
2. 通信サービス	C. 社会事業サービス
A. 郵便サービス	D. その他
B. クーリエサービス	
C. 通信サービス	9. 観光サービスおよび旅行に関連するサービス
D. 音響映像サービス	A. ホテルおよび飲食店(仕出しを含む)
E. その他	B. 旅行業サービス
電気	C. 観光客の案内サービス
	D. その他
3. 建設サービスおよび関連のエンジニアリングサービス	
A. 建築物に係る総合建設工事	10. 娯楽、文化およびスポーツのサービス
B. 土木に係る総合建設工事	A. 興行サービス (演劇、生演奏およびサークルのサービスを含む)
C. 設置および組立工事	B. 通信社サービス
D. 建築物の仕上げの工事	C. 図書館および記録保管所のサービス
E. その他	D. スポーツその他の娯楽のサービス
4. 流通サービス	E. その他
A. 間屋サービス	
B. 卸売サービス	11. 運送サービス
C. 小売サービス	A. 海上運送サービス
D. フランチャイズ・サービス	B. 内陸水路における運送
E. その他	C. 航空運送サービス
	D. 宇宙運送
5. 教育サービス	E. 鉄道運送サービス
A. 初等教育サービス	F. 道路運送サービス
B. 中等教育サービス	G. パイプライン輸送
C. 高等教育サービス	H. 全ての形態の運送の補助的なサービス
D. 成人教育サービス	I. その他の運送サービス
E. その他の教育サービス	
6. 環境サービス	
A. 汚水サービス	
B. 廃棄物処理サービス	
C. 衛生サービスおよびこれに類似するサービス	
D. その他	

出所：外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/service/jimu.html>)。

図表 20 日本およびアジア・太平洋諸国の GATS 約束表（2003 年改訂オファー版）に基づく Hoekman 指数

	01A	01B	01C	01D	01E	01F	02A	02B	02C	02D	02E	03A	03B	03C	03D	03E	04A	04B
インド	0.15	0.15	0.06	0.00	0.01	0.00	0.00	0.00	0.17	0.02	0.00	0.06	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
カンボジア	0.51	0.75	0.00	0.00	0.15	0.36	0.00	0.75	0.63	0.00	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.75
ミャンマー	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
ブルネイ	0.10	0.55	0.00	0.00	0.09	0.00	0.00	0.00	0.23	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
インドネシア	0.06	0.08	0.06	0.00	0.00	0.08	0.00	0.00	0.51	0.00	0.00	0.25	0.25	0.38	0.00	0.25	0.00	0.00
マレーシア	0.45	0.41	0.23	0.00	0.41	0.30	0.00	0.00	0.09	0.14	0.00	0.44	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
フィリピン	0.00	0.00	0.00	0.00	0.19	0.00	0.00	0.94	0.16	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
シンガポール	0.36	0.59	0.25	0.00	0.08	0.00	0.50	0.09	0.13	0.00	0.75	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
タイ	0.24	0.55	0.00	0.00	0.14	0.37	0.00	0.00	0.30	0.23	0.00	0.69	0.69	0.69	0.00	0.00	0.50	0.00
ベトナム	0.47	0.75	0.25	0.00	0.20	0.36	0.00	0.75	0.43	0.15	0.00	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.00
ASEAN 平均	0.24	0.41	0.09	0.00	0.13	0.17	0.00	0.33	0.27	0.07	0.00	0.35	0.22	0.23	0.11	0.14	0.17	0.08
中国	0.30	0.48	0.25	0.72	0.00	0.30	0.00	0.69	0.63	0.11	0.00	0.44	0.44	0.44	0.44	0.44	0.44	0.44
日本	0.15	0.75	0.00	0.63	0.45	0.49	0.00	0.00	0.39	0.33	0.00	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.75
韓国	0.26	0.75	0.17	0.00	0.33	0.48	0.00	0.00	0.75	0.25	0.00	0.44	0.44	0.00	0.44	0.00	0.50	0.44
オーストラリア	0.57	0.60	0.21	0.63	0.60	0.56	0.00	0.00	0.67	0.00	0.00	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.00	0.75
ニュージーランド	0.38	0.60	0.00	0.75	0.15	0.13	0.00	0.00	0.10	0.46	0.00	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.75
カナダ	0.23	0.75	0.25	0.00	0.40	0.49	0.00	0.75	0.62	0.00	0.00	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.25
米国	0.49	0.88	0.00	0.75	0.25	0.70	0.00	0.88	0.81	0.84	0.00	0.63	0.63	0.63	0.63	0.63	0.88	0.50
メキシコ	0.28	0.13	0.69	0.00	0.40	0.33	0.00	0.44	0.26	0.20	0.00	0.19	0.00	0.19	0.00	0.19	0.00	0.69
チリ	0.09	0.00	0.00	0.00	0.08	0.01	0.00	0.00	0.32	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
ペルー	0.08	0.00	0.00	0.00	0.05	0.03	0.00	0.00	0.46	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.19
香港	0.07	0.30	0.00	0.38	0.23	0.18	0.00	0.38	0.30	0.17	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
台湾	0.44	0.75	0.75	0.60	0.59	0.00	0.75	0.70	0.38	0.00	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.75	0.75
パプアニューギニア	0.31	0.15	0.00	0.00	0.04	0.00	0.75	0.30	0.00	0.44	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
APEC 平均	0.27	0.45	0.16	0.23	0.28	0.00	0.34	0.41	0.17	0.00	0.38	0.32	0.29	0.24	0.23	0.33	0.28	

注：約束表の最も細かい 155 分類のモードごと、Market Access（市場アクセス）もしくは National Treatment（内国民待遇）の側面ごとに「Unbound」（約束せず）と記載の場合には、0 点、規制するが bind している場合には一律で 0.5 点、「規制なし」と記載の場合には 1 点を与え（これを「Hoekman 指数」と定義）、それらを単純平均することで 55 部門に集計したもの。すべての分野で完全に自由化されると、指数は 1 となる。

出所：GATS 約束表（2003 年改訂オファー版に基づき作成）。

図表 20 日本およびアジア・太平洋諸国の GATS 約束表（2003 年改訂オファー版）に基づく Hoekman 指数（続き）

	04C	04D	04E	05A	05B	05C	05D	05E	06A	06B	06C	06D	07A	07B	07C	08A	08B	08C
インド	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.08	0.03	0.00	0.19	0.00	0.00
カンボジア	0.75	0.75	0.75	0.00	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.73	0.31	0.00	0.75	0.00	0.00
ミャンマー	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
ブルネイ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.39	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00
インドネシア	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.23	0.39	0.00	0.00	0.00	0.00
マレーシア	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.31	0.32	0.00	0.63	0.00	0.00
フィリピン	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.30	0.72	0.00	0.00	0.00	0.00
シンガポール	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.44	0.53	0.00	0.00	0.00
タイ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.50	0.50	0.00	0.50	0.00	0.69	0.69	0.69	0.45	0.13	0.00	0.00	0.00	0.00
ベトナム	0.00	0.75	0.00	0.00	0.25	0.25	0.25	0.50	0.75	0.00	0.50	0.75	0.23	0.25	0.50	0.50	0.00	0.00
ASEAN平均	0.08	0.17	0.08	0.06	0.08	0.11	0.17	0.11	0.22	0.24	0.16	0.22	0.40	0.29	0.03	0.21	0.06	0.00
中国	0.25	0.63	0.63	0.31	0.31	0.31	0.31	0.31	0.56	0.00	0.00	0.00	0.38	0.31	0.00	0.00	0.00	0.00
日本	0.75	0.75	0.00	0.19	0.19	0.19	0.75	0.00	0.50	0.44	0.50	0.50	0.41	0.43	0.00	0.25	0.00	0.00
韓国	0.44	0.69	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.56	0.56	0.00	0.69	0.28	0.04	0.00	0.00	0.00	0.00
オーストラリア	0.63	0.75	0.00	0.00	0.75	0.63	0.00	0.63	0.50	0.50	0.00	0.42	0.42	0.00	0.00	0.50	0.00	0.00
ニュージーランド	0.75	0.00	0.00	0.75	0.75	0.75	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.52	0.54	0.00	0.00	0.00	0.00
カナダ	0.25	0.75	0.50	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.75	0.75	0.75	0.75	0.39	0.04	0.00	0.00	0.00	0.00
米国	0.88	0.88	0.00	0.00	0.00	0.00	0.56	0.00	0.88	0.88	0.88	0.88	0.28	0.03	0.00	0.50	0.00	0.00
メキシコ	0.69	0.00	0.69	0.69	0.69	0.00	0.69	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.19	0.11	0.19	0.44	0.44	0.00
チリ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.13	0.05	0.00	0.00	0.00	0.00
ペルー	0.25	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.09	0.04	0.00	0.00	0.00	0.00
香港	0.38	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.22	0.39	0.00	0.00	0.00	0.00
台湾	0.75	0.00	0.00	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.63	0.75	0.00	0.50	0.24	0.00	0.81	0.00	0.00	0.00
パプアニューギニア	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.31	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
APEC平均	0.30	0.30	0.06	0.12	0.21	0.18	0.16	0.13	0.28	0.27	0.17	0.20	0.33	0.26	0.02	0.16	0.07	0.00

注：約束表の最も細かい 155 分類のモードごと、Market Access（市場アクセス）もしくは National Treatment（内国民待遇）の側面ごとに「Unbound」（約束せず）と記載の場合には、0 点、規制するが bind している場合には一律で 0.5 点、「規制なし」と記載の場合には 1 点を与え（これを「Hoekman 指数」と定義）、それらを単純平均することで 55 部門に集計したもの。すべての分野で完全に自由化されると、指数は 1 となる。

出所：GATS 約束表（2003 年改訂オファー版に基づき作成）。

図表 20 日本およびアジア・太平洋諸国の GATS 約束表（2003 年改訂オファー版）に基づく Hoekman 指数（続き）

	08D	09A	09B	09C	09D	10A	10B	10C	10D	10E	11A	11B	11C	11D	11E	11F	11G	11H	11I
インド	0.00	0.19	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
カンボジア	0.00	0.31	0.75	0.75	0.00	0.75	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.15	0.00	0.00	0.75	0.63	0.00	0.00
ミャンマー	0.00	0.75	0.63	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.13	0.00	0.00	0.00
ブルネイ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.10	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
インドネシア	0.00	0.00	0.69	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.23	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
マレーシア	0.00	0.44	0.44	0.00	0.44	0.00	0.44	0.00	0.44	0.00	0.23	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
フィリピン	0.00	0.63	0.81	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.27	0.00	0.15	0.00	0.30	0.29	0.00	0.44	0.00
シンガポール	0.00	0.63	0.50	0.00	0.00	0.00	0.00	0.75	0.00	0.00	0.13	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.19
タイ	0.00	0.69	0.69	0.00	0.69	0.00	0.00	0.00	0.69	0.00	0.30	0.00	0.14	0.00	0.14	0.28	0.00	0.17	0.00
ベトナム	0.00	0.69	0.75	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.44	0.00	0.30	0.13	0.05	0.00	0.10	0.10	0.00	0.33	0.00
ASEAN平均	0.00	0.46	0.58	0.08	0.08	0.13	0.00	0.08	0.17	0.00	0.16	0.01	0.07	0.00	0.06	0.17	0.07	0.13	0.00
中国	0.00	0.69	0.69	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.19	0.06	0.05	0.00	0.10	0.24	0.00	0.44	0.00
日本	0.00	0.50	0.75	0.50	0.00	0.38	0.75	0.50	0.50	0.00	0.21	0.21	0.24	0.00	0.10	0.19	0.38	0.19	0.00
韓国	0.00	0.50	0.75	0.69	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.07	0.00	0.14	0.00	0.00	0.08	0.00	0.55	0.38
オーストラリア	0.00	0.50	0.69	0.75	0.00	0.00	0.75	0.00	0.75	0.00	0.29	0.00	0.10	0.00	0.00	0.20	0.75	0.50	0.00
ニュージーランド	0.00	0.25	0.75	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.17	0.00	0.00	0.00	0.00	0.45	0.45	0.75	0.25
カナダ	0.00	0.75	0.75	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.06	0.00	0.25	0.00	0.45	0.60	0.00	0.69	0.00
米国	0.00	0.88	0.81	0.81	0.88	0.88	0.88	0.88	0.81	0.00	0.00	0.13	0.00	0.50	0.50	0.33	0.00	0.13	0.00
メキシコ	0.00	0.44	0.44	0.44	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.05	0.00	0.00	0.00	0.21	0.00	0.16	0.00
チリ	0.00	0.50	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.05	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
ペルー	0.00	0.19	0.19	0.00	0.00	0.19	0.00	0.00	0.25	0.00	0.00	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
香港	0.00	0.38	0.38	0.00	0.00	0.38	0.00	0.00	0.00	0.00	0.15	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.19	0.00
台湾	0.75	0.75	0.75	0.38	0.00	0.00	0.75	0.00	0.75	0.00	0.00	0.40	0.00	0.35	0.00	0.35	0.00	0.63	0.00
パプアニューギニア	0.00	0.75	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.25	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
APEC平均	0.04	0.51	0.54	0.18	0.08	0.11	0.16	0.11	0.23	0.00	0.14	0.02	0.09	0.00	0.12	0.17	0.09	0.24	0.02

注：約束表の最も細かい、155 分類のモードごと、Market Access（市場アクセス）もしくは National Treatment（内国民待遇）の側面ごとに「Unbound」（約束せず）と記載の場合には一律で 0.5 点、「規制なし」と記載の場合には 1 点を与え（これを「Hoekman 指数」と定義）、それらを単純平均することで 55 部門に集計したもの。すべての分野で完全に自由化されると、指数は 1 となる。

出所：GATS 約束表（2003 年改訂オファー版に基づき作成）。

次に日本との発行済み対 ASEAN 個別 EPA におけるいわゆる「WTO プラス」事項をみると、図表 21 の通りとなっている。まず流通サービスでは、シンガポール、タイ、インドネシアおよびフィリピンより外資規制の緩和が得られている。これは第 3 モードの規制緩和であり、これは現地に商業拠点を設立するために新たなサービス内容に関する雇用が確保されるとみるべきで、競合による国内企業の売上低迷という見方もあるが、むしろ中長期的には競争効果によって国内企業も生産性を向上させることを期待すべきである。また何よりも流通サービスは製造業や他のサービス分野の拡大に不可欠なサポートィング・インダストリーという側面が強いため、動態的な需要拡大効果が高い<sup>84</sup>。しかしこれらはいわば「線」としての FTA の WTO プラス事項であり、TPP や ASEAN++構想などで広域 FTA（いわば「面」の取り組み）へと拡大していくことが肝要である。

次に物流・運輸サービスにおいては、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、ブルネイおよびフィリピンにおいて外航海運サービス関連の開放が進んだ。海運が物流の大半を占めていることに鑑みると、海運サービスの対外開放は、上記の流通サービスをも下支えしている基幹サービスであり、またいわゆる「総合物流サービス」による一元的な管理運営をスムーズに行うことにより、自国と輸出相手国をつなぐ際の物流リスクを大きく低下させることにつながる。図表 21 に掲載の対外開放内容（開放分野の増加および外資規制の緩和など）がそれぞれどの程度、全体的な自由化につながっているのかを計測することは、これらが「ポジティブリスト」であるために容易ではないが、おそらく全体のごく一部であろう。そのように推察する理由は、物流業界にはやはり国内企業の生き残りが死活問題として存在し、物流および運輸サービスの対外開放が持ちうる他産業へのプラスの効果は第一の関心事とはなっていないからである。しかし物流の拡張が関連する複数国内において新規の直接投資を活発化させ、それが翻って物流ニーズにつながることを考えれば、既存のシェア確保よりも動態的な需要増大を見すえたさらに大幅な対外開放が望まれよう。それには二国間 FTA のみならず、現在交渉がなされているいわゆる ASEAN++ や TPP などの面向的な FTA においてより高度な自由化を実現することが肝要である。

<sup>84</sup> 企業や消費者の集積による経済振興を扱ういわゆる空間経済学の示すところでは、第 3 モードによる進出によって、新規雇用された従業員の持つ生活ニーズゆえに製造業やその他のサービス業の市場のポテンシャルが高まり、実際にそれらの企業進出を促す効果（「引き込み効果」）が指摘されている。

図表 21 日本との発行済み対 ASEAN 個別 EPA による WTO プラス事項  
(流通サービス、物流・運輸サービス、観光サービスのみ抜粋)

	シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	ブルネイ	フィリピン
流通サービス	外資制限なしを約束（ただし、輸入禁止品目の取扱い等は、約束の対象外として留保）		卸・小売の外資 75%（タイで生産された自社製品を扱う場合に限る。ただし、自動車については、日本で生産された自社製品を扱うことが可）	家電、事務機器、建設機器、自動車（二輪除く）の卸売業についてインドネシア国内で生産された自社製品を扱う場合に限り10年間の現行法令適用を約束（現行法令上外資規制がないため、当該期間中は実質外資無制限）		問屋業につき、最低資本金等の条件を満たす企業については外資100%約束（それ以外は40%）
物流・運輸サービス	外航海運（旅客）サービス、海運貨物取扱、倉庫サービス、航空機・車両等リースを新たに約束	外航海運貨物船のレンタルサービスを新たに約束	物流コンサル業（純粋コンサル限定で、実際の物流業は除外）は51%（貸付資本比率条件あり）外航海運貨物サービス貨物留保措置撤廃のほか、海運貨物取扱・海運代理店を新たに約束	海運貨物取扱サービス、船舶の賃貸サービスを一定制限のもと新たに約束	外航海運サービス・港湾施設サービスを新たに約束	海運代理店サービス・海運貨物取扱サービスについて外資制限撤廃や、港湾施設サービス利用に係る追加約束等
観光サービス			ホテル宿泊サービスの外資 50%以下（貸付資本比率条件あり）等	旅行代理店サービス・ツアーオペレーターサービスにおける事業者数制限緩和等を約束	ホテル業を新たに約束建設分野約束追加ならびに外資制限を55%未満に緩和広告業の外資 30%調査サービスの外資 30%	旅行ガイドサービスを新たに約束

出所：不公正貿易報告書、2011 年版。

また観光サービスについてであるが、フィリピンとの EPA においてみられる旅行ガイドサービスの開放は、直接的には現地人ガイドサービスの雇用を奪うというイメージと結びつきかねないが、同国人によるガイドサービスが観光への潜在需要の掘り起こしにつなが

することを考えれば、そのような見方は妥当せず、むしろ観光客の増大によって旅行関連商品・サービスの消費拡大がもたらされ、相手国において間接的な雇用拡大効果が大きい。このような間接的需要刺激効果は観光業の大きな特徴であり、タイやブルネイによるホテル宿泊施設の開放やブルネイによる旅行代理店の開放などは、サービス内容の多様化によって、やはり潜在的な観光需要を顕在化させることにつながろう。また日本においても2012年に格安航空サービスが本格的に始動しているため、FTAによる観光サービスへの開放努力には追い風が吹いている。「国際化」をベースの部分で担うのが観光であることも併せて考えると、日本における観光サービスの開放についても、(社会治安上の懸念も当然予想されるところではあるが) 急務であろう。

#### 4. 総括および政策提言

日本は特にサービス分野において市場開放が立ち遅れている。さらなる「開国」を通じたサービス貿易拡大の具体的な政策課題として、本章で取り上げた分野ごとに以下を提言したい。

(1) 輸送サービスのうち海運サービスについては、トン数標準税制の外国船籍への拡大が公平な競争基盤の確保のために必要である。航空サービスについては、オープンスカイの推進およびローコストキャリアの積極的な受け入れ策がさらに必要である。また輸送サービス全般においてGATSへのコミットレベルをさらに高めることがよりシームレスな通商枠組みの課題といえる。政府はそのためのソフト面での制度形成および港湾設備の増強などハード面での取り組みを民間レベルと共同で戦略的に進めるべきである。

(2) 流通サービスにおいては、卸売・小売とも停滞気味の国内マーケットに鑑みると、やはり海外展開の伸張が大きな経営課題である。政策的には、たとえば「ASEAN連結性(ASEAN Connectivity)」さらに拡大してASEANと東アジア首脳会議(EAS)参加国との間のより一層の結びつきを発展させる既存の「ASEAN連結性マスターplanplus」の将来的な可能性の検討を日本は主導し、この枠組みの一環で資源や専門知識の動員、情報共有、物理的連結性・制度的連結性・人的連結性の3分野において流通サービスへも裨益する、いわば「面」的な流通サービス自由化へのコミットを個別FTAにおける流通約束の深化と共に検討していくべきである。

(3) サプライチェーンは、平時においては受注先を特化させることがコスト削減そのものにつながる一方、有事においては調達先の柔軟性が低下することにも直結する。そのため、物流などサービス分野としてのサプライチェーンの市場開放によるリスク分散を勘案した企業戦略の構築と政府による政策支援として、たとえば APEC の「サプライチェーン・コネクティビティ・イニシアティブ」など国際的な取り組みの下での取り組みへのさらなるコミットが望まれる。

(4) 知的財産権においては、特許審査システムを「世界特許システム」により収斂させていくための多国間での取り組みが必要である。消費財の模倣といった分野では特許権者保護のプロパテント政策が必要な局面が必要である一方、医薬品などのより必需品としての消費者利益の大きい分野や、個々の企業レベルの研究開発では追いつかなるなりつつある医用工学など技術革新の活発な分野では、企業間で相互的な知的財産権の共同活用（すなわち、「オープンイノベーション」化）の方向性も重要であろう。これら双方のバランスある使い分けは、いわば 21 世紀型の措置として有意義なものであり、新規の FTA の知的財産権関連章において、具体化していくべきではないか。

(5) 観光サービスにおいては、消費者保護の prudential 規制と供給者保護の規制とを峻別し、前者は残すものの後者は撤廃し、その上で官民を挙げた訪日拡大のための対外 PR 活動が必要である。間接的需要刺激効果は観光業の大きな特徴であり、旅行ガイドや旅行代理店サービス、ホテル運営の対外開放などを通じたサービス内容の多様化によって、観光需要を大きく顕在化することがこの分野における日本の課題である。このことに併せて、より広く日本の国際化に向けた観光の受け皿的機能の拡充（観光地その他での多言語表示の拡大や英語教育のさらなる充実）には自治体や学校教育を通じてもいっそう取り組むべきである。

またいずれの分野においても、自由貿易協定の有効活用は、WTO ドーハ開発アジェンダの停滞の現状および FTA の持つ「WTO プラス」の効果を考えるときわめて重要である。最恵国待遇および内国民待遇はサービス貿易においても WTO の主要原則であるが、現状ではコミット分野は限定的である。さらに制度の透明性およびカバレッジを高め、FTA の国際間の収斂を TPP および ASEAN++（あるいは Regional Comprehensive Economic

Partnership) の競争的自由化効果によって確保することに日本政府はさらに注力すべきであろう。

### 【参考文献】

- 池上寛・大西康雄編 (2007)、『東アジア物流新時代：グローバル化への対応と課題』アジア経済研究所。
- 伊藤元重 (1989)、『サービス貿易の現状とその自由化について—貿易理論からの視点—』、ファイナンシャル・レビュー、April、pp.1-19、大蔵省財政金融研究所。
- 機械振興協会経済研究所 (2011)、『東日本大震災が機械関連製造業に与えた影響に関する実態分析—大震災から見えてきた日本のモノづくりの課題—』(2011年7月20日)配布資料。
- 元橋一之 (2010)、「特許制度の現状と展望：経済学の観点から」、第1章、財団法人知的財産研究所・島並良共編『岐路に立つ特許制度—知的財産研究所20周年記念論文集—』財団法人知的財産研究所。
- Stiglitz, Joseph E. (2006), *Making Globalization Work*, New York: Norton.

## 第6章 貿易自由化交渉と人の移動をめぐる政策課題

関西学院大学経済学部教授

井口 泰

### 1. 問題の所在—経済統合と国際的な人の移動の関係—

本稿の目的は、地域経済統合における国際的な人の移動の役割を、経済学および国際法の視点から問い合わせし、様々な実証研究から手がかりを得るとともに、わが国が、環太平洋連携協定（TPP）および東アジアにおける経済連携協定（EPA）や日中韓自由貿易協定（FTA）などの貿易自由化交渉を進める際、同時に、わが国として発揮すべき国際的な人の移動に関するイニシアチブのあり方について考察することである。

2008年9月、アメリカの金融危機を契機に世界経済危機が発生しこれに加え2010年以降は、欧州債務危機の深刻化が世界経済を動搖させている。その結果、欧米経済の成長力は急速に失われており、世界経済を牽引する役割を失いつつある。特に、東アジア地域の新興国経済は、域内の直接投資と貿易、それに活発な人の移動を基盤として、事実上の経済統合を進め、長期的に世界経済の成長を支える存在となることが期待される。

2011年3月の東日本大震災と原発事故、それに歴史的な円高に直面したわが国にとっても、東アジア地域で着実に地域経済統合を進めることは、国内の産業・雇用の不透明感を払しょくし、成長力を維持・回復する上で極めて重要な課題となっている。

既に、1980年代後半以降、東アジアでは、日本からの貿易や直接投資を契機に「工程間分業（fragmentation）」が進展した。2006年時点で、「アセアン+3（日中韓）」の域内貿易比率は55%に達して、北米自由貿易協定の場合の水準を超えた。そして世界経済危機後、東アジア諸国は同時的で大幅な財政出動を行い、域内内需を拡大させて、欧米からの危機の波及を懸命に防ごうとしている。同時に、かつては、所得格差の少ない経済発展を遂げてきたことで知られた東アジア域内で、企業間や地域間の競争の激化とともに様々な経済格差が拡大している（ADB2011）。

長い視点でみれば、アジア・太平洋地域内では、国・地域の経済発展に格差が存在し、東アジア域内の人口動態にも少なからぬ影響を与えてきた。そして、国・地域の出生率以下の速度の違いは、タイムラグを伴いながら、若年労働力の供給に影響を及ぼし、域内各

国・地域の労働市場における労働需給ミスマッチを拡大させてきた。各国内においては、雇用・所得の格差を背景に人口移動が生じているが、事実上の経済統合の進展で、国境を超える人の移動のポテンシャルが増大している。こうしたなかで、国際的な人の移動の管理・制御を、各国政府の一方的措置のみで実施すること自体が困難になってきている。

そこで、東アジアを中心に、経済統合と国際的な人の移動の関係を理論的および実証的な面から究明することが重要になる。こうした究明を基礎として、狭い意味での国益の視点のみではなく、送出国と受入国の双方の利益をもたらし、移動する人々自身のモチベーションを生かせる政策および制度的枠組を探求する必要がある。

近年、WTOにおける貿易自由化交渉では、先進国と途上国との間の利害対立が先鋭化し、残念ながら、多国間協議が事実上機能しなくなっている。こうした問題を開拓する意味でも、FTAやEPAに加え、各国間の多様な人材交流を促進するなかで、先進国と途上国に互恵的な関係を生み出す努力が求められる。

しかし、二国間の自由貿易協定に、看護師や介護福祉士などの特定分野における人の移動に関する約束を加えるやり方には限界がある。そもそも、このような特定分野のみの交渉で合意された内容は、二国間の多様な人材移動を促進する効果を持ち得ない。むしろ、貿易自由化交渉の原則である締約国間の「利益の均衡」を達成するために、国際的な人の移動が、全く関係のない分野における自由化交渉の取引材料とされる。これでは、二国間で好ましい国際移動の枠組を形成するという効果を発揮することは至難の業である。

そこで本稿では、以下のように、経済統合と国際的な人の移動の関係について、問い合わせたい。

第1に、WTO設立協定における国際的な人の移動の取り扱いについて、現状を整理する。国際的な人の移動は、サービス貿易に関する一般協定において、サービス提供に必要な人の移動として同協定の対象になるに過ぎない。このように限定された規定と、国際的な人の移動が経済統合において果たす役割との間には、大きなギャップがある。

第2に、アジア・太平洋における事実上の経済統合の進展と、その背後にある人口変動の面の域内格差を検討しつつ、域内において、どのような人の移動のポテンシャルが存在しているかを議論し、域内で居住・就労する外国人の動向を統計的に確認する。

第3に、日本における外国人雇用・人口の変化と政策課題を検討するため、外国人労働者や定住外国人の動向を統計的に推定又は確認し、日中、日・ブラジル、日・インド、日本・フィリピンの出入国状況から、多様な人材移動が果たす役割を考えるとともに、外国

人雇用と日本人学卒採用の関係を多変量解析で明らかにし、さらに、最近の外国人政策の改革の動向と課題を議論する。

最後に、FTA・TPP 交渉に直面する日本として、制度的な経済統合に向けた取り組みを、実質的な経済統合の前進につなげるため、多様な国際的な人の移動を促進し、国際的な人の移動の効果を互恵的なものとし、国内でも外国人との共生を進めるための提案をまとめた。

## 2. WTO 設立協定と国際的な人の移動

経済統合の仕組を定めているのは WTO（世界貿易機関）設立協定であり、基本的には、関税と貿易に関する一般協定（GATT）第 24 条と、サービス貿易に関する一般協定（GATS）第 8 条である。そこでは、WTO の大原則である最惠国待遇の例外の一つとして、自由貿易協定（FTA）や関税同盟などの経済統合を複数の締約国間で定めることができるとしている。基本的には、特定の経済統合に参加しない締約国への関税や市場アクセスへの障壁を、以前よりも高めることがあってはならない。これらの協定を締結した場合、締約国は WTO 事務局に通知し、WTO において審査を受けることになる。

このように、WTO 設立協定上の経済統合は、「自由貿易協定」や「関税同盟」に限られている。つまり、資本・労働など生産要素の自由移動が可能な「共同市場」の実現まで想定していない。言葉を換えれば、経済統合においては、労働という生産要素の移動を自由化することまでは求めていない。

WTO 設立協定上、経済統合に伴い、国際的な人の移動に関する約束が求められるのは、サービス貿易に伴う人の移動だけなのである。

実際、1990 年代以降、世界的に増加している自由貿易協定の多くは、国際的な人の移動全体を自由化するような規定は含んでいるわけではない。

したがって、TPP や EPA などの締結交渉において、他の締約国から外国人労働者の受け入れを要求された場合、WTO 設立協定上は、これは貿易自由化交渉の対象外であって、政治的・外交的な配慮はともかく、こうした要求に応じる必要は全くない。TPP や FTA の交渉参加をめぐり、外国人労働者受け入れを要求されると懸念するのは誤解である。

詳細にみると、WTO 設立協定のうちサービス貿易に関する一般協定（GATS）においては、自然人の国際移動は、それがサービス貿易の必要である限りにおいて、協定の対象と

なり得る。そもそも、サービス貿易は、GATS の定義により、4つのモードからなる<sup>85</sup>。このうち、第3モードの商業拠点を通じたサービスの提供と、第4モードの自然人の移動によるサービスの提供は、本来、独立したモードのはずであった。しかし、条文作成の交渉時点のインドの強硬な主張で、第3モードには企業内転勤による移動を含み、第4モードには、それ以外の自然人による移動を全て含むと解釈されることになった。

そして、WTO 設立協定が発効した 1995 年時点では、GATS の第4モードには、一般的な外国人労働者（生産要素としての外国人労働）の受け入れは含まれないという理解が成立していた。

ウルグアイ・ラウンドにおいては、サービス貿易に関する一般協定の条文が確定する前から、事務局の裁定による協定案文であった「ダンケル・テキスト」を基礎にして、二国間の貿易自由化交渉（即ち、モノについては関税引下げ交渉又はサービスについては、市場アクセス交渉）が実施された。その際、アメリカや日本、EC などが、「ダンケル・テキスト」に基づき、市場アクセスを約束した自然人の移動とは、基本的には、サービス提供者に雇用された者であって、原則として「企業内転勤」の形態により、例えば、ある締約国の本社企業から、他の締約国に立地する支社・支店又は現地法人（子会社）などに移動する自然人（経営幹部、上級管理職、高度の専門職）であった。

これに加え、商用による短期滞在（原則としては、90 日以下の滞在）の人の移動もコミットメントの対象となった。さらに、外国法事務弁護士や会計士などの専門職も、各国の約束には、多かれ少なかれ、含まれることになった。そこでも、基本的には、サービス提供者である企業に雇用され、企業内転勤又はそれに準じる方法で、本国法人と現地法人の間を移動することが条件となつた。

しかし、インドをはじめとする途上国側は、WTO 設立協定発効後も、人の移動をめぐる継続交渉において、「契約ベース」（受入国での契約は雇用契約ではなく、委託、請負契約等となる）を先進国に対して認めるように要求していた。

これに対して先進国グループの締約国は、途上国でサービス提供者に雇用されたまま、先進国の消費者と直接契約を結び、サービスを提供することに対しては、一部の国を除き、拒否の姿勢を貫いてきた。

それは、途上国で雇用契約を結んだ自然人が、先進国でサービス提供を行うことを認め

---

<sup>85</sup> GATS 第2条は、サービス貿易を、第1モードを越境取引、第2モードを消費者の移動、第3モードを商業拠点の設置、第4モードを自然人の移動とする4つのモードからなるものと定義している。

れば、途上国で支払われる低賃金のまま、先進国でサービスが提供され、一種の賃金ダンピングになりかねないためである。

同時に、先進国は、受入国では、自然人によるサービス提供に当たって、先進国内での雇用契約の締結を求めた。同協定には、内国民待遇の原則が掲げられているため、サービスを提供する外国人の賃金水準を、受入国の自国人と同等とすることが必要となると主張してきた。実際、欧州連合（EU）は、域内でのサービスの移動自由化に伴い、外国のサービス提供者に雇用される労働者には、サービスを提供する国の同等の労働者の賃金を支払うことを義務づける指令を採択した経緯がある。

また、サービス貿易に関する一般協定の人の移動に関する付属文書（Annex）では、人の移動の範囲について、市民権・永住権の取得を目的としたり、雇用を得る（即ち求職活動をする）ことを目的としたりする移動は含まないことを明記している。

同付属文書は、短期滞在者に対し、国によって異なるビザの有効期間やビザ免除を取り決めるることは、基本的に、サービス貿易に関する一般協定の対象外とし、MFNの原則を適用しないようにしている。

以上のように、貿易自由化交渉で対象になる人の移動が、様々な意味で、WTO設立協定の本文や付属書の制約を受けていることが確認できた。

しかし現実には、国際的な人の移動の実態は、WTO協定の狭い枠をはるかに超えて進んでいる。次にそのことを考えてみよう。

### 3. アジア・太平洋地域における事実上の経済統合と人口変動

ここでは、アジア・太平洋における事実上の経済統合の進展と、その背後にある人口変動の面の域内格差を検討する。これを踏まえ、域内において、どのような人の移動のポテンシャルが存在しているかを論じたい。さらに、域内で居住・就労する外国人の動向を統計的に確認し、これが、世界経済危機などの影響をうけつつ、特に東アジアでは、外国人人口は、依然として増加基調にあることを確認することができよう。

#### （1）アジア太平洋地域の人口変動の域内格差

2010年現在、国連人口部によれば、アジア・太平洋地域には、世界の人口の61%に相当する42億人が居住する。この地域の人口増加率は1990年代は年率1.5%であったが、現在は1%程度となった。これは、世界全体の人口増加率より低い増加率である。

当該地域では、死亡率が低位で安定すると同時に、出生率が低下することによる「人口転換」が進展した。既に、当該地域の合計特殊出生率（TFR）は、2010 年時点にほぼ 2.1 と、長期的に人口が再生産され得るぎりぎりの水準にまで低下した。これは、北米や中南米地域とほぼ同じ水準であるが、欧州と比べれば、依然として、かなり高い水準である。

域内を分けてみると、北東アジアでは、TFR は 1.6 まで低下しているのに対し、東南アジアや太平洋地域では 2.2、南アジアと南西アジアでは 2.7 で、域内の人口変動にはかなりの格差がある。なお、平均寿命をみると、日本の男性 79 歳、女性 86 歳を筆頭に、最も低いアフガニスタンの男性 48 歳、女性 49 歳まで、国によって大きくばらついている。

これらの結果、若年人口は、1990 年に 33% であったが、2010 年には 25% と急速に低下した。この速度は、中南米やアフリカよりはるかに急速なことが特徴的である。

逆に 65 歳以上の人口は、1990 年の 5.3% から、2010 年には 7% に上昇し、特に、北東アジアは 9.5%、太平洋地域は 10% で人口高齢化が顕著になっている。

こうした人口変動は、各国において、若年層を中心とする農村から都市へ人口移動を伴うことが知られている。実際、若年人口の大量流入により、巨大な人口集積が形成された。特に、東京（36 百万人）、デリー（22 百万人）、ムンバイ（20 百万人）、上海（16 百万人）、コルカタ（15 百万人）、北京（12 百万人）、マニラ（11 百万人）、ソウル（9 百万人）などが顕著である。しかし現在では、多くの巨大都市で、人口の高齢化が新たな都市問題として顕在化しつつある。

こうしたなかで、アジア・太平洋地域では、農村から都市への低賃金の労働供給が、あたかも「無制限的」に存在している諸国と、農村から都市への労働供給が、実質賃金が上昇しない限り増加しないという意味で「制限的」な状態なった（「労働市場の転換点」）諸国・地域が混在している状況がみられる。

このうち、日本は、1960 年代前半に「労働市場の転換点」を超えて、韓国も 1980 年代後半に、「労働市場の転換点」を経験したとされている。その際、都市と農村の間の所得格差も、農村の生産性上昇に助けられて縮小に向かったことが特徴的である。

ところで 2012 年の現在、中国では、若年労働力の伸びが急激に低下している。農村から都市に移動して就労する「民工」は、依然、推計 1 億 5000 万人に達すると言われる。しかし、世界経済危機後、中央政府と地方政府が分担し、中国の内陸部においても、巨額の公共投資が実施されて、次第に、内陸部（農村）から沿岸部（都市）への労働移動が減少しているとみられる。こうしたなかで、中国も「労働市場の転換点」を迎つつあるとい

う見方が強まっているが、まだ、明確な結論が出たとは言えない。

このように、アジア・太平洋地域では、経済発展に伴い、人口変動の面でも、労働市場の構造変化の面でも、域内の国・地域の間に様々な格差が発生している。しかし、国内の労働市場の構造変化が進んで、労働供給が制限的な状態に転換したとしても、そのことだけで、国外から労働力の受け入れが始まることを意味しない。そこで、次にこれらの人々の移動のポテンシャルを、様々な角度から考察する。

## (2) アジア・太平洋地域で拡大する人の移動のポテンシャル

事実上の経済統合が進展するアジア・太平洋地域で、21世紀初頭の現在、国際的な人の移動を活発化させる要因は何であるのだろうか。この問題に関しては、最近に至るまで、国際的な会合において多くの議論がかわされた。以下では、主要な論点に絞って検討する。

### 1) 「人口学的配当 (demographic dividend)」縮小の影響

最近の東アジア経済の成長をめぐる議論においては、各国内において、次第に「人口学的配当」が枯渇しつつあるとの事実が指摘される。そもそも「人口学的配当」とは、東アジアの高度成長を支えた諸要因には、潤沢な若年人口の存在という恵まれた条件（従って「配当」と称する）が存在し、これら若年層の教育・訓練又は人的資源の開発により、高度な経済成長を実現できたと主張する（ADB 2008）。

同時に、こうした若年層の方が中高年層に比べ移動率が高いという経験的事実からすれば、労働力移動が、各国内の需給ミスマッチの解消に寄与する効果をもたらす。

さらに、域内では経済発展とともに、「多産・少死」から「少産・少死」への「人口転換」の動きが進み、その結果、長期的な人口維持に必要な合計特殊出生率（人口置換水準・2.07）を大きく下回る国・地域が（韓国、日本、シンガポール、台湾など）出現した（表4）。

21世紀を迎え、域内に「人口学的配当」を消耗し尽くした国・地域が出現する一方、依然として大きな「人口学的配当」を有する国・地域から、これを消耗した地域へ国際労働力移動が活発化すると主張されるのである。

このような人口学的な面からの国際労働力移動の活発化を説明する議論は、経済構造や労働市場の要因を捨象して過度の単純化に陥っている可能性がある。

それにもかかわらず、東アジアでは、今世紀になって、MOU (memory of understanding) と呼ばれる覚書を根拠にし、原則3年程度の期限で受け入れて帰国させる「ローテーション

ン方式」で低熟練労働者を受け入れる仕組が広がった。これらは、低熟練の若年労働者の移動に関する域内の取組の活発化を示すものである。

具体的には、マレーシアと、その周辺のインドネシア、スリランカなど、台湾と、その周辺のタイ、フィリピンなど、それに、韓国と、フィリピンやバングラデシュなどの諸国の中間で新たな取組が開始された。

なお、日本の技能実習制度においては、RD (record of discussion) という文書を根拠に、日本と中国、インドネシア、ベトナム、フィリピンなどから、外国人研修生を受け入れ、1年後の技能評価に基づき、さらに2年間、技能実習生を受け入れてきた。2010年7月からは、1年目の外国人研修生にも、労働基準法が適用され、技能実習という在留資格が整備されたばかりであるが、本制度は依然として改革の途上にあると考えられる。

## 2) 「労働市場の分断 (segmentation)」又は「留保賃金 (reservation wage)」の格差

アジアの先進地域が、開発途上地域から外国人労働者を受け入れる場合、そこには、「労働市場の分断」が発生していると主張される場合が少なくない。即ち、いわゆる 3D-Job (dirty 汚い、dangerous 危険、demanding 過酷) と呼ばれる仕事には、若年層を中心とする先進地域の労働者は従事しなくなり、自国人の就労する良好な仕事と、主に外国人が就労する劣悪な仕事 (3D-Job) に、労働市場が「分断」されるという見方がある。

しかし、自国の労働者が就労したがらない職種が、全て 3D-Job だと断定することはできない。例えば、タイにおいて、従来、自国人が就労していた厳しい林業の現場に、多数の不法就労のミャンマー人が流入する事例が報告されている。同時に、タイの林業、製造業、サービス業の賃金を比較すると、明らかに、林業は最も低く、サービス業が最も高い。一般には、急速な経済発展の過程で、業種・職種間の賃金格差が大きくなると、低賃金の業種から高賃金の業種に自国人労働者が移動し、人手不足の分野を生み出され、そこに外国人労働者が流入する結果を招くと考えられる。

それでは、どうして外国人は低賃金の分野でも好んで就労するのか。労働経済学的には、ミャンマー人労働者の母国における賃金又は生活水準が低く、タイ人にとって低い賃金でも、ミャンマー人の「留保賃金（労働者が、それ未満の賃金では就労しない賃金水準）」と比べると十分高いためと説明されよう。

なお、「労働市場の分断」は、外国人が特定の職種にしか就労できず、あるいは、外国人の事業所変更が認められないなど、受入国の規制そのものから生じる面が少くない。

それは、外国人に転職の自由が認めると、高賃金分野に移動していくためである。

したがって、「労働市場の分断」が理由で国際労働移動が活発化するという説明には、もちろん限界がある。むしろ、東アジアの労働市場がダイナミックに変化していること自体に着目することが重要である。

### 3) 人的資本投資の収益率向上による国際的な人の移動の活発化

最近における東アジアにおける国際労働移動の円滑化は、人材開発又は人的資本投資の収益率を引き上げ、教育訓練参加者が増加させ、それらの者の国外への移動を増加させるという側面にも関心が集まっている。それは、同じ人的資本投資であっても、その収益率が国外就労の場合の方が高くなるためである。留学生の場合、受入国における学位取得後に就労の可能性が高まり、人的資本投資に対する収益率を高める効果がある。

この見方から、アジア・太平洋地域で、今後 20 年間に留学生が急増することが予想され、当該地域への欧米の大学が進出し、各国で大学や学部の増設・拡充が起こっている。

今後、東アジアを中心とする経済統合の進展は、当該地域で国境を越えて活動できる人材に対する需要を高めること予想され、欧米への留学のみならず、アジア域内の留学による留学生の移動が増加すると考えられる。

ただし、大学進学率が上昇する結果、卒業後に国内で就職できる確率が低下するなか、人的資本投資に対して国外で高い収益率が得られることを見越し、留学する学生が増加するという側面もある。

なお、特定の分野に人的資本投資が極端に集中し、国内における人的資源配分を歪める事例も生じる。典型的な例は、フィリピンにおいて看護師養成施設の入学者が急増している現象に見出される。医師の資格を有しながら、看護師養成コースに入り直し、資格を取得する者が増加している事実も観察される。

### 4) 仲介ビジネスによる国際労働力移動の「商業化 (commercialization)」

東アジアにおいては、1970 年代の石油危機の時代に、中近東に出稼ぎ労働者を送出する仲介事業者が急増した。中近東諸国の労働需要が一服したあとは、これら業者は、東アジア域内における国際労働力移動を仲介する役割へと転換した場合が少なくない。

ILO 条約では、有料職業紹介について、原則として、求職者からの仲介手数料の徴収を禁じているが、アジアでは、保証金など様々な名目で求職者本人から、高額の料金を徴収

する場合が多い。こうした仲介業者の営利目的で、アジアの国際労働力移動が促進される事態を招いている側面も無視はできない。

フィリピンやタイなど多くの諸国が、民間の仲介業者を許可制としてきた。これに対し、韓国やマレーシアは、高額の仲介料が科せられる仲介業を制度上排除し、公的機関を通した職業あっせんの制度導入に踏み切った。しかし、それでも、東アジアにはびこる不法なあっせんや人身売買への対策が前進しているとの確証はない。

なお、こうした商業化された職業あっせんが拡大するのと同時に、各国に形成された外国人コミュニティは、同国人に対し低い取引コストと高い就労確率を保障し、国際労働力移動を可能にしてきた点にも注意を払う必要がある。

## 5) 人口減少や高齢化に伴う新たな国際移動

今後、アジア・太平洋地域では、日本を先頭に、人口が減少したり、高齢化が顕著に進む国・地域が増加することが予測されている。さらに、若年層の大学進学率が上昇し、大都市に集中する傾向が強まっている。この結果、農村部を中心に、後継者や配偶者の不足が問題化し、国外からの「結婚移民（marriage migration）」が増加する兆候がみられる。

それに加え、高齢者が増加するにつれて、急速に、医療・福祉・介護労働者の確保が困難となる懸念がでている。こうしたことから、高齢化に伴い、これらの分野で、労働力を確保するため、国外の人材を養成して確保する必要性が高まるという観測が強まっている。

以上のような論点は網羅的ではないが、最近における東アジアの国際的な人の移動の焦点となり得る問題である。これらは、国際的な人の移動を増加させる方向に作用すると考えられるが、同時に、不法な移動や労働者の権利侵害を引き起こしたり、送出国と受入国の対立を生むことのないように、正確な事態の把握と慎重な政策判断が求められる。

21世紀初頭のアジア・太平洋地域では、各国が一方的措置を政策的に発動しても、その効果には限界があることが認識されてきた。このため、国内法制と二国間労働協定を組み合わせて対処する諸国が増加してきている。こうしたなか、当該地域における外国人人口は、東アジアを中心に増加傾向が確認される。それを、以下で検討する。

### （3）アジア・太平洋地域における外国人人口の変化

国連推計により、2010年時点での居住する外国人人口は、アジア・太平洋地域全体で5300

万人とされ、世界全体の外国人人口の 25%を占める。ただし、同地域の人口が世界人口の 61%を占めるのに対し明らかに低い。当該地域では、比較的短期の人の移動が非常に頻繁で、移住目的の移動が少ない。そもそも、国連人口部は、滞在 1 年以上の外国人人口を推定しており、外国人人口は、過小推計されている可能性が高い点に注意すべきである。

### ① 2000 年から 2005 年までの動向

まず、2000 年から 2005 年にかけて、アジア・太平洋地域では、国際的な人の移動が、急速に拡大したことが推定される。国連人口部は、同時に、当該地域では、域内の国際労働力移動（フロー）が、年間 600 万人を超える規模に達した点を指摘した。

その背景には、域内の経済格差の存在がある。域内の国・地域の一人当たり GDP を比較すると、現在でも、送出国と受入国との間で、米ドル表示では 10 倍以上に達する格差が持続している。これに加え、アジア・太平洋地域における人口・労働市場の動向が重要なことは、既に述べた通りである（井口 2008）。

図表 1 国連統計によるアジア諸国の外国人人口（滞在 1 年以上）の推移

（単位：千人）

	2000	2005	2010	分類
日本	1686	1999	2176	受入国
韓国	535	551	568	受入国
中国	508	590	686	送出国
香港特別行政区	2669	2721	2742	受入地域
シンガポール	1352	1494	1967	受入国
マレーシア	1554	2029	2359	受入国
タイ	792	982	1157	送出・受入国
インドネシア	123	136	292	送出国
フィリピン	435	375	323	送出国
ベトナム	69	55	56	送出国
ミャンマー	89	93	98	送出国
インド	6411	5887	5436	送出国
バングラデシュ	1085	1032	988	送出国
スリランカ	340	366	395	送出国
パキスタン	4243	3554	4234	送出国

資料出所：国連人口部

今世紀になり、国連や IMF などの国際機関は、国際的な人の移動がもたらす労働者送金

(remittance) が先進国から途上国への政府開発援助（ODA）の総額を上回り、対外直接投資（FDI）の規模に迫る勢いにあると報告した（IMF 2006、UN 2007）。この労働者送金は、開発途上国における草の根的な貧困対策の機能を果たし、途上国全体の国際収支の安定化に寄与していることが強調されるようになった。

従来、労働者送金は、出稼ぎ労働者と家族の消費や土地・家屋の購入などに充てられ、生産的目的にほとんど活用されないという見方が強調されたことと比較すれば、これは極めて重要な問題提起であった。

東アジアにおいても、国際労働力移動の拡大に伴って、労働力送出国が国外から受け取る労働者送金は増加傾向を持続してきた。ただし、近年、そこにも大きな格差が生じている。専門職や熟練労働者を少なからず含むフィリピンの労働者送金の総額は、低熟練労働者が大部分のインドネシアやベトナムの受け取る労働者送金と比べると、海外労働者の人数の差以上に、送出国の国際収支に与える効果が大きい。21世紀の国際労働力移動は、低熟練労働者の移動が大半を占めてきた従来の特徴を変え、高熟練の労働者の比重の増加という傾向を示している。

## ② 2005年以降の動向と世界経済危機

2005年から2010年までの期間において、2008年9月には、アメリカの金融危機を発生源とする世界経済危機が、アジア・太平洋地域を襲った。しかし、特に東アジアにおける外国人人口（ストック）では、一部諸国を除いて増加傾向を続けたか、あるいは、減少した場合でも、その減少幅は、あまり大きなものにはならなかった。

東アジア諸国・地域において、外国人人口規模が、経済危機の影響を受けにくかった理由としては、特に、以下の2点を挙げることができよう。

第1は、東アジアでも、国際貿易、直接投資それに生産の急激な減少が見られたものの、域内諸国が財政出動で内需を下支えした結果、アメリカやEUと比べて経済成長率の回復が迅速であった。

第2は、東アジアでは、一時的に受け入れた外国人労働者が、現地の人口構造の変化に伴い発生した労働市場の需給ミスマッチを緩和している点が考えられる。労働市場の需給ミスマッチを埋める働きをする外国人雇用は、景気変動の影響を相対的に受けにくい。

実際、経済活動の低下と回復が生じるなか、出入国する外国人（フロー）の急激な変動をもたらしたが、居住する外国人人口（ストック）は比較的安定した状態にある。そこで、

この状況を日本について詳細に検討する。

#### 4. 日本における外国人雇用・人口の変化と政策課題

2011 年の日本は、同年 3 月の東日本大震災後だけでなく、歴史的な円高、原発の停止とエネルギー制約の高まり、食品の安全性への危惧、48 年ぶりの貿易赤字と経済成長率低下など、複合的な危機に見舞われた。日本人人口は戦後最大の 20 万人減少となり、外国人人口も流出超過が 5 万人に達した。

これに先立つ 2008 年 9 月の世界経済危機の発生以後、わが国はデフレと人口減少・高齢化に歯止めがかからず、雇用の非正規化の進展、名目所得の低下や地域間格差の拡大傾向が続いていた。

しかし、今世紀になり世界経済危機が発生する前の時期に、日本と東アジアを中心とする諸外国との経済関係が深化した。これは、アジア地域での貿易・直接投資の活発化だけでなく、多様な人的交流の進展を伴った。この事実は、経済統合の進展と多様な人的交流の拡大を伴うなか、国内の地域経済の活性化が可能なことを示唆していた。

既に、日本国内の少なからぬ地域・自治体で、外国人との共生なしに地域の再生はあり得ないことを経験した。この現実こそが、過去 10 年余、地域での共生を促進する外国人政策の改革の重要な原動力となっている。

##### (1) 外国人労働者と定住外国人の動向

わが国に在留する外国人は、世界経済危機前の 10 年間で約 1.5 倍に増加した後、若干減少したものの、2010 年末では 208 万人（総人口の 1.7%）に達した。しかも、定住化の進展で、永住権を有する外国人は既に 96 万人を超えている。

外国人労働者といっても、就労を目的とする在留資格を取得して就労しているのは 20 万人程度（技能実習生を除く）である。これに、日系人労働者と一般永住権取得者を合わると 30 万人以上で、合計 60 万人以上となる。このほか、留学生などのアルバイト就労で 10 万人程度、技能実習生が 13 万人程度（外国人研修生を合計し 20 万人）程度、不法残留者が 10 万人程度（不法入国者の推定値と合計すると 13 万人）がいる。特別永住者を除く総計では、2010 年末現在で、推計 94 万人の外国人労働者が就労していると考えられる。

図表2 1990年以降の外国人労働者数（特別永住者を除く）の推移

(新改訂推計)

筆者推計

	1990	1995	2000	2005	2007	2008	2009	2010
観光目的の在留資格を有する外国人	67,983	125,726	154,748	180,465	193,785	211,535	212,896	307,235 (207,227)
うち 高度人材	43,823	64,672	89,552	180,465	193,785	172,600	172,900	167,838
うち 外国人ならではの技能を有する者	24,110	23,324	65,196	51,488	36,994	38,894	39,996	39,429
技能実習生など特定活動	3,260	6,558	29,749	87,324	104,488	121,863	130,636	72,374 (100,008)
資格外活動でパートタイム就労する外国人留学生	10,935	32,366	59,435	96,959	104,671	99,485	106,588	111,480
日本人労働者	71,803	193,748	220,458	239,259	241,325	229,569	202,101	178,031
不法残留者	106,497	284,744	233,187	193,745	149,785	113,072	91,778	78,486
資格外活動	Unknown							
一般永住権を有する外国人	—	17,412	39,154	113,899	143,184	160,212	173,696	183,990
特別永住者を除く外国人労働者登録数	260,000+α	620,000+α	750,000+α	910,000+α	930,000+α	930,000+α	920,000+α	940,000 886,000+α
外国人登録者総数	1,075,317	1,362,371	1,686,444	2,048,919	2,159,973	2,217,426	2,186,121	2,134,151

しかし、2008年9月の世界経済危機の発生後、2009年にはいると外国人人口は流出超過に転じた。また、2011年3月の東日本大震災直後の1ヶ月に、外国人の出国は53万人（純流出は23万人）に達した。内訳は、中国人が18.5万人、韓国人が10.7万人、アメリカ人が3.9万人のほか、インド人0.8万人、ブラジル人0.7万人、フランス人0.7万人、ドイツ人0.6万人などとなった。これは、各国の帰国指示又は帰国奨励措置によるところが大きい。在留資格では、永住者が7.1万人、留学が7.0万人、日本人の配偶者等が2.7万人、人文知識・国際業務が2.3万人、技術が1.4万人、技能実習が0.0万人、投資・経営が0.5万人の減を記録した。

こうして、外資系企業の活動が一時的にせよ停滞し、外国人雇用に依存する地域や産業で少なからぬ影響が出た。また、日本語学校への中国人留学生が急減し、来年以降の留学生数にも影響する可能性がある。

この間の外国人登録数の変化をみると、2010年末に213万人であったが、2011年3月末に209万人に減少したものの、同年6月末に209万人、同年9月末に209万人と下げ止まっている。ただし、再入国許可を得て帰国した者の登録は抹消されていないことから、実際の在留者は登録数よりも少ないと推定される。

政府観光庁によれば、日本への外国人旅行者（短期滞在者）は、2011年3月は、前年比△50.3%の35.2万人、4月は、△62.5%の29.5万人、5月は△50.4%の35.7万人、6月は△

36.4%の43.3万人となった。

しかし、2012年になって、原発事故の安定などもあり、2012年になって、外国人旅行者数は安定に向かっている。また、ブラジル人人口はなお減少基調にあるものの、中国人、ベトナム人、インドネシア人など、アジア系の外国人は増加基調を維持している。

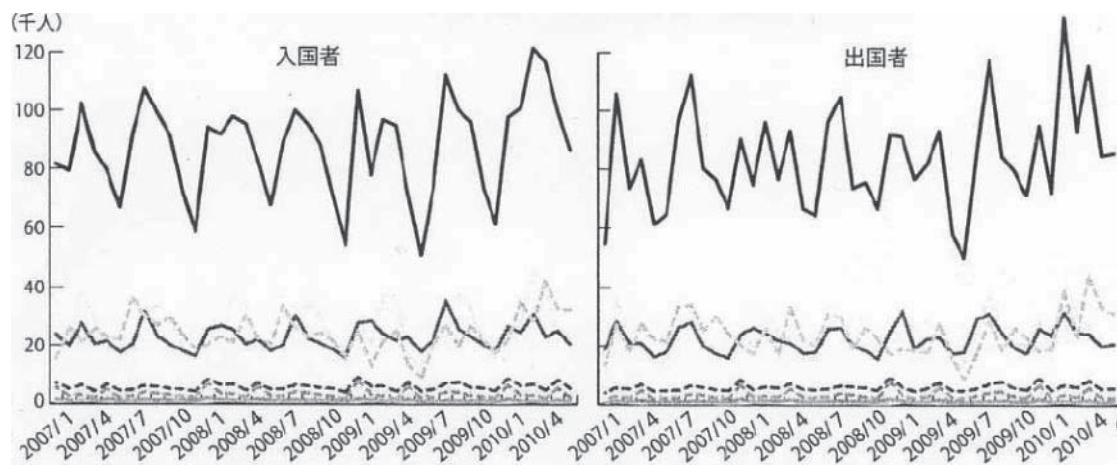
## (2) 事実上の経済統合と多様な人材移動の増加

近年、東アジアでは、近隣国の文化、自然や社会に対する関心の高まりと、送出国の一人当たり所得の向上、さらに、国際的な交通手段の進歩やその低価格化が加わり、国際観光客が増加した。また、若年層の大学進学率の高まりを背景に、国外への移動が有効な人的資本投資として認識されるようになり、留学生の移動も活発化した。留学生のうち、卒業後にビジネス経験を積むため、現地で資格変更して就労する者が増加してきた。さらに、受入国で商用目的で短期滞在するビジネスマンの増加は、商取引・国際貿易を促進する効果をもたらす。国際貿易の増加によって、現地への直接投資が増加し、現地市場の中又は近くに拠点を設け、長期滞在し事業活動を行う外国人材も増加することになる。

このように、二国間又は多国間で、多様性のある人の移動は、東アジアのように経済統合が進む地域の経済成長を推進する重要な力となり得る<sup>86</sup>。

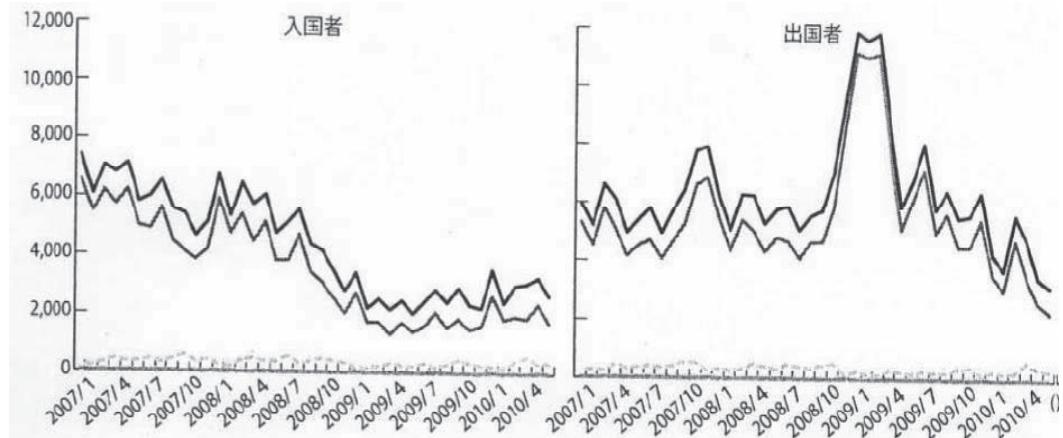
特に、今世紀になってから、日本と中国の間の人の移動は、旅行者、留学生、技術者、永住者など極めて多様性に富んでいる点が注目される。両国の事実上の経済統合の進展は、二国間の多様な人の移動によって事実上牽引される点が重要である（図表1）。

図表3 月間中国（台湾を含む）からの入国者・出国者の推移

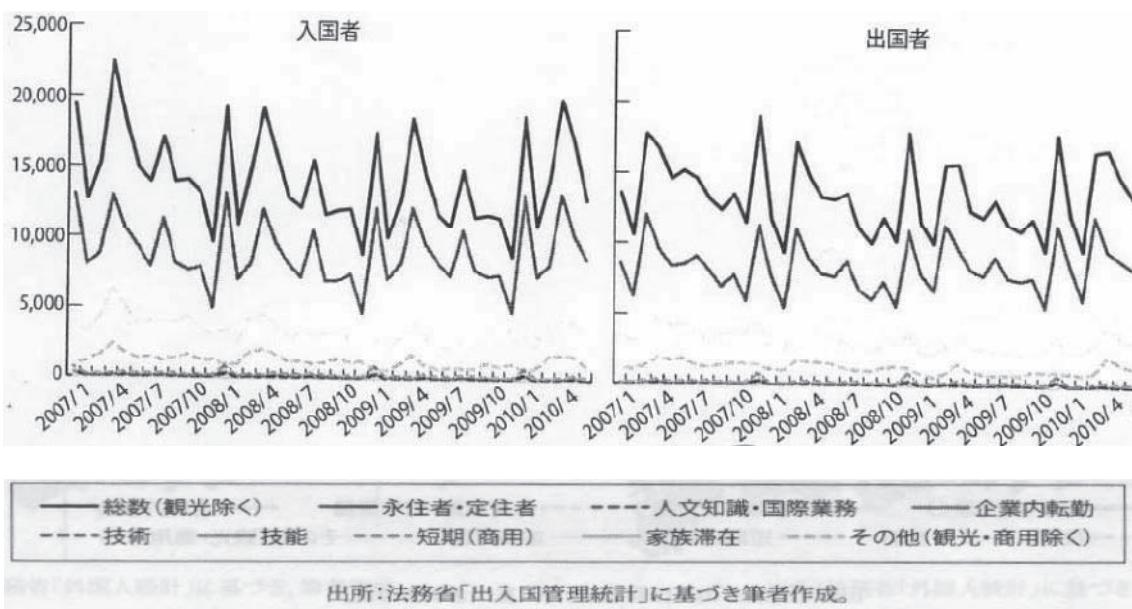


<sup>86</sup> 佐藤・井口（2011）参照。

図表4 月間ブラジルからの入国者・出国者の推移



図表5 月間フィリピンからの入国者・出国者の推移



資料出所：佐藤・井口（2011）

これに対し、日本とブラジルの間の人の移動は、あまりに日系人の移動に集中してしまって、多様性に乏しいことがわかる。日本とブラジルは、距離が遠隔であることだけでなく、両国の間の貿易や直接投資の規模は依然として低水準で、経済連携協定の締結も行われていない（図表4）。

さらに、日本とフィリピンの間の移動も、日本人の配偶者などの移動が多く、多様性に乏しい。両国は経済連携協定を締結しているが、人材移動の多様性に欠けることは、経済連携の進展を大きく阻害している可能性がある。(図表3)。

東アジアでは、1997年のアジア通貨危機のあと、制度的な意味でも経済統合を進める気運が高まってきた。しかし、域内で多様な人の移動を促進するうえで障害になるのは、受入国において、外国人の社会統合を推進する制度インフラの整備の遅れである。

特に、言語や文化の異なる外国人が、受入国の社会で、経済・社会に参加し、受入国の社会で相応の地位を得ることは容易でない。この問題は1世の外国人について顕著であるが、受入国でそだつた子どもたち(2世)が、受入国で高度な教育を受けて、親の教育水準や経済水準を超えるためには、受入国のみならず、送出国からの支援も重要である。

こうした社会統合の施策が遅れると、受入国内では、言語・文化の違いから、コミュニケーションのとれない孤立した外国人の集団が形成されて、受入国社会との摩擦や衝突事件が生じ、受入国と送出国の間の対立に発展する危険があることに注意すべきである。

その意味で、地域の経済統合を支える多様な人の移動を促進するにあたっては、受入国内の社会統合の施策や、受入国と送出国の協力が、ますます重要になる。

東アジアでは、日本や韓国において、外国人の社会統合の課題が、次第に大きな課題となってきた。このため、外国人政策において、出入国管理政策のみでなく、受け入れた外国人の文化や言語を尊重するだけではなく、その権利を確保し、義務の遂行を促すため、自治体と国の協力のもとに、社会統合政策を推進できる制度的なインフラを形成する必要が生じている。

### (3) 外国人雇用と日本人雇用との関係

アジア・太平洋地域における経済統合は、域内において、産業集積が起こり、人口が集中する地域と、産業空洞化がおき、人口が流出する地域では、雇用や所得に与える影響は大きく異なってくる。

こうしたなかで、各国内の地域経済が、国境を越えたビジネスの連携や人材の交流を増加させ、新たな製品やサービスの販路を国外に確保することが期待される。

こうした経済統合の進展に伴い、国内市場中心の企業戦略が、国外市場中心に転換し、外国人人材を登用して、グローバル化又は国際展開を図る企業が増加する可能性がある。

問題は、こうした外国人人材の登用が、国内の人材の登用を代替するものと考えられ、

国内雇用にとってマイナスと見做す人々が増加する可能性がある点である。大学生の就職戦線において、企業が、海外での外国人の採用や国内での外国人留学生の採用を増やしている反面、日本人学生に対し厳しい選別を行っていることも、そうした懸念を高める可能性がある。

しかし、関西学院大学の少子経済研究センターが、兵庫県庁と協力して 611 社に対し調査したデータを分析した結果から、国内で外国人専門職などを雇用した経験のある企業は、外国人専門職などを雇用した経験のない企業に比べ、学卒者の採用確率が 3 倍となるという安定した結果が得られた（図表 6 参照）。

ここから、外国人人材の雇用が、国内の雇用に対しても、プラスの効果をもたらすことがわかる。今後、アジア・太平洋地域の経済統合の推進が、国内雇用を改善していく可能性について、さらに検証していくことが重要である。

図表 6 企業の学卒採用関数（logistic model 出所:Iguchi [2010]）

変 数	学卒採用の有無			
	係数	Wald	有意確率	オッズ比
<b>事業所の規模</b>				
45歳以上従業員の比率	***1.044 **-1.787	39.208 <b>5.151</b>	0.000 <b>0.023</b>	2.842 <b>0.167</b>
<b>専門的・技術的外国人労働者の雇用経験</b>	***1.095	4.218	0.040	<b>2.990</b>
<b>それ以外の外国人労働者の雇用経験</b>	***0.963	6.165	0.013	<b>2.620</b>
専門的技術的労働者の不足感	* 0.186	3.747	0.063	1.205
サービス労働者の不足感	***0.272	6.187	0.013	1.312
高卒技能労働者の不足感	***0.737	35.068	0.000	2.080
中途採用者の採用の有無	-0.062	0.059	0.808	0.940
パート労働者の採用の有無	***-0.010	5.726	0.017	0.990
派遣労働者の採用の有無	-0.001	0.353	0.553	0.999
海外子会社・支店等の有無	0.125	0.062	0.803	1.133
定数	***-2.465	36.126	0.000	0.085
sample				611
(-2)尤度		440.151		
ネーゲルケルク2乗		0.476		
コックスシェル2乗		0.357		
χ2乗		5.52		
ホッスマーリムショーテスト		0.701		

出典: By  
 The author  
 Note:  
 \*\*\*means  
 significant  
 at 1% level.  
 \*\*  
 significant  
 at 5% level.  
 \*  
 significant  
 at 10% level.

#### （4）外国人政策の改革の動向

##### ① 改正入管法の施行

2009 年 7 月、出入国管理および難民認定法と、住民基本台帳法が改正された。これによ

り、2010年7月から、技能実習の在留資格が新設され、研修生にも労働法が全面適用され、受入れ団体の責任が強化された。

2012年7月には、在留カードが導入されて、外国人登録法が廃止され、同時に、外国人台帳が、デジタルな全国ネットワークで住民基本台帳のなかに創設される。

これにより、2007年の雇用対策法と併せ、外国人の居住や就労場所が把握できるようになり、在留する外国人の権利の確保と義務の遂行を促し、地域・自治体レベルで日本人と外国人の共生に向けた取り組みが実効性を高めることが期待される。

しかし、現状では、外国人の社会保険や雇用保険の加入状況を、外国人雇用状況届や住民基本台帳と照合して確認することすらできない。厚生労働省が、外国人の氏名をカタカナで記載し、パスポートのアルファベット表記に統一していないためである。

## ② 定住日系外国人対策の動向

2010年8月に、定住日系外国人対策指針が、2011年3月にその行動計画が決定された。

これにより、定住日系外国人への限定はあるものの、①日本語で生活できるために、②子どもを大切に育てていくために、③安定して働くために、④社会のなかで困ったときのために、⑤お互いの文化を尊重するための5分野の施策について明記された。

しかし、行動計画は、依然として、個々の関係省庁の施策を集めたもので、複数省庁にまたがる問題については、実効性が少ない。また、地域における定住外国人の社会統合のために必要な制度的なインフラの到達すべき目標が示されていないうえ、施策を実施する期限も明示されていない。このままでは、内閣府が関係省庁に対し指導力を発揮することが困難なため、包括的な外国人政策の実施のため、新たな政府機関を設置することも検討されるべきである。

## ③ EPA 基本方針の決定

2010年11月に閣議決定した「包括的経済連携に関する基本方針」に基づき、2011年6月に、閣僚会議で、「経済連携協定（EPA）に基づく看護師・介護福祉士候補者の受け入れ等についての基本的な方針」を了承した。それは、ベトナムとの交渉に当たり、①日本語能力の向上、②再チャレンジ、③その他の取り組みからなっており、渡航前の現地での日本語教育について、若干の改善が期待される。

しかし、既に実施されている日本とフィリピンおよび日本とインドネシアの間のEPAに基づく看護師・介護福祉士の国家試験への合格率が極めて低いことから、今回の改善だけでは、問題解決には十分でないとみられる。

#### ④ 第三国定住難民受入れ

2008年12月に、政府は、第三國定住難民として、タイの難民キャンプに滞在するミャンマー人を、3年間にわたり、30人ずつ受入れることを決定した。2010年9月に、第一陣が来日し、半年の日本語教育等を経て、千葉県と三重県で生活を始めた。

しかし、千葉県では、居住する家族の就労や生活に多くの問題があることが発覚した。この影響をうけ、2011年9月の第二陣のうち、2家族が来日を辞退した。第三國定住難民の受け入れは、国の主導で進められ、自治体・NPOとの連携が十分でない。受け入れた地域で、難民の自立を図っていくには、国と自治体・NPOとの関係を改善し、継続的な支援を行っていく体制作りが不可欠である。

#### ⑤ 高度人材の受け入れ政策

2009年5月に、内閣府の高度人材受け入れ推進会議が報告書をまとめ、ポイント制導入を提言した。2012年5月、法務省は、高度人材の優遇に関する告示を出し、70点以上を獲得できる外国人については、最長5年間の在留期間の「特定活動」の在留資格を発給し、配偶者の国内での資格外活動を認め、外国人の家事労働者の雇用も許可することなどを明らかにした。

しかし、出入国管理行政によるポイント制の導入が、高度人材の受け入れ拡大や定着につながると単純には考えにくい理由がある。まず、わが国の社会保障協定の締結国は、まだ10カ国と少なく、日本での定住に伴う老後不安を解消できているとは言えない。またインターナショナル・スクールや外国人を対象とした医療機関の整備などの面では、高度人材に優遇措置を講じている主要国と比べて、日本の方が、特に有利だという状況はみられない。さらに、日本企業の人材評価に客観性が乏しく、賃金体系は長期雇用を優遇する特徴があることも、流動性の高い外国人の高度人材の受け入れのみならず、その定着を阻害する恐れがある。

なお、2011年3月には、文部科学省の産学連携によるグローバル人材育成推進会議が「産学官によるグローバル人材育成のための戦略」を公表した。同省は、この戦略を、本年度から実施に移し、留学生の受け入れだけでなく、日本人学生の海外留学を促進する措置を強化している。

### 5. 結論—FTA・TPP を補完する人材交流を—

FTAを中心とする経済統合において、二国間で国際的な人の移動を自由化することは求

められていない。そもそも、WTO 設立協定上は、国際的な人の移動は、サービス提供に必要な場合を除き、FTA や TPP の交渉に全く関係がないようにみえる。

実際には、貿易・直接投資を通じ、事実上の経済統合が進展しているアジア・太平洋地域では、国際的な人の移動の役割は一層重要になってくると考えられる。

観光客、商用者、留学、有資格労働者、専門職、管理職、永住者など、多様な人の移動を実現している国の中では、経済統合は大きな効果を挙げると考えてよい。逆に、人の移動に多様性が少ない場合、制度的に経済統合を実施していても、その効果は期待するほど、大きくならない可能性がある。

そもそも、FTA を締結するだけで、人の移動を円滑化しない地域の経済統合が円滑に進むとは考えられない。その主たる理由として、次のことを挙げれば十分であろう。①FTA の締結と併せ、国境を越えたビジネスを行う企業は、域内の人的資源を最大限に活用して、競争上の優位を得ようとするからである。このためには、FTAだけではなく、域内で人材の確保と移動が円滑に行われることが重要である。また、②資格や技術を有する者の労働市場においては、各国・地域の少子化や人口流出の影響で、十分に人材が養成できず労働需給ミスマッチが拡大する場合が少なくない。このミスマッチを埋めるには、国際的に、人材養成して移動させることが、ますます必要になってくる。さらに、③高学歴化の進展により、国・地域により、現場で作業する労働力の調達が、次第に困難になるとともに、現場の労働者の高齢化が進んでいる。このため、限定的であっても、有資格労働者の養成や受入れを行う取決も重要となろう。

こうしたことから、FTA・TPP 戦略を補完する形で、東アジアを中心として、国際的な人の移動を促進する戦略を立案することが重要である。その場合、先進国が一方的に途上国の人材を確保し、頭脳流出を促進するのではなく、互恵的な人の移動の戦略を構想することが重要である。また、低賃金労働の途上国の労働者を、先進国が導入して、国内労働市場を悪化させることも、当然のことながら、回避しなければならない。こうしたことから、以下の方針が重要と考えられる。

第 1 に、先進国と途上国に互恵的なサービス貿易を促進することが重要であるので、懸案になっている「契約ベース」の人の移動については、受入国でサービス提供に従事する外国人の内国民待遇を確保し、賃金ダンピングを引き起こさない仕組を構築する必要がある。このような条件の下でこそ、先進国と途上国の中、「契約ベース」の人の移動に関する交渉を促進することが重要である。

第2に、自由貿易協定（又は経済連携協定）とは別に、二国間又は多国間で、労働移動に関する協定（以下「労働協定」という）を締結し、労働者の選別、就労に必要な言語の習得、技能訓練、雇用・労働条件の確保、失業時の保障、社会保障への加入などに関する取り決めを行い、責任ある政府機関が必要な権限行使を行うことを約束することである。労働協定を両国の国内法に連動させるため、外国人雇用法（仮称）を制定する必要がある。

第3に、送出国と受入国が協力し、人材を開発し、資格の取得を促進し、受入国での滞在と就労を保障するとともに、本人が自らの希望で送出国に帰国した場合にも、当該資格が認知される仕組を構築する必要がある。また、当該資格があれば、何度も二国間を移動して就労することを可能とすることで、アジア・太平洋地域において、「循環移民」の仕組を実現することが期待される。

第4に、外国人を受け入れる地域・自治体で、社会統合が円滑に行われるよう、特に、実用的な日本語の学習機会を保障するとともに、生活、就労、就学に適した新たな日本語標準に即して、永住権の取得や国籍取得に当たって考慮することが不可欠である。国の出入国管理政策と、雇用、住宅、教育、社会保障、日本語学習などの社会統合政策を、両輪とする包括的な外国人政策を実現する必要がある。

いずれにしても、当該地域における多様な人の移動の実現は、経済統合の推進だけではなく、二国間の相互理解や相互の和解の前提となるものであり、東アジアにおける平和の確保と将来の共同体形成に資するものとなるであろう。

## 【参考文献】

- Becker G (1960) “ Demographic and Economic Change of Fertility”, Coal E.(ed) *Demographic and Economic Change in Developing Countries*, Princeton University Press
- Borjas G. (2005) *Labor Economics*, MacGraw Hill, New York
- British Council (2008) *Internal Student Mobility in East Asia*, prepared by JWT education, London
- Cheng L.K and Kirerzkowski H, (1999) *Global production and trade in East Asia*, Kluwer Academic Publishers, Boston
- Council on Competitiveness (2001) *Clusters of Innovation: Regional Foundations of U.S. Competitiveness*, Washington.D.C.
- European Commission (2009) *Employment in Europe*, Brussels
- German Federal Ministry of Interior (2008) *Final Report G8 Expert Roundtable on Diversity and Integration*, Berlin
- Findlay A.M., Jones H, Davidson G.M. (1998), “Migration transition or migration transformation in the Asian dragon economies?” *International Journal of Urban and Regional Research*, Vol. 22, Issue 2 pp643–663
- Hugo D. (2008) “The Future of Migration in the Asia-Pacific Region”, Background paper of World Migration Report 2010, Geneva
- Iguchi Y.(2012) “What Role Do Low-Skilled Migrants Play in the Japanese Labor Markets?” in *American Behavioral Scientist*, 0002764212441785, April 20, 2012 Sage Publication (On-line Journal)
- IOM (2010) *World Migration Report 2010, Geneva*
- IOM (2011) *World Migration Report 2011, Geneva*
- IOM (2008) *Situation Report on International Migration in East Asia and South-East Asia, Geneva*
- KOPEC (2008) *Labor Mobility in the Asia Pacific Region*, Institute of Southeast Asian Studies、Seoul
- OECD (2011) *International Migration Outlook, Paris*
- Ranis, G. and Fei, J.C.H. (1961), “A Theory of Economic Development,” *American Economic Review*, Vol. 51, pp. 533-565
- UN ESCAP (2011) *Statistical Yearbook of Asia and Pacific 2011*
- WTO・IDE-JETRO (2011) *Trade Patterns and Global Value Chains in East Asia, 2011-From trade in goods to trade in tasks-*
- 井口 泰 (2011a) 『世代間利害の経済学』八千代出版
- 井口 泰 (2011b) 「技能実習生への依存を高める地域経済—背景に労働需給ミスマッチ」『週刊エコノミスト』2011年8月9日号、pp.92-94
- 井口 泰 (2011c) 「EPAを問い合わせ直す：外国人労働政策の視点から」『イミグランツ』Vol.4、2011年8月、pp.22-23
- 井口 泰 (2011d) 「外国人政策の改革—労働・社会保障から日本語学習まで—」『ジュリスト』

No.1414、2011.1.1、pp.4-9

- 井口 泰（2010）「開かれた日本への制度設計—東アジア統合と循環移民構想」『外交フォーラム』No.250、pp.52-57
- 井口 泰（2008）「21世紀アジアにおける国際労働力移動—経済統合の時代の外国人政策—」  
(財)日本国際研究所『国際問題』No.574、2008年9月号、pp.13-25
- 井口 泰（2001）『外国人労働者新時代』ちくま新書
- 井口 泰（1997）『国際的な人の移動と労働市場』日本労働研究機構
- 経済産業省（2011）『2011年版不公正貿易報告書』
- 日本経団連（2011a）「わが国通商政策に関する提言」（2011年4月11日）
- 日本経団連（2011b）「わが国通商政策に関する提言—TPPを通じて実現すべき内容」（2011年4月19日）
- 佐藤寛晃、井口 泰（2011）「世界経済危機後の在日インド人のコミュニティの諸相—越境するビジネスネットワークの視点から—」『移民政策研究』第4号、pp.54-7

## 第7章 エネルギー問題と通商政策

青山学院大学社会情報学部教授

石田 博之

### 1. 序 論

日本は高度経済成長期以降も、海外からのエネルギーの安定的な供給を基礎に経済を発展させてきた。二度の石油危機を通じ、エネルギー安全保障政策を強化し、経済のさらなる発展に努めてきた。しかし、近年に入り、日本のエネルギーを取り巻く環境は大きく変化している。中国、インドをはじめとするアジア地域の発展途上国のエネルギー市場におけるプレゼンスの拡大、世界的に高まるエネルギー供給の域外依存とエネルギー貿易の増大、エネルギー生産・輸出地域の寡占化と当該地域における地政学リスクの高まりなどである。また、金融商品化の様相を強めている原油などの資源価格は、これらの国際情勢を背景に、これまでにない高騰と急落、さらに高止まりの傾向を強めている。さらには、地球温暖化問題を含む環境問題への対応も求められている。

日本や先進諸国が、これまで推進してきたエネルギー安全保障の取り組みは今後も継続が不可欠であるが、今後は発展途上国も含めた対応が必要である。特に、世界経済の成長センターとして期待されるアジア地域が今後も高い経済成長を持続させるためには、アジア各国もしくは同地域におけるエネルギー安全保障の確保・強化は不可欠である。

以上の問題認識のもと、本稿では、まず日本のエネルギー安全保障政策とその効果について概観する。次いで日本を取り巻く最近のエネルギー情勢の変化と、アジア地域におけるエネルギー安全保障強化の必要性を確認し、最後に日本のエネルギー協力の現状と展望について考察する。

### 2. 日本のエネルギー需給

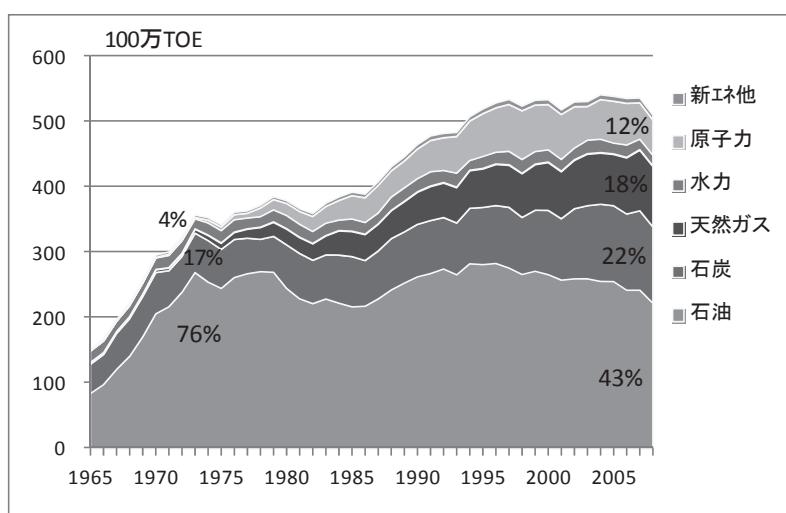
日本のエネルギー消費は、経済発展とともに増加してきた。高度成長期には、GDPを上回る伸びでエネルギー消費が増加したが、二度の石油危機を通じて、産業部門を中心に省エネルギーが進展し、エネルギー消費の伸びは大きく鈍化した。1980年代後半以降は、景気の拡大と原油価格の低位安定などによりエネルギー消費は再び増加に転じた。しかし近

年は人口の伸びの低迷・減少、鉱工業生産の低迷や自動車の燃費改善などからエネルギー消費は横ばいから微減で推移している。

日本の最終エネルギー消費は、1965 年度の 1 億 854 万トン（石油換算、以後 TOE）から 2009 年度には 3 億 2,942 万 TOE に約 3 倍に増加した<sup>87</sup>。部門別の構成をみると、産業部門が同期間 63%から 46%に、運輸貨物部門が 10%から 8%に低下する一方で、家庭・業務部門からなる民生部門が 17%から 28%に、運輸旅客部門が 7%から 17%に増加するなど、産業中心からサービスや個人生活へ需要構造が変化していることが分かる。

最終エネルギー消費に発電部門のエネルギー転換ロスなどを加えた我が国の一次エネルギー国内供給は 2009 年度に 4 億 9,000 万 TOE となっている<sup>88</sup>。1965 年度から 2009 年度までに一次エネルギー国内供給は年平均 2.7%で増加(約 3 倍増)、同期間における実質 GDP の伸びが同 3.6%であることから、一次エネルギー消費の対 GDP 弹性値は約 0.8 であった。

図表 1 日本の一次エネルギー国内供給の推移



出所：日本エネルギー経済研究所計量分析部編「エネルギー・経済統計要覧」2011 年版より作成

日本の経済成長や社会生活を支えるエネルギー消費であるが、多様なエネルギー源によって供給されている。2009 年度の一次エネルギー国内供給をエネルギー源別にみると、

<sup>87</sup> 数値は、日本エネルギー経済研究所計量分析部編「エネルギー・経済統計要覧」2011 年版に基づく。最終エネルギー消費とは、一国のエネルギー消費全体を指す一次エネルギー供給から発電部門のロスや自家消費などを除いた最終的に利用されたエネルギー消費を指す。

<sup>88</sup> 国内生産に輸入を合計したものが一次エネルギー総供給で、ここから輸出と在庫変動を除いた概念が一次エネルギー国内供給となる。

石油が 42.8%、石炭が 22.0%、天然ガスが 18.4%、原子力が 12.0%、水力が 3.5%、新エネルギー他が 1.4% となっている。つまり石油、石炭、天然ガスという化石燃料で、エネルギー供給の約 8 割を占めるが、これらの多くは海外からの輸入によって賄われている。輸入依存度（輸入／総供給）はそれぞれ、石炭が 99.4%、石油製品の原料である原油が 99.5%、天然ガスが 95.9% で、新潟などで生産される天然ガスや原油を除いて、ほぼ 100% が海外からの輸入である。その結果、一次エネルギー総供給全体でみた我が国の輸入依存度は 83.0% である。残り 17% のエネルギー国内生産の内訳は、原子力発電が 67.1% と最も多く、次いで水力発電が 19.3%、新エネルギーが 7.7%、天然ガスが 4.4% となっている<sup>89</sup>。

エネルギーの輸入相手先は、燃料ごとに異なっているが、中東地域とアジア・オセアニア地域の割合が相対的に高い。2010 年度の原油輸入量は 2 億 1187 万 KL で、内訳としては中東地域が 87.8%、アジア太平洋地域が 4.4%、旧ソ連地域が 6.2% を占める<sup>90</sup>。国別には、サウジアラビアが 31.5%、アラブ首長国連邦（UAE）が 21.0%、カタールが 11.6%、イランが 9.9%、ロシアが 6.1% と上位中東 4 カ国で総輸入量の 7 割を占める。2006 年のサハリンからの原油輸入開始によりロシアからの原油輸入が急速に拡大している。

2010 年度の石炭輸入量は 1 億 8,664 億トンで、発電用・ボイラ用の一般炭が 56.3% と最も多く、次いでコークス原料の原料炭が 40.5%、無煙炭が 3.3% となっている。一般炭の輸入先は、オーストラリアが 7 割弱を占め、インドネシア、ロシアと続く。原料炭の輸入先は、オーストラリアが 6 割弱を占め、インドネシア、カナダと続く。無煙炭も含めた石炭輸入全体では、オーストラリアが 62.3%、インドネシアが 19.0%、ロシアが 6.1%、カナダが 5.6% を占め、地域別にはオセアニア地域が 62.6%、アジア地域が 23.4%、アメリカ地域が 7.8% を占める。

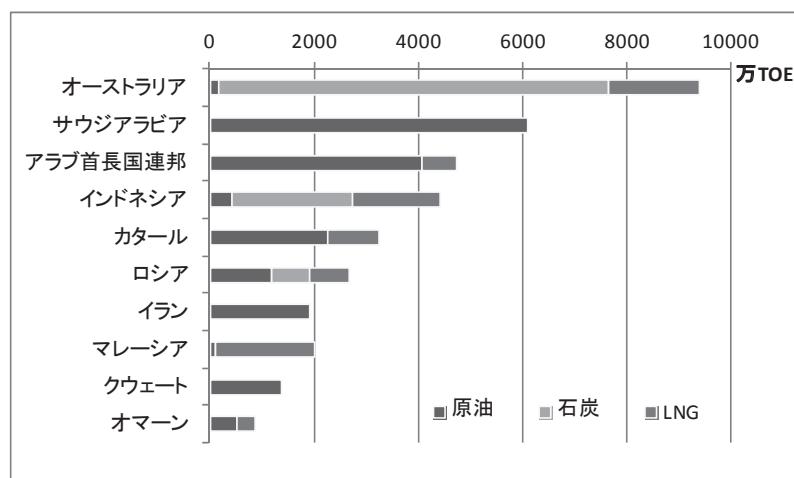
2010 年度の液化天然ガス（LNG）輸入は 7056 万トンで、アジア地域が 47.5%、オセアニア地域が 18.8%、中東地域が 22.1% を占める。国別には、マレーシアが 20.7%、オーストラリアが 18.8%、インドネシアが 18.3%、カタールが 10.9% と上位アジア太平洋 3 カ国で総輸入量の 6 割弱を占める。カタール、オマーンからの LNG 輸入増大にともない、LNG 輸入においても中東依存度が上昇している。また、サハリンからの輸入開始によりロシアからの LNG 輸入（8.5%）が原油同様、急速に拡大している。

<sup>89</sup> 原子力発電に使われるウランは全量輸入であるが、一度輸入すると長期間使うことができることから準国産エネルギーと考え、原子力発電で作られる電力は統計上国内生産に計上されている。ウランの輸入先（2006 年度）は、カナダ（28%）、オーストラリア（27%）、ナミビア（17%）、アメリカ（13%）などである（東京ガスホームページ）。

<sup>90</sup> 原油、石炭、液化天然ガスの 2010 年度の輸入国別輸入量は、財務省貿易統計による。

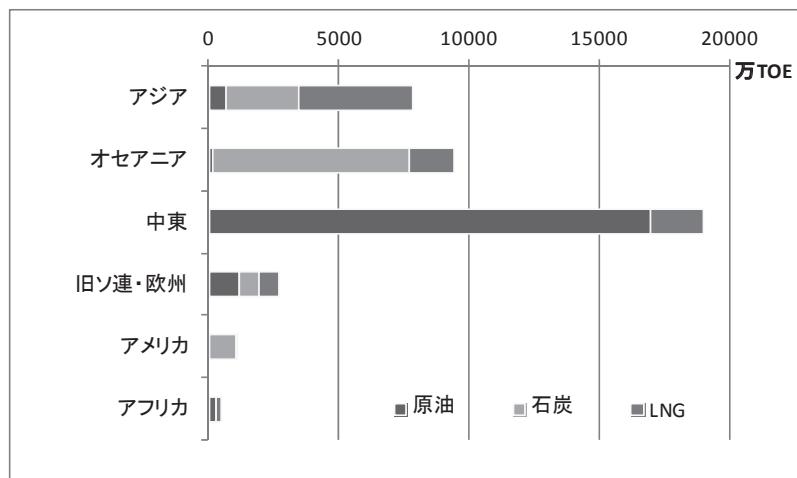
以上の化石燃料輸入を熱量で合算して国別・地域別にみると、2010年度の輸入先は、オーストラリアが9535万TOE(22.6%)と最も多く、次いでサウジアラビア(15.0%)、アラブ首長国連邦(UAE)(12.2%)、インドネシア(10.5%)と続く。地域別には中東地域が2億317万TOE(48.2%)と最も高いが、アジア地域(18.7%)とオセアニア地域(22.7%)にアメリカ、旧ソ連(ロシア)を加えたアジア太平洋地域で見た場合は、中東に匹敵する量になる。輸入金額で見た場合は、サウジアラビアが3.2兆円(19.5%)と最も多く、次いでUAE(15.6%)、オーストラリア(14.2%)、カタール(10.9%)と続く。熱量(1000kcal)当たりの価格が、原油(5.0円)、LNG(3.8円)、石炭(1.9円)の順で高く、原油の構成が相対的に高い中東諸国が石炭の構成の高いオーストラリアやインドネシアを順位で抜かした。地域別には、中東地域が9.9兆円で最も多く、61.2%を占める。

図表2 日本の供給国別エネルギー輸入量



出所：財務省「貿易統計」より作成

図表3 日本の供給地域別エネルギー輸入量



出所：財務省「貿易統計」より作成

### 3. 日本のエネルギー安全保障政策

エネルギー供給の太宗を輸入に依存するわが国にとって、低廉でかつ安定的なエネルギー供給の確保（エネルギー安全保障の確保）は、エネルギー政策上の重要課題であり続けた。特に、1973年の第1次石油危機以降は、官民を上げて、安全保障確保の強化に取り組み、石油輸入抑制策（省エネルギーの促進、原子力・天然ガス等の代替エネルギー開発）、石油輸入安定確保策（輸入源分散化、海外石油自主開発など）、緊急時対応能力強化策（石油備蓄体制強化など）等に取り組んできた。

1979年には省エネ法（「エネルギーの使用の合理化に関する法律」）が、1980年には代エネ法（「石油代替エネルギーの開発および導入の促進に関する法律」）が制定され、部門ごとに省エネルギーが進められ、また石油代替エネルギーへの転換と新エネルギーの開発が加速された。また、電源の多様化・立地を推進するために電源三法（「発電用施設周辺地域整備法」、「電源開発促進税法」、「電源開発促進対策特別会計法」）が制定された。

輸入源の分散化を進めるために、日本政府は中国やメキシコなどの非中東産油国に経済援助などを行なながら、これら地域からの原油輸入を拡大させた。また、我が国企業による海外での石油の自主開発を進めるべく、民間企業への資金助成や債務保証などの支援を行う石油開発公団（現石油天然ガス・金属鉱物資源機構）を設立した。1974年には主要石油消費国によって国際エネルギー機関（IEA）がOECDの下部機関として設置され、日本も国際協定で定められた輸入量の90日分の備蓄義務を果たすため1975年に石油備蓄法を

制定した。その後、地球環境問題への関心と効率的な市場形成への要請が高まる中で、従来のエネルギー安全保障確保と環境への適合を図りつつ、規制緩和や自由化等を推進する「エネルギー政策基本法」が2002年に制定されて現在に至っている。

こうした取り組みの結果、我が国のエネルギー需給構造・体制は、エネルギー安全保障強化の点で一定の成果を挙げた。発電部門において原子力・石炭・天然ガスの導入が進み、産業・民生部門でガス・電力へのシフトが進んだ結果、一次エネルギー国内供給に占める石油依存度は、1973年度の75.5%から2009年度には42.8%に低下した。他方、同期間に石炭、天然ガス、原子力は拡大した。中でも、化石燃料の中では燃焼時のCO<sub>2</sub>排出量がより少ない天然ガス(1.6%→18.4%)と発電時にCO<sub>2</sub>を排出しない原子力(0.6%→12.0%)の導入拡大が顕著であった。

マクロレベルの省エネルギーを示すエネルギー消費原単位(GDP当たりのエネルギー消費量)は1973年度の170.5(TOE/億円)から2009年度の97.7(TOE/億円)に約4割低下した。1990年代にエネルギー消費原単位は家電の普及や自動車へのシフトなどから一時期悪化したが、近年は再び改善に向かっている。トップランナー制度などによるエネルギー機器の効率改善に加え、世帯人員の減少などにより、2000年代以降の日本のエネルギー消費は横ばい、または微減傾向で推移するに至っている。また、石油供給が途絶した場合などの緊急時のための石油備蓄は、2009年度末時点では国家備蓄115日分、民間備蓄84日分の合計199日分を達成している。

他方で、エネルギー需給上の課題も残っている。一つには、石油依存度が低下したとはいえ、4割以上と依然高い。二つにはエネルギー輸入依存度が高いことである。エネルギー自給率は17%と先進諸国の中では低く、輸入したウラン燃料で発電する原子力発電を除くとエネルギー自給率は5.6%にまで低下する。三つ目には、輸入原油の中東依存度が約9割と高いことである。原油輸入の中東依存度は、アジア等への供給源多様化努力によって2度の石油危機後、1980年代には一次60%台まで低下したものの、国内需要増加による非中東輸出国の輸出の減少や経済性の観点などにより、再び上昇している。輸入石炭のオセアニア地域依存、輸入LNGのアジア地域依存に比べても、輸入原油の中東依存度は際立って高い。

#### 4. 日本を取り巻く環境変化

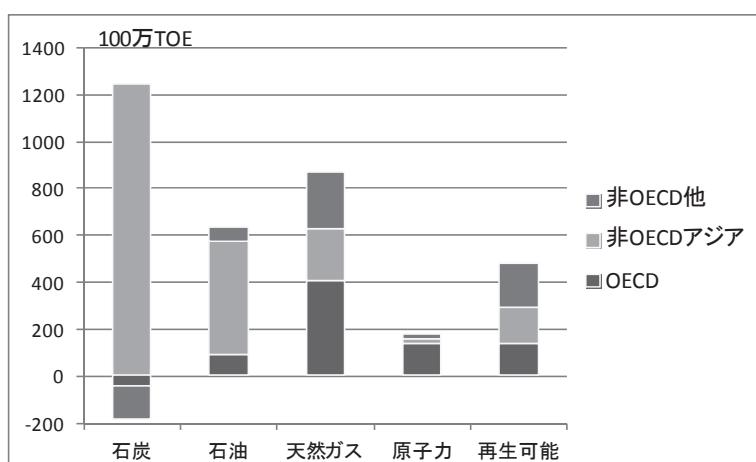
2000年以降の国際エネルギー市場においては、過去の石油危機や湾岸危機などのような

深刻な供給途絶が発生していないにもかかわらず、原油などの資源エネルギー価格が急騰するなど、エネルギー市場を取り巻く環境やエネルギー需給構造に大きな変化が表れていますと考えられる。

### (1) 途上国を中心としたエネルギー需要の増大

1990年から2009年の間に、世界の一次エネルギー需要は87.8億TOEから121.5億TOEに33.7億TOE、38%増加したが、増加分の7割が非OECD諸国によってもたらされたものである<sup>91</sup>。非OECD諸国の中ではアジア途上国の伸びが著しく、中国は世界需要の増加分の4割を、インドとその他アジア途上国はそれぞれ1割を占める。その結果、世界のエネルギー需要に占めるアジア途上国の割合は、18.0%から30.6%に増加し、逆に日本は5.0%から3.9%に割合を低下している<sup>92</sup>。非OECD諸国全体の割合は46%から54%に増加している。エネルギー源別に見ると、原子力においてOECD諸国の増加が全体の4分の3を占めているが、それ以外では非OECD諸国の増加が全体の増加の過半を占めるに至っている。特に石炭、石油の需要増における非OECD諸国の割合は大きく、ここでも増加の過半がアジア途上国によるものである。

図表4 世界の地域別一次エネルギー消費の増分（1990-2009年）



出所：International Energy Agency, “World Energy Statistics and Balances” より作成

<sup>91</sup> International Energy Agency, “World Energy Statistics and Balances”。

<sup>92</sup> 中国、インド、その他アジア途上国は1990年から2009年に、それぞれ9.8%から18.6%、3.6%から5.6%、4.6%から6.4%に増加した。

エネルギー需要の増加にともない、アジア途上国ではエネルギーの輸入が急増している。アジア地域には、中国、インドネシア、インドなどをはじめ石油、石炭、ガスの生産国が多い。しかし、近年では各国ともエネルギー需要の伸びに国内生産が追い付かず、海外からの輸入が増加している。特に石油は輸出国であった中国やインドネシアがそれぞれ1993年と2003年に純輸入国に転じたこともあり、1990年の2.1億TOEから2009年の8.1億TOEに輸入を大幅に増加した。石油の純輸入依存度は、アジア途上国全体で同期間2.7%から54.7%に大きく上昇した。石炭と天然ガスにおいても、アジア途上国は石油に比べ輸入量は少ないものの急速に輸入を増やしている。

図表5 世界・アジアのエネルギー輸入

	石炭 1990年	石油 1990年	天然ガス 1990年	(LNG) 1990年	石炭 2009年	石油 2009年	天然ガス 2009年	(LNG) 2009年
日本	73	102	267	42	78	223	78	42
韓国	16	63	56	3	30	149	3	30
中国	1	69	6	0	6	251	0	6
インド	4	47	30	0	10	177	0	10
他アジア	23	74	171	1	28	377	1	11
アジア	118	355	530	46	153	1178	46	135
アジア(日韓除く)	29	190	207	1	45	806	1	29
世界	338	578	2215	437	754	3254	65	218
日本	21.7	17.6	12.1	9.7	10.3	6.9	65.2	35.6
韓国	4.6	10.9	2.5	4.6	4.0	4.6	4.1	13.8
中国	0.3	12.0	0.3	0.0	0.8	7.7	0.0	2.9
インド	1.2	8.2	1.4	0.0	1.4	5.5	0.0	4.8
他アジア	6.9	12.8	7.7	0.2	3.8	11.6	1.3	4.9
アジア	34.8	61.5	23.9	10.5	20.3	36.2	70.7	62.0
世界	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注：表中の単位は、上段が100万TOE、下段が%。

出所：International Energy Agency, “World Energy Statistics and Balances” 等より作成

その結果、国際エネルギー市場における日本の位置づけは大きく変化している。1990年からの20年間に世界の石炭、石油、天然ガスの輸入量が増加する中で、アジア地域は輸入量を大きく拡大し、そのシェアを伸ばし、石炭で61.5%、石油で36.2%、天然ガスで20.3%を占めるに至っている。他方、日本は石炭、天然ガスの輸入量を増加させ、今なお天然ガス・石炭輸入で世界第1位であるが、アジアにおける輸入国としての圧倒的なシェアは大きく低下している<sup>93</sup>。天然ガス輸入の中の液化天然ガス（LNG）輸入で見た場合は、低下傾向はより顕著である。石油の輸入量は、2000年代半ばから減少に転じたこともあり、世

<sup>93</sup> 世界における順位は2010年の純輸入量に基づく。石炭はハードコールを指す。International Energy Agency, “Key World Energy Statistics 2011”。

界に占めるシェアは 12.1%から 6.9%に半減し、輸入量では 2009 年に中国に抜かれ、世界第 3 位となった。

今後もこうした傾向は基本的に持続し、アジア途上国では経済成長に伴ってエネルギー消費が大幅に増大していくことが必至である。IEA の最新の見通し（2011 年 11 月発表）によれば、世界のエネルギー消費は途上国を中心に 2009 年の 121.3 億 TOE から年平均 1.3%で増加し、2035 年には 169.6 億 TOE に増大する見込みである<sup>94</sup>。アジア地域においては、日本の一次エネルギー消費は 2015 年の 5.0 億 TOE をピークに 2035 年には 4.8 億 TOE に減少するのに対して、アジア途上国では 2009 年の 37.2 億 TOE から年平均 2.3%で増加し、2035 年には 67.1 億 TOE に増大する見込みである。世界のエネルギー消費に占めるアジア途上国のシェアは 2009 年の 30.7%から 2035 年には 39.6%に拡大する。

## （2）エネルギー供給における不安定要因

世界のエネルギー消費の増加を賄うべく、世界のエネルギー供給は増加してきたが、生産国・地域の構成は大きく変わっている。石油生産においては、米国や欧州（北海）など OECD 地域では、油田の成熟化により減産が進む一方、資源を豊富に有する OPEC 諸国や旧ソ連など主に非 OECD 地域において石油生産が拡大した。今後、欧州やアジア途上国などでは減産となる一方で、大幅な増産が期待できるのは、中東やアフリカ、旧ソ連などの非 OECD 地域か、開発・生産コストが相対的に高いカナダのオイルサンドなどの非在来型石油、バイオ燃料、または深海などの自然条件が厳しい所の石油が中心となる。ガス生産においては、北米や欧州が伸び悩む中、ロシア、アジア、中東他の非 OECD 地域による生産増が、世界の旺盛な需要増を支えた。将来的にも上記非 OECD 地域での在来型ガスや北米・中国でのシェールガスなど非在来型ガスの生産増が見込まれている。

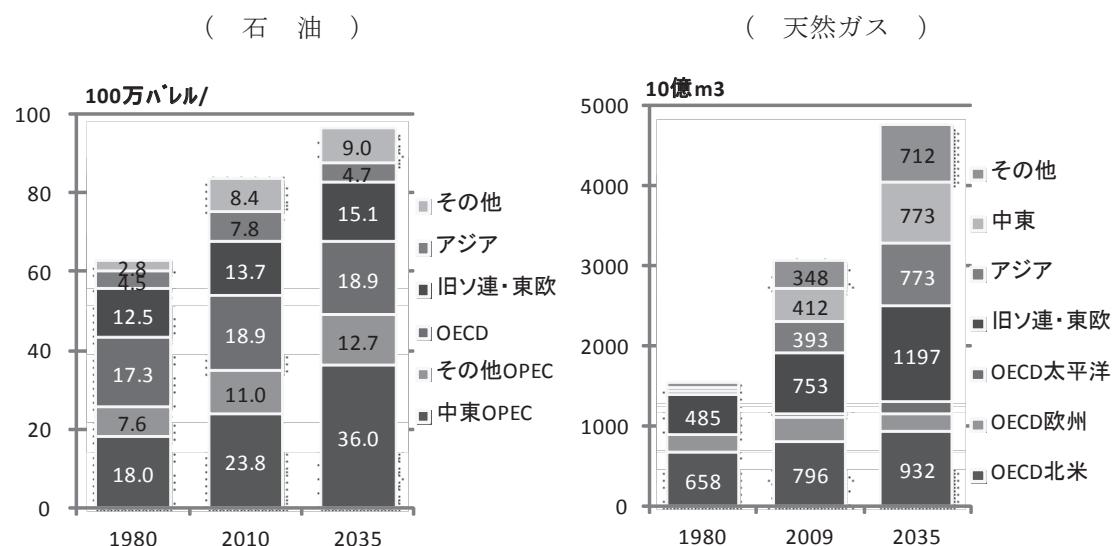
資源量で見た場合、これらの生産増加を賄うだけの十分な石油・ガス資源が非 OECD 諸国を中心いて存在する。2010 年末現在、世界で確認されている石油埋蔵量の内、77.2%を OPEC 諸国が、9.1%を旧ソ連諸国が保有しており、OECD 諸国の保有は 7%以下である<sup>95</sup>。天然ガス埋蔵量では、中東諸国が 40.5%、旧ソ連諸国が 31.3%を保有し、OECD 諸国は 9.1%を保

<sup>94</sup> International Energy Agency, “World Energy Outlook 2011”。政府公約が慎重に実施されると想定した「新政策シナリオ」における予測値。日本の場合、2010 年 6 月に改定された「エネルギー基本計画」が実施されると想定している。

<sup>95</sup> 確認可採埋蔵量。BP (2011), “BP Statistical Review of World Energy June 2011”。

有するに過ぎない<sup>96</sup>。これらの資源が実際に供給されるためには、開発・生産・流通のあらゆる段階において、投資がタイムリーかつ十分になされことが不可欠である。しかし、多くの非OECD諸国では、国営石油会社が石油・ガス資源を独占的に保有・管理しており、外国企業が自由にアクセス可能な石油・ガス資源が限られている<sup>97</sup>。また、イランの核開発問題、イラクの治安情勢、アラブの春に代表される中東・アフリカでの民主化要求運動などの地政学的リスクの高まりや、ロシアやベネズエラなどでの資源の国家管理を強める資源ナショナリズムの動きなど、主要な産油・産ガス国での投資リスクが高まっている。さらに、世界的な金融不安による投資計画の見直しや遅れによる生産増への影響も懸念される。

図表6 世界の石油・天然ガス生産の見通し（IEA）



出所：International Energy Agency, “World Energy Outlook 2011”より作成

### （3）エネルギー海上輸送の増大

アジア途上国を中心とした化石燃料輸入の拡大に伴って、化石燃料の海上輸送量が増加している。中国は一部の原油やガスをロシアや中央アジアなどからパイプラインを使って輸入しているが、アジア諸国の多くは船舶によってエネルギーを輸入している。そのため海上輸送路における航行の安全確保がアジア諸国におけるエネルギーの安定供給確保に欠かせない。しかし、他のエネルギー消費国・輸入国に比べ、日本を始めとするアジア諸国

<sup>96</sup> 石炭埋蔵量では、アジア太平洋諸国が30.9%、北米諸国が28.5%、旧ソ連諸国が26.5%を保有している。

<sup>97</sup> 原油埋蔵量の約8割が国営石油会社によって保有されている。Amy Myers Jaffe (2007), “The Changing Role of National Oil Companies in International Energy Market”。

の中東依存度は高く、輸入石油の約 6 割と輸入 LNG の約 3 割を中東湾岸諸国に依存している。また近年アフリカ諸国からの石油・ガス輸入も増えていることから、アジア途上国での石油・ガスの輸入拡大は、中東ーアジア間の海上輸送路（シーレーン）上の通航量の増大を意味する<sup>98</sup>。このシーレーン上には、ホルムズ海峡とマラッカ・シンガポール海峡（マ・シ海峡）という二つの海上交通の要衝（チョークポイント）があり、特に後者は潮流が激しく、浅所や岩礁が多く存在し、可航幅も狭く、船体が大きな石油の大型タンカーや LNG 船にとって通航にはリスクを伴うが、通航量の増大・大型船舶の輻輳はこのリスクをさらに高めることになる。実際、これまでマ・シ海峡においては、船舶同士の衝突や座礁事故や航行中の船舶に対する凶悪な海賊事件が発生している。こうした事故や事件は通航する船舶にとっては直接的な脅威であるが、エネルギー輸送にとっては、事故による船舶の座礁や油漏等によりエネルギー船舶の通航が妨げられ、エネルギー供給に支障が生じることが問題である。

#### （4）エネルギー価格の変動

2000 年以降の原油価格を始めとする国際市場におけるエネルギー資源価格の変動は、これまでに例がないほど急激なものであった。2001 年末にはバレルあたり 17 ドル台をつけた指標原油 WTI (West Texas Intermediate) の先物価格（終値）は 2008 年 7 月には同 145 ドル史上最高値を記録した。この価格高騰の背景には、中国、インドなどアジア途上国を中心とした堅調な需要増大、非 OPEC 産油国の生産の伸びの低迷、国際エネルギー市場における供給余力の低下等の需給要因があり、それに加えて、主要な資源国・供給国における地政学リスクの高まり、売り手市場化する中での資源ナショナリズムの高揚とその影響など、非需給要因も重要な影響を及ぼしたのである。さらには、石油先物市場の発達とその市場への大量の投資・投機資金の流入の影響などが指摘されている。一方、2008 年 7 月以降には、金融危機の深刻化、世界同時不況の影響により、欧米諸国を中心に石油需要が減少、石油在庫が増加し、石油先物市場でもリスク回避のため資金が流出し、WTI 原油の先物価格は同年 12 月にはバレル当たり 30 ドル台まで急落した。しかし、景気回復期待とそれにともなう株式市場、ドル相場等と連動して、原油価格は 2009 年に上昇に転じ、2011 年には年平均で同 95 ドルまで戻したのである。

<sup>98</sup> 世界の石油輸送路の中で、本海上輸送路は最大の通航量である。世界第 3 位の石炭消費国であるイングランドは、近年石炭輸入を増加しているが、多くがオーストラリアからの輸入であり、これらの船舶がマ・シ海峡を東から西へ航行している。

図表 7 WTI 先物原油価格の推移 (NYMEX)



出所：米国エネルギー情報局データより作成

こうした急激な原油価格の上昇はアジア諸国、特に原油輸入国経済にマイナスの影響を与える。直接的には物価上昇を通じた購買力の低下と国内需要の低迷、原油輸出国への所得移転（輸入額）の拡大、間接的には世界経済の成長鈍化による輸出の減少などである。2008年の石油純輸入量をベースに原油価格1バレル当たり20ドル上昇による所得移転について試算すると、名目GDP比で、日本0.7%、中国0.6%、インド1.3%、韓国1.6%のマイナスに相当する<sup>99</sup>。所得移転とともに深刻な問題として、エネルギー価格上昇による補助金負担増大の問題がある。多くのアジア途上国では、貧困対策として、国内エネルギー価格の水準を補助金によって国際水準より低く抑えている。そのため、エネルギー輸入価格の上昇は、国内販売価格との差額を負担する国や地方政府の財政、あるいは国営エネルギー企業の収益を悪化させるとともに、超過需要の状況が解消されずエネルギー不足が常態化している場合が多い。今回の原油価格上昇時においても、多くのアジア途上国では石油需要が堅調に推移し、主要産油国での種々の供給制約の懸念とともに、原油価格を引き上げる要因となった。こうした石油需給双方における構造的な変化は、今後も継続すると

<sup>99</sup> Hiroyuki Ishida (2012), “The Security of Energy and Regional Cooperation in Asia”,国際エネルギー経済学会第3回アジア会議提出論文。なお、アジア開発銀行（ADB）が2008年に行った原油価格高騰のマクロ経済に与える計量経済モデルによる感度分析によると、1バレル70ドルから同90ドルへの20ドルの上昇が、2009年のアジアの途上国の消費者物価を0.4%～1.9%上昇させ、GDP成長率を0.1%～0.7%低下させる見られている（ADB (2008), “Asia Development Outlook 2008 update”）。

見られており、将来の原油価格は 1 バレル 120 ドル程度（2010 年価格）に高止まりするとの見方が多い<sup>100</sup>。

### （5）環境問題への関心の高まり

また、エネルギー問題とともに、最近では地球温暖化問題をはじめとする環境問題への関心が世界的に大きく高まっている。2007 年、国連の「気候変動に関する政府間パネル（IPCC : Intergovernmental Panel on Climate Change）」による第 4 次評価報告書が報告され、そこで示された「気候変動は全人類が長期的な大幅削減目標を掲げ、かつ、迅速に対応すべき重要な課題である」という認識がその後の G8 サミット、新興国も含む MEF（主要経済国フォーラム）、APEC 首脳会合等で、広く世界的に共有された<sup>101</sup>。2011 年 11 月に南アフリカで開催された気候変動枠組み条約（UNFCCC）締約国会議（COP17）および京都議定書締約国会議（COP/CMP）においては、すべての国が参加する新たな枠組みを検討する作業部会を立ち上げて 2020 年前後の発効を目指すことが合意されるとともに、緑の気候基金の基本設計や緩和（削減）行動の測定・報告・検証の仕組みのガイドラインなど様々なツールの構築・実施に向けた合意がなされた<sup>102</sup>。途上国においては、環境問題といえば公害、大気汚染など身近な環境問題への関心の方がより高い傾向にあるものの、世界的な温暖化問題への関心増大の中で、中国、インド、インドネシアなどアジアの主要な途上国が削減行動計画を提出するなど地球環境問題とその対応策に関する問題意識は急速に強まっている。

## 5. 日本の対応

こうしたエネルギーを取り巻く環境変化等を踏まえ、日本では、総合的なエネルギー安全保障の強化と地球温暖化対策の強化を目標に「エネルギー基本計画」が 2010 年に改定さ

<sup>100</sup> IEA (2011), “World Energy Outlook 2011”の「新政策シナリオ」における IEA 加盟国原油輸入平均価格の 2035 年の想定値。米国エネルギー省エネルギー情報局の最新予測（U.S. Energy Information Administration(2012), “Annual Energy Outlook 2012”）によれば、「参考ケース」における米国輸入軽質原油の 2035 年の実質価格（2010 年価格）は 1 バレル 145 ドルと想定されている。

<sup>101</sup> 2008 年 7 月に開催された G8 洞爺湖サミットでは、2050 年までに世界全体の温室効果ガス排出量を少なくとも 50% 削減する目標を世界各国で共有し、国連の交渉で採択するよう要請。翌年 7 月に開催された G8 ラクイラサミットでは、さらに先進国が 2050 年までに 80% 以上削減する目標が支持された。2007 年の APEC 首脳会議では、2030 年までに APEC 域内の消費効率を 2005 年比で 25% 向上させる目標が採択された。

<sup>102</sup> ただし、京都議定書の 2013 年以降の目標設定に向けた合意が採択されたものの、日本やカナダ・ロシアが不参加となり、気候変動対策としての実効性が一層低下することとなった（日本エネルギー経済研究所地球環境ユニット「IEEJ 地球温暖化ニュース」vol.23、2011 年 12 月）。

れた。その中で、2030年に向けた目標として、①エネルギー自給率（現状18%）および化石燃料の自主開発比率（同26%）を倍増<sup>103</sup>、②電源構成に占めるゼロ・エミッション電源（原子力、再生可能エネルギー）比率を現状の34%から約70%に引き上げ<sup>104</sup>、③「暮らし」（家庭部門）のCO<sub>2</sub>を半減、④産業部門での世界最高のエネルギー利用効率の維持・強化、⑤我が国企業のエネルギー製品等が国際市場でトップシェア獲得が掲げられている。これらの政策の実施により、近年、横ばい傾向で推移してきた日本のエネルギー消費は、将来的な人口の減少傾向や産業の海外移転などの影響も加わり、減少に転じることが予想される。上記基本計画に基づく試算によれば、日本の一次エネルギー消費（国内供給）は2009年の原油換算5.39億KLから2030年には同5.17億KLに減少する見込みである<sup>105</sup>。電源構成に占める原子力と再生可能エネルギーが増加することから、一次エネルギー消費に占めるそれらの構成はそれぞれ12%から24%に、6%から13%に倍増し、他方、化石燃料である石油、石炭、天然ガスは構成比、消費量ともに減少となる<sup>106</sup>。一次エネルギー消費の減少、非化石燃料へのシフトに伴い、エネルギー起源のCO<sub>2</sub>排出量も減少し、2030年には7.3億トン（二酸化炭素換算）、1990年比で30%の削減となる。

しかし、福島第一原子力発電所の事故を受け、「エネルギー基本計画」は現在見直し作業中である。2030年に電源構成の過半を原子力に依存するとのエネルギー構成の在り方は見直しが必要との認識の下、①省エネルギー・節電対策を抜本的に強化、②再生可能エネルギーの開発・利用を最大限加速化、③天然ガスシフトなどの化石燃料のクリーン利用、④原子力発電への依存度をできる限り低減、を基本的方向として議論が進められている<sup>107</sup>。

原子力に代わる電源として、有望視されているのが天然ガスである<sup>108</sup>。天然ガスに関しては、米国でのシェールガス革命を契機として、世界的に非在来型ガスの供給拡大の可能

<sup>103</sup> 日本に供給される化石燃料の内、日本企業が参画する国内外の権益（自主開発権益）からの引き取り量の占める割合。これらにより自主エネルギー比率を現状の38%から70%程度まで向上を目指す。

<sup>104</sup> 安全の確保を大前提とした原子力発電の14基以上の新增設および設備利用率の向上（2030年の発電電力量に占める割合は2009年の29%から53%に）、並びに再生可能エネルギーの最大導入（同9%から21%に）が前提となる。

<sup>105</sup> 資源エネルギー庁総合資源エネルギー調査会総合部会第1回基本問題委員会資料「現行のエネルギー基本計画の概要」、2011年10月3日。

<sup>106</sup> 石油消費は大きく減少し、一次エネルギー消費における構成比を42%から31%に低下させる。石炭、天然ガスも減少し、構成比をそれぞれ21%から17%に、19%から16%に低下させる。

<sup>107</sup> 資源エネルギー庁総合資源エネルギー調査会基本問題委員会「新しい『エネルギー基本計画』策定に向けた論点整理」、2011年12月20日。2012年夏の新しいエネルギー基本計画策定に向けて、2012年3月以降、望ましいエネルギー・ミックスの選択肢について議論がなされている。

<sup>108</sup> 今後新增設がなされずに、老朽化原子力の廃炉の影響等を考慮した場合の2035年の天然ガス消費量は、当初の基本計画ベースの約1.0億TOEから約1.2億TOEにさらに2割程度増加する見込みである（マリア・ファン・デル・フーフェン「World Energy Outlook 2011」、日本エネルギー経済研究所国際エネルギー・シンポジウム報告資料、2011年11月6日）。

性が注目され、米国からの LNG 輸出の可能性について関心が高まっている<sup>109</sup>。ただし、米国からの LNG 輸出には、日本やアジア諸国にとって輸入供給源の多様化、原油価格連動方式以外の価格決定方式でのガス供給などの意義を有する半面、米国内での天然ガス需給逼迫・価格上昇への懸念と消費者・産業界からの反発、国内消費拡大による長期的な輸出余力の低下、輸出先が限定された場合のプロジェクトとしての事業の採算性や継続性など、不確定な要因も多い。

日本のエネルギー消費におけるエネルギー構成が当初の想定に比べ、今後大きく変わるべき可能性はあるものの、エネルギー消費や CO<sub>2</sub> 排出量が減少する方向性には大きな変化はない。そのため日本が広域的で世界的な規模の問題であるエネルギー安全保障確保や地球温暖化に対応していく際には、日本 1 カ国での取り組みに加え、エネルギー需要の拡大が見込まれているアジア途上国での取り組みへの協力を、様々な枠組みを活用して、進めていくことがより重要になってくる<sup>110</sup>。

## 6. アジアにおけるエネルギー協力と政策強化の可能性

国際的なエネルギー情勢の変化を受けて、エネルギー安全保障の確保や地球温暖化対策への関心が世界的に高まる中、アジア諸国においてもさまざまなエネルギー政策・戦略が検討・実施されている。具体的には、省エネルギー推進、国産エネルギー・代替エネルギー開発、海外自主開発、輸入源多様化、エネルギー生産国との関係強化、石油備蓄制度の整備などである。各国では、それぞれのエネルギー資源の賦存状況、経済発展段階、エネルギー産業の発展状況等に応じて、異なる優先順位をつけて上記の諸政策に取り組んでいる。こうした各国の取り組みにより、エネルギー安全保障上の脆弱性や環境負荷が低減し、自

<sup>109</sup> 米国では多数の LNG 輸出プロジェクトが検討されているが、輸出にはエネルギー省の許可が必要である。2012 年 3 月 23 日現在、8 つのプロジェクトが FTA 国向け輸出を許可され、その内の Cheniere 社によるサービン・パス LNG プロジェクト 1 件が非 FTA 国向け輸出を許可され、残りは 7 件の非 FTA 向け輸出は審査中の状況である（米国エネルギー省、「Application Received by DOE/FE to Export Domestically Produced LNG from the Lower-48 States」）。ただし、全てのプロジェクトに対して、LNG 輸出によって国内供給が脅かされるなど公共の利益を損なうと判断された場合には、政府により許可が取り消される可能性を含んでいる（杉野綾子「米国・カナダ産 LNG 輸出構想に関する通商方面からの考察」、日本エネルギー経済研究所ホームページ、2012 年 3 月）。上記サービン・パス LNG プロジェクトは、昨年末から 2012 年初にかけて 4 つの会社と計 1,600 万トン/年の LNG 売買契約を締結したが、韓国 Kogas を除き、英国 BG グループ、スペイン Gas Natural、インド GAIL はいずれも非 FTA 国である。

<sup>110</sup> 前述の「エネルギー基本計画」においても、2030 年に向けた目標実現のための取り組みの一つとして「エネルギー国際協力の強化」を設定している。その中で、「アジア太平洋地域に対する協力」は、「先進国との協力」や「国際エネルギー枠組の活用」と並び、重要な柱と位置付けられ、省エネルギーや低炭素エネルギーの導入促進に向けた政策面・技術面での支援強化が挙げられている。

国のみならず地域全体にプラスの効果がもたらされる。しかし、アジア諸国には本格的なエネルギー対策・制度導入がこれからという国も少なくない。二国間・多国間でのエネルギー協力は、政策遂行上のさまざまな課題を改善し、また各国個別の取り組みの効果を補完するものとして、政策強化を目指すアジア途上国内でも重視され始めている。

日本との二国間エネルギー協力は、中国、インド、ベトナム、インドネシア、ASEANなどと幅広い分野で進められている。さらにアジア地域を含む多国間でのエネルギー協力の枠組みとしては、APEC、ASEAN+3、ASEAN+6などがある。これら複数の地域枠組みによるエネルギー協力は、相互補完的に、また他の国際的なエネルギー協力の枠組みと密接に連携しながら、実施・強化されてきたのである。北米や欧州に比べ、文化、経済発展段階や資源賦存状況が各国間で大きく異なるアジア地域においては、それぞれの政策課題に対する各国の認識や取り組みの最新動向についての議論や情報共有を重ねることで、地域協力を進めるための土壌が醸成されてきた。多国間協力枠組みの中で、具体的な取り組みが実施されているものに、日本からの財政支援によるタイ、フィリピンおよびベトナムの国家石油備蓄体制構築のための事業化調査実施や緊急時対応・市場透明性の向上策としてのエネルギーデータ収集と情報共有システム構築などがある。また、長期的な省エネルギー目標と目標達成のための行動計画が各国により自主的に策定され、また政策の達成度合いを相互審査する制度も日本の推奨のもと導入が決定し、一部の国では実施されるなどしている。

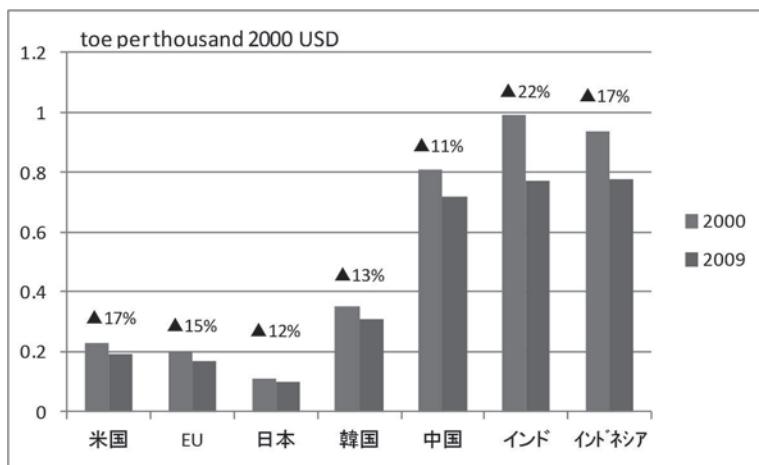
こうしたエネルギー中心の協力に加えて、経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）を通じた、エネルギー資源の安定供給確保や環境保全に向けた取り組みが進められている。日本ブルネイ EPA では、エネルギー章が我が国の EPA/FTA としては初めて設けられ、エネルギー分野において規制措置をとる際の既存の契約関係への十分な考慮、および相手国への通報・協議の実施、環境への配慮、協力、二国間の対話の枠組みの設置等が盛り込まれた<sup>111</sup>。日本インドネシア EPA においても、エネルギー・鉱物資源に関する章を設けて、投資および貿易の促進を通じた LNG 等エネルギー資源の安定的な供給確保を目的として、政策的透明性確保等の投資環境整備、規制措置導入時における既存契約の尊重や早期通報等の対応、政策対話の枠組みとしてエネルギー・鉱物資源小委員会の設置、協力、環境へ

---

<sup>111</sup> 経済産業省（2011）「2011 年版不公正貿易報告書」（第Ⅲ部経済連携協定・投資協定、第 7 章エネルギー、環境、電子商取引）および外務省・経済産業省 HP 参照。

の配慮等が盛り込まれた<sup>112</sup>。EPA に、政策変更に関する早期通報等が盛り込まれたことは、エネルギーの安定供給確保にプラスの効果が期待される。また、上記 2 カ国同様に我が国にとって重要なエネルギー貿易のパートナーであるオーストラリアとの EPA は現在交渉が行われているが、エネルギーと鉱物資源における双方向の貿易と投資が両国に多大な利益をもたらすとの認識のもと、エネルギーの安定供給確保や投資促進のためにどのような方策が可能であるかについて協議が行われている<sup>113</sup>。さらに、日本の原油輸入の 7 割強を占める湾岸協力理事会（GCC）諸国（バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦）との FTA 交渉が 2006 年より行われているが、同諸国との経済関係強化は日本のエネルギー安全保障の観点からも重要である<sup>114</sup>。

図表 8 主要国のエネルギー消費原単位の推移



出所：International Energy Agency, “World Energy Statistics and Balances”  
より作成

今後はこうしたエネルギー協力で取り上げられた施策の実施を着実に進めていくことが重要である。その意味で、ソフト・ハード両面において世界有数のエネルギー効率向上や石油代替エネルギーの開発や緊急時対応能力強化に一定の成果をあげている日本の役割は決して小さくない。

まず、省エネルギーについてであるが、アジアのエネルギー消費原単位（GDP 当り一次エネルギー消費）は先進国と比較して大幅に高く、エネルギー効率化への取り組みの余地

<sup>112</sup> 同上。

<sup>113</sup> 外務省・経済産業省 HP 参照。

<sup>114</sup> 2012 年 3 月、日本とクウェートの間で投資協定が署名された。日本と GCC 諸国との間では初の投資協定である（経済産業省「日・クウェート投資協定の署名について」平成 24 年 3 月 22 日）。

は大きい<sup>115</sup>。これまで日本政府により途上国を対象とした人材・技術支援等が行われているが、エネルギー効率の向上が産業競争力の強化につながることを考えると、市場メカニズムを活用した協力が重要である。現在利用可能な市場メカニズムとして京都メカニズムのクリーン開発メカニズム（CDM）があるが、国連の審査に時間要する上に、協力対象分野に制限がある<sup>116</sup>。こうした CDM を補完するものとして日本が提案しているのが二国間オフセットクレジットで、二国間の合意の下で効果等を独自に評価することから対象分野の拡大や手続きの簡素化が期待されている<sup>117</sup>。

多くのアジア途上国では、前述のようにエネルギー価格が国の統制下にあって、価格効果による需要抑制（省エネルギー）や供給拡大（電源開発・生産設備の増強等）が機能しにくい状況にある<sup>118</sup>。また、エネルギー消費統計の整備が不十分で、消費者の消費実態を把握することが難しく、エネルギー政策の立案・実施や政策効果の評価に支障が生じている。各国ともに価格制度見直しや統計整備の必要性を十分に把握しながら、政治的・経済的な理由から解決に至っていない。制度などソフト面でのノウハウや経験を有する日本として、要請に応じて協力を積極的に進めるべきであろう。

次に、石油代替エネルギー開発であるが、域内に豊富な資源を有する石炭の効率的でクリーンな利用や、天然ガスや原子力の導入拡大が重要である。日本が保有する高効率発電技術や二酸化炭素回収貯留技術等（クリーン・コール・テクノロジー）を普及させるには、導入国が求めるニーズにあった技術の提供（プラントのコストダウン）に加え、日本に優位性のある燃料調達・運転・維持補修や設備の信頼性を含めたトータルのメリットを理解してもらう必要がある<sup>119</sup>。また、アジアにおいては今後多くの原子力発電導入計画が存在

<sup>115</sup> 石炭火力発電の発電効率（2009 年平均）は、日本の 41%に対して、中国 34%、インド 28%と低い（International Energy Agency, “World Energy Statistics and Balances”）。また、鉄 1 トンを作るのに必要なエネルギー消費（2005 年）は、日本を 100 として、中国 123、インド 125、クリンカ（セメントの中間製品）を 1 トン作るのに必要なエネルギー消費（2003 年）は、日本を 100 として、中国 159、インド 124 と高い（日本経済団体連合会（2010）「環境自主行動計画<温暖化対策編>2010 年度フォローアップ結果 概要版」）。

<sup>116</sup> 有望な協力分野である高効率石炭火力発電の導入は、石炭利用が 50%以上の国（中国・インド）に限定されている。CDM の発行量の内、省エネルギーによるものは全体の 6%にとどまっている（経済産業省「二国間クレジット制度について」2010 年 10 月 25 日）。

<sup>117</sup> 現在、政府はインド、ベトナム、インドネシアなどと協力に関する政府間協議を開始し、28 カ国との間で実現可能性調査を実施している（外務省「世界低炭素成長ビジョン～日本の提言」2011 年 11 月 29 日）。本クレジット制度が国際的なルールとして認められるかは不透明であるが、2011 年 11 月に開催された COP17 では、新たな市場メカニズムの実施にむけた検討を進めていくことが合意された（環境省「市場メカニズムに関する COP17 の成果と展望」2012 年 1 月 23 日）。

<sup>118</sup> 途上国にニーズの高い高効率石炭火力発電の導入や送配電ロスの改善、産業部門の省エネ対策を進める上でも、投資回収の観点からコストを反映した適切なエネルギー料金の設定が必要である。

<sup>119</sup> 茂木康一「わが国のクリーン・コール・テクノロジー（CCT）を普及させるための課題」日本エネル

することから、日本がこれまでに培ってきた技術者育成・訓練や運転・管理等での協力が重要である。

輸入石油・ガス等の供給源の分散化には、開発・生産・輸送などの多額の投資に加え、国際的な貿易の自由化を推進することが重要である。投資の拡大により国際市場での供給源が増えれば流動性は高まり、地域間でのエネルギー輸入価格差の解消や供給源の分散化に一定の効果が期待される<sup>120</sup>。その意味で、EPA/FTAを通じて投資環境の整備や規制の透明性が高まれば、リードタイムを要するエネルギー開発等供給拡大への投資の促進や輸入の安定化に寄与し、自由で公正な貿易が広がることでエネルギー輸入国・輸出国双方のエネルギー安全保障を高めると考えられる。

また、中国などアジア途上国の経済成長にともなうエネルギー等の輸入の拡大とともに海上輸送量が急速に高まっているマ・シ海峡の航行安全に向けた対策を強化する上で、人材・装備・財政の面で多くの課題が残る沿岸3カ国（シンガポール、マレーシア、インドネシア）に対して利用国の協力が不可欠である。これまで日本は同海峡の最大の利用国として、1960年代より、民間が中心となり沿岸3カ国に支援を行い、水路測量および海図作成、航路障害物の除去、航路標識の設置などの航行安全のための整備に努めてきた。しかし、2007年にはマ・シ海峡における航行安全・環境保全対策を推進する多国間による「協力メカニズム」が国連海洋法条約に基づき設立され、日本をはじめ先進国や中東産油国など一部利用国による「航行援助施設基金」への拠出が実施されるようになった。同メカニズムが有効に機能するためには、幅広い利用国の参加や基金への拠出の在り方を継続的に検討することが重要である。

石油備蓄制度に関しては、国家備蓄と民間備蓄を有し、かつIEAの協調的緊急時対応措置に参加しているのは、アジア地域ではIEA加盟国である日本、韓国、豪州、ニュージーランドのみであり、輸入を拡大する中国・インドが国家備蓄建設に着手、中国では最初の基地の稼動が2009年に始まったところである。緊急時における備蓄の経済効果を高めるためには、アジア地域における備蓄の拡充と各国間での融通が重要であり、各国での備蓄制度の整備に加え、アジア版の融通システムなどを日韓豪などが中心となってアジア地域で検討することも重要である。

エネルギー供給の大部分を輸入に依存する日本にとっては、自由で公正なエネルギー貿

---

ギー経済研究所ホームページ、2012年1月。

<sup>120</sup> 小山堅「LNG価格『アジアプレミアム問題』に関する一考察」日本エネルギー経済研究所ホームページ、2012年3月。

易に基づくエネルギー安全保障は極めて重要な問題であり、アジア地域のエネルギー市場安定化は、優先順位の高い政策課題である。中東産油国に並び、今後のエネルギー貿易におけるパートナーとして重要性を増すと考えられるオーストラリアとの連携強化も地域のエネルギー安全保障を強化する上でも重要な要素となろう。世界経済の成長センターとして期待されるアジア地域が今後も高い経済成長を持続させるために、アジア各国もしくは同地域におけるエネルギー安全保障の確保・強化に向けたわが国の継続的なエネルギー協力は不可欠である。

## 【参考文献】

- International Energy Agency (2011) "World Energy Outlook 2011".
- 石田博之 (2009) 「APEC 舞台にエネルギー需給安定目指す」、浦田秀次郎・日本経済研究センター『アジア太平洋巨大市場戦略』日本経済新聞出版社。
- 石田博之 (2010) 「エネルギーと安全保障」国際安全保障第38巻第2号。
- 経済産業省 (2012) 「エネルギー白書2011」新高速印刷株式会社。
- 経済産業省 (2011) 「2011年版不公正貿易報告書」経済産業省ホームページ。
- 小山堅 (2012) 「LNG 價格『アジアプレミアム問題』に関する一考察」日本エネルギー経済研究所ホームページ、2012年3月。
- 資源エネルギー庁 (1993) 「エネルギー政策の歩みと展望」通商産業調査会。
- 杉野綾子 (2012) 「米国・カナダ産 LNG 輸出構想に関する通商方面からの考察」日本エネルギー経済研究所ホームページ、2012年3月。
- 日本エネルギー経済研究所計量分析ユニット (2011) 「図解エネルギー・経済データの読み方入門」省エネルギーセンター。
- 茂木康一 (2012) 「わが国のクリーン・コール・テクノロジー (CCT) を普及させるための課題」日本エネルギー経済研究所ホームページ、2012年1月。

# 第8章

## TPP、FTAAP の経済効果分析: Dynamic GTAP モデルによるシミュレーション<sup>121</sup>

名古屋市立大学大学院経済学研究科准教授  
板倉 健<sup>122</sup>

### 1. はじめに

本報告書の目的は、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP : Trans-Pacific Partnership）、およびアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP : Free Trade Area of the Asia-Pacific）の経済効果を計算可能な一般均衡モデルで考察することにある。貿易自由化による経済効果を数量的に把握するためには、国境を越えて取引される財・サービスの生産、消費、貿易について分析が可能な応用経済モデルとデータが必要となる。本報告書の試算では、多国・多部門の計算可能な一般均衡（CGE : Computable General Equilibrium）<sup>123</sup> モデルと、世界経済全体を対象に作成されたデータベースを利用した。また、分析に利用したモデルでは、政策が及ぼす将来への効果を明示的に扱うことが可能である。そのため、本報告書の分析では自由化政策の実施時期や期間の違いによる効果に違いを考察することが可能となった。

次節では経済効果試算で利用したモデル、データベース、追加データ、シミュレーション設定の概略を記述する。第3節では、シミュレーション結果を日本について報告し、今後の課題を最後にまとめる。

### 2. GTAP データベースおよび分析モデルの概略

分析に使用した CGE モデルとデータベースは、米国パデュー（Purdue）大学国際貿易分析センターと研究者や政策立案者等のネットワークによる国際貿易分析プロジェクト（GTAP : Global Trade Analysis Project）により開発されている<sup>124</sup>。GTAP データベース第 7.1

<sup>121</sup> 謝辞：本論文は科学研究費補助金 22330084 の助成を受けた研究成果の一部を活用している。成果の一部利用について、研究代表者である大阪大学大学院国際公共政策研究科の利教授から快諾を得たことに感謝いたします。本報告書での誤りは全て筆者によることを付記する。

<sup>122</sup> 名古屋市立大学大学院経済学研究科 准教授 (itakura@econ.nagoya-cu.ac.jp)

<sup>123</sup> 応用一般均衡（AGE : Applied General Equilibrium）モデルとも呼ばれるが、本論文では厳密な区別はない。

<sup>124</sup> <https://www.gtap.agecon.psu.edu/> センターとプロジェクトの詳細はサイト参照。

版 (Narayanan and Walmsley, 2008)<sup>125</sup> は、世界を 112 の地域・国に分類し、各地域・各国の経済活動を 57 産業について収録した 2004 年基準のデータベースである。貿易を通じた各国の生産や消費の相互依存を数量的に把握することができる世界全体の経済俯瞰図となっている。112 地域・57 産業の GTAP データベースをそのまま使用して、TPP や FTAAP のシミュレーションを行うことは計算上非常に困難であるため、112 地域を 22 地域へと集計した。(図表 7 参照)。TPP で分析対象となるブルネイはデータ制約により「Rest of Southeast Asia」から分離することが不可能であったため、カンボジアとラオスとともに「RoASEAN」に集計した。また、GTAP データベース上の 57 産業は、図表 8 に従って 29 の産業へ集計した。地域・国や産業の集計について留意すべき点は、集計の程度により試算結果が変化する可能性があることである。

図表 9 は平均関税率と輸入額を 29 の産業別について、日本および数カ国について例示している。日本について見ると、物品の平均関税率では、農業や食品、繊維衣服で比較的高く、工業や製造業では相当に低く、電子機器 (ElecEquip)、自動車 (Auto) や輸送機械 (TransEquip) ではゼロであることが特徴的である。米国では、砂糖 (Sugar) や乳製品 (Dairy) で平均関税率が高く、中国では自動車 (Auto) や畜産 (Livestock) で高いことが分かる。韓国では農業や食料品で高い傾向があり、マレーシアでは自動車 (Auto) とその他食料品 (OthFood) で著しく高い。GTAP データベースに収録されている関税率は、Market Access Maps (Boumellassa et al. (2009)) データベースから提供されている。Market Access Maps データベースでは、163 ケ国の 5000 品目以上を網羅する詳細なデータから、関税率換算による加重平均計算を行い GTAP での地域と産業に沿って集計されている。Market Access Maps データベースは継続的に更新されているため、図表 9 で紹介している平均関税率も次期の更新で変更されることが予想される。

GTAP データベース第 7.1 版からサービス貿易の平均関税率を計算すると、一部の例外を除きほぼ全てで 0% となる。データベースから計算される平均関税率が 0% であっても、必ずしもサービス貿易の取引に障壁が存在しないことを意味するものではない。サービス貿易は統計的に捕捉することが難しく、サービス貿易にかかる障壁がどれ程の大きさかを数量的に把握することは容易ではない。しかしながら、サービス貿易障壁を取り除くことは、関税撤廃と同様な効果を持つと考えられ、その効果を数量的に把握するためサービス貿易障壁を推計する試みが研究者によって続けられている。例えば、Copenhagen Economics

---

<sup>125</sup> 2012 年 3 月に第 8 版が公開された。

and Francois (2007) では、EU と韓国との FTA の分析においてサービス貿易障壁を推計している。また、Philippidis and Sanjuán (2007) ではメルコスールと EU との FTA 分析で、非関税貿易障壁をサービス貿易のみならず全ての貿易について推計している。板倉 (2009) では Philippidis and Sanjuán (2007) を参考にサービス貿易障壁推計を試みたが、課題が残る結果であった。

図表 9においてサービス産業(Trade、SeaTrans、AirTrans、OthTrans、FinService、OthService、GovService)の平均関税率として掲載されている数値は、Wang et al. (2009) による推計結果から求めている。Wang et al. (2009) の推計では Copenhagen Economics and Francois (2007) や Copenhagen Economics (2008) と同種の手法を採用している。米国は推計過程でベンチマークとして扱われているため除外されている。中国やマレーシアで相対的に高い平均関税率相当という結果であり、韓国と日本がそれらに続く大きさであった。

TPP や FTAAP といった貿易自由化政策のシミュレーションには Dynamic GTAP モデル (Ianchovichina and McDougall, 2001) を使用した<sup>126</sup>。このモデルは、比較静学分析に用いられる標準的な GTAP モデル (Hertel (1997)、McDougall (2000)) を元に開発され、人口や生産要素そして投資と資本蓄積の動学的效果を明示的に扱うことが可能なモデルである。標準的な GTAP モデルでの重要な仮定として、収穫一定の生産技術、完全競争市場、そして輸入需要の不完全代替を挙げることができ、これらの仮定は Dynamic GTAP モデルでも踏襲されている。動学的な政策シミュレーションを Dynamic GTAP モデルで実行するには、GTAP データベース第 7.1 版に加えて追加的なデータが必要となる。追加データで重要なものは、所得収支であり海外からの投資収益に関するデータである。

### (1) シミュレーション設定

TPP や FTAAP で関税やサービス貿易障壁が撤廃されると輸入需要が刺激され、その相手国では輸出の増加に対応するため生産が拡大すると考えられる。貿易自由化を進める各国で、生産を拡大する産業が現れる一方で、生産が縮小する産業も現れることも予想される。また、生産要素への需要増加が所得を高め、消費を促す効果を持つことも考えられる。そして、生産や消費の伸張により、各国で貿易が拡大することも予想される。

これらの貿易自由化による経済効果を試算する目的で、関税の撤廃およびサービス貿易障壁の 20%削減という政策シミュレーションを試みた。本報告書のシミュレーションでは、

---

<sup>126</sup><https://www.gtap.agecon.purdue.edu/models/Dynamic/model.asp> モデルソースコードもダウンロード可能。

最初に 2030 年までの「ベースライン」を構築し、その後に TPP と FTAAP について以下で示す政策シナリオを実行した。また、シミュレーションでは、GEMPACK (Harrison and Pearson, 1996) および RunDynam (Centre of Policy Studies, 2010) を使用した。

- TPP 対象国 : Japan、Chile、New Zealand、Singapore、Australia、Malaysia、Peru、USA、Viet Nam
- FTAAP 対象国 : 上記 TPP 対象国に加えて、China、Korea、Taiwan、Indonesia、Malaysia、Philippines、Thailand、RoASEAN、Canada、Mexico、Chile、Peru、Russia

### ベースラインと政策シナリオ

- ベースライン : 2005 年から 2030 年までの将来シナリオ
- T18 : TPP による関税撤廃とサービス貿易障壁の削減 (2013–2030 年)
- A18 : FTAAP による関税撤廃とサービス貿易障壁の削減 (2013–2030 年)
- G18 : 世界全体での関税撤廃とサービス貿易障壁の削減 (2013–2030 年)
- S : TPP (2013–2017 年) + FTAAP (2018–2022 年) + 世界全体 (2023–203 年)
- T05 : TPP による関税撤廃とサービス貿易障壁の削減 (2013–2017 年)
- T10 : TPP による関税撤廃とサービス貿易障壁の削減 (2013–2022 年)

ベースラインとは、分析始点の 2004 年から終点の 2030 年までの世界経済を、国際機関や研究所による経済予測に依拠して設定・構築するシナリオと言い換えることができる。データベースの基準年である 2004 年を始まりとして、世界各国の GDP や人口変化の実績値と予測値を組み込んだモデルシミュレーションを行い、将来の世界経済を記述するシナリオである。本報告書では、IMF (2011) の World Economic Outlook から GDP 実績値と予測値を得て、人口については U.S. Census Bureau (2011) の International Data Base から実績値と予測値を得た。モデル内で定義される生産要素としての労働は、ILO (2011) の Economically Active Population, Estimates and Projections を利用した。

ベースラインには既に実施された自由化政策や実施中または計画中のものを含むことができる。本報告書で設定するベースラインには、中国 ASEAN FTA、韓国 ASEAN FTA、日本 ASEAN FTA、中国オーストラリア・ニュージーランド FTA、オーストラリア・ニュージーランド ASEAN FTA を含めている。ベースラインに関する注意点として、マクロ経済

変数の予測数値に加えて自由化政策の設定によっても、次に述べる政策シナリオの結果が影響を受ける点である。

政策シナリオの T18、A18、G18 はそれぞれ、TPP、FTAAP、そして世界全体での関税撤廃と 20%のサービス貿易障壁の削減を、分析期間である 2013 年から 2030 年までの 18 年間で実施することを想定している。実施期間を 18 年と長期の設定にしたのは、世界全体での自由化との比較を行うことを目的にしたためである。実施期間の長短による影響については、TPP 政策シナリオの T05、T10、T18 を相互比較することで、示唆を得ることを狙いとした。

現実的には各種自由化政策が継起することから、その連続順序の組み合わせを様々に変化させたシナリオを用意して分析することも必要と考えられる。この課題に対する研究を現在も行っており、端緒的な試みは Itakura and Lee (2010) で報告した。本報告書には、その一端である政策シナリオ (S) を取り込んでいる。このシナリオでは、TPP と FTAAP の実施期間をそれぞれ 5 年間とし、それに続く世界全体での自由化期間を 10 年とした。

シミュレーション結果に進む前に、ベースラインと政策シナリオとの位置づけを、図表 1 で確認しておく。2005 年から 2030 年までの世界経済全体の将来シナリオを描いたシナリオがベースラインである。ベースラインシミュレーションでの変数 Y の時間軸上の変化は図表 1 に太い点線で示されている。例として、政策シナリオで時間軸上の T という点で関税やサービス貿易障壁が削減・撤廃されるとする。この外的ショックにより変数 Y はベースラインから乖離して変化する。他の条件が同一であればこの乖離こそが、政策が変数 Y に及ぼす効果として定量化されることになる。ベースラインとの乖離は百分率の数値変化で計算され、ベースラインで Y の変化が 5% であり、政策シナリオで 15% であれば、結果は 10 パーセンテージポイントの変化として評価される。

### 3. 日本についてのシミュレーション結果

政策シナリオの G18、A18、T18、S について日本の経済厚生の変化が図表 2 に示されている。経済厚生は各国・地域の代表的家計の効用関数に従って求められている。その評価基準は純国民所得であり、生産要素からの所得に加えて、対外資本所有からの所得受け取りと諸外国による対内資本所有への支払いが含まれている。図表 2 では、2013 年からの 18 年間での自由化効果が 2030 年にかけて、累積的にベースラインから乖離していく様子がパーセンテージポイントで評価されている。

TPP と FTAAP がそれぞれ 5 年間で実施され世界全体の自由化がそれに続く、政策シナリオ S での経済厚生変化が他のシナリオと比較して一番大きくなっていることが図から見て取れる。それぞれ 5 年間という比較的短い期間での自由化実施を仮定していることにより、期間が 18 年である TPP (T18) や FTAAP (A18)、そして世界全体 (G18) よりも経済厚生の上昇幅が大きくなつたと考えられる。自由化実施期間が異なるため、世界全体での自由化と直接的に比較するには適さないと考えられる。期間の長さが同じ自由化政策シナリオを比較すると、TPP、FTAAP そして全世界と参加国が増加するほどに経済厚生が大きい傾向がある。日本にとっては FTAAP と全世界での差があまり大きくないという特徴から、FTAAP が世界全体に向けての自由化で大きな構成要素となることが推察される。図表 2 に示された各シナリオの 2030 年での大きさは、政策シナリオ S が 1.76 パーセンテージポイントの上昇であり、G18 シナリオで 1.60、A18 シナリオで 1.56、T18 シナリオで 0.52 の増加であった。

自由化により日本の対外資本所有がどのように変化したかが、図表 3 の上パネルにまとめられている。全世界での自由化が日本の対外資本所有を増加させる傾向にあるのに対して、FTAAP や TPP ではベースラインと比較すると対外資本所有が減少する傾向にあることが分かる。これは、相対的に FTAAP や TPP では地域家計が対外資本よりも国内資本を所有する傾向にあることを示していると考えられる。政策シナリオ S において、TPP と FTAAP では国内資本へ、その後の全世界での自由化では対外資本へと移行していることから、資本所有に対する傾向を確認することができる。2030 年には、政策シナリオ G18 で対外資本所有が 2.1 パーセンテージポイント上昇した。ベースラインと比較して減少局面はあったものの、シナリオ S では 2030 年に 0.6 パーセンテージポイントの増加という結果であった。国内へのシフトを反映して、シナリオ A18 ではマイナス 2.0、シナリオ T18 ではマイナス 0.4 パーセンテージポイントの減少であった。

図表 3 の下パネルでは、諸外国による日本国内の資本所有がどの政策シナリオにおいても増加していることが観察される。FTAAP 政策シナリオが最も諸外国による国内資本所有を高める結果であることが特徴的な結果である。2030 年での大きさを見ると、政策シナリオ G18、S、G18、T18 の順に、11.9、5.7、4.4、そして 1.2 パーセンテージポイントの増加であった。

日本国内での生産に視点を転じて、実質 GDP 変化を図表 4 に見ると、2028 年までは政策シナリオ S での上昇が大きく、分析期間末の 2030 年では FTAAP が追い越す結果となつ

た。また、全世界でのシナリオ G18 よりも GDP 上昇幅が大きいのは、日本の対外資本所有と諸外国による国内資本所有の変化から推察することが可能である。全ての政策シナリオで、日本の実質 GDP が押し上げられるシミュレーション結果となっている。2030 年までの実質 GDP 上昇は、シナリオ A18 が 1.8、シナリオ S が 1.5、シナリオ G18 で 1.1、そしてシナリオ T18 で 0.6 パーセンテージポイントであった。

日本の輸出量変化と輸入量の変化をまとめたものが図表 5 である。輸出量と輸入量ともに全ての自由化政策シナリオで上昇することが確認できる。輸出量では、政策シナリオ S で最も大きく押し上げられている。2030 年までの増加を見ると、シナリオ S が 14 パーセンテージポイントの上昇であり、シナリオ G18 と A18 がそれぞれ 10.4、9.4 の増加であった。シナリオ T18 では 2.7 パーセンテージポイントの押し上げ効果であった。

輸出量が継続的な増加をする一方で、輸入量の変化がシナリオ S で 2022 年以降横ばいからやや減少傾向に向かうことが特徴的である。日本への効果が FTAAP と世界全体での自由化で拮抗していることを考慮すると、政策シナリオ S で FTAAP 実施が終了する 2022 年以降の自由化による輸入量への影響は限定的なものになると考えられる。2030 年までの効果を見ると、シナリオ A18、G18、S、T18 の順に、12.7、11.7、10.5、そして 2.7 パーセンテージポイントの増加であった。

自由化政策を実施する期間の長短による影響を、TPP を例に取り経済厚生の変化についてまとめたものが図表 6 である。TPP による関税撤廃とサービス貿易障壁の 20%削減を、5 年間 (T05)、10 年間 (T10)、18 年間 (T18)、で比較している。図表 6 から明らかなことは、実施期間が短いほど経済厚生の上昇ペースが速いことである。2030 年で比較すると僅かな差で、T18 (0.52 パーセンテージポイント)、T10 (0.51)、T05 (0.49) の順に経済厚生が上昇している。

図表 10 は産業別生産量の変化を 2030 年についてまとめている。負の影響が大きい産業は、Rice、Grain、Livestock、Meats であり、正の影響が大きい産業は、SeaTrans、Auto などが観察される。しかしながら、正負の影響が政策シナリオにより変化する産業もある(例、TransEquip)。また、影響の程度が相當に異なる産業の例として Rice が観察される。TPP シナリオでの Rice への影響が他のシナリオに比較して小さく FTAAP シナリオでは大きいことから、TPP 参加国ではない FTAAP 参加国からの影響が大きいことが推察される。

GTAP 比較静学モデルによる分析でしばしば観察される Rice への大きな負の影響が、今回のシミュレーションでは全ての政策シナリオについて比較的縮小している。この原因は

ベースラインに含んだ政策に起因する可能性が高いと考えられるが、分析期間やサービス貿易障壁の大きさや他のシミュレーション設定にも依存するためさらなる検討が必要である。

#### 4. まとめと今後の課題

Dynamic GTAP モデルを利用して、関税撤廃とサービス貿易障壁削減による貿易自由化シミュレーションを、TPP、FTAAP、全世界の自由化という政策シナリオについて行った。また TPP については自由化実施期間を変化させたシミュレーションも行った。これら全ての政策シナリオで、日本の経済厚生、実質 GDP、輸出入量がベースラインと比較して増加する結果となった。投資と資本蓄積を備えた Dynamic GTAP モデルによる分析から、日本が所有する対外資本が全世界の自由化では増加し、全てのシナリオで対内資本への諸外国の所有が増加することが分かった。この点は、自由化政策の評価で実質 GDP が注視される場合が多いが、経済厚生を評価基準としてすることで対外投資収益をも含んだより広範な検討が可能となったと考えられる。

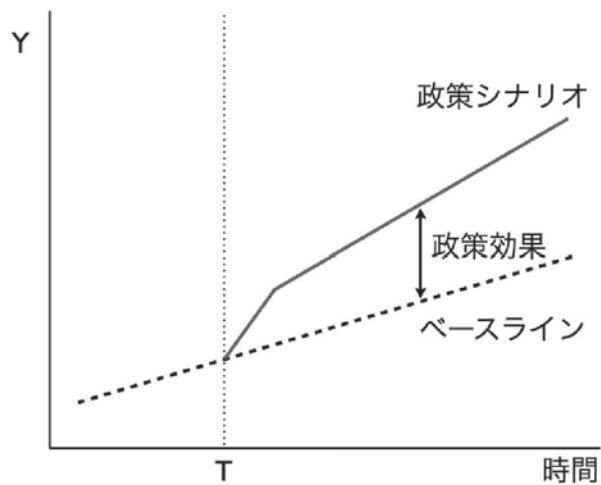
産業別生産量の変化は、政策シナリオにより正負の向きや変化程度が異なるケースが散見された。比較静学 GTAP モデルによる他の研究による試算との違いは、動学モデルである点や、ベースラインでの予測数値や政策シナリオの設定など、モデル、データベース、ソフトウェア、そしてシミュレーション設定と、非常に多くの要素に依存している。これらの構成要素が異なれば、結果にもその違いが反映されることとなる。その影響程度がどれほどになるかについての検討は今後の継続的な課題である。

他の課題としては、自由化政策シナリオを参加国や実施期間など多様に組み合わせる考察を継続することである（例えば、Itakura and Lee (2010)）。FTA や EPA の組み合わせや順序の違いによる影響を分析するとともに、FTA や EPA を利用するコスト（例えば、原产地証明）を考慮することや、他の潜在的な貿易障壁についても継続的に検討を行う必要がある。また、データベースやモデル構造の主要な数値や仮定についても検討していくことも今後の課題として重要である。

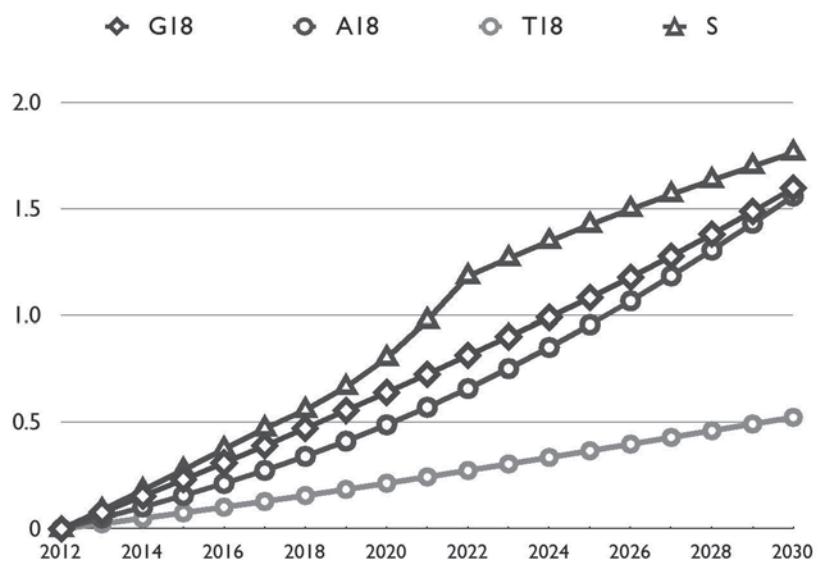
## 【参考文献】

- Boumellassa, Houssein, David Laborde, and Cristina Mitaritonna (2009), “A Picture of Tariff Protection Across the World in 2004 – MAcMap-HS6, Version 2,” IFPRI Discussion Paper, (903).
- Centre of Policy Studies (2010) RunDynam (v3.53), Monash University, Melbourne, Australia.
- Copenhagen Economics (2008) Taiwan: Enhancing Opportunities for European Business. ([www.copenhageneconomics.com/Files/Filer/Publikationer/53201\\_EU-Taiwan\\_Study.pdf](http://www.copenhageneconomics.com/Files/Filer/Publikationer/53201_EU-Taiwan_Study.pdf)).
- Copenhagen Economics and Joseph F. Francois (2007) “Economic Impact of a Potential Free Trade Agreement Between the European Union and South Korea,”, March.
- Harrison, Jill W. and Ken R. Pearson (1996) “Computing Solutions for Large General Equilibrium Models Using GEMPACK,” Computational Economics, Vol. 9, pp. 83-127.
- Hertel, Thomas W. ed. (1997) Global Trade Analysis: Modeling and Applications, New York: Cambridge University Press.
- Ianchovichina, Elena I. and Robert A. McDougall (2001) “Theoretical Structure of Dynamic GTAP,” GTAP Technical Paper, No. 17, January.
- ILO, International Labour Organization (2011) Economically Active Population, Estimation and Projection, Genève, 6th edition.
- IMF, International Monetary Fund (2011) World Economic Outlook Database September 2011, Washington, D.C.
- Itakura, Ken and Hiro Lee (2010) “How Important is the Sequencing of Free Trade Agreements in the Asia-Pacific Region?” paper presented at the 12th International Convention of the East Asian Economic Association, No. CS5-A2.
- McDougall, Robert A. (2000) “A New Regional Household Demand System for GTAP,” GTAP Working Paper, No. 14, September.
- Narayanan, Badri G. and Terrie L. Walmsley eds. (2008) Global Trade, Assistance, and Production: The GTAP 7 Data Base: Center for Global Trade Analysis, Purdue University.
- Philippidis, G. and A. I. Sanjuán (2007) “An Analysis of Mercosur’s Regional Trade Agreements,” The World Economy, Vol. 30, No. 3, pp. 504-531.
- U.S. Census Bureau (2011) International Data Base, June 2011, Washington, D.C.
- Wang, Zhi, Shashank Mohan, and Daniel Rosen (2009) “Methodology for Estimating Services Trade Barriers.” Rhodium Group and Peterson Institute for International Economics.
- 板倉健 (2009) 「FTAAP の効果シミュレーション」、『アジア太平洋巨大市場戦略』、第 5 章、浦田秀次郎 + 日本経済研究センター (編)、日本経済新聞出版社。

図表1 ベースラインと政策シナリオの模式図

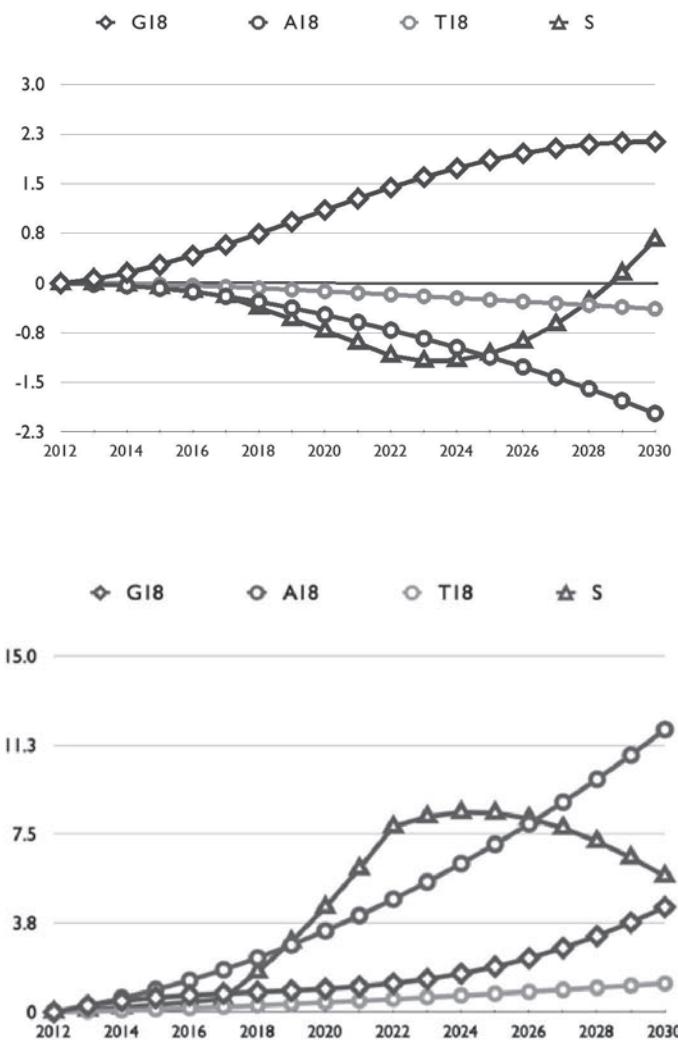


図表2 日本：経済厚生変化（パーセンテージポイント）



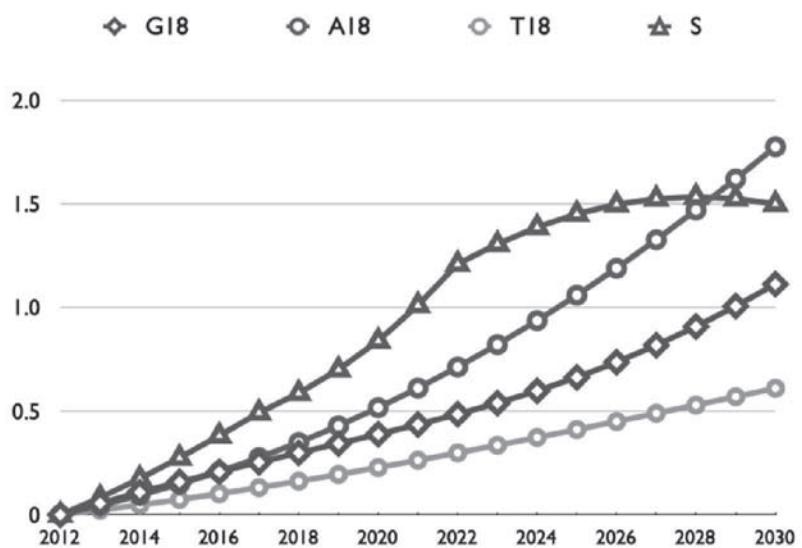
出所：シミュレーション結果

図表3 日本の対外資本所有（上）と諸外国による国内資本所有（下）  
(パーセンテージポイント)



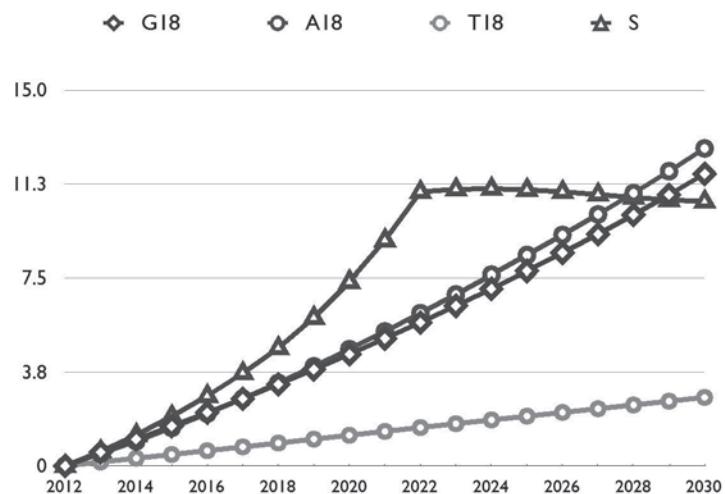
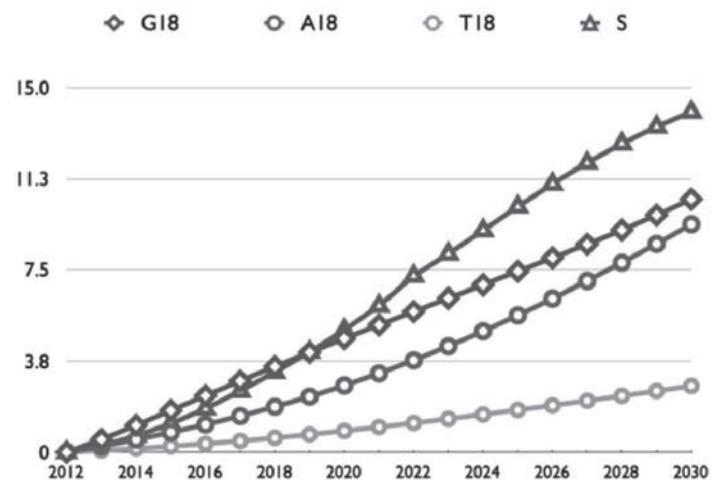
出所：シミュレーション結果

図表 4 日本 : GDP 変化 (パーセンテージポイント)



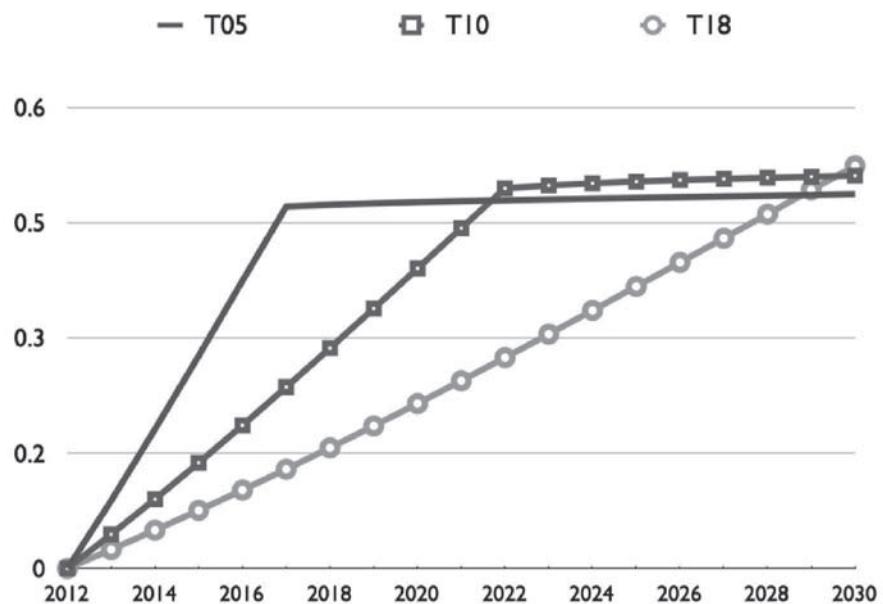
出所：シミュレーション結果

図表 5 日本：輸出量変化（上）と輸入量変化（下）（パーセンテージポイント）



出所：シミュレーション結果

図表 6 日本：TPP 実施期間差による経済厚生変化の比較（パーセンテージポイント）



出所：シミュレーション結果

図表 7 GTAP データベースの分析用 22 地域への集計

No.	Code	GTAP 112 地域
1	Japan	Japan.
2	China	China; Hong Kong.
3	Korea	Korea.
4	Taiwan	Taiwan.
5	Singapore	Singapore.
6	Indonesia	Indonesia.
7	Malaysia	Malaysia.
8	Philippines	Philippines.
9	Thailand	Thailand.
10	VietNam	Viet Nam.
11	RoASEAN	Cambodia; Lao People's Democratic Republ; Rest of Southeast Asia.
12	India	India.
13	Australia	Australia.
14	NewZealand	New Zealand.
15	USA	United States of America.
16	Canada	Canada.
17	Mexico	Mexico.
18	Chile	Chile.
19	Peru	Peru.
20	Russia	Russian Federation.
21	EU_27	Austria; Belgium; Cyprus; Czech Republic; Denmark; Estonia; Finland; France; Germany; Greece; Hungary; Ireland; Italy; Latvia; Lithuania; Luxembourg; Malta; Netherlands; Poland; Portugal; Slovakia; Slovenia; Spain; Sweden; United Kingdom; Bulgaria; Romania.
22	RestofWorld	Rest of Oceania; Rest of East Asia; Bangladesh; Pakistan; Sri Lanka; Rest of South Asia; Rest of North America; Argentina; Bolivia; Brazil; Colombia; Ecuador; Paraguay; Uruguay; Venezuela; Rest of South America; Costa Rica; Guatemala; Nicaragua; Panama; Rest of Central America; Caribbean; Switzerland; Norway; Rest of EFTA; Albania; Belarus; Croatia; Ukraine; Rest of Eastern Europe; Rest of Europe; Kazakhstan; Kyrgyzstan; Rest of Former Soviet Union; Armenia; Azerbaijan; Georgia; Iran Islamic Republic of; Turkey; Rest of Western Asia; Egypt; Morocco; Tunisia; Rest of North Africa; Nigeria; Senegal; Rest of Western Africa; Central Africa; South Central Africa; Ethiopia; Madagascar; Malawi; Mauritius; Mozambique; Tanzania; Uganda; Zambia; Zimbabwe; Rest of Eastern Africa; Botswana; South Africa; Rest of South African Customs .

出所：GTAP データベース第 7.1 版

表8 GTAP データベースの29産業への集計

No.	Code	GTAP 57 産業
1	Rice	Paddy rice; Processed rice.
2	Grain	Wheat; Cereal grains nec.
3	Sugar	Sugar cane, sugar beet; Sugar.
4	Crops	Vegetables, fruit, nuts; Oil seeds; Plant-based fibers; Crops nec.
5	Livestock	Cattle,sheep,goats,horses; Animal products nec; Raw milk; Wool, silk-worm cocoons.
6	Fuels	Coal; Oil; Gas.
7	NatRsrc	Forestry; Fishing; Minerals nec.
8	Meats	Meat: cattle,sheep,goats,horse; Meat products nec.
9	Dairy	Dairy products.
10	OthFood	Vegetable oils and fats; Food products nec; Beverages and tobacco products.
11	Textiles	Textiles.
12	WApparel	Wearing apparel; Leather products.
13	WoodPaper	Wood products; Paper products, publishing.
14	Petroleum	Petroleum, coal products.
15	Chemical	Chemical,rubber,plastic prods.
16	Metal	Ferrous metals; Metals nec; Metal products.
17	Machinery	Machinery and equipment nec.
18	ElecEquip	Electronic equipment.
19	Auto	Motor vehicles and parts.
20	TransEquip	Transport equipment nec.
21	OthMnfct	Mineral products nec; Manufactures nec.
22	ConstUtil	Electricity; Gas manufacture, distribution; Water; Construction.
23	Trade	Trade.
24	SeaTrans	Sea transport.
25	AirTrans	Air transport.
26	OthTrans	Transport nec.
27	FinService	Financial services nec; Insurance.
28	OthService	Communication; Business services nec; Recreation and other services; Dwellings.
29	GovtService	PubAdmin/Defence/Health/Educat.

出所：GTAP データベース第 7.1 版

図表9 平均関税率(%)と輸入額(10億ドル)、2004

	日本		米国		中国		韓国		マレーシア	
	関税率	輸入額	関税率	輸入額	関税率	輸入額	関税率	輸入額	関税率	輸入額
Rice	406.1	2.0	3.3	0.3	1.2	0.5	424.2	0.7	0.0	0.3
Grain	51.8	7.2	0.1	0.7	0.2	1.7	4.2	2.0	0.0	0.6
Sugar	212.5	1.0	39.1	1.1	0.3	0.3	4.2	0.4	0.0	0.3
Crops	3.6	10.2	3.2	17.0	3.1	13.3	69.3	3.8	18.3	2.0
Livestock	7.0	1.1	0.1	2.7	11.8	4.4	5.6	0.7	0.5	0.1
Fuels	0.0	72.3	0.2	149.0	0.2	31.8	4.2	38.6	1.8	1.6
NatRsrc	0.8	15.6	0.1	7.3	0.7	20.9	3.3	5.8	0.5	0.8
Meats	49.9	12.6	5.5	6.7	5.0	2.1	31.7	1.8	0.7	0.3
Dairy	29.3	1.5	25.6	2.5	8.0	0.8	45.8	0.4	0.7	0.4
OthFood	11.4	29.2	3.4	44.0	6.1	12.7	32.2	7.2	28.9	3.5
Textiles	7.0	13.8	7.3	42.4	9.5	27.3	9.4	5.2	13.4	1.9
WApparel	10.5	25.5	10.0	90.4	10.0	14.7	10.3	4.9	13.1	1.2
WoodPaper	1.0	19.8	0.2	78.3	3.6	17.0	3.2	4.5	6.4	2.4
Petroleum	2.0	15.4	1.4	36.6	5.4	15.6	5.1	5.6	6.7	2.3
Chemical	0.9	42.2	1.4	147.4	8.7	104.3	6.3	27.7	4.2	11.5
Metal	0.6	26.6	1.0	88.3	4.7	50.5	3.2	26.3	6.4	8.7
Machinery	0.1	54.5	1.0	214.6	6.5	143.7	6.1	40.7	4.3	14.9
ElecEquip	0.0	66.9	0.3	205.5	1.7	150.6	1.0	40.3	1.0	37.5
Auto	0.0	15.1	1.2	204.8	20.1	21.3	8.0	5.1	47.4	4.9
TransEquip	0.0	8.8	0.5	37.6	2.9	8.4	1.9	3.7	3.8	2.5
OthMnfcf	1.0	12.6	1.7	72.4	6.0	13.1	8.0	5.7	8.9	1.9
ConstUtil*	34.5	5.8	—	4.0	55.7	3.0	54.3	0.2	63.6	0.5
Trade*	37.9	15.3	—	21.1	205.2	29.8	58.1	5.6	67.5	0.9
SeaTrans*	7.6	7.5	—	2.5	29.0	1.7	23.4	4.5	30.8	0.6
AirTrans*	31.5	12.3	—	26.0	109.0	6.0	50.8	4.7	59.7	1.1
OthTrans*	32.9	8.3	—	35.3	134.6	9.5	52.4	5.3	61.4	0.8
FinService*	28.2	9.2	—	32.3	138.1	8.2	47.8	1.3	56.9	0.8
OthService*	27.3	34.7	—	72.1	128.1	21.5	45.6	14.4	56.1	6.9
GovtService*	37.9	9.9	—	38.5	138.3	6.3	58.1	3.1	67.5	0.8

注：\* サービス貿易障壁の関税相当率は Wang et al. (2009) を元に算出、米国はベンチマーク

出所：GTAP データベース第 7.1 版

図表 10 産業別生産量変化（パーセンテージポイント、2030）

	G18	A18	T18	S
Rice	-26.4	-27.7	-2.3	-24.7
Grain	-56.7	-61.8	-56.3	-54.8
Sugar	-3.4	-2.0	-0.2	-2.5
Crops	-3.6	-3.2	-1.4	-2.8
Livestock	-23.5	-21.0	-17.1	-22.6
Fuels	0.0	0.0	0.0	0.1
NatRsrc	3.5	2.6	0.4	3.8
Meats	-53.2	-49.3	-40.3	-52.0
Dairy	-6.0	-3.0	-2.2	-4.9
OthFood	-0.4	0.3	0.5	0.1
Textiles	-0.3	-1.7	0.9	4.1
WApparel	-12.6	-12.4	0.1	-11.6
WoodPaper	-0.7	-0.1	0.1	0.0
Petroleum	0.4	3.6	0.3	0.8
Chemical	3.3	2.1	0.9	5.5
Metal	2.2	3.1	0.9	4.4
Machinery	0.5	0.1	1.1	3.1
ElecEquip	-4.2	-4.4	0.6	-2.7
Auto	5.7	3.6	3.5	8.9
TransEquip	2.7	-4.6	1.1	6.6
OthMnfc	1.3	3.0	0.6	1.6
ConstUtil	2.1	7.0	0.7	0.0
Trade	-0.6	0.0	0.3	-0.3
SeaTrans	11.5	4.8	1.1	12.6
AirTrans	-2.0	8.5	2.2	-1.3
OthTrans	-0.7	1.5	0.2	-0.5
FinService	-1.1	0.3	-0.2	-0.5
OthService	-0.8	0.5	-0.1	-0.3
GovtService	-0.1	-0.2	-0.2	0.3

出所：筆者作成

# 第9章

## 自由貿易をめぐる選好形成メカニズムとその国際比較 —マイクロ・データを用いた実証分析—

杏林大学総合政策学部講師

久野 新<sup>127、128</sup>

### 1. はじめに

自由貿易を推進すべきか否かをめぐり、人々は何故異なる意見や立場を表明するのであろうか。通商政策をめぐる人々の選好は、いかなる経済的・非経済的要因に依存して形成されているのであろうか。諸外国との比較において、日本の有権者の選好形成メカニズムには何らかの特徴は観察されるのであろうか。これらの疑問を実証的に解明することが本稿の目的である。

伝統的な貿易理論は、貿易自由化に伴う所得分配効果の方向性、すなわち「自由化により誰が得をし、誰が損をするのか」ということを予想するうえで有益な含意を提供してくれる。近年、世論調査をはじめとする各種マイクロ・データの利用可能性が高まるにつれて、各有権者が自由貿易の是非をめぐり実際に表明した選好が、貿易理論から予想される選好形成メカニズムと整合的であるか、各国で盛んに検証されている<sup>129</sup>。加えて、各有権者の選好形成に影響を与える「非経済的」な要因を特定する試みもなされている。このように個人レベルの選好形成メカニズムを解明しておくことは、特定の個人や集団が自由貿易に対して抱く懸念や反感の源を正しく把握し、それらを緩和するための方策を検討するうえでも極めて有益である。他方、日本の有権者に特化した同種の分析は必ずしも十分に蓄積されていない。そこで本稿では以下に示す三つの分析を試みる。第一に、日本の有権者のマイクロ・データを用いて、自由貿易をめぐり各人が表明した選好が貿易理論の予想と整合的であるかを検証すること、第二に、有権者の選好形成に影響を及ぼしている

<sup>127</sup> 杏林大学総合政策学部、〒192-8508 東京都八王子市宮下町476 Tel: 042-691-0011。

<sup>128</sup> 本稿は日本国際経済学会関東支部大会（2010年6月19日）における報告論文を一部改訂したものである。また本稿は日本学術振興会科学研究費（スタートアップ）の助成を受けている。各種有益なコメントやアドバイスを頂いた21世紀政策研究所の研究会「日本の通商戦略のあり方」の委員各位に深く感謝申し上げたい。

<sup>129</sup> 米国のデータを用いたScheves and Slaugter (2001)、O'Rourke and Sinnott (2001)およびBlonigen (2011)、カナダのデータを用いたBalistreri (1997)およびBeaulieu (2002)、クロス・カントリー・データを用いたMayda and Rodrik (2005)など。

非経済的な要因（個人属性や価値観）を特定すること、第三に、日本を含むアジア大洋州地域9カ国のデータを用いて、選好形成メカニズムの国際比較を行うことである。

分析の結果、日本の有権者は Heckscher=Ohlin=Vaneck (HOV) モデルが予想する長期的な所得分配効果と、特殊要素モデルが想定する短期的な所得分配効果の両方を考慮しつつ、自由貿易に対する選好を決定していることが示された。すなわち、他の条件を一定とするとき、非熟練労働者は熟練労働者と比較して、比較劣位産業従事者は非貿易部門従事者や比較優位産業従事者と比較して、それぞれ自由貿易を支持する確率が有意に低いことが明らかになった。また男性と比較して女性は自由貿易を支持する確率が有意に低いこと、および地元（都道府県）に強い愛着を感じている個人、日本の歴史または日本の国際的な影響力に誇りを感じている個人が自由貿易を支持する確率も有意に低いことが示された。加えて、自由貿易をめぐる人々の選好決定に影響を与えていた要因のうち、「経済的要因」については国家間で一定の共通点も観察されたが、「非経済的要因」や「個人属性」が選好に与える影響は必ずしも各國で一様でないことが示された。我が国が貿易自由化を進めしていく際には、自由化に対する懸念の源泉として経済的・非経済的な要因の双方があることを認識しつつ、それぞれの要因に対応するための施策を実施していくことが望まれる。

本稿の構成は以下の通りである。第2節では検定可能な仮説および実証分析のモデルを提示し、第3節では実証分析で用いるデータを概観する。第4節では実証分析の結果を示し、第5節で結語を述べる。

## 2. 検定可能な仮説および実証分析のモデル

### (1) 検定可能な仮説

効用最大化を目指す合理的な経済主体を仮定する場合、通商政策をめぐる選好は、貿易自由化の際に各人が直面する所得分配効果の方向性に依存して形成されると考えられる。各人が直面する所得分配効果の方向性は、伝統的な貿易理論を用いて予想することが出来るが、その結論は短期と長期で大きく異なっている。産業特殊的な生産要素の存在を仮定した短期の特殊要素モデル、とりわけ資本のみならず労働も産業間を移動できない超短期の世界を想定すると、所得分配効果の方向性は、各人が保有する生産要素が現在投下されている「産業」に応じて決まる (Mussa, 1982)。すなわち、貿易が自由化されると、自身の生産要素を比較優位産業に投下している経済主体は正の分配効果に、比較劣位産業に投下している経済主体は負の分配効果に直面するのである。

他方、長期の世界、すなわち生産要素が産業間を円滑に移動できると仮定する Heckscher = Ohlin=Vaneck (HOV) モデルにおいては、生産要素を現在投下している産業ではなく、各人が保有する生産要素の「種類」に応じて所得分配効果の方向性が決まる。貿易が自由化されると、外国よりも国内に相対的に豊富に賦存する生産要素の保有者は正の分配効果に、稀少な生産要素の保有者は負の分配効果に直面すると予想される。したがって伝統的な貿易理論によれば、『各経済主体が貿易自由化に対する選好を決定する際、自由化に伴う短期的な分配効果を考慮するのであれば「従事する産業」に応じて、長期的な分配効果を考慮するならば（産業とは無関係に）「保有する生産要素の種類」に応じて選好の分布が異なるはず』であり、他国を事例とする先行研究においても、有権者の選好が短期・長期どちらのモデルと整合的であるかが検定されている。本稿の実証分析においても、日本の有権者が表明する選好パターンが、「従事する産業」に依存して決定されているのか、「保有する生産要素の種類」に応じて決定されているのか、あるいはその両方に同時に依存して決定されているのかを統計的に検証する。

## (2) 実証分析のモデル

貿易自由化時の経済主体の効用の変化は、当該経済主体が保有する生産要素（労働者としての熟練度）、従事する産業、およびその他の個人属性の線形関数であると仮定する<sup>130</sup>。

$$\Delta U_i = \alpha_1 skill_i + \sum_{j=1}^J \beta_j ind_{ji} + \sum_{k=1}^K \gamma_k X_{ki} + u_i \quad (1)$$

ただし、 $\Delta U_i$ は貿易を自由化した際に生ずる経済主体*i*の効用の変化分、 $skill_i$ は*i*の労働者としての熟練度、 $ind_i$ は*i*が現在従事している産業を表すダミー変数、 $X_{ki}$ はその他の個人属性に関するコントロール変数群、 $u_i$ は標準正規分布にしたがう搅乱項である。 $\Delta U_i$ は観察されない変数であり、これが正の値をとると合理的な経済主体が予測する場合には世論調査において自由貿易支持を表明し、それ以外の値の場合には不支持を表明するという次のよ

---

<sup>130</sup> 本稿では経済主体が獲得する主たる収入源は賃金であると仮定し、資本および土地からの要素所得の存在は捨象している。ただし、HOV モデルでは熟練労働者および非熟練労働者に対する分配効果の方向性が、それら要素の相対的な国内賦存量および全世界に占める自国の消費シェアのみに依存して決まるため、土地や資本の存在を捨象したとしても、熟練労働者および非熟練労働者に及ぶ分配効果の方向性に影響を及ぼすものではない。詳しくは Balistreri (1997) 参照。

うな関係性があるとする。

$$ftrade_i = \begin{cases} 1 & \text{if } \Delta U_i > 0 \\ 0 & \text{otherwise} \end{cases} \quad (2)$$

$ftrade_i$ は世論調査において経済主体*i*が自由貿易支持を表明するか否かを示す二値変数（支持=1、不支持=0）である。したがって、推定される Probit モデルは以下のとおりである。

$$Pr(ftrade_i = 1) = F(\alpha_1 skill_i + \sum_{j=1}^J \beta_j ind_{ji} + \sum_{k=1}^K \gamma_k X_{ki}) \quad (3)$$

期待される係数の符号は以下のとおりである。経済主体が選好を決定するにあたり、HOV モデルが想定する長期の影響のみを考慮して決定している場合は $\alpha_1 \neq 0$ かつ $\beta_j = 0$ 、特殊要素モデルが想定する短期の影響のみを考慮して決定している場合は $\alpha_1 = 0$ かつ $\beta_j \neq 0$ 、両方のモデルと整合的である場合、すなわち長期・短期双方の影響を同時に考慮している場合には $\alpha_1 \neq 0$ かつ $\beta_j \neq 0$ となる。

### 3. データ

本稿で用いたマイクロ・データは、ISSP (International Social Survey Program) の下で実施された ISSP National Identity II, 2003 から入手した。これは日本を含む 34 カ国が共同で実施した国際的な世論調査プロジェクトであり、各国で無作為抽出された個人に対して自由貿易や外国人労働者などに対する考え方、国への帰属意識、支持政党、および性別、年齢、職業など回答者の個人属性に関する質問を行い、その結果を国際比較可能な形でデータベース化したものである。日本については 2003 年 11 月から 12 月にかけて訪問員による面談方式により調査が実施され、1,102 名から回答を得ている。

同調査には、「『日本経済を守るために、日本は外国製品の輸入を制限すべきだ』という意見を、あなたはどう思いますか？」という質問が含まれている。回答者は、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「どちらとも言えない」「どちらかといえばそう思わない」「そ

う思わない」「わからない」という選択肢からひとつだけ選ぶことが求められる。本稿で用いられている被説明変数 (*ftrade1*) は、回答者が輸入制限措置に対して明確に否定的な選択肢（「そう思わない」または「どちらかといえばそう思わない」）を選択した場合には 1 を、その他の 4 つの選択肢を選んだ場合には 0 を取る二値変数である。さらに、「どちらとも言えない」および「わからない」を選択した回答者をサンプルから除外して作成した被説明変数 (*ftrade2*) も代替的に用いた。

説明変数のうち、各人が保有する生産要素の種類については、日本が熟練労働豊富国であると仮定したうえで、先行研究にならい労働者としての熟練度（人的資本の蓄積水準）に着目した。労働者としての熟練度を示す変数 (*skilled*) は、当該個人の最終学歴が高等専門学校または大学・大学院である場合に 1 を、高校卒業以下の場合には 0 を取るダミー変数である。長期の HOV モデルの含意が正しければ、貿易自由化の結果、熟練労働者は（現在従事している産業にかかわらず）自由貿易を支持し、非熟練労働者はこれを支持しないであろう。

他方、短期の特殊要素モデルの含意が正しければ、比較優位産業に従事する主体は自由貿易を支持し、比較劣位産業に従事する主体はこれを支持しないはずである。回答者が従事する産業に関する変数群は以下の二種類の組合せを排他的に用いた。いずれもサービス業など非貿易部門従事者を統制群とするダミー変数である。第一に、農林水産業・食品加工業従事者 (*agri*) と製造業従事者 (*manu*) という組み合わせであり、前者を比較劣位産業、後者を比較優位産業とみなした。第二に、貿易部門のうち、2003 年当時に輸入関税が残存していた産業に従事する保護産業従事者 (*protected*) と自由化されていた産業に従事する自由化産業従事者 (*liberalized*) という組み合わせである。無論、比較劣位産業・比較優位産業という理論上の分類（または顯示比較優位指數などに基づく分類）と、輸入制限措置が残存している・していないという制度実態に基づく分類との間には何ら一対一の対応関係はない。むしろ、一部の労働集約的な工業品に代表されるように、日本では比較劣位産業の貿易自由化も相当程度進展している。こうした「自由化済み比較劣位産業」においては、理論が予想するような「追加的な自由化に伴う負の所得分配効果」も発生し得ないことから、保護が残存する比較劣位産業と比較しても自由貿易に対する警戒感は必然的に小さいと考えられる。したがって、本稿では、顯示比較優位指數などに基づいて比較優位産業・劣位産業を分類する方法は採用せず、「保護残存比較劣位産業」とその他の産業と

の間で従事者の選好の分布に有意な差が存在するか否かに着目した<sup>131</sup>。なお、ISSP に含まれるデータは ILO の国際標準職業分類（ISCO88）に基づく回答者の「職業」データであるため、これを産業別分類に変換し、上記変数を作成した<sup>132</sup>。

その他の個人属性変数としては、女性ダミー (*female*)、回答者の年齢 (*age*)、失業者ダミー (*unemployed*)、学生ダミー (*student*)、その他非就業者ダミー<sup>133</sup> (*nolaborforce*)、地方の町村・農山村居住者ダミー (*rural*) を用いた。各変数の基本統計量は図表 4 を参照されたい。

なお、主観的な表明選好のデータを用いて実証分析を行う際には留意すべき点がある。具体的には、アンケートの質問項目の順番、質問の表現方法、選択肢の提示の順番、選択肢の尺度の間隔の設定方法、調査の実施方法（面接員による聞き取り、郵送式など）が回答者の回答方法にバイアスを与えるという問題である（Bertrand and Mullainathan, 2001）。例えば、実際は自由貿易に対して賛成・反対いずれかの意見を有しているものの、面接員に対して自分の意見を直接表現することを好まない回答者は、「どちらとも言えない」を選択する、あるいは控えめな主張をするという可能性がある。こうした回答方法の「癖」が特定の個人属性と相関を持つとき、表明された選好には誤差が生じ、推定されるパラメーターにもバイアスが生ずることに留意する必要がある<sup>134</sup>。

## 4. 実証分析の結果

### (1) 貿易理論の検定

実証分析の結果は図表 1 に示されている。表内の値は限界効果を、括弧内の値は不均一分散に対して頑健な White の標準誤差を表している。はじめに、個人属性のみを説明変数としたベースライン・モデルを推定した結果、女性ダミー (*female*)、年齢 (*age*) の係数が有意に負であった（モデル 1）。とりわけ女性ダミーについては、本稿で推定した全てのモデルにおいて安定的かつ有意に負であり、学歴や産業など他の要因をコントロールしてもなお、男性と比較して女性が自由貿易を支持する確率は 13~17% ポイント程度低い傾向

<sup>131</sup> 保護が残存している産業は全て比較劣位産業に含まれると仮定している。なお、当該産業においては保護主義的な選好を持つ個人が多く、その結果として実際の保護が政治的に撤廃されないという同時性の問題が生じている可能性も考えられるが、本稿では詳細な検証は行っていない。

<sup>132</sup> 保護産業、自由化産業の分類方法は図表 4 を参照のこと。

<sup>133</sup> 年金生活者、主婦、障害その他の理由で働けない者が含まれる。

<sup>134</sup> 例えば質問への回答について学生特有の癖が存在する場合、学生が表明する選好の値にはシステムティックな誤差が含まれ、説明変数である個人属性との間で相関が生じ、推定されるパラメーターにバイアスが生ずる。

が確認された。女性が相対的に保護主義的である根本的な理由は未だ解明されていないが、この傾向は前述の各種先行研究においても一貫して観察されているものである。

モデル 2 は長期の HOV モデルを検定したものである。ベースライン・モデルに熟練労働者ダミー (*skilled*) を加えてみると、係数は有意に正であった。他のモデルにおいても、非熟練労働者と比較して熟練労働者が自由貿易を支持する確率は（産業をコントロールしてもなお）10～18%ポイント程度高い。紙面の制約上掲載していないが、ダミー変数ではなく、就学年数を説明変数とした用いたモデルにおいても結果に質的な変化は生じなかつた。以上は、日本の有権者が自由貿易をめぐり表明した選好が、HOV モデルが予想する長期的な分配効果の帰結と整合的であることを示唆している。

モデル 3 および 4 は特殊要素モデルの検定結果、すなわち回答者が従事する産業に関連する変数を含めて推定した結果である。統制群である非貿易部門従事者と比較して、農林水産業・食品加工業従事者 (*agri*) が自由貿易を支持する確率は 20%ポイント程度有意に低いが、製造業従事者 (*manu*) については有意な差は確認されなかつた。また、保護残存産業従事者 (*protected*) の係数も期待どおり有意に負であった（モデル 4）。この係数は本稿で推定した他のモデルにおいて有意かつ安定的に負であり、関税で保護された産業従事者が自由貿易を支持する確率は非貿易部門従事者と比較して 16～30%ポイント程度低いことが示された。以上、比較劣位産業に関連する二種類のダミー変数の係数が有意かつ安定的に負であったという結果は、日本の有権者が表明した自由貿易に対する選好が、特殊要素モデルが予想する貿易自由化の短期的な帰結とも整合的であることを示唆している。他方、自由化産業従事者 (*liberalized*) については、係数は正であるものの、多くのモデルにおいて統制群である非貿易部門従事者との間で選好に関するシステムティックな差は確認されなかつた。この理由としては、既述のとおり、当ダミー変数が必ずしも潜在的に輸出競争力をを持つという意味での比較優位産業を示すものではないこと、および ISSP の質問においては輸入の自由化に特化した質問文になっていることが考えられる。

現在職を持たない回答者のうち、学生 (*student*)、その他の非就業者 (*nolaborforce*) については固有のバイアスは確認されなかつたが、失業者ダミー (*unemployed*) の係数は一部のモデルで有意に正であった。現時点で職に就いていない失業者は貿易自由化の結果生ずる所得分配上の効果とは無縁である一方、消費者として安価な生活必需品にアクセスできるようになることを期待している可能性が示唆されている。

モデル 5 は HOV モデルと特殊要素モデルの両仮説を同時に検定している。熟練労働者

ダミーおよび保護残存産業従事者ダミーは引き続き期待どおりの符号で有意であった。このことは、日本の有権者は自らが保有する生産要素の「種類」と投下先「産業」の組み合せに応じて決定される短期・長期の所得分配効果に応じて、自由貿易に対する態度を決定・表明していることを示唆している。頑健性チェックとして、回答者の居住地特性を制御するために「地方の町村・農山村居住者ダミー (*rural*)」を含めたモデル（モデル 6）、被説明変数として *ftrade2* を用いたモデル（モデル 6'）を推定したが、いずれもモデル 5 と比較して推定結果に質的な変化は見られなかった。

## （2）非経済的要因の検定

次に、各経済主体の自由貿易に対する選好が非経済的な要因にも依存または関連している可能性を検証する。第一に、Mayda and Rodrik (2005) にならい、自身が帰属するコミュニティへの愛着 (attachment) の強さに関するデータを用いて、自由貿易に対する選好との関連について確認する。本稿では、「市区町村への愛着 (*cityattach*)」、「都道府県への愛着 (*regiattach*)」、「日本への愛着 (*ctryattach*)」、「アジアへの愛着 (*asiaattach*)」につき、いずれも「とても愛着がある」「まあ愛着がある」を選択した場合に 1 を取るダミー変数を用いた。前述のモデル 6 に上記 4 つの変数を加えて推定した結果、自分が居住する都道府県に愛着を持つ個人は、自由貿易を支持する確率が 10~15% ポイント低下した一方で、アジアという地域に愛着を持つ個人は自由貿易支持確率が 6~7% ポイント有意に上昇している（モデル 7 および 7'）。「市町村への愛着」ダミーはいずれも有意でなく、「日本への愛着」ダミーについては被説明変数として *ftrade2* を用いたモデル 7'において 10% 水準で有意に負であった。国家に愛着を感じている個人ほど国全体の社会的厚生を軽視した選好を表明するという半ば皮肉な傾向は Mayda らの選好研究の結果とも一致している。

次に、愛国心と自由貿易への選好との関連をより詳細に検証するために、回答者が日本の各側面に対して抱いている「誇り」の強さを示す変数を含めて推定を行った（モデル 8 および 8'）。具体的には、「世界における日本の政治的影響力 (*pridepoli*)」「日本が成し遂げた経済的成果 (*prideecon*)」「科学技術の分野で日本人が成し遂げたこと (*pridetech*)」「日本の歴史 (*pridehist*)」の各項目につき、「とても誇りに思う」「まあ誇りに思う」を選択した場合に 1 を取るダミー変数を用いた。推定の結果、「世界における日本の政治的影響力」および「日本の歴史」について誇りに思っている回答者には自由貿易支持について負のバイアスが、「科学技術分野」について誇りに思っている回答者には正のバイアスが確認され

た。日本が過去に達成した「経済的な成果」と自由貿易に関する選好との間にはシステムティックな関係は確認されなかった。

### (3) 選好の決定要因の国際比較

最後に、自由貿易をめぐる選好形成メカニズムに国家間の差異が存在するか否かを検証する。比較対象は台湾、韓国、フィリピン、オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ、カナダ、チリというアジア大洋州における8つの国と地域である(図表3)。検定を行ったモデルは、既述のモデル7をベースとしているが、データの制約から産業関連ダミーのみ農林水産業・食品加工業従事者(*agri*)と製造業従事者(*manu*)の組み合わせを用いた。被説明変数はいずれも*ftrade1*を用いている。分析の結果特筆すべき点は以下の4点である。

第一に、比較対象となった全ての国において、長期のHOVモデルが予想する帰結と整合的な結果が確認された。すなわち、熟練労働者ダミーの係数は全ての国について有意であり、相対的に非熟練労働者豊富国と考えられるフィリピンにおいてのみ当該ダミーの係数はマイナス、その他ンの国は全てプラスであった。フィリピンにおいては(国内で希少な)熟練労働者の方が自由貿易に対して相対的に慎重な態度を表明しているのである。

第二に、短期の特殊要素モデルが予想する選好パターンについては、これが有意に観察された国と、観察されなかった国(フィリピンとチリ)とが存在した。観察された国の中、韓国、台湾およびアメリカについては、日本と同様に(非貿易部門と比較して)農林水産業・食品加工業従事者(*agri*)の選好に保護主義的なバイアスがシステムティックに確認された。アメリカを除く農業大国、すなわちオーストラリア、ニュージーランド、カナダについては、(非貿易部門と比較して)製造業従事者(*manu*)の選好に保護主義的な負のバイアスが確認された。

第三に、その他の個人属性として、フィリピンを除くすべての国において、男性と比べて女性は自由貿易を支持する確率が有意に低いことが確認された。他方で、失業者(*unemployed*)、学生(*student*)、その他の非就業者(*nolaborforce*)、地方の町村・農山村居住者(*rural*)といった各ダミー変数の係数の方向性や有意水準は国毎に大きく異なっている。例えば、日本では有意でなかった町村・農山村居住者ダミーに注目すると、台湾、韓国、オーストラリア、チリでは労働者としての熟練度および従事する産業をコントロールしてもなお、地方の町村・農山村居住者は都市部の居住者と比較して自由貿易を支持する

確率が低いことが確認された<sup>135</sup>。

最後に、自身が帰属するコミュニティへの愛着（attachment）の強さと自由貿易に対する選好との関連性について確認しておく。居住する市町村や県（または州等）への愛着の強さと自由貿易に対する選好との間に一貫した関係性が確認されたのはニュージーランド（市町村レベル）および日本（都道府県レベル）の二カ国のみであり、いずれも地元への愛着の強さと自由貿易への態度との間には負の相関関係が存在することが確認された。因果関係については更なる検証が必要であるが、日本の有権者は輸入の自由化により地元に存在する大切な何か（例えば雇用、産業、風景、伝統、地域社会など）が失われるのではないか、という漠然とした不安や懸念を相対的に強く抱いている可能性を示唆する結果であろう。他方、日本とオーストラリアの二カ国の *contiaattach* ダミーに着目すると、両国では「アジア」という国境を超えた地域コミュニティへの愛着を持っている有権者ほど、自由貿易を支持する確率が有意に高いという結果が得られている<sup>136</sup>。

## 5. 結語

本稿では、2003年時点のマイクロ・データを用いて、日本の有権者の自由貿易に対する選好の決定要因を実証的に分析するとともに、決定要因に関する国際比較分析を行った。主観的データを用いて実証分析を行うことには一定の限界が伴うものの、分析の結果から以下の主要な結論が得られた。

第一に、日本の有権者は特殊要素モデルが想定する短期的な帰結と HOV モデルが想定する長期的な帰結の両方を同時に考慮しつつ、貿易自由化への選好を決定していることが明らかになった。すなわち、他の条件を一定とすると、比較劣位産業従事者は非貿易部門従事者や比較優位産業従事者と比較して、非熟練労働者は熟練労働者と比較して、それぞれ自由貿易を支持する確率が有意に低いことが示された。両方の要因を同時に考慮しているという結果は、例え同一産業内であっても、貿易自由化や自由貿易協定の締結について異なる意見を表明する個人が存在するという基本的な事実と整合的である。

なお、日本政府が国民的合意を形成しつつ更なる貿易自由化を推進するためには、労働者が就労後も継続的に自身のスキルアップを行うことを支援するための取り組み、あるいは

<sup>135</sup> アメリカのデータのみ *rural* ダミーの値が欠損している。

<sup>136</sup> アメリカ、カナダ、チリにおける調査では「アジア」ではなく「アメリカ大陸」というコミュニティへの帰属意識が調査されている。したがって、ここでは *asiaattach* ではなく *contiaattach* と変数名を変更している。

は比較劣位産業に投下されている生産要素が産業間を円滑に移動することを支援するための政策的対応が不可欠であろう。具体的には、農地の集約化や転売を促進するための各種インセンティブの導入に代表されるような従来指摘されている施策のみならず、貿易自由化の結果として損害を被った（またはその恐れがある）労働者に対する雇用訓練の提供、地域をまたぐ転職を円滑化する為の情報提供や金銭的な支援など、いわゆる制度化された「貿易調整支援（TAA：Trade Adjustment Assistance）プログラム」の導入も検討に値しよう（久野、2004）。

第二に、貿易自由化への選好は、経済的要因のみならず、非経済的な要因とも強く関連していることが示された。たとえば、女性は男性と比較して相対的に保護主義的なバイアスを持っていることが明らかになった。このことは、貿易自由化をさらに推進する際に、女性に安心感を与え、女性からも共感を得られるような広報戦略を立案し、PR活動を行うことが不可欠であることを示唆している。加えて、日本においては、とりわけ個人の地元愛の強さと自由貿易に対する選好との間の関連性が強いことも確認された。貿易自由化に対する国民的な支持を拡大するうえで、「貿易自由化が地域の雇用、産業、風景、伝統、地域社会が崩壊するのでは」という有権者の不安や懸念を効果的に緩和するためのメッセージや情報を政府がタイムリーに提示していくことの重要性を再度認識する必要があろう。我が国が貿易自由化を進めていく際には、自由化に対する懸念の源泉として経済的・非経済的な要因の双方があることを認識しつつ、それぞれの要因に対応するための施策を同時に並行的に実施していくことが望まれる。

図表 1 貿易理論の検定

Dependent var.	(1) <i>ftrade1</i>	(2) <i>ftrade1</i>	(3) <i>ftrade1</i>	(4) <i>ftrade1</i>	(5) <i>ftrade1</i>	(6) <i>ftrade1</i>	(6)' <i>ftrade2</i>
<i>female</i>	-0.131*** (0.0265)	-0.125*** (0.0269)	-0.139*** (0.0294)	-0.136*** (0.0297)	-0.129*** (0.0301)	-0.130*** (0.0302)	-0.149*** (0.0422)
<i>age</i>	-0.00266*** (0.000707)	-0.00217*** (0.000739)	-0.00292*** (0.00102)	-0.00304*** (0.00101)	-0.00229** (0.00106)	-0.00229** (0.00106)	-0.00583*** (0.00154)
<i>skilled</i>		0.122*** (0.0329)			0.120*** (0.0360)	0.118*** (0.0361)	0.176*** (0.0484)
<i>agri</i>			-0.195*** (0.0437)				
<i>manu</i>			0.0271 (0.0520)				
<i>protected</i>				-0.182*** (0.0388)	-0.165*** (0.0442)	-0.164*** (0.0447)	-0.279*** (0.0611)
<i>liberalized</i>				0.0865 (0.0678)	0.112 (0.0716)	0.113 (0.0718)	0.0883 (0.0904)
<i>unemployed</i>			0.155 (0.113)	0.152 (0.113)	0.187* (0.114)	0.186 (0.113)	0.433*** (0.117)
<i>student</i>			-0.0342 (0.0557)	-0.0392 (0.0547)	0.0132 (0.0636)	0.0125 (0.0635)	-0.0198 (0.0899)
<i>nolaborforce</i>			0.0220 (0.0390)	0.0211 (0.0387)	0.0280 (0.0395)	0.0289 (0.0396)	0.0590 (0.0549)
<i>rural</i>						-0.0117 (0.0298)	0.0129 (0.0438)
Observations	1,099	1,077	1,039	1,039	1,024	1,023	668
擬似決定係数	0.0288	0.0396	0.0428	0.0470	0.0573	0.0575	0.0983

(注)\*\*\*は1%、\*\*は5%、\*は10%水準で、それぞれ有意な推定値(限界効果)を表す。

カッコ内は不均一分散に対して頑健なWhiteの標準誤差である。

図表2 非経済的要因の特定

Dependent var.	(7)	(8)	(7)'	(8)'
	ftrade1	ftrade1	ftrade2	ftrade2
<i>female</i>	-0.122*** (0.0305)	-0.135*** (0.0305)	-0.143*** (0.0427)	-0.165*** (0.0432)
<i>age</i>	-0.00196* (0.00108)	-0.00188* (0.00105)	-0.00552*** (0.00158)	-0.00489*** (0.00156)
<i>skilled</i>	0.112*** (0.0360)	0.104*** (0.0365)	0.167*** (0.0490)	0.161*** (0.0490)
<i>protected</i>	-0.157*** (0.0461)	-0.173*** (0.0435)	-0.271*** (0.0634)	-0.295*** (0.0609)
<i>liberalized</i>	0.105 (0.0707)	0.125* (0.0734)	0.0733 (0.0899)	0.106 (0.0928)
<i>unemployed</i>	0.183 (0.113)	0.202* (0.112)	0.430*** (0.115)	0.437*** (0.119)
<i>student</i>	0.00359 (0.0631)	0.0163 (0.0642)	-0.0412 (0.0898)	-0.0125 (0.0917)
<i>nolaborforce</i>	0.0239 (0.0398)	0.0344 (0.0396)	0.0527 (0.0556)	0.0696 (0.0555)
<i>rural</i>	-0.0180 (0.0299)	-0.00717 (0.0300)	-0.00105 (0.0441)	0.0206 (0.0442)
<i>cityattach</i>	-0.0240 (0.0470)		-0.0327 (0.0649)	
<i>regiattach</i>	-0.102** (0.0483)		-0.150** (0.0621)	
<i>ctryattach</i>	-0.0718 (0.0521)		-0.122* (0.0726)	
<i>asiaattach</i>	0.0635** (0.0296)		0.0698* (0.0424)	
<i>prideinflu</i>		-0.0581* (0.0320)		-0.100** (0.0454)
<i>prideecon</i>		0.0197 (0.0304)		0.0203 (0.0425)
<i>pridetech</i>		0.0700* (0.0361)		0.0981* (0.0554)
<i>pridehist</i>		-0.0605* (0.0312)		-0.150*** (0.0452)
Observations	1022	1017	668	664
擬似決定係数	0.0684	0.0687	0.113	0.125

(注)\*\*\*は1%、\*\*は5%、\*は10%水準で、それぞれ有意な推定値(限界効果)を表す。

カッコ内は不均一分散に対して頑健なWhiteの標準誤差である。

図表3 選好決定要因の国際比較

	(9) JPN	(10) TWN	(11) KOR	(12) PHI	(13) AUS	(14) NZ	(15) USA	(16) CAN	(17) CHL
<i>female</i>	-0.124*** (0.0302)	-0.130*** (0.0214)	-0.0642** (0.0267)	-0.00658 (0.0208)	-0.0586*** (0.0167)	-0.100*** (0.0283)	-0.0741*** (0.0225)	-0.162*** (0.0274)	-0.0901*** (0.0251)
<i>age</i>	-0.00180 (0.00109)	-0.00161* (0.000881)	-0.00188 (0.00115)	-0.000713 (0.000621)	-0.000547 (0.000628)	3.40e-05 (0.00110)	0.000772 (0.000767)	0.00111 (0.00126)	-0.00264*** (0.000709)
<i>skilled</i>	0.117*** (0.0362)	0.130*** (0.0264)	0.0539* (0.0278)	-0.0375* (0.0192)	0.0438*** (0.0163)	0.116*** (0.0410)	0.0519** (0.0218)	0.120*** (0.0276)	0.104*** (0.0275)
<i>agri</i>	-0.173*** (0.0529)	-0.128*** (0.0389)	-0.106** (0.0484)	0.00445 (0.0286)	-0.0406 (0.0394)	-0.0254 (0.0489)	-0.0984** (0.0475)	-0.0461 (0.112)	-0.0452 (0.0452)
<i>manu</i>	0.0580 (0.0559)	-0.0149 (0.0318)	-0.0135 (0.0381)	-0.0366 (0.0277)	-0.0638*** (0.0224)	-0.188*** (0.0288)	-0.0485 (0.0330)	-0.118** (0.0562)	-0.0394 (0.0424)
<i>unemployed</i>	0.189* (0.114)	-0.0138 (0.0462)	0.0337 (0.0698)	0.0789 (0.0861)	0.0632 (0.0655)	-0.124*** (0.0467)	-0.0728 (0.0458)	-0.0726 (0.0993)	-0.0220 (0.0496)
<i>student</i>	0.0125 (0.0646)	-0.0146 (0.0462)	0.0843* (0.0485)	-0.00583 (0.0452)	0.106* (0.0594)	-0.0963 (0.0792)	0.0820 (0.0679)	0.000223 (0.112)	-0.0355 (0.0403)
<i>nolaborforce</i>	0.0260 (0.0402)	-0.0207 (0.0310)	-0.0134 (0.0307)	0.0244 (0.0224)	-0.0272 (0.0209)	-0.0940** (0.0392)	-0.0159 (0.0275)	-0.0685* (0.0366)	-0.0162 (0.0281)
<i>rural</i>	-0.0186 (0.0299)	-0.0662*** (0.0236)	-0.0794* (0.0448)	-0.00341 (0.0199)	-0.0503*** (0.0190)	-0.0541 (0.0334)		-0.00790 (0.0435)	-0.0750*** (0.0288)
<i>cityattach</i>	-0.0206 (0.0463)	-0.0434 (0.0338)	-0.0225 (0.0324)	-0.00234 (0.0262)	0.0130 (0.0215)	-0.0786** (0.0394)	-0.0232 (0.0266)	-0.0439 (0.0367)	-0.00521 (0.0385)
<i>regiattach</i>	-0.110** (0.0485)	0.0125 (0.0328)	0.0397 (0.0287)	0.0146 (0.0247)	-0.0176 (0.0232)	-0.00220 (0.0348)	-0.00266 (0.0280)	-0.0236 (0.0425)	0.00930 (0.0391)
<i>ctryattach</i>	-0.0724 (0.0521)	0.0186 (0.0311)	-0.00269 (0.0367)	-0.0317 (0.0303)	-0.0394 (0.0339)	0.0106 (0.0579)	-0.0327 (0.0404)	0.0717* (0.0381)	0.0351 (0.0389)
<i>contiattach</i>	0.0649** (0.0296)	0.00454 (0.0347)	0.00450 (0.0273)	-0.000860 (0.0198)	0.112*** (0.0266)	0.0218 (0.0288)	0.0197 (0.0243)	-0.0116 (0.0307)	-0.0257 (0.0263)
Observations	1,022	1,981	1,289	1,194	1,967	927	1,212	1,032	1,479
擬似決定係数	0.0657	0.0580	0.0453	0.0122	0.0497	0.0581	0.0269	0.0593	0.0520

(注)\*\*\*は1%、\*\*は5%、\*は10%水準で、それぞれ有意な推定値(限界効果)を表す。

カッコ内は不均一分散に対して頑健なWhiteの標準誤差である。

図表4 記述統計表

Variable	Obs	Mean	Std. Dev.	Min	Max
<i>ftrade1</i>	1099	0.2647862	0.4414202	0	1
<i>ftrade2</i>	709	0.4104372	0.4922604	0	1
<i>female</i>	1102	0.5172414	0.4999295	0	1
<i>age</i>	1102	50.7559	18.2749	16	93
<i>skilled</i>	1080	0.2648148	0.441439	0	1
<i>eduy</i>	1010	12.02772	2.694785	2	24
<i>agri</i>	1071	0.0466853	0.2110626	0	1
<i>manu</i>	1071	0.085901	0.2803488	0	1
<i>protected</i>	1071	0.070028	0.2553134	0	1
<i>liberalized</i>	1071	0.0513539	0.2208216	0	1
<i>unemployed</i>	1072	0.0195896	0.1386497	0	1
<i>student</i>	1072	0.068097	0.2520299	0	1
<i>nolaborforce</i>	1072	0.3470149	0.4762427	0	1
<i>rural</i>	1099	0.3512284	0.4775715	0	1
<i>cityattach</i>	1099	0.8735214	0.3325393	0	1
<i>regiattach</i>	1100	0.8518182	0.3554417	0	1
<i>ctryattach</i>	1100	0.8981818	0.3025466	0	1
<i>asiaattach</i>	1095	0.5150685	0.5000013	0	1
<i>pinfl</i>	1096	0.2928832	0.4552931	0	1
<i>pecon</i>	1097	0.5341841	0.4990576	0	1
<i>ptech</i>	1096	0.8394161	0.3673144	0	1
<i>phist</i>	1092	0.6538462	0.4759609	0	1

(注)国際標準職業分類(ISCO、1988版)4桁のうち、比較劣位産業には6110, 6111, 6112, 6121, 6151, 9211, 9212, 7410, 7412, 7321, 7322, 7323, 7331, 7340, 7400, 7421, 7422, 7430, 7433, 7436, 8130, 8142, 8150, 8232, 8250, 8253, 8284、比較優位産業には8120, 8122, 7210, 7212, 7213, 7220, 7230, 7231, 7233, 7240, 7241, 7310, 7311, 8282, 8283を含めた。両者の判別は日本の実行関税率表を用いて行った。

## 【参考文献】

- Balistreri, Edward J. 1997. "The Performance of the Heckscher-Ohlin-Vanek Model in Predicting Endogenous Policy Forces at the Individual Level." *Canadian Journal of Economics*, 30(1), pp.1-17.
- Beaulieu, Eugene. 2002. "Factor or Industry Cleavages in Trade Policy? An Empirical Analysis of the Stolper-Samuelson Theorem." *Economics & Politics*, 14(2), pp.99-131.
- Bertrand, Marianne and Sendhil Mullainathan. 2001. "Do People Mean What They Say? Implications for Subjective Survey Data." *American Economic Review*, 91(2), pp.67-72.
- Blonigen, Bruce A. 2011. "Revisiting the Evidence on Trade Policy Preferences." *Journal of International Economics*, 85(1), pp.129-35.
- Mayda, Anna Maria and Dani Rodrik. 2005. "Why Are Some People (and Countries) More Protectionist Than Others?" *European Economic Review*, 49(6), pp.1393-430.
- Mussa, Michael. 1982. "Imperfect Factor Mobility and the Distribution of Income." *Journal of International Economics*, 12(1-2), pp.125-41.
- O'Rourke, K and K. Sinnott. 2002. "Determinants of Individual Trade Policy Preferences," In *Brookings Trade Forum*, ed. S. M. Collins and D. Rodrik. Washington DC: Brookings Institution.
- Scheve, Kenneth F. and Matthew J. Slaughter. 2001. "What Determines Individual Trade-Policy Preferences?" *Journal of International Economics*, 54(2), pp.267-92.
- 久野新 (2004) 「セーフガードと貿易調整支援政策の補完可能性—構造調整促進の観点から—」  
『WTO体制とセーフガード制度(RIETI 経済政策分析シリーズ)』荒木一郎・川瀬剛志(編)、  
第8章、183-212頁、東洋経済新報社。

## 第 10 章

### 通商ルール定立の場としての WTO—今後の可能性—

東京大学大学院総合文化研究科教授

小寺 彰

#### 1. はじめに

WTO ドーハ開発アジェンダ（DDA）は開始以来 10 年を経ても妥結の見込みが立っていない。むしろ自然消滅の危機に瀕していると言ってもよいのかもしれない。DDA が始まると、交渉の焦点は従来自由化が十分ではなかった途上国の非農産品（NAMA：工業品のこと）の関税引下げと農産品自由化に当てられた。工業品関税の引下げについては途上国が非常に強い抵抗を見せ、他方、米・EU の補助金削減が主要テーマとなった農業交渉では日米欧先進国の姿勢は硬かった（日本は農産品の関税引き下げに抵抗した）。

DDA は、物品貿易に加えてサービス貿易や知的財産権を規律対象として WTO を創設したウルグアイ・ラウンドと比べると、交渉は非農産品と農産品の市場アクセスに絞られておりそれほど野心的なラウンドではない。それにも関わらず、なぜこのような状態に陥ったか。そして通商ルール設定の場としての WTO に今後はあるのか。

DDA の主要交渉項目は、農産品、非農産品市場アクセス（関税の一括引下げ）、サービス貿易であり<sup>137</sup>、農産品と非農産品の交渉は現在完全に行き詰まり、サービス貿易については本格的な交渉に入る前の段階にとどまっている。そのため、昨年 12 月に開催された WTO 閣僚会議は、「DDA が迷路に迷い込み・・・早期の妥結は困難である」と宣言して交渉の完全な行き詰まりが示された<sup>138</sup>。貿易円滑化や途上国支援など合意可能な事項に限って妥結を目指すというアイディア（small package）も一時主張されたが（昨年の交渉では途上国支援関係事項について small package と表現された）、それについても反対の声が強く、閣僚宣言でも、先行合意（small package のこと）の議論を進めることを約束しながら、どの分野を先行合意の分野にするかについて一致は見いだせなかった。しかし、交渉の打切りを唱える声はなく、文字通り完全な膠着状態に陥ったと見られる。

<sup>137</sup> その他に、アンチダンピング、紛争処理手続、貿易円滑化、環境、途上国問題も交渉テーマとなっている。

<sup>138</sup> DDA 交渉の経緯については、経済産業省通商政策局編『2011 年版不公正貿易報告書』（2011）741-778 頁参照。

図表1 DDAの歩み<sup>139</sup>

2001年11月 第4回閣僚会議（ドーハ）—交渉開始宣言 (2003年9月に中間合意、2004年12月に妥結予定)
2003年9月 第5回閣僚会議（カンクン）—中間合意に失敗
2004年7月 枠組み合意達成 以後、モダリティーについての交渉
2008年7月 非公式閣僚会議で交渉決裂
2011年12月 WTO閣僚会議で早期妥結困難と宣言

このような状況にもかかわらず、昨年12月のWTO閣僚会議では、ロシア他2国（サモアとモンテネグロ）のWTO加盟が承認され<sup>140</sup>、WTOのグローバル性は一層強化された（貿易量の多い国でWTO未加盟はイランやサウジアラビアにとどまる）。通商ルール定立の場としてのWTOの効果の大きさはすでにウルグアイラウンド交渉で実証されており、しかも国際経済のグローバル化の進展やインターネットにみられるような技術革新のスピードに鑑みれば、時代に即応したグローバル・ルールの必要性、すなわち国際通商分野におけるWTOの法定立の重要性はますます増加していることは間違いない。にもかかわらず、DDAはストップした。

WTOが通商分野における唯一のグローバルな機関であり（ロシア加盟にみられるようにその性格はますます強化されている）、通商ルールのグローバルな交渉の場である以上、WTOをどのように考えるかは、日本のみならず世界の通商秩序の発展を考えるうえできわめて重要である。わが国では、GATT／WTOが通商ルール設定の唯一の場として観念される時代が長く続き、二国間の経済連携協定（EPA）や投資協定が積極的に評価されるようになったのは21世紀に入ってからである<sup>141</sup>。交渉開始以降のDDAについての反省を踏まえると、今後WTOにわれわれは何を期待すればよいのだろうか。この問いはWTOが通商分野の唯一のグローバルな国際機関である以上避けて通れないものである。

<sup>139</sup> 詳しくは大矢根聰『国際レジームと日米の外交構想』（2012）27頁表1-2参照。

<sup>140</sup> 実際の加盟は、ロシアが加盟議定書を承認した後になるために本年になる。

<sup>141</sup> 投資協定は、日本でも1970年代から結ばれてきたが（1977年のエジプトとのものが最初）、それによつて通商ルールの設定を行うという意識は弱かった。

## 2. WTO の構造的变化

WTO では、国際的な通商ルールは加盟国間の「ラウンド (round)」とよばれる交渉によって作成され、作成された通商ルールに関する紛争も WTO で処理されるなど、WTO は国際通商秩序において中核的な役割を担ってきた。いうまでもなく WTO は、1948 年に発足した GATT を受け継いだものであり（以下、協定をさすときは「ガット」を、またガットを運用する組織をさすときは「GATT」を用いる）、GATT／WTO は第 2 次大戦後のグローバルな国際通商秩序の根幹をなし、現在の自由な国際経済秩序作りを推進してきた。とくに WTO は、強力な紛争処理メカニズムを備える点に大きな特徴があり、それによって対象となる通商ルールの実効性が支えられている。現在 WTO について問題になっているのは、前者の通商ルール設定機能であり、紛争処理機能については大きな問題は指摘されていない（ただし、このまま WTO のルール設定機能が働かないと紛争処理機能にも影響を与える可能性はある）。

### （1）GATT／WTO の発展

GATT 期から通して考えると、GATT／WTO に関する通商ルール作成の歴史は、物品貿易ルールの強化、GATT／WTO 対象分野の拡大と加盟国の拡大の 3 点に要約できる。

図表 2 過去のラウンド

- |                                  |
|----------------------------------|
| 第 1 回 (1948 年、ジュネーヴ)             |
| 第 2 回 (1949 年、アヌシー)              |
| 第 3 回 (1951 年、トーキー)              |
| 第 4 回 (1956 年、ジュネーヴ)             |
| 第 5 回 ディロン・ラウンド (1960 年－1961 年)  |
| 第 6 回 ケネディ・ラウンド (1964 年－1967 年)  |
| 第 7 回 東京ラウンド (1973 年－1979 年)     |
| 第 8 回 ウルグアイ・ラウンド (1986 年－1995 年) |
| 第 9 回 ドーハ開発アジェンダ (2002 年－)       |

## I. 物品貿易ルールの強化

WTO 協定において中核をなす物品貿易を全般的に規律するのは、ガット（貿易と関税に関する一般協定）である。ガットは 1947 年に作成されて適用に移されたが、その主要目的は各国に関税の上限を約束させること（関税譲許）にあり、規則部分は 35 条にとどまっていた。しかもルールの内容は原則的なものでしかなかった。当然、通商ルールとして実効的なものにするためには、ガットを改正して精緻な内容の条約にするか、または補足協定を作成してそれによってガットを補完して規律を強化するかのいずれかを行わなければならなかつた。諸国は後者を選択し、ケネディー・ラウンドでダンピングに関する補足協定（ダンピング防止協定）を作成して以降、ガット上のルールで精緻化の必要な部分については、別途に補足協定を作成して物品貿易ルールの強化が図られた。これが GATT／WTO の「規律強化」である。

規律強化の観点からもう一つ忘れてならないのは、紛争処理手続の強化である。ガット上は締約国団に調査・勧告・決定権限（23 条）が定められているにすぎなかつたが、東京ラウンドをきっかけに紛争処理手続として整備され、ウルグアイ・ラウンドでは、当事国の同意なしに WTO の決定が下り、被申立国がその決定に従わない場合には、申立国が制裁措置をとる仕組みも実施可能になった<sup>142</sup>。このように WTO において紛争処理手續が整備されたことは、ガットを含む WTO 協定が効果的に実施されることを保証するものである。

## II. 規律の拡大

WTO の対象分野は、ウルグアイ・ラウンドの結果、GATT が当初規律の対象とした物品貿易を越えて、サービス貿易や知的財産権に拡大された。GATT は自由化を推進するためニラウンドを開催してきた。当初は物品貿易の自由化に限られていたが、直近のラウンドであるウルグアイ・ラウンドでは、物品貿易の加えて、GATS と TRIPS を作成して、サービス貿易（サービス分野に関する投資自由化を含み、それが最重要）と知的財産権を規律の対象に加えた。これが「規律の拡大」である。

## III. 加盟国の拡大

ガットが 1947 年当初適用されたのは 23 カ国であったが、現在の WTO 加盟国は 154 カ

---

<sup>142</sup> WTO 紛争処理手續については、小寺彰『WTO 体制の法構造』（2000）29-45 頁参照。

国まで拡大した。GATT 期においては、GATT は西側諸国と途上国間の国際機関でしかなく、その範囲でしか GATT の規律は及ばなかった。しかし、冷戦の終結によって、東欧諸国が一斉に GATT に加わり、さらに 2002 年には市場経済体制をとるとはいえ依然として共産党独裁の続く中国が WTO に加わり、昨年にはロシアの加盟も決まった。かつての GATT は西側の国際機関であったが、現在の WTO は名実ともにグローバルな国際機関に育ったと言ってよい。

問題はこのように GATT／WTO が発展してきたのは、ラウンド交渉参加国が困難な交渉をまとめてきたからである。それでは幾多の困難を克服してウルグアイラウンド交渉まで発展してきたのに、DDA については交渉がまったく収斂しないのであろうか。

## （2）DDA 停滞の原因

WTO／GATT がウルグアイラウンド時において 100 カ国以上の国をカバーしていたにもかかわらず、物品貿易については規制の強化を成し遂げ、さらに対象分野を物品貿易のみならずサービス貿易や知的財産権までも含むもの発展した一つの要因は、通商交渉（ラウンド）の意思決定方式に求められる。

### I. 意思決定方式

従来の GATT ラウンドでは、米国と EU（初期は西欧諸国、後に EC）の主張が当初は対立しその後米国と EU が妥協し、それをもとに両者が途上国を含む他の諸国を主導して交渉をまとめるという方式がとられた。史上初の大規模なラウンドであるケネディー・ラウンドでは、EC の工業品関税の引き下げが主要な目的であったために、米国・EC の交渉妥結が鍵であった。またウルグアイ・ラウンドでは 4 極（米、EC、日本、カナダ）が交渉を主導し、最終的には米 EC 間で交渉妥結が図られ交渉は終結した。ウルグアイ・ラウンド当時は、「グリーンルーム」とよばれる GATT 本部の一室での少数国間の交渉の決定的重要性が語られ、DDA でグリーンルームが批判的になつたのは<sup>143</sup>、ウルグアイ・ラウンドまでのラウンドの交渉方式がどのようなものであったのかを示している。

DDA でも、2003 年 9 月の「中間合意」の時期まではこのような方式がとられるかもしれないという期待があった（当初は 2003 年 9 月の「中間合意」を経て 2004 年末に交渉を妥結させるというスケジュールが組まれていた）。2003 年 7 月にそれまで主張が対立して

<sup>143</sup> グリーンルーム方式については、Kent Jones, *The Doha Blues* (2010), pp.85-118. 参照。

いた米・EU が妥協し、それをもとに一挙に中間合意が達成できるかもしれないと思われた。しかし、9月のカンクン閣僚会議では、先進国と途上国の対立は解けなかった。その後 2004 年 7 月の WTO 一般理事会で「枠組み合意」に達し、2008 年 7 月の WTO 非公式閣僚会議で「モダリティー」合意寸前まで行ったが最終的には決裂し、そのまま現在に至っている。「モダリティー」とは農産品および非農産品交渉の自由化方式のことを言い、本来は 2003 年 9 月の「中間合意」によって決定されることが予定されていたものである。結局、DDA では、米 EU 間の合意を梃子にして交渉を妥結に導くという方式はうまくいかなかつたのである。

DDA の行き詰まりは、従来の GATT ラウンドとは異なり、インド、中国、ブラジル、南ア等の新興諸国が従来とは比較できない程の大きな経済力をもち、その結果、これら諸国の交渉における比重が増し、同時に他の開発途上国も従来とは比較にならないほど大きな声を上げるようになったためである（グリーンルーム方式を採用してもどの国を入れていいか分からなくなつたともいわれる）。その結果、閣僚会議では、米国と途上国の主張がしばしば激突し交渉が頓挫することもしばしばであった。2008 年 7 月の WTO 非公式閣僚会議の交渉も、米国とインドが農産品輸入の途上国向け特別セーフガード措置をめぐって対立し、それが最後まで解けず妥結に至らなかつた。

## II. 国際経済の地殻変動

このような米国と新興諸国の対立の原因の一つは、国際経済に地殻変動が起こり交渉における途上国、とりわけ新興諸国の力が飛躍的に向上したことによっている。1990 年代以降、先進国は経済力を弱め、他方中国、インド、ブラジル、南ア等の新興諸国は経済力を高めた（1990 年代まで米欧を中心とする先進国の力が圧倒的に強かった）。その結果、中国等の新興諸国の DDA における交渉力は飛躍的に高まった。上述のようにかつてのラウンドでは西側先進国、とくに米国と EU が当初は対立的な姿勢をとりながらも最終的には両者が妥結して他の諸国を主導するという方式も、DDA には当てはまらなかつた。新興諸国を中心とする途上国が強い主張を展開した 2003 年 9 月に中間合意交渉、2008 年のモダリティー交渉はその典型例である。しかも新興諸国も一枚岩ではなく（インドは中国からの輸入の増大を非常に恐れている）、先進国の関税引き下げ主張に反対し、また農産品の自由化を主張する点では他の途上国とも歩調を合わせるが、一丸となって交渉をまとめる能

力がないのが現状である<sup>144</sup>。

### III. 交渉の深刻度

従来のラウンドでは物品貿易やサービス貿易について途上国の自由化を強く求めなかったのに対して、DDA の NAMA 交渉では途上国の工業品関税の引下げが中心テーマとなった。今までの数次のラウンドで関税引き下げが問題になったのは先進国の工業品であり、途上国の産品の関税引下げや先進国の農産品自由化は交渉の重要なターゲットではなかった。

図表 3 現在の平均譲許税率表 (%) (括弧内は実行税率)<sup>145</sup>

	非農産品	全品目	(非農産品	全品目)
日本	2.5	5.1	(2.5	4.9)
米国	3.3	3.5	(3.3	3.5)
EU	3.9	5.2	(4.0	5.3)
カナダ	5.3	6.7	(3.5	4.5)
中国	9.2	10.0	(8.7	9.6)
マレーシア	14.9	24.0	(7.6	8.4)
南ア	15.8	19.0	(7.5	7.7)
フィリピン	23.4	25.7	(5.8	6.3)
ブラジル	30.7	31.4	(6.0	6.0)
インド	34.4	48.5	(10.1	12.9)
ケニア	55.1	95.4	(11.5	12.6)

同時に先進国も今まで自由化を遅らせてきた農産品の自由化が途上国から求められた。また工業品関税については、先進国ではすでに十分低いにさらなる引下げを行えば今後のラウンドでは工業品の関税引き下げが交渉テーマにならない程に低くなることが予想された、つまり工業品関税の引下げは DDA が「最後のラウンド」になる可能性があった。工業品関税の引下げについて米国等の先進国は強い姿勢を見せたのには、このような背景があった。そこで米国をはじめとする先進国は、自らの自由化に合意するためには、途上国

<sup>144</sup> この点については、中林伸一『G20 の経済学』(2012) 53–58 頁参照。

<sup>145</sup> 経済産業省通商政策局編『2001 年版 不公正貿易報告書』(2011)、p.261 によって作成。なお、平均実行税率が平均譲許税率よりも高いのは算出に当たって用いる品目数の違いによるもので、実行税率が譲許税率を上回ることはない。

に工業品関税の引下げを呑ませることが必須条件となった。

#### IV. DDA の捉え方についての齟齬

DDA における南北対立は、DDA についての先進国と途上国の捉え方とも関係している。この対立は、DDA がラウンドの名称を付さず、開発を目的とすると謳ったことに起因する。欧米先進国は DDA を従来どおり「貿易の自由化交渉」の場と考えてきた。しかし、途上国は「ドーハ開発アジェンダ」という交渉名に「ラウンド (round)」の語がなく、しかも「開発 (Development)」の語が付されたことから、DDA が「自由化交渉」ではなく開発支援を目的とする交渉と位置づけた。DDA 交渉国間でも交渉の目標設定において当初から齟齬があったのである。

ウルグアイ・ラウンドでは、TRIPS 上の義務が大幅に途上国に課されるなど、途上国にも一定の義務強化がなされたが、それは自由化が途上国の開発についてプラスになると語られ、途上国もそれに納得したからである。しかし、実際にはウルグアイ・ラウンドで達成された自由化が途上国の経済成長を促進したとの実感は生まれなかつた。途上国の側からは DDA はウルグアイ・ラウンドでの失地回復の機会と捉えられた。そこで途上国は開発支援を交渉の最優先課題にすえた。他方、先進国は、DDA が、ウルグアイ・ラウンドで交渉が持ち越された農産品やサービス貿易の交渉を核として組まれた交渉であるという認識であった（農産品やサービス貿易は「ビルト・イン・アジェンダ」とよばれた）。つまり、先進国は従来の自由化交渉を念頭において DDA に臨んだ。その結果、DDA は「開発」を交渉のタイトルに謳つたにもかかわらず、開発自身についての交渉はほとんど進まず、「開発支援」は今までの交渉では脇役にとどまつた。

### 3. WTO の今後の役割

#### (1) WTO に期待できること

DDA が停滞しているのは、グローバルな通商ルール作りにおいて WTO の優位性が揺るいだためではなく、もっぱら国際社会における力の分布の変化や各国の政治的意志の欠如等によっている。しかも国際社会のグローバル化は近年さらに加速し、技術革新もそのスピードを速めていることをふまえると、グローバル・ルールの必要性はかつてないほど大きくなっている。しかもグローバルに適用されるルールを設定できる場は、150 カ国以上が参加する WTO 以外には存在しない。ルール設定という意味では WTO の優位性は揺らい

でいない。

WTO が期待される本来的機能を果たすためには、WTO において交渉が妥結するメカニズムを考える必要がある。言うまでもなく現在の WTO の交渉はコンセンサス方式によって実施されている。しかし、DDA が示すように、先進国、とくに米国と新興諸国との間に交渉を妥結に導ける雰囲気はなく (DDA 交渉をまとめると、欧米諸国は農業補助金の削減を、また途上国は非農産品関税の引下げを義務づけられ、それによって国内における保護が削減される業種への対策が必要になる)、妥結させようという政治的な意志も見受けられない。

このような状況に対して、WTO 交渉の妥結についてコンセンサス方式を止めて、何らかの形で多数決を導入すべきだという意見が従来からよく出されてきた<sup>146</sup>。しかし、諸国が納得して初めて自由化が達成されるという現状を踏まえると、多数決による意思決定方式を WTO が採用できる見込みは政治的にはまったくなく、諸国にそのような意志を認めることはできない。

このような状況では、米国、EU 等の先進国、さらには新興途上国が通商交渉を妥結させようという相当に強い意志をもたない限り、従来のような WTO でのグローバルなルール作りは不可能だと考えなければならない。それでは国際通商秩序とくに規則定立面において、WTO にまったく役割を期待できないのだろうか。

## (2) ルール作リープルリ協定の可能性—

### I. プルリ協定の意義

DDA の停滞を受けて貿易自由化や国際経済規律の強化は、二国間のまたは地域的な FTA やその他の協定によって担われるようになった。しかし、この形では参加国が限られていてルール作りはできない。もちろんルールである以上、広く適用されるのが本来の姿であり、特定国間、とくに 2 ないし少数の国家間でルールを取り決めても、それを文字取り「ルール」と呼べるかどうかは疑問である。ルールというのは本来的には全主体（国家）に広く適用されるものをいい、二国等の少数国間のものは契約条項と考えるのが正確である。しかし、そうはいっても少数の参加国間で協定に盛り込めば、それが

---

<sup>146</sup> 例えば、Peter Sutherland, Jagdish Bhagwati, Kwesi Botchwey, Niall FitzGerald, Koichi Hamada, John Jackson, Celso Lafer, Thierry de Montbrial, *The Future of the WTO* (2005), P.69.

グローバルなルールの欠缺箇所を補充する機能を果たすことは期待できる<sup>147</sup>。しかもそれらの有志国間の協定（プルリ協定）に参加する国が増えたり、将来それが WTO 協定に盛り込まれたりすれば、グローバル・ルールに転換することになる。つまり、プルリ協定に盛り込まれたプルリ・ルールがグローバル・ルールに発展する可能性も期待できるのである。

たとえば、2011年10月に署名された模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）<sup>148</sup>を見てみよう。ACTAは、日本政府が2005年の先進国首脳会議（サミット）から主唱し、2007年から日本、米国、EU、スイス、カナダ、メキシコ、ニュージーランド、韓国の8カ国・地域で交渉を行い完成させた。ACTAでは、特許等の産業知財権を侵害する模倣品や著作権を侵害する海賊版についてTRIPS協定上の規律が弱く、そのために模倣品や海賊版が横行する状況を改善することが目的とされた。具体的には、模倣品・海賊版の輸出差し止め、模倣ラベルの輸入の刑事罰化、インターネット接続業者による問題情報の削除を各国に義務づける。つまりTRIPSの強化がプルリ協定によって図られたのである。ACTAは、本来的にはグローバル・ルールであるTRIPSを改正して模倣品や海賊版の取締の強化を図るべきものであったが、途上国、とくに中国等の知的財産権強化に対する消極的姿勢を踏まえて、少数の有志国・地域（8カ国・地域）間での協定となった。当然参加8当事者はACTAがグローバル・ルールとなることを期待している（特に中国の参加は当面期待できないが中国が最終的なターゲットである）。その他に、ACTAのような形でWTO外でプルリ協定が作成されたものとしては情報技術協定（ITA）がある<sup>149</sup>。

それでは、このようなプルリ協定をWTOで定立することは期待できるだろうか。WTOにおいて有志諸国間でプルリ協定を作ることは、ウルグアイ・ラウンド以降は否定的に考えられてきたが、それ以前にはGATTのラウンド交渉でプルリ協定の定立は結構行われてきた。かつて東京ラウンドでは、ダンピング防止協定等、一部の加盟国のみが参加する補助協定が非関税障壁の削減を目的として数多く作られた。つまり、WTOにおいてプルリ協定を作った経験はあるのである、しかも、プルリ協定を否定して「一括受諾（single undertaking）」を原則としたウルグアイ・ラウンドにおいても、政府調達協定は引き続きプルリのまま留め置かれた。またウルグアイ・ラウンドで作成されたGATSの電気通信に関する第4議定書は、参加を表明した国だけを拘束する、いわばプルリ協定である（第4議

<sup>147</sup> WTO加盟国を網羅せず、3カ国以上の複数国間で作成する協定をプルリ協定とよぶのであれば、我が国が作成しているEPA、とくに現在交渉準備中のTPPもプルリである。

<sup>148</sup> 詳しくは、中富道隆『プルリの貿易ルールについての検討』（2011）40頁以下  
[www.rieti.go.jp/jp/publications/pdp/12p002.pdf](http://www.rieti.go.jp/jp/publications/pdp/12p002.pdf) 参照。

<sup>149</sup> ITAについては、同論文9-39頁参照。

定書には先進国しか加わっていない）。そこで、次に WTO でプルリ協定作りをすることの効用、そしてその適性を考えることにしたい。

## II. WTO における協定作成の効用

WTO の場でプルリ協定を交渉することが他のフォーラムで交渉することと比べてどのような得失があるのだろうか。

WTOにおいてプルリ協定を交渉し作成することの意味として、まず第 1 に考えるべき点は、WTO 紛争処理手続の利用可能性である。WTO 外で結ばれるプルリ協定にも紛争処理手続が設けられる場合と設けられない場合がある。たとえば ACTA では設けられていない。設けられない場合は当然として、設けられた場合でも、それが形式的に設けられることと設けられたものが意味のあるものとして機能するかどうかは別の問題である。WTO 紛争処理手続のように頻繁に使われるものはむしろ例外であり、通常プルリ協定に置かれる紛争処理手続は「抜かずの刀」と考えた方がいい。他方、WTO 紛争処理手続が WTO を支える非常に重要なメカニズムであることは多言を要しない。

プルリ協定とはいっても WTO で作成されれば、通常はそれが WTO 紛争処理手続の対象になり（もちろん対象から外すという政策的選択は可能であるが、政府調達協定等の現行の WTO プルリ協定が WTO 紛争処理手続の対象になっていることを考えるとその蓋然性は低い）、WTO で作成されるプルリ協定には WTO 紛争処理手続という芽がつくことになると考えてよいだろう。

第 2 の意味としては、プルリであっても WTO で交渉される場合には参加国が相当程度多くなることが見込める点を挙げられる。対象自体が政府調達というデリケートな事項であるために参加国数が限られている政府調達協定の加盟国・地域も 42 に上っている。一見少なそうであるが、模倣品取締条約の交渉国が 8（もちろん EU は 27 カ国のために国で数えれば 35）、TPP の交渉国が現在は 9、わが国やカナダ、メキシコの交渉参加国を加えても 12 であることを考えると、政府調達協定の参加国の多さは注目に値しよう。もちろん、何カ国が交渉に参加するかは国家の政治的意志の問題であるが、相当数の交渉参加国を期待する場合は、WTO を交渉の場に選択することは一般的には賢明であると言えよう。

さらに第 3 に、一部の加盟国で決定されたものでも、WTO で交渉されたプルリ協定には、WTO 協定の基本原則である無差別性が適用される可能性が大きいことを挙げることができる。一部の加盟国間で合意されると通常はそれら諸国間で適用されるにとどまることも

多いが（たとえば EPA）、GATS 電気通信議定書は参加の有無とは無関係に無差別に適用される。また情報関連機器の関税撤廃を定める情報技術協定（ITA）は、1995 年から WTO の枠外で交渉が行われた後、1997 年の WTO 第 1 回閣僚会議で正式の合意が成立して、参加国は WTO 加盟国の一員に限られてはいるが、参加国の関税撤廃の合意は参加の有無にかかわらず無差別に適用される。もちろん WTO 協定の一つである政府調達協定は参加国間にしか適用されず無差別原則が妥当しないことから示されるように、WTO の場で交渉されてもそれが無差別に適用されるかどうかは政治的意志の問題であることは否めない。しかし、WTO の場で交渉されるとプレリ協定であっても無差別に適用される可能性が生まれることには相違ない。

第 4 に、協定の作成や運営について、WTO 事務局の支援を得られることも付け加えておいていいだろう。WTO で交渉される以上、WTO 事務局が事務局機能を果たすことになる。WTO 外でプレリ協定の交渉を行う場合は、当然そのための事務局機能をいざれかの国が担うか、そのための小規模な機関を作ることになる。WTO で交渉を行う場合は参加国が事務局をどのようにするかを考える必要がない。

このように WTO においてプレリ協定を交渉することには大きなメリットがある。問題は WTO においてプレリ協定を作成することに問題点はないかという点である。

### III. WTO の交渉の場としての問題点

WTO をプレリ協定の交渉の場とするについては、いくつかの問題点が指摘できよう。

第 1 の問題点は交渉の始めにくさである。WTO で交渉をする場合は、非参加国を含めて WTO の全加盟国のコンセンサスが必要である。WTO での交渉という状況自体がもつ意味、たとえば将来的にはグローバル・ルールに発展する蓋然性が生まれることを恐れて、たとえ有志国間で交渉を行うとしても交渉を行うことは認められないと考える国が出てくることは十分考えられる（WTO での意思決定は通常はコンセンサス）。たとえば、上述の ACTA をプレリ協定としてあっても、WTO で交渉することは知的財産権の現在以上の保護に疑問をもつ途上国が多い以上、認められることはないとと思われる。もちろん、この閑門ゆえに、いったんクリヤーされるとプレリ協定の参加国が一挙に増加するという WTO 特有のメリットも生まれる。

第 2 の問題点はラウンド交渉に内在する欠陥、他面では長所である。WTO では通常は、複数の事項が一括して自由化交渉を行うという「ラウンド」形式が採られる。現在停滞中

の DDA もラウンドの一つと認識されている。DDA 停滞の原因はすでに述べたように農產品交渉と非農產品アクセス交渉の行き詰まりにあるが、これ以外の交渉事項の中には、貿易円滑化交渉のように比較的合意が容易な交渉項目もある。しかし、ラウンドでの一括合意を目指すという理由で、現在のところ合意可能な交渉項目についても部分的な合意を目指すことに強い反対がある。部分合意を認めることによって、他の交渉事項についての合意の推進力が弱まることや、交渉事項横断的な妥協の余地が狭まることが恐れられているのである。

もちろん、DDA の交渉停滞を認めた 2011 年末の WTO 閣僚会議で政府調達協定の大筋合意が成立したように、うまくラウンドと切り離した交渉ができることもあり、WTO において部分合意がまったく不可能だと言うわけではない。昨年の新政府調達協定の妥結<sup>150</sup>は、現在のようにラウンドの妥結の見込みがない状況では、プルリ協定の交渉をラウンド交渉から切り離すことが絶対に必要であることを示していると言えよう。

#### IV. プルリ交渉フォーラムとしての WTO の適性

以上のように考えると、プルリ協定の定立についても、WTO で行うことにはメリットが見いだされるが、他方そこで交渉を始め、また交渉妥結を目指すことには大きな困難が待ち受けていることが分かる。WTO でプルリ協定を交渉することのメリットを踏まえて、交渉非参加国が WTO での交渉開始を認めるか否かが決定的に重要なことが分かる。

WTO でプルリ協定として交渉候補となるものを考えてみると、DDA でほぼまとまりつづある貿易円滑化等以外に、知的財産権（とくに IT 関連のもの）、競争政策（国有企業の規制問題を含む）、「貿易と環境」関係事項などが考えられる。

##### （3）監視機関としての WTO—WTO による保護主義抑制—

WTO の従来の中核的機能は、グローバル・ルールの設定とそれに関する紛争の処理であったが、それ以外にも貿易政策検討委員会（TPRM）がウルグアイ・ラウンドによって作られ、各国の貿易政策を WTO の目的に照らして評価する、すなわち各国の貿易政策を共同で監視するという機能をもっている。ところが、2008 年 9 月のリーマン・ショックによって世界的な経済危機が起こり、世界各国で保護主義的な傾向が高まると、諸国が保護

<sup>150</sup> 外務省プレスリリース「政府調達協定（GPA）改正交渉の実質的妥結（概要）」（平成 23 年 12 月 16 日）  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/12/1216\\_06.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/12/1216_06.html) 参照。

主義的な貿易政策をとることが危惧されて、WTO が各国の貿易政策を監視し、保護主義を抑制する役割を果たして一躍注目されるようになった。

2008 年 9 月以降の経済危機に際して、輸入を抑制して国内産品への需要を増やし国内企業を支援し雇用を確保しようという動きが世界各国で起こった。このような動きは世界各国に蔓延する恐れがあったために、2007 年 10 月にラミー WTO 事務局長は、金融危機の WTO ルールへの影響を検討する旨を表明した。その後、11 月に出された金融・世界経済に関する首脳声明や APEC リマ首脳宣言において保護主義への自制が表明され、保護主義を防止することが国際的課題であることが明示された。それを受け 12 月にラミー WTO 事務局長は、金融危機後にとられた貿易措置を事後点検し、それを定期的に更新することを表明した。2009 年には、WTO の報告書がロンドンで行われた G20 ロンドン・サミットに提出され、首脳宣言では保護主義の自制が謳われた。その後も WTO 事務局は保護主義的措置の報告を続け、9 月には、OECD、UNCTAD と共同で G20 の貿易投資措置を公表し、同月に開催された G20 ピッツバーグ・サミットでの保護主義不採用の宣言に結びついた。その後も WTO は、単独または OECD、UNCTAD と共同で各国の貿易措置（他の機関と共同の場合は投資措置も含む）を報告・公表し、各国の保護主義的な措置を牽制してきた<sup>151</sup>。

ここで WTO が対象とした貿易措置には、WTO 協定違反に当るものも当たらないものもあり、当初は WTO による調査報告が WTO の権限内のものではないとする批判もあった。しかし、2009 年以降の G20 サミットでの宣言を受けて、加盟国もこのような WTO の動きを受容した。

これはルールを前提としない WTO の監視活動と言えるものであり、従来のルールを前提とした活動とは性格を異にするものである。この活動は、リーマン・ショックという緊急時における保護主義的な動きに対して一定の抑制効果を挙げたと言ってよい。しかし、リーマン・ショックから 3 年以上も経過すると、各国の保護主義に対する切迫感は失われ、2011 年 12 月の閣僚会議宣言では、保護主義に対する反対論が弱まったことは否定できない。各国が投資インセンティブを付けた保護主義的措置への反対について有効な合意を達成することができなかったのも、閣僚会議の雰囲気を示すものと言える。

国際通商秩序において自由主義的な雰囲気を維持し、保護主義を自制するという、従来の WTO とはやや異なる動きが 2008 年秋から生まれたが、このような監視機関としての

---

<sup>151</sup> この経緯については、経済産業省通商政策局「いわゆる保護主義的措置を巡る動向について」  
[http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004532/2011\\_houkoku.html](http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004532/2011_houkoku.html) 参照。

WTO の役割は「平時」においては、あまり期待できないものようである。

#### 4. まとめ

WTO 協定が国際通商秩序の基本ルール（一般ルール）であり、FTA を含むプルリ協定がそれを補完するものであるという構造は、WTO 協定への信任が失われない限り不変である。言うまでもなく、ルールは時代に即応することが必要であり—1995 年にウルグアイ・ラウンドが終結した時点ではインターネットが現在のように発達していなかったことを思い浮かべればよい—、また国際経済のグローバル化の進展によってますますグローバル・ルールの必要性が増大している以上、時代に即応して WTO 協定を改定することの重要性が大きくなることはあっても小さくなることはない。

しかし、現在までの DDA 交渉を振り返ると、先進国とくに米国と、新興国さらには他の途上国の間の対立が先鋭で、両者は妥協せず交渉はしばしば暗礁に乗り上げて現在に至っている。純粋経済的には先進国にも、また新興国にも WTO においてルール定立を含む自由化交渉を成し遂げることに十分なメリットがあるが、先進国と新興国間で何とか合意するという政治的な意志が十分に強くならない限り、WTO でのグローバル・ルールの設定には期待はもつことはできない。WTO 交渉妥結に政治的な意志が必要なのは、各国において保護主義的勢力が大きな力を依然としているからにほかならない。わが国についても、DDA 交渉が妥結すれば、米を含む農産品の一層の自由化は不可避であり、農産品の輸入増加は必至であろう。政府は「被害」を蒙る恐れのある農業者の反対を押し切る又は懐柔する自信がなければ DDA 交渉を本気でまとめることはできない。產品に差こそあれ、貿易自由化は各国に同様の問題をもたらす。政府は、それを十分に押切るだけの自信と覚悟がなければ WTO 交渉を妥結させようという政治的意志は生まれない。

このような現状を前にして考えられるのは、WTO の場でプルリ協定の交渉を行うことである。実際に WTO 外では FTA を含むプルリ交渉は行われ、プルリ協定が WTO 協定の欠陥を補充していることは間違いない。3. (2) I. で挙げた ACTA は TRIPS を補完する役割が期待されて作成された。このようなプルリ協定を WTO の場で作ることは、グローバル・ルールの設定よりは容易であり、WTO 外で行う場合と比べて多くの加盟国を集める可能性をもつ点ではメリットがあると言えよう。ただし、プルリ協定なら WTO でも容易に作成できると考えるのは早計であることには、留意する必要がある。

結局、WTO 内であれ、また WTO 外であれ、多くの国の参加を得て広く適用されるルー

ルを設定することは、グローバル化した現代社会においては大きな利点があることは誰も否定しない。しかし、それを実現することは非常に難しい。DDA 交渉が停滞していることは、例外的事象ではなく、むしろその典型例だと考えるのが適当である（国際金融の政策調整や温暖化ガスの排出規制がうまく進まないのも同様の例）。

最後に WTO の各国の貿易政策の監視機能についても一言しよう。WTO の監視機能は、2008 年のリーマン・ショック後に大きな注目を集めたが、現在ではそれに対する期待は潜めたように見受けられる。WTO の保護主義監視機能が注目を集めたのは経済危機に際して首脳レベルで何度も確認されたことが示すように、保護主義に対する強い危機感があったためである。「平時」においては、このような危機感が共有されない以上、WTO による監視機能は TPRM に対する期待程度のものでしかないと考えるほかない。リーマン・ショック後の WTO の保護主義に対する役割を「平時」において過大評価するのは慎むべきであろう。

WTO が国際通商秩序の維持発展において大きな潜在力をもっていることは間違いないなく、その力は、グローバル化の一層の進展、先進国の経済力が弱まり、他方新興国の経済力が強まるという経済力の移動、さらには技術進歩によって、ますます大きくなり、また期待が高まっている。しかし、WTO の力はあくまで潜在力であって、それをどのように使いこなすかは、各国とくに先進国や新興国といった世界の有力国の政治的意志にかかっている。世界の各国は現在、FTA/EPA というような少数国の経済条約によって、グローバル化等上述の課題に応えようとしているが、それらではグローバル・ルールは設定できない。われわれは、WTO が国際通商秩序の維持発展について引き続ききわめて大きな潜在力をもっていることをきちんと認識し、WTO が国際通商秩序の発展に寄与できる場面では、素早く WTO を利用するように心掛ける必要がある。

# **日本の通商戦略の課題と将来展望**

(研究主幹: 浦田 秀次郎)

2012年7月  
21世紀政策研究所

東京都千代田区大手町1-3-2  
経団連会館19階 〒100-0004

TEL : 03-6741-0901  
FAX : 03-6741-0902

ホームページ : <http://www.21ppi.org/>



研究主幹に聞く

## 日本の通商戦略のあり方プロジェクト

## 日本に経済成長を導く通商戦略を

早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授

浦田秀次郎氏



関税・非関税措置の見直しによる市場の一層の開放、国内諸規制の改革、重層的アプローチのベストミックスなどを検討する「日本の通商戦略のあり方」プロジェクト。浦田秀次郎研究主幹に、通商政策の現状と問題点をお聞きしました（2月20日）。

## 悪化する経済状況を逆転、成長に繋ぐ策

—2011年の日本は31年ぶりに貿易赤字となり、経常収支も大きく黒字幅が減りました。わが国の貿易環境は大きな歴史的転換点に差しかかっているのでしょうか。

昨年のケースは震災、円高、タイの洪水という三つの大きな要因が背景にあり、貿易収支が赤字になったのは一時的な要因が非常に大きかったと考えます。ただ、中長期的に見ると日本の貿易黒字はどんどん減ってきていて、将来もこの傾向が続く方向にあります。

貿易収支というのは経常収支の一部であり、その他に利子・配当や賃金などの収支である所得収支などがあり

ます。大事なのは国の経常収支が赤になるか、黒を維持できるかということです。日本は少子高齢化が進み、財政収支がすでにかなり深刻な状態にあるわけで、これが続くと、経常収支が赤字に陥ることも懸念されます。

—そもそも、本通商戦略プロジェクトのスタート時の問題意識は、どのようなものだったのでしょうか。

今の日本の経済状況は非常に悪いと私は見ていて。経済成長率は過去20年間、平均1%程度の低成長。少子高齢化により消費性向の高い高齢者が増えていくため、貯蓄率も下がる傾向にあります。

経済を成長させるためには労働力を増やすか、資本投入を増やすか、生産性を上げるかの三つしかありませんが、外国人労働者や移民を入れることは難しいし、海外からの直接投資も現状では非常に低水準。そこで、生産性を上げることが、数少ない重要な可能性なのです。

生産性向上のためには海外に向けた市場開放、国内の構造改革の推進の二つが鍵になり、なかでもまず対外経

(次頁に続く)

## What's new

以下のシンポジウム、講演会を開催しました。

- 12月 9日▶ シンポジウム「変貌を遂げる中国の経済構造—日本企業に求められる対中戦略のあり方—」
- 12月 14日▶ シンポジウム「政権交代時代の政治とリーダーシップ」
- 2月 7日▶ シンポジウム「会社法制のあり方—米仏実地調査を踏まえて—」
- 2月23日▶ シンポジウム「社会保障の新たな制度設計に向けて」
- 2月29日▶ シンポジウム「企業の成長と外部連携—中堅企業から見た生きた事例—」
- 3月13日▶ 関西講演会「社会保障の新たな制度設計に向けて」
- 3月21日▶ シンポジウム「日本の通商戦略のあり方を考える—TPPを推進力として—」
- 4月10日▶ シンポジウム「日本の農業再生のグランドデザイン」

## 【シンポジウム開催予定】

\*2012年慶應義塾大学総合政策学部の入試問題（小論文、2月19日）に、当研究所の報告書「健全なるグローバリゼーション進展のために、積極的な外資の活用を！」（2008年11月）の一部が出題されました。

済政策でしょう。そうした観点から本プロジェクトを企画し、進めているところです。

——経済成長を実現するツールとして通商政策が果たす役割、メカニズムを教えてください。

自国の経済を開放することは、輸入をより一層呼び込むことと、海外からの直接投資を呼び込むことに結びつきます。海外企業の日本進出は、国内企業に競争圧力を与えるため、当然日本企業は競争に応じ生産性を上げ、新商品や技術を開発するという前向きの対応が必要になってきます。それが生産性の向上につながり、成長につながるのです。

経済全体から見れば非効率的な企業が淘汰され、効率的な企業が残って事業を拡大していくことで、好ましい経済メカニズムが機能します。

また、国内市場での競争が激しくなることで、日本企業が海外に目を向けるようになれば、日本以上に成長している地域が多いことから、収益を上げる機会が増え、輸出が増加し、そのことが生産も喚起し、雇用も促進していきます。

さらに、外資系企業とともに優れた経営ノウハウや画期的な技術が入ってくれば、日本企業の成長に有効な技術、ノウハウを吸収する可能性も広がります。対外開放を実現することにより、経済成長に繋がる多様なプラスの影響が期待できるのです。

## TPPから広がるアジア太平洋の未来像

——成長を続ける中国やインドなど、アジア諸国成長力を、通商の枠組みを通じて取り込むことも重要です。

中国とインドは人口が多く、日本企業の直接投資先として魅力的なことに加え、重要なのは中国やインドには、まだまだ投資障壁が残っているということです。

一般的に途上国は自国の産業経済を保護する傾向が強く、こうした市場を開放してもらい、同時に日本も開放する形になっていけば、潜在的に大きな市場が顕在化してきます。投資障壁を乗り越える手段として、地域統合という政策を使っていくわけです。

——TPP（環太平洋経済連携協定）に関して、日本政府は現在、交渉参加に向けた事前協議を進めていますが、国内的にはまだ反対論も根強いものがあります。

TPPをめぐっては賛否両論があるわけで、私を含む賛成論者の主張は、今挙げた市場開放、それも自国だけではなくて相手国も同時に市場開放していくことが、日本

経済の成長に結びつくという見方です。

重要なのはきちんと議論を尽くし、活気のある魅力的な日本のるべき姿を見据え、そこからどういう政策が今必要かと考えていくことです。ところが政治というのは、いつ選挙があるかわからない状況を控え、つねに保守的、保護的になって短いサイクルで動いてしまう。それをどうにかして乗り越えないと、日本の将来は暗いと思います。

——TPP反対派を説得するには、どういうアプローチが必要でしょうか。

政策を考えるときに、コメならコメに対する政策を一律に考えるのではなく、生産性の高い農業を後押しし、日本でも海外でも売れないコメをつくっている方は市場から退出してもらうことです。コメ生産に携わっている方は高齢者が多いので、農業保護政策ではなく生活を守る社会政策で対応することも有効ですし、若い人は一時的に所得補填し、訓練や教育を提供して他分野でも働く技能を身につけてもらうなど、きめ細かい支援が必要です。

いままでの日本の政策は、貿易自由化の際にソーシャル・セーフティネットをつくらずにきていました。TPPを進めた場合に、どうしても輸入競争で太刀打ちできない分野の人たちには、こうした政策を講じることも重要です。

——通商の枠組みとしてはTPP以外にもWTOやAPEC（アジア太平洋経済協力会議）などさまざまな枠組みがありますが、それらをどのように組み立て、戦略を練っていくべきでしょうか。

最も望ましいのは、世界全体で自由な貿易や投資ができるビジネス環境をつくり出すことです。WTOはそのための国際機関なのですが、WTOのもとで始められたドーハラウンドは、現在行き詰っています。というのも、WTOでの意思決定は基本的には全会一致ですが、154もの加盟国があり、意見が一つにまとまるることは非常に難しい。

そこで、同じような考えを持つ国々が集まって自由化を進めていくための枠組みとしてFTAがあります。なるべく多くの国を含むFTAをつくっていくことが、最終的に世界レベルの自由な貿易・投資環境をつくりだす方策になるでしょう。

その意味ではAPECメンバー21か国・地域により創設されるであろう自由貿易圏FTAAP（アジア太平洋自由貿易圏）が、アジア太平洋では一番大きな枠組みになり

ます。ただ、FTAAPは2010年の横浜APECで2020年の実現が合意されましたが、まだ構想段階しかありません。

FTAAPを実現するにはTPP、ASEAN+3、ASEAN+6という三つの道筋があり、その中で実際の動きとして交渉が進んでいるのはTPPだけです。TPPは現在9カ国が交渉していて、日本が入れば10カ国、カナダ、メキシコも入れば12カ国になります。

TPPの特徴は、貿易・投資の自由化だけではなくて、国内経済制度にかかるルールについてもきっちり制度をつくっていく点です。知的財産権のルール、競争政策のルール、政府調達のルールなど、WTOでカバーされていない国内措置、国内制度についてもルールを決め、多国間で非常に深い統合をつくっていきます。

例えば中国は市場として非常に魅力的ですが、知的財産権や政府調達については、ルールがあったとしても遵守されていないなど、さまざまな問題を抱えています。現時点では中国はTPPに入っていますが、将来的に中国が魅力的だと感じるようなTPPになり、一緒に好ましいビジネス環境をつくることもあり得るわけで、そうした姿までを描きながら、積極的に交渉を合意を持っていく役割を、日本は担うべきだと思います。

また、カンボジア、ラオス、ミャンマーなどは、

APECに未加盟ですし、発展段階も後れていることから現時点ではTPPに加盟することが難しい状況にあります。アジアの重要な国々ですので、今後は発展させる必要があります。そのためにはアジアの枠組み(ASEAN+3、ASEAN+6)を実現させ、経済協力という日本の得意分野に重点を置きながら、貿易と投資の自由化を進めていくことも考えねばなりません。

TPPに加えこうした枠組みをつくりていき、その結果アジアの国々が経済成長に成功すれば、将来的にアジア太平洋において非常に活気があり、透明性の高い、安定的な経済制度ができる。そうすると、アジア太平洋は世界経済の半分以上の規模がありますので、その先には世界全体のルールへと広がる道が開けます。TPPを考えるときは、そこまで熟慮して議論すべきだと考えています。

### インタビューを終えて

経済成長実現ツールとしての通商政策の役割や、アジア太平洋ひいては世界全体の貿易投資の自由化を導く契機としてのTPPの役割など、説得力のあるわかりやすい解説をしていただきました。これこそ、今の政府に求められていることだという感想を持ちました。近く報告書をとりまとめ、シンポジウム（3月21日）を開催します。ご期待ください。（主任研究員 佐々木孝明）

Symposium

## 第84回シンポジウム「変貌を遂げる中国の経済構造—日本企業に求められる対中戦略のあり方—」を開催

昨年12月9日、経団連会館において、シンポジウム「変貌を遂げる中国の経済構造」を開催しました。当研究所では、中国の労働・産業構造の変化の実態分析と日本企業の対中戦略のあり方について検討してきました。当日は検討結果の報告と活発なパネル討論を行いました。

渡辺利夫・拓殖大学総長・当研究所研究諮問委員は挨拶で、「賃金上昇に見られる中国労働市場の変化が、産業・貿易・消費構造および日本企業のあり様に大きな影響を及ぼしつつある」と、今回のシンポジウムの背景を述べました。

続いて、3名の委員による報告が行われました。まず、巖善平・同志社大学大学院教授は、「中国人手不足は、少子化の急速な進行、大学進学率の上昇、農村出身者の都市定住の困難さ、内陸部の経済開発などが背景」として、「賃金上昇は当面続くが、徐々に資本による労働代替が進むだろう」との展望を示しました。

丸川知雄・東京大学社会科学研究所教授は、「中国の消費の波は中・低所得者層に広がり始め、ボリュームゾーン

が急拡大している」として、「日本企業は、低価格、経営や開発の現地化、流通ルートの主体的整備が必要」と述べました。



朱炎・拓殖大学政経学部教授は、日本企業の戦略として「輸出基地から中国国内の販売重視への転換、日本企業同士の納入から現地企業の開拓、中小都市や内陸都市への拡大、現地法人への権限移譲などが必要」との提言を行いました。

続くパネル討論では、「企業の対中進出や大規模プロジェクトに政府はもっと積極支援すべきである」「日本企業は中国政府との関係を緊密化してその産業政策の動向にあわせるべきだ」「技術移転や市場シェアなどで成果を共有すべきだ」など、多岐にわたる議論が展開されました。

シンポジウムの詳細は、近く刊行する「21世紀政策研究所新書21」をご参照ください。（主任研究員 佐々木孝明）